国内外における字幕放送等に関する調査研究

報告書

２０１１年９月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

◆ 目次 ◆

Ⅰ. 調査研究の概要 1

１. 調査研究の背景・目的 1

２. 調査研究の内容 2

Ⅱ. 国内における視聴覚障害者のテレビ利用状況等に関する現状調査 3

１. 聴覚障害者アンケート調査結果 3

1.1 アンケート調査概要 3

1.2 調査結果 4

２. 視覚障害者アンケート調査結果 53

2.1 アンケート調査概要 53

2.2 調査結果 54

３. 高齢者アンケート調査結果 88

3.1 アンケート調査概要 88

3.2 調査結果 89

Ⅲ. 諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等に関する調査 111

１. 米国における字幕放送等の実施状況・関連制度等 111

1.1 基礎情報 111

1.2 字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度 114

1.3 字幕放送等の実施状況 124

1.4 通信における字幕等の付与状況 131

２. 英国における字幕放送等の実施状況・関連制度等 135

2.1 基礎情報 135

2.2 字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度 140

2.3 字幕放送等の実施状況 150

2.4 通信における字幕等の付与状況 158

３. カナダにおける字幕放送等の実施状況・関連制度等 162

3.1 基礎情報 162

3.2 字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度 164

3.3 字幕放送等の実施状況 169

3.4 通信における字幕等の付与状況 173

3.5 その他 173

４. 韓国における字幕放送等の実施状況・関連制度等 175

4.1　基礎情報 175
4.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度 178
4.3　字幕放送等の実施状況 192
4.4　通信における字幕等の付与状況 204
５．中国における字幕放送等の実施状況・関連制度等 206
5.1　基礎情報 206
5.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度 207
5.3　字幕放送等の実施状況 208
5.4　通信における字幕等の付与状況 212
5.5　その他 212

Ⅳ．国内における字幕放送等の今後の展望等に関する調査 214
１．字幕放送等に係る技術開発状況 214
1.1　字幕等付与の状況 214
1.2　字幕放送等に係る新たな技術の開発状況 219
1.3　今後の字幕放送等の普及促進に当たっての課題及びその解決策 235
２．通信における字幕付与 238
2.1　通信における字幕付与の状況 238
2.2　今後の字幕付与推進に当たっての課題及びその解決策 240
３．字幕データを活用した新たなビジネスモデル創出の可能性 241
3.1　字幕データの二次利用の状況 241
3.2　字幕データを活用した新たなビジネスモデルの可能性 241

＜参考資料＞

１．聴覚障害者向け調査票 245
２．視覚障害者向け調査票 255
３．高齢者向け調査票 263
４．諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等比較表 271

Ⅰ．調査研究の概要

１．調査研究の背景・目的

総務省においては、字幕放送及び解説放送の普及促進を図るため、平成 19 年 10 月、平成 20 年度から平成 29 年度までの間における字幕放送及び解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（以下「行政指針」という。）を策定・公表し、これまで、行政指針に定められた普及目標の実現に向けて、放送事業者の取組を促してきたところである。

字幕放送等の実施状況について、平成 22 年度における総放送時間に占める割合でみると、デジタル放送で、字幕放送は、ＮＨＫ総合：56.2％（前年度比＋8.6％）、ＮＨＫ教育：42.6％（前年度比＋1.9％）、在京キー５局平均：43.8％（前年度比－0.1％）、在阪準キー4 局平均：41.4％（前年度比＋1.2％）となっており、総放送時間の約半分に字幕が付与されている状況である。他方、解説放送は、ＮＨＫ総合：5.9％（前年度比＋0.2％）、ＮＨＫ教育：10.0％（前年度比±0.0％）、在京キー5 局平均：0.6％（前年度比＋0.1％）、在阪準キー4 局平均：0.6％（前年度比＋0.2％）となっており、実績は低いものの、前年度と比べて微増傾向にある。また、手話放送は、ＮＨＫ総合：0.1％（前年度比＋0.1％）、ＮＨＫ教育：2.4％（前年度比＋0.1％）、在京キー5 局平均：0.1％（前年度比±0.0％）、在阪準キー4 局平均：0.1％（前年度比±0.0％）となっており、前年度と比べてほぼ横ばいといった状況である。

行政指針は、10 年間にわたって実現すべき普及目標を定めたものであるが、「策定後は技術動向等を踏まえて、５年後を目途に見直しを行う」ことが明記されており、総務省では、平成 24 年を目途に、行政指針の見直しを行うことを予定している。そのため、国内における視聴覚障害者の字幕放送等の利用状況、諸外国における字幕放送等の現状、国内の字幕放送等に関する最新の技術動向等を適切に把握することが喫緊の課題になっている。

以上にかんがみ、本調査研究においては、今後の行政指針の見直しの検討に資するため、国内外における字幕放送等に関する調査を行うことを目的とする。

２．調査研究の内容

本調査で実施した内容は以下の通りである。

＜国内における視聴覚障害者のテレビ利用状況等に関する現状調査＞

・聴覚障害者アンケート調査

・視覚障害者アンケート調査

・高齢者アンケート調査

＜諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等に関する調査＞

・米国の字幕放送等に関する調査

・英国の字幕放送等に関する調査

・カナダの字幕放送等に関する調査

・韓国の字幕放送等に関する調査

・中国の字幕放送等に関する調査

＜国内における字幕放送等の今後の展望等に関する調査＞

・字幕放送等に係る技術開発状況についての調査

・通信における字幕等の付与についての調査

・字幕データを活用した新たなビジネスモデル創出の可能性についての調査

Ⅱ．国内における視聴覚障害者のテレビ利用状況等に関する現状調査

１．聴覚障害者アンケ　ト調査結果

1.1　アンケ　ト調査概要

<table>
<tr><td>実施期間</td><td>2011 年 8 月 6 日～2011 年 8 月 29 日</td></tr>
<tr><td>対象地域</td><td>全国 47 都道府県</td></tr>
<tr><td>配布対象者</td><td>聴覚障害者 988 名（ろうあ者 300 名、中途失聴・難聴者 688 名）</td></tr>
<tr><td>配布方法</td><td>ろうあ者については財団法人全日本ろうあ連盟からの依頼により、各地区のろうあ者団体が、また中途失聴・難聴者については、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会からの依頼により、各地区の難聴者・中途失聴者団体が各回答者に郵便または直接手渡しで配布。回答は郵便にて回収。</td></tr>
<tr><td>配布内訳</td><td>ろうあ者、中途失聴・難聴者の双方において、配布対象者は以下のようになるよう配布した。
■男女比
「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」のデータを参考とし、ほぼ半数ずつのため、１対１とした。
※性別　聴覚障害者数
<table><tr><td>総数</td><td>男性</td><td>女性</td><td>不詳</td></tr><tr><td>291,800</td><td>132,000</td><td>153,700</td><td>6,100</td></tr><tr><td>100.0%</td><td>45.2%</td><td>52.7%</td><td>2.1%</td></tr></table>（資料）厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」より概算値を作成

■年齢構成
年齢は 20 歳以上を対象とした。
年齢構成は、「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」のデータを参考とし、「20～49 歳」を 15%程度、「50～64 歳」を 20%程度、「65 歳以上」を 65%程度で割り付けた。年齢の低い層の比率が低いため、「20～49 歳」「50～64 歳」の割合を実際よりも若干高めに設定した。
※年代別　聴覚・言語障害者数
<table><tr><td>計</td><td>20～49 歳</td><td>50～64 歳</td><td>65 歳以上</td></tr><tr><td>334,000</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>232,000</td></tr><tr><td>100.0%</td><td>13.5%</td><td>17.1%</td><td>69.5%</td></tr></table>（資料）厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」より概算値を作成</td></tr>
<tr><td>有効回収数</td><td>422 件（42.7%）</td></tr>
</table>

1.2　調査結果

1.2.1　回答者属性

(1) 性別

性別について尋ねたところ、42.7%が男性、55.5%が女性である。

図表Ⅱ-1-1　性別　Q24（単数回答）n=422

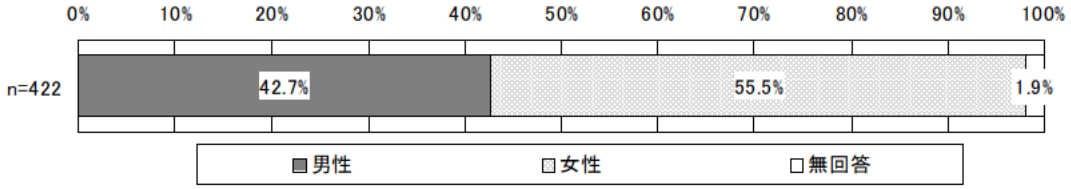

(2) 年齢

年齢について尋ねたところ、「20～29 歳」「30～39 歳」「40～49 歳」を合わせた 20～49 歳が 18.0%、「50～59 歳」「60～64 歳」を合わせた 50～64 歳が 30.1%、「65～69 歳」「70 歳以上」を合わせた 65 歳以上が 50.5%となっている。

図表Ⅱ-1-2　年齢　Q25（単数回答）n=422

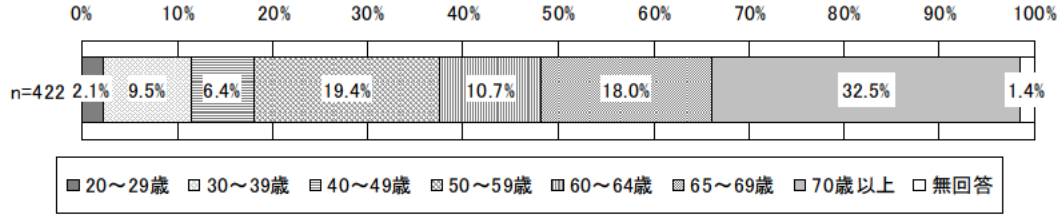

(3) 居住地

居住している都道府県別の回収状況は下表のとおりである。

図表Ⅱ 1 3　居住地 Q26（単数回答）n=422

都道府県名	件数	%
北海道	11	2.6
青森県	5	1.2
岩手県	4	0.9
宮城県	0	0.0
秋田県	5	1.2
山形県	15	3.6
福島県	12	2.8
茨城県	12	2.8
栃木県	7	1.7
群馬県	9	2.1
埼玉県	13	3.1
千葉県	13	3.1
東京都	34	8.1
神奈川県	1	0.2
新潟県	15	3.6
富山県	2	0.5
石川県	8	1.9
福井県	5	1.2
山梨県	0	0.0
長野県	6	1.4
岐阜県	9	2.1
静岡県	14	3.3
愛知県	8	1.9
三重県	10	2.4
滋賀県	2	0.5
京都府	8	1.9
大阪府	16	3.8
兵庫県	11	2.6
奈良県	11	2.6
和歌山県	9	2.1
鳥取県	3	0.7
島根県	11	2.6
岡山県	6	1.4
広島県	11	2.6
山口県	5	1.2
徳島県	5	1.2
香川県	0	0.0
愛媛県	8	1.9
高知県	11	2.6
福岡県	2	0.5
佐賀県	9	2.1
長崎県	10	2.4
熊本県	13	3.1
大分県	9	2.1
宮崎県	8	1.9
鹿児島県	7	1.7
沖縄県	3	0.7
無回答	26	6.2
全体	422	100.0

(4) 所属団体

所属団体について尋ねたところ、「全日本ろうあ連盟」が 27.5%、「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」が 69.2%となっている。

図表Ⅱ-1-4　所属団体 Q27（単数回答）n=422

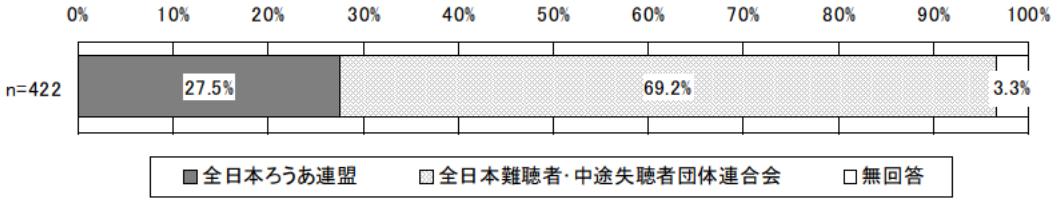

(5) 同居している健常者の有無

同居している健常者の有無について尋ねたところ、「健常者の同居者がいる」が 72.3%、「同居の健常者はいない」が 25.1%となっている。

図表Ⅱ-1-5　同居している健常者の有無 Q28（単数回答）n=422

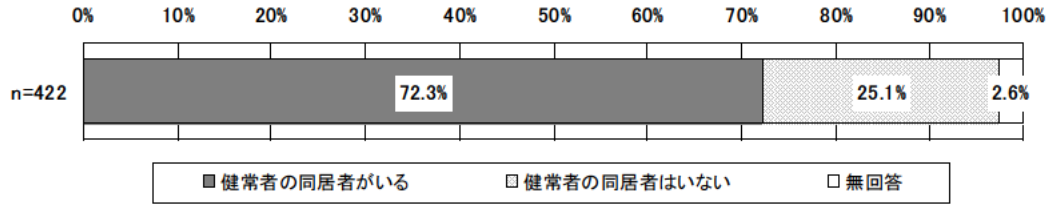

(6) インターネットの利用状況

インターネットの利用状況について尋ねたところ、「利用している」が 61.6%、「利用していない」が 37.9%となっている。

図表Ⅱ-1-6　インターネットの利用状況 Q29（単数回答）n=422

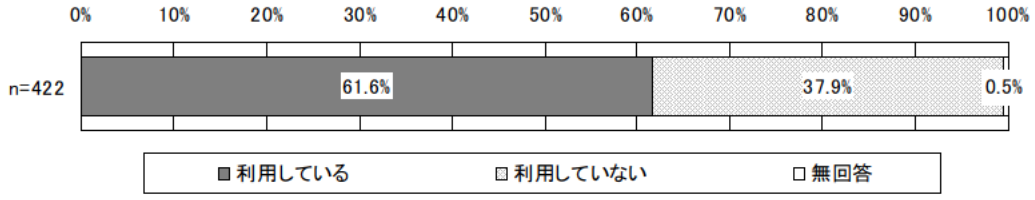

年齢別にインターネットの利用状況をみると、「20～49 歳」は「利用している」が 92.1%と 9 割以上を占めている一方、「50～64 歳」は 71.7%、「65 歳以上」は 44.6%に留まっている。

図表Ⅱ-1-7　年齢別　インターネットの利用状況 Q29（単数回答）n=422

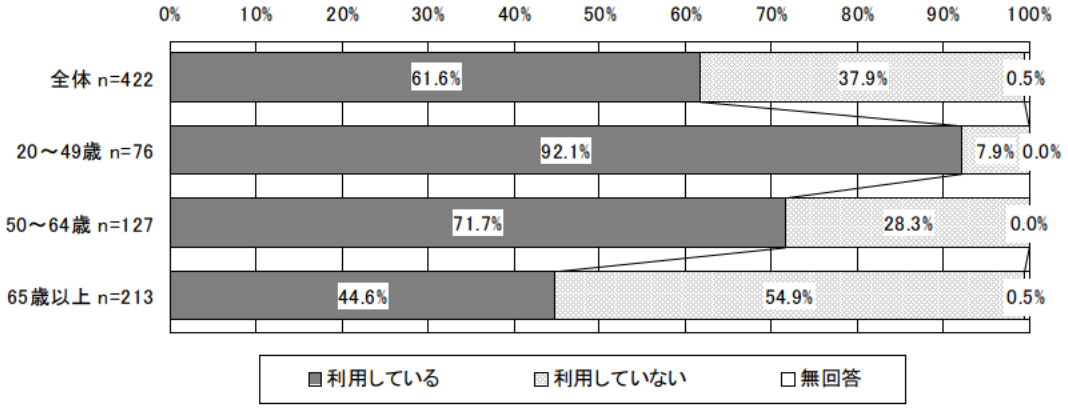

(7) インターネットの利用頻度

インターネットを利用している人について、インターネットの利用頻度について尋ねたところ、「ほぼ毎日（１日１時間以上）」が 45.4%で最も割合が高く、ついで「ほぼ毎日（１日１時間未満）」が 16.9%で、ほぼ毎日利用している人が 6 割強を占めている。

図表Ⅱ-1-8　インターネットの利用頻度 Q29-1（単数回答）n=260

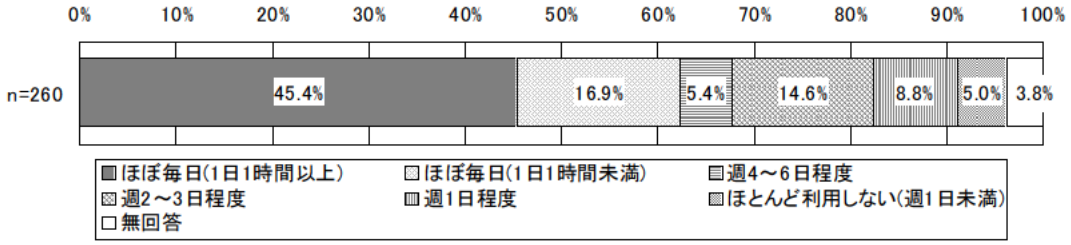

インターネットを利用している人について、年齢別にインターネットの利用頻度をみると、他と比較して「20～49歳」は「ほぼ毎日（１日１時間以上）」の割合が高く、60.0%を占めている。

図表Ⅱ-1-9　年齢別　インターネットの利用頻度 Q29-1（単数回答）n=260

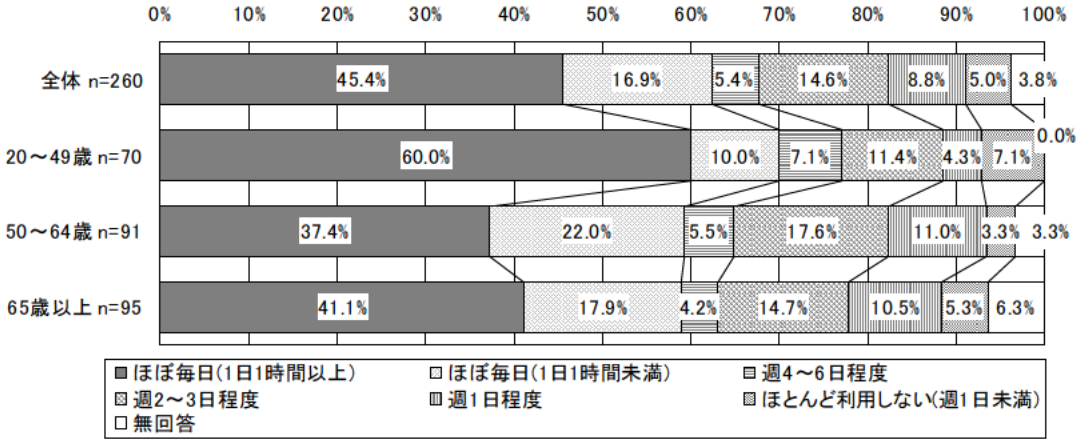

(8) 失聴年齢

いつ頃から聞こえにくくなったかについて尋ねたところ、「20～49歳」が29.4%で最も割合が高く、ついで「０～３歳」が17.1%、「生まれた時」が15.2%、「50歳～」が14.7%で続いている。

図表Ⅱ-1-10　失聴年齢 Q30（単数回答）n=422

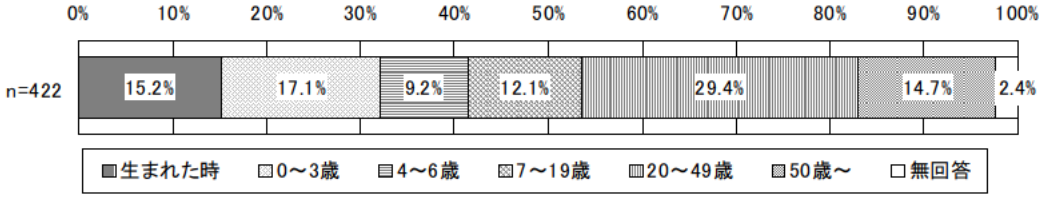

団体別（障害別）に、いつ頃から聞こえにくくなったかをみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）は、「生まれたとき」が 42.2%で最も割合が高く、ついで「０～３歳」が 35.3%を占めている。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（難聴者・中途失聴者）は、「20～49 歳」が 41.1%、「50 歳～」が 19.9%を占めている。

図表Ⅱ-1-11　団体別　失聴年齢 Q30（単数回答）

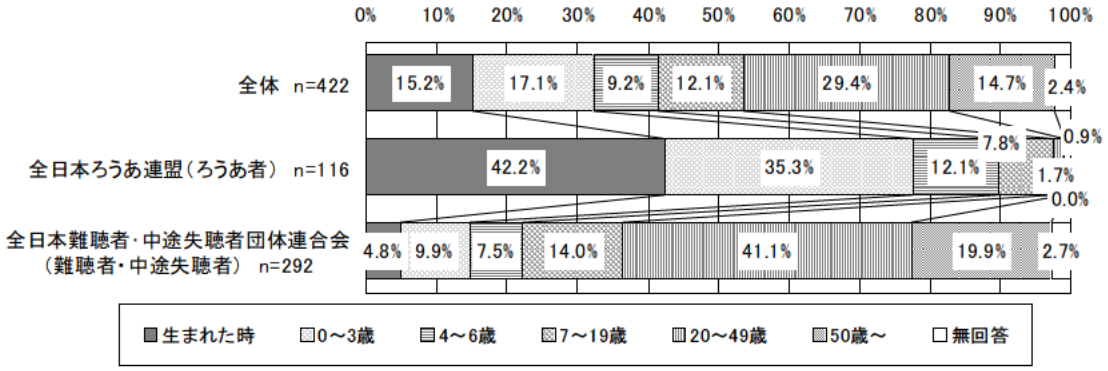

(9) 障害の等級

聴覚障害の等級について尋ねたところ、「１級」「２級」が合わせて 67.1%を占めている。

図表Ⅱ-1-12　障害の等級 Q31（数値回答）n=422

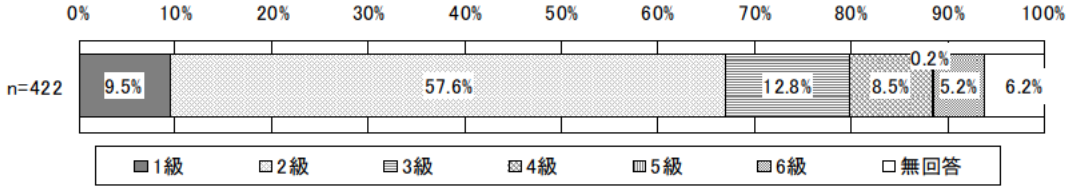

※聴覚障害の場合、「２級」が最も重い等級で両耳の聴力レベルがどちらも**100dB**以上（両耳全ろう）。他の障害を併せ持つ場合などは１級に認定されることがある。

(10) コミュニケーション手段

普段、どのような方法でコミュニケーションをとっているかについて尋ねたところ、「補聴器・人工内耳などの補聴機器を付けている」が 29.1%で最も割合が高く、ついで「手話」が 18.2%、「筆談・要約筆記」が 8.8%で続いている。

図表Ⅱ-1-13　コミュニケーション手段 Q32（単数回答）n=422

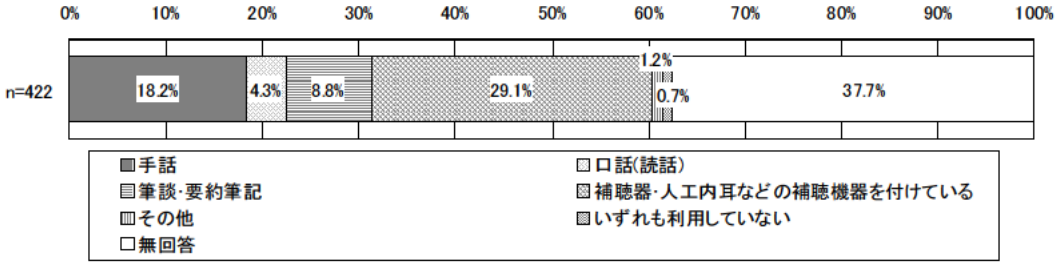

※単数回答の設問のため、複数回答したものは「無回答」としている。

団体別（障害別）に、普段、どのような方法でコミュニケーションをとっているかをみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）は、「手話」が 59.5%を占めている。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（難聴者・中途失聴者）は、「補聴器・人工内耳などの補聴器気を付けている」が 41.4%を占めている。

図表Ⅱ-1-14　団体別　コミュニケーション手段 Q32（単数回答）

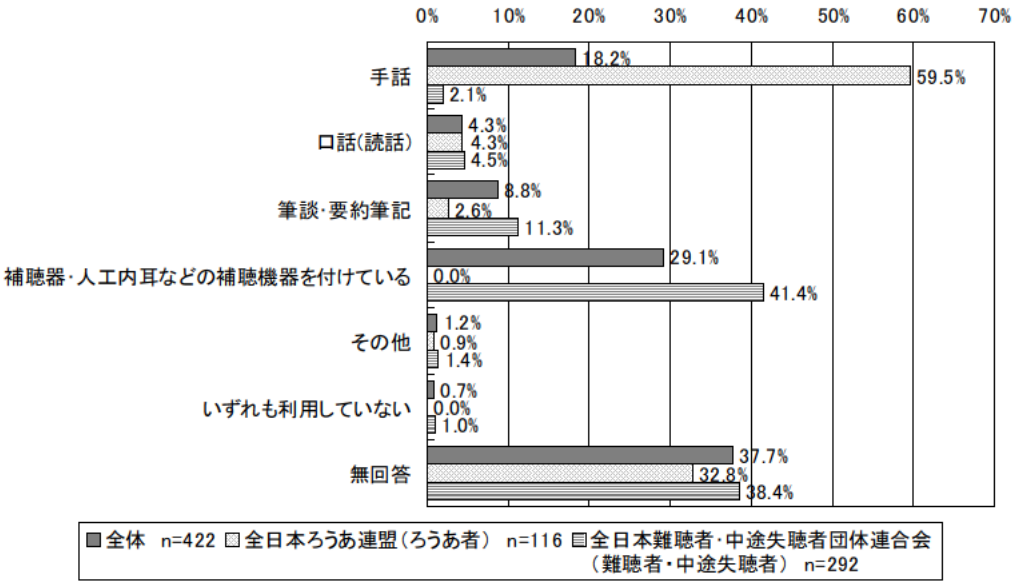

※単数回答の設問のため、複数回答したものは「無回答」としている。

障害程度別に、普段、どのような方法でコミュニケーションをとっているかをみると、他と比較して、「１～２級」は「手話」（24.7%）、「３級以下」は「補聴器・人工内耳などの補聴機器を付けている」（46.0%）の割合が高くなっている。

図表Ⅱ-1-15　障害程度別　コミュニケーション手段 Q32（単数回答）

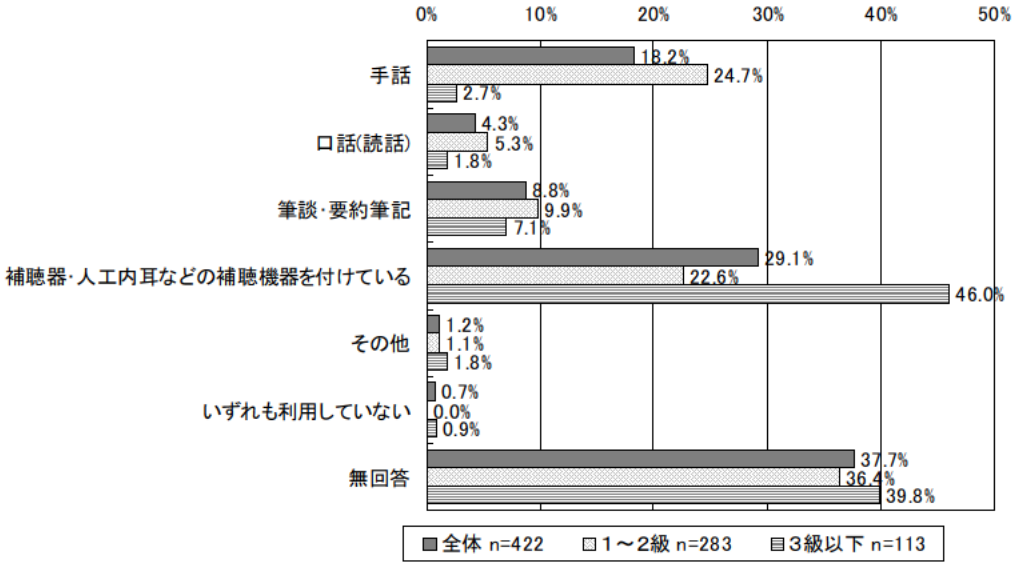

※単数回答の設問のため、複数回答したものは「無回答」としている。

単数回答のところ、複数選択した人が多かったため、参考値として複数回答での集計を行ったものをみると、「補聴器・人工内耳などの補聴機器を付けている」が53.8%で最も割合が高く、ついで「筆談・要約筆記」が39.1%、「手話」が36.7%、「口話（読話）」が24.6%で続いている。

図表Ⅱ-1-16　コミュニケーション手段 Q32（複数回答）n=422

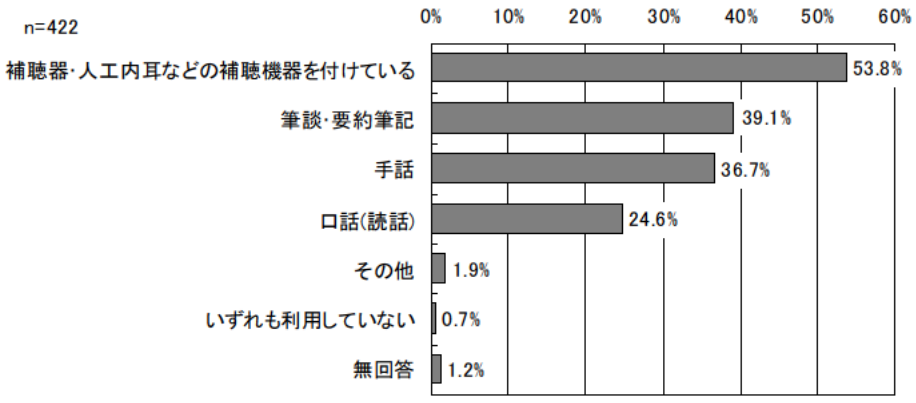

(11) 普段の生活様式

普段の生活様式が在宅中心か外出中心かについて尋ねたところ、「在宅がほとんど」（20.9%）、「どちらかというと在宅が多い」（21.1%）を合わせた在宅が多い人が 42.0%、「外出が多い」（18.7%）、「どちらかというと外出が多い」（23.0%）を合わせた外出が多い人が 41.7%となっており、それぞれ約４割で、ほぼ同割合となっている。

図表Ⅱ-1-17　普段の生活様式 Q33（単数回答）n=422

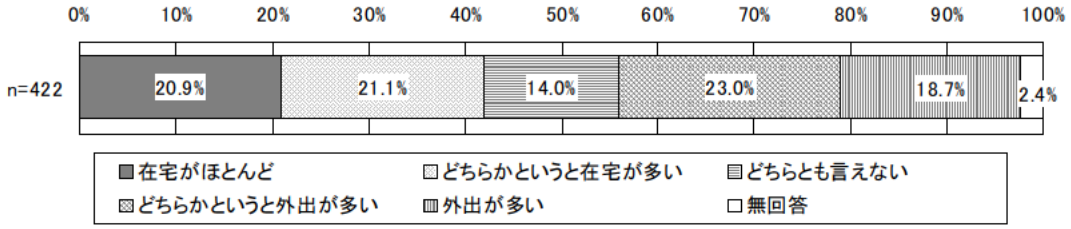

1.2.2　一般的なテレビ番組及び字幕・手話番組の利用状況について

(1) 普段のテレビ利用状況

平均すると、一日にどれくらいテレビを見ているかについて尋ねたところ、平日は、「一日に１～３時間くらい」が 46.9%で最も割合が高く、ついで「一日に４～６時間くらい」が 35.3%となっている。休日は「一日に４～６時間くらい」が 41.2%で最も割合が高く、ついで「一日に１～３時間くらい」が 33.9%となっている。

図表Ⅱ-1-18　普段のテレビ利用状況 Q1（単数回答）n=422

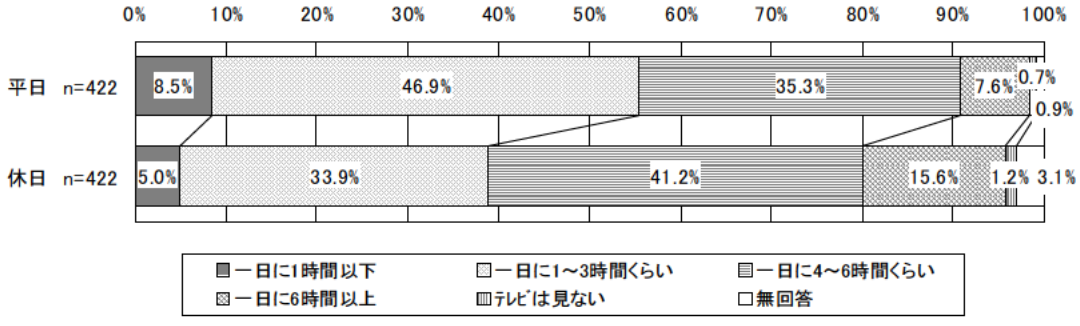

(2) テレビをよく見る時間帯

１日のうちで、テレビをよく見る時間帯について尋ねたところ、平日、休日とも「午後６時～午前０時」の割合が高く、平日が 74.6%、休日が 73.7%を占めている。

図表Ⅱ-1-19　テレビをよく見る時間帯 Q2（複数回答）n=422

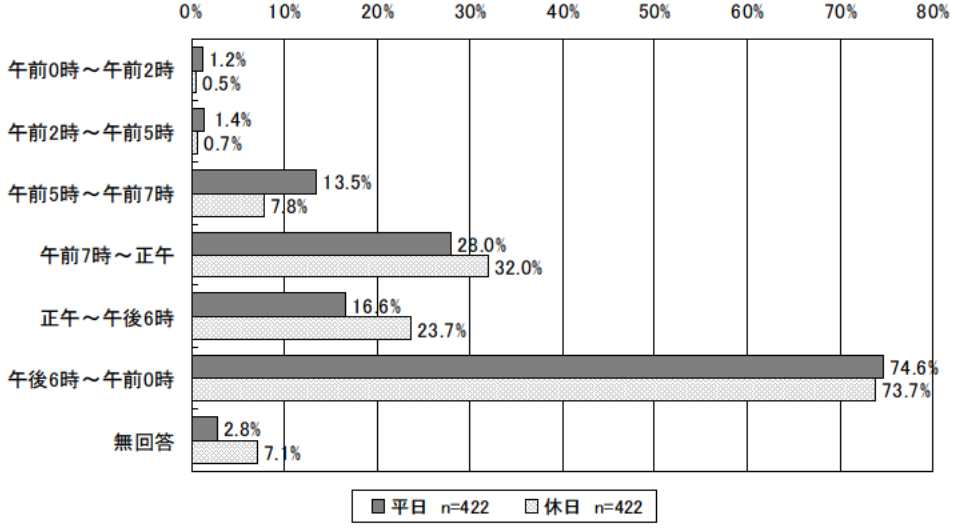

(3) 字幕付き番組と手話付き番組の利用状況

字幕付き番組、手話付き番組の利用状況について尋ねたところ、「字幕付き番組」は 94.1%が「見ている」と回答している。「手話付き番組」は「見ている」が 30.8%である一方、「時間帯が合わないなどで見られない」も 14.7%を占めている。

図表Ⅱ-1-20　字幕付き番組と手話付き番組の利用状況 Q3（単数回答）n=422

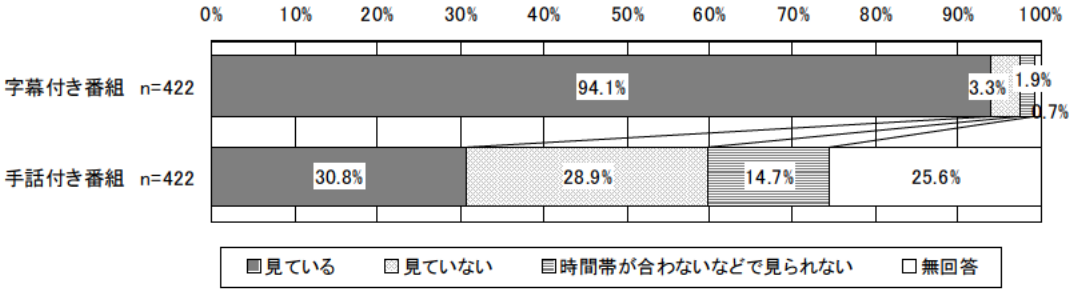

団体別（障害別）に、手話付き番組の利用状況をみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）の 52.6%が「見ている」、30.2%が「時間帯が合わないなどで見られない」と回答している。

図表Ⅱ-1-21　団体別　手話付き番組の利用状況 Q3（単数回答）n=422

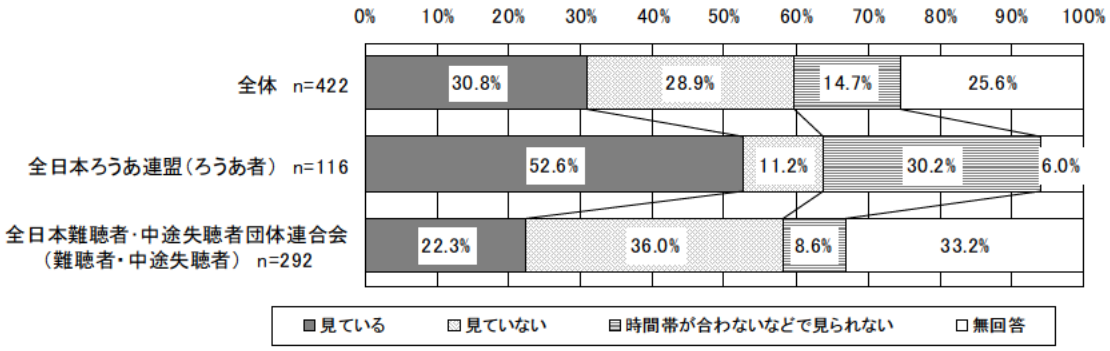

(4) 字幕と手話の利用意向

(3)で字幕付き番組や手話付き番組のいずれかを見ていると回答した人に対して、字幕と手話、どちらでテレビを見たいかについて尋ねたところ、「字幕」が 63.8%、「どちらかというと字幕」が 16.5%を占めている。

図表Ⅱ-1-22　字幕と手話の利用意向 Q3-1（単数回答）n=400

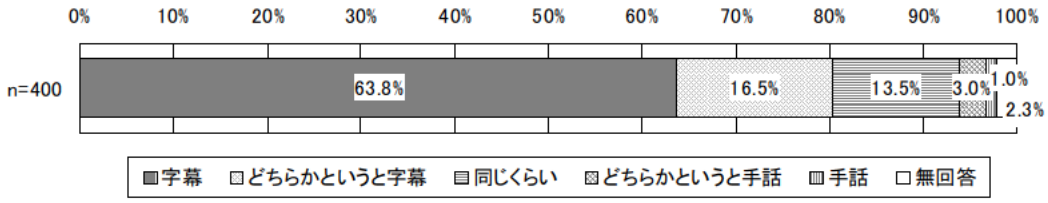

(3)で字幕付き番組や手話付き番組のいずれかを見ていると回答した人に対して、団体別（障害別）に、字幕と手話、どちらでテレビをみたいかをみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）は、「同じくらい」が 37.7%を占めている。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(難聴者・中途失聴者)は、「字幕」（80.2%）、「どちらかというと字幕」（13.6%）を合わせた 93.8%が「字幕」と回答している。

図表Ⅱ 1 23 団体別 字幕と手話の利用意向 Q3 1（単数回答）n=400

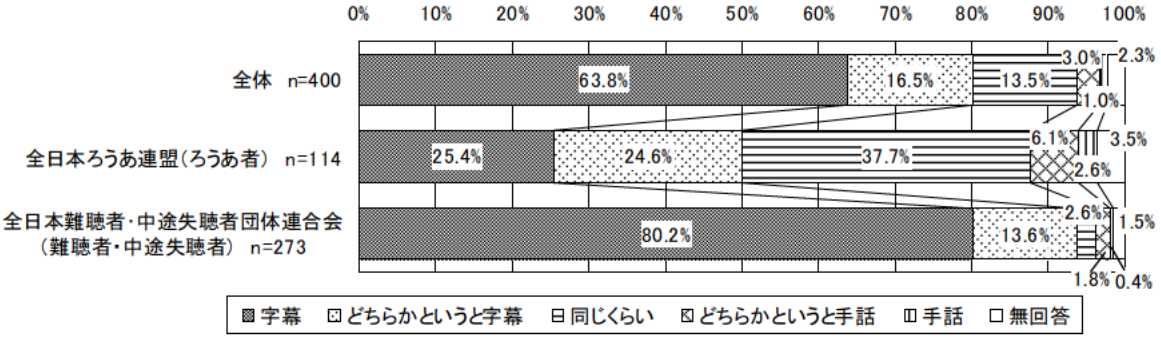

(5) 字幕付き番組や手話付き番組のスケジュ ルの入手方法

字幕付き番組や手話付き番組のいずれかを見ていると回答した人に対して、字幕付き番組や手話付き番組のスケジュールの入手方法について尋ねたところ、「新聞」が 82.3%で最も割合が高く、ついで「ＥＰＧ」が 26.0%、「障害者団体の会報等」が 15.8%で続いている。

図表Ⅱ 1 24 字幕付き番組や手話付き番組のスケジュ ルの入手方法 Q3 2（複数回答）n=400

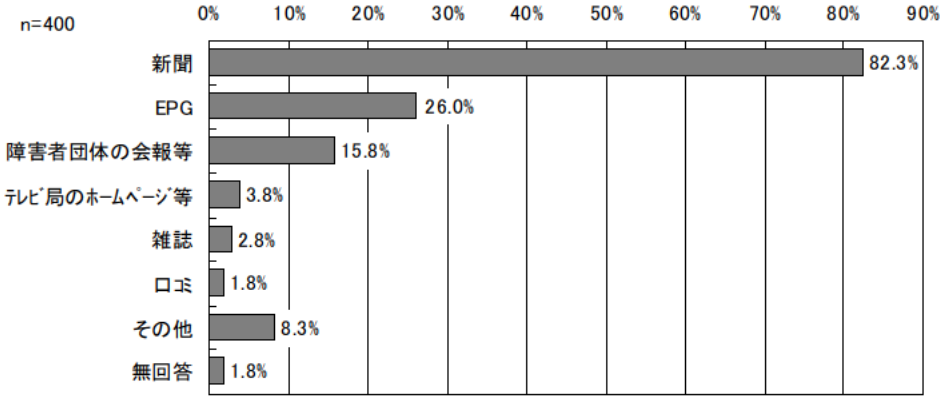

(6) 字幕付き番組や手話付き番組のスケジュ　ルの入手に関する課題

字幕付き番組や手話付き番組のスケジュール入手に関する課題について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 25　字幕付き番組や手話付き番組のスケジュ　ルの入手に関する課題
Q3 3（自由記入）

■番組表への記載方法、表示方法
・番組欄に「字」の表示記号が示されれば参考になる。
・新聞番組表に「字」と必ず入れて欲しい。
・「字」　この文字を太字にしてもらうとよく分るが。
・「字幕付」というのがよく分かる表示（太字とか）として欲しい（新聞などの表示を含む）。
・テレビに出る番組表の「文」が解りにくい。
・新聞に「文」が付いていない番組もあるので、必ず付けて欲しい。
・字幕が付く番組は、できれば番組名を太字にして欲しい。
・字幕付きでテレビを見るので、特に字幕付に特化したスケジュールを見たい。
・新聞のテレビ案内欄には「字幕」と必ず入れて欲しい。

■テレビ画面への表示
・番組案内などの放送時、「字幕」「手話」付きと画面に出して欲しい。
・テレビの画面の片隅に字幕付き手話付きの合図があるとよい。

■デ　タ放送、ＥＰＧでの情報提供
・今の媒体で十分だが、もっと欲を言えば、ＴＶの機能に字幕付き、または、手話付き番組リストが出せるようにして欲しい。
・デジタルテレビの番組表に字幕のマークが付いているものと付いていないものがあるので、はっきりと表示して欲しい。
・EPG に関して字幕付きの記入は普及しているが統一されていない。

■Web 等での情報提供
・話題作などはツイッターでの情報発信も。Facebook に字幕・手話番組のサイトがあるとよいかも。
・携帯やスマートフォンからでもスケジュールが分かりやすく出るとよい。
・携帯でも見られるようになればいいかなと思う（字幕付きということが）。

■放送の変更等への対応
・新聞に一週間分の番組表が毎週入るので、これでチェック。録画撮りの際にも、その都度、分かりやすい表示有。これで充分。ただし、予め「字」と表示あって、楽しみに待っていたのに、当日になってから稀に字幕が入らなかったことも。また、入っていても途中から中断し、結局後半は字幕なしで内容もよく分からず、ドラマが楽しめなかったことも。
・字幕と書いてあっても、字幕でないものがある。また、その逆もある。全てに字幕を付けて欲しい。
・事前に「字」の表示があっても局側の都合で付かなくなった時など、がっかりする度

合いが高いので、もう少し早く分かる方法はないか、できれば検討して欲しい。

■その他

・字幕付き番組のスケジュールの入手はできるが、手話付き番組のスケジュールの入手はできない（分かりにくい）。
・番組もスケジュールも新聞以外では入手の方法さえ知らない。情報も分からない。
・老人のひとり暮しでも分かりやすいように。
・番組紹介や予告の中で字幕付き、手話付きと予め紹介して欲しい。
・新聞の番組で十分。情報の氾濫はかえって判断に戸惑いを感じる。
・以前は NHK に問い合わせして、字幕放送の時間を教えていただいたが、毎月請求するのは面倒くさいからやめた。
・ＴＶガイドを購入して見ているので、課題や要望は別にない。
・全てに字幕が付くのが望ましいと思う。スケジュールを入手しないといけないというところがすでに課題。
・地デジになってから、字幕放送に設定しているので、字幕番組を見ると、字幕放送がすぐに見られて便利。

(7) 字幕付き番組や手話付き番組を見ていない理由

字幕付き番組や手話付き番組を見ていない人について、その理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 26　字幕付き番組や手話付き番組を見ていない理由 Q3 5（自由記入）

■見たい番組や時間帯に字幕や手話が付いていないため

・手話付き番組の時間帯は見ていない（時間帯が合わない）。
・見られる時間帯が限られている（手話付き番組）。
・もう少し時間帯を考えて欲しい。見たい番組に字幕がない。
・見たい番組ではないし、時間帯が合わない。

■いつ放送されているか分からないため

・いつ、何時に出てくるか分からない。突然出たりする時もある。
・番組のプログラム（スケジュール）が無くては、何が放映されているのかも分からない。
・字幕付き番組が分からない。
・手話付き番組は何時からか、内容は何か情報が分からない。

■読み取る負担が大きいため

・ドラマに字幕が付いていても、読み取りするだけで、目が疲れるし楽しめない。手話でも 100%通じないから不便。
・手話の読み取りが難しい（早いから）。
・手話は通訳者によって読み取りが難しい。

■字幕が見にくいため

・字幕が見にくい。字幕の位置。

・字幕が大事な画面にかぶる。生放送でもないのに編集が雑。利用者のことを全く考えていない。取りあえず付けておけばいい、という感じ。以前、地震関連のテレビで手話通訳が出た瞬間、字幕が切られた時は本当に頭にきた。

■手話が分からないため

・手話は少ししか分からないので。スピードの早い放送の手話を読み取ることは不可能。

・手話はまだ日常会話くらいしか覚えていないので、手話を見ていると、画面を見る余裕がなくなるため。

・それぞれの手話があるので、分かりにくいところもある。もう少し大きく表現すれば、分かりやすくなる（分かりやすい方法）。

・手話があまり理解できないことと、見ていると疲れる。

■その他

・手話はニュアンス的に物足りない。

・見たいが操作が分からない。拡声器（集音機）を使っている。

(8) 普段よく見るテレビ番組のジャンル

普段よく見るテレビ番組のジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 91.0%で最も割合が高く、ついで「ドラマ」が 73.0%、「ニュース以外の報道・情報番組」「バラエティー番組」が 53.1%、「映画番組」が 51.9%で続いている。

図表Ⅱ 1 27　普段よく見るテレビ番組のジャンル Q4（複数回答）n=422

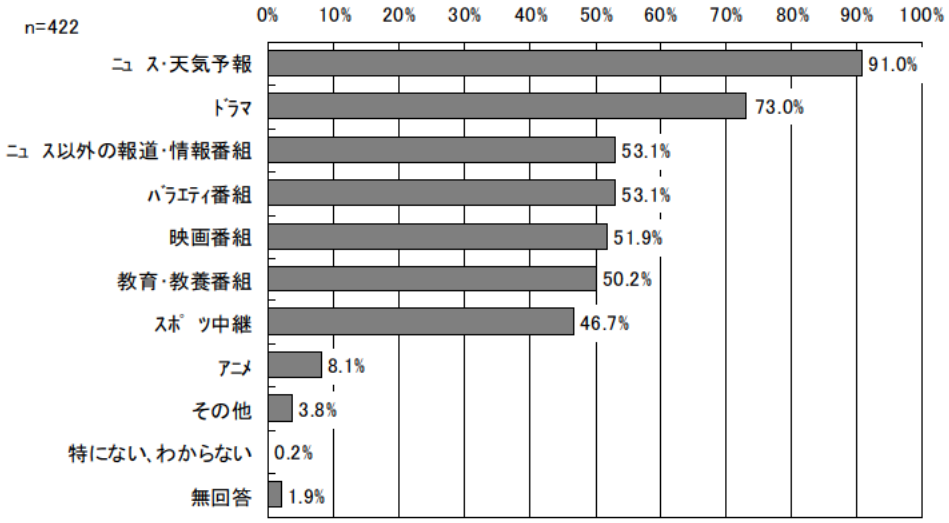

(9) インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組の利用状況

インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度利用しているかについて尋ねたところ、「利用したことがない」が 67.5%を占めている。

図表Ⅱ-1-28　インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組の利用状況 Q5（単数回答）n=422

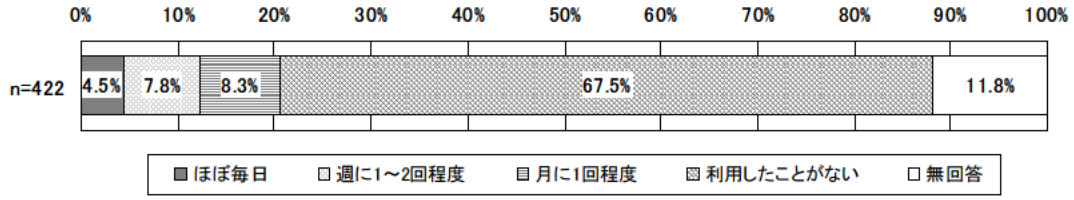

1.2.3　字幕付き番組・手話付き番組、文字情報等の見やすさ・分かりやすさ等について

(1) 字幕付き番組における字幕の見やすさへの満足度

現在の字幕付き番組における字幕の見やすさ（字の大きさ、明るさ、位置等）への満足度について尋ねたところ、「満足している」（16.8%）、「概ね満足している」（40.0%）を合わせた 56.8%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 16.4%で、「満足していない」（3.1%）と「あまり満足していない」（21.6%）を合わせた 24.7%が満足していないと回答している。

図表Ⅱ-1-29　字幕付き番組における字幕の見やすさへの満足度 Q6（単数回答）n=422

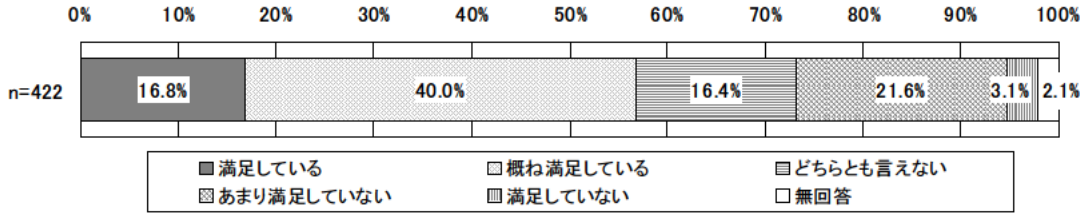

2006 年 2 月に実施した調査※ と比較すると、字幕の見やすさについて「満足」「概ね満足」との回答は 2006 年時点の 46%から 2011 年時点では 56.8%に増加している。

図表Ⅱ 1 30　字幕付き番組における字幕の見やすさへの満足度の2006年調査との比較

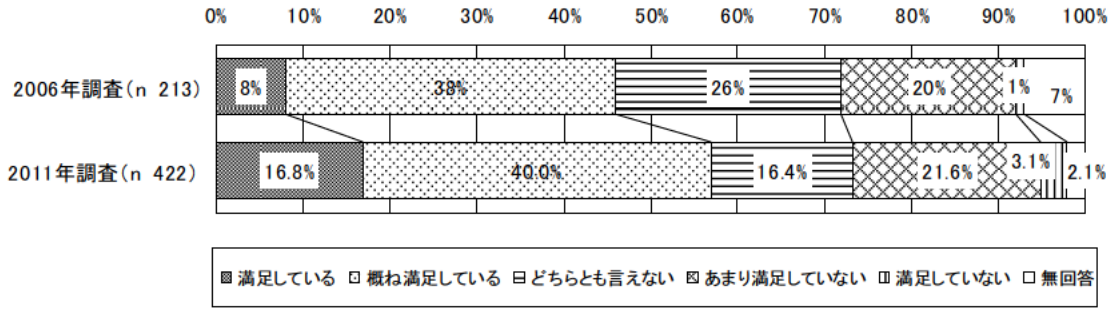

※株式会社三菱総合研究所「国内外における視聴覚障害者向け放送に関する調査研究報告書」2006 年3 月24 日　以下同。

現在の字幕付き番組における字幕の見やすさ（字の大きさ、明るさ、位置等）について、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 31　現在の字幕付き番組における字幕の見やすさ
（字の大きさ、明るさ、位置等）について満足していない理由 Q6 1（単数回答）

■字幕の表示が遅い、画面とずれている
- ニュース番組などで、同時通訳の場合、字幕表示がかなり遅い。
- 生放送でないのに字幕の表示が遅れることがある。
- 画面と文字情報がずれ過ぎている。
- 映像と字幕が同時進行しない。

■字幕が見にくい
- 字幕の位置が画面中央にあったり番組のテロップなどと重なったりして見にくいことがある。
- テロップと重なって見にくい。
- テロップに字幕が重なることが多く、テロップが見にくいし、画面に合わせて色をかえて欲しい。
- 字が小さい。色が付いているのに見にくいものがある。
- 字がうすく。遅い。
- 字の色がグリーンの時、見にくい。白・黄は良い。
- 緑の字幕は読みにくい、見にくい。
- 字の大きさは適当だが、少し細い。もう少し太くした方が見やすいのでは。
- 位置がバラバラで見にくい。

■字幕で画面が見にくい

・テロップにかからないよう、字幕を流しているため、人物の顔に字幕が付いて、肝心の画面が見えない場合が多い。
・字幕付きについて見やすい番組もあるが、字幕が画面の中央に 2 段にして付けてある時は非常に見にくい。
・字幕で出演者の顔が隠れたりして見にくい。ＴＶ機能で、画面を小さくし、画面外に字幕表示する様に設定している。
・字が大きすぎで、画面いっぱいに埋まる。映画と同じ下に自由に設定してほしかった。
・字幕の位置、色などが画像のじゃまをしている（両方見たい）。
・映画・ドラマはほぼ満足だが、ニュースやバラエティーに限って字幕が見にくい位置であったり、誤変換が多い。
・最初から出ているテロップと重なったり、見にくい。画面と切り離す方法がよい。

■その他

・私は満足しているが、家族からみると見にくいようだ。

(2) 字幕付き番組における字幕の分かりやすさへの満足度

現在の字幕付き番組における字幕の分かりやすさへの満足度について尋ねたところ、「満足している」（15.2%）、「概ね満足している」（51.7%）を合わせた 66.9%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 17.8%で、「満足していない」（0.9%）と「あまり満足していない」（10.4%）を合わせた 11.3%が満足していないと回答している。

図表Ⅱ-1-32　字幕付き番組における字幕の分かりやすさへの満足度 Q7（単数回答）

n=422

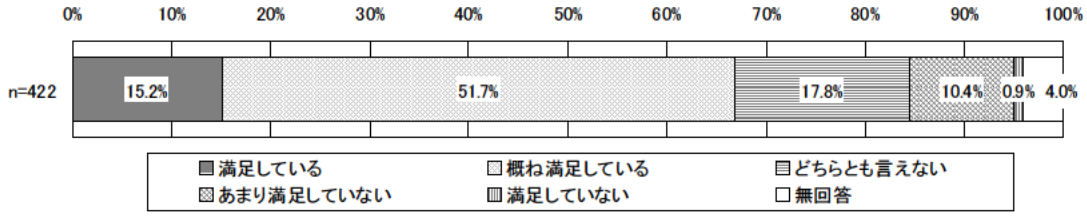

2006年2月に実施した調査と比較すると、字幕の分かりやすさについて「満足」「概ね満足」との回答は2006年時点の64%から2011年時点では66.9%に増加している。

図表Ⅱ-1-33　字幕付き番組における字幕の分かりやすさへの満足度の2006年調査との比較

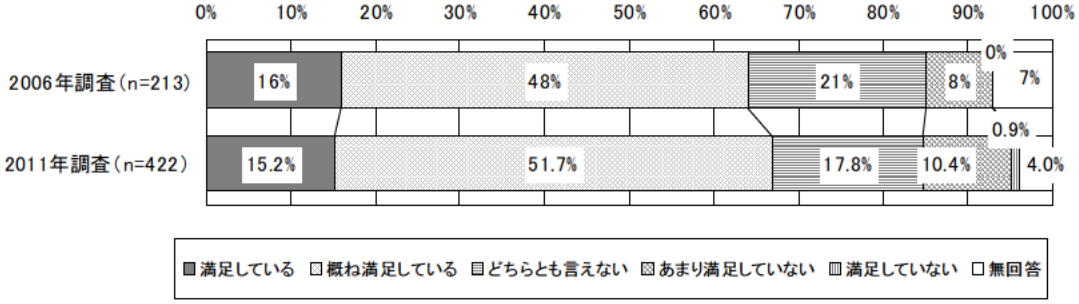

現在の字幕付き番組における分かりやすさについて、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-34　字幕付き番組における字幕の分かりやすさに満足していない理由
Q7-1（自由記入）

■話者が分かりにくい

・ドラマも、誰が話しているのか、字幕をみても分からない。たとえば、名前「どこかへ行く?」　名前「スーパーいきたい」というようにして欲しい。

■字幕が途中で切れる

・ニュースについて、CMで字幕が切れる（消える）。
・字幕が途切れて切り替るため、内容が伝わらないことがある。

■理解できるように要約して欲しい。

・長すぎる字幕は読み切れない。しっかり意図が伝わるように要約して放映して欲しい。
・大事なところだけ書いても、意味が分からないところがある。
・字幕が出るのが遅い（ニュースなど）。短くまとめて意味がわればよい。
・字幕についていけない時がある（自分自身の能力）。

(3) 生放送の字幕における時間差への意識

生放送の字幕付き番組の場合、出演者が実際に喋ってから少し遅れて字幕が画面に表示される。この時間差（タイムラグ）がどの程度気になるかについて尋ねたところ、「気になる」（25.1%）、「若干気になる」（34.6%）を合わせた59.7%が気になると回答している。

図表Ⅱ-1-35　生放送の字幕における時間差への意識 Q8（単数回答）n=422

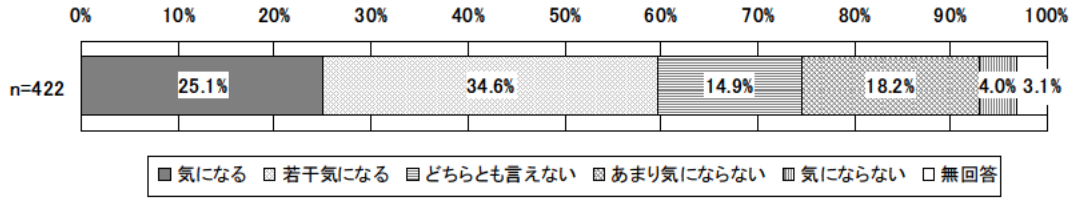

2006年2月に実施した調査と比較すると、時間差（タイムラグ）がどの程度気になるかについて「気になる」「若干気になる」との回答は2006年時点の53%から2011年時点では59.7%に増加している。

図表Ⅱ-1-36　生放送の字幕における時間差への意識の2006年調査との比較

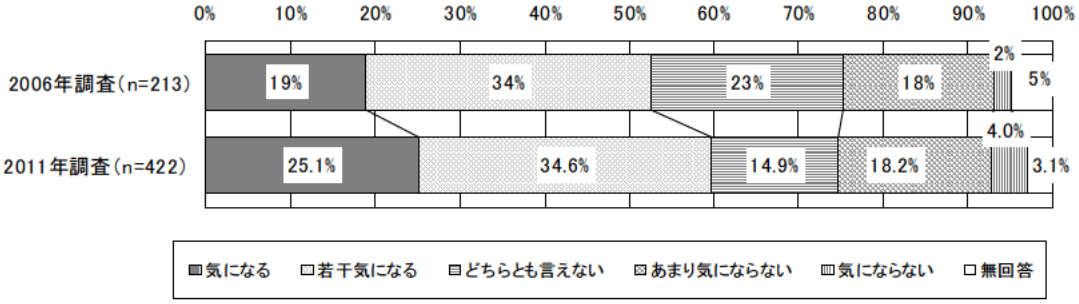

時間差（タイムラグ）について、「気になる」「若干気になる」と回答した人に気になる理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-37　生放送の字幕における時間差に対して気になる理由 Q8-1
（単数回答）n=422

■タイミングが遅いことに違和感がある

・話し手が（または内容が）変っても終っている直前のことばが出て来る。違和感がある。
・話題が変ったタイミングの遅れに、少し違和感がある。
・字幕を見て内容が理解できた時には、もう画面が変わってしまっている。
・スポーツなどは、特に場面と字幕が合ってないと戸惑うことも。
・次の画面と字幕内容が合っていない。時間差字幕がいつまでも残った状態が気になる。

■文章が途中で切れる

・タイムラグは必ず発生することなので仕方ないが、文節処理の仕方が悪く、「ことば」が分断されるのが気になる。
・途中で字幕が切れてしまったり、遅れると先に進んだ番組を同時に見ることができない。
・最後まで聞きたい。でも仕方ないかも。
・文字数に関係なく早く消えたり、長すぎたり（読み切れない時がある）。
・途中で切れる。パソコンでももう少し早くできるのでは。講演会・例会などに比べると遅い。
・場面によっては、言い終わらないうちに、CM に入ったりして、内容が分からなくなる。

■内容が分かりにくい、理解しにくい

・画面の話し手が変わった時、誰が話した内容か分からない時がある。
・会話が多い時に見にくい。
・行動と字幕が一致しないと内容の把握が難しい。混乱してしまう。
・遅れることによって、その場の時間的共有ができないので理解や笑いのタイミングがずれてしまう。
・映像と字幕を見るのに、映像の方を先に見てしまうのでついていけない部分がたくさんある。
・喋る人の顔の表情など、リアクションの意味がつかみにくい。あとで字幕が出てはじめて理解することが多い。
・特に天気予報の場合はずれることで情報が半減してしまう。
・やはり、喋ってからではなく同時に字幕が付かないと、笑えない場合や、理解できない場合も。健聴者には分からないと思う。
・笑うタイミングが健聴者と少しずれてしまう。
・笑いのタイミングがずれたりすると番組自体がおもしろくなく感じてしまう。
・遅れるのは、仕方ないと思うが、やはり、家族と見てても、一緒に笑ったりできないので、少し淋しい。

■軽度難聴で、聞きながら字幕を見ているため混乱する

・軽度難聴でまあまあ聞こえるため、聞こえた内容と字幕がずれると頭が混乱するため。
・耳で聞こえるのと、字幕に出てくるのと両方を追うので、ずれるとかえってまとまりにくく、戸惑うことがある。
・聞きながら見ているので、あまり遅れると頭が混乱してしまう。
・しかたがないことだけど、遅れることで余計分からなくなることがある。聞き取れる部分もあるので。

■その他

・やむを得ないとはいうものの、話し言葉をそのまま表示せず、もう少し要約すればいいのでは、と思うことがある。
・国会の中継放送に字幕を付けて。遅れてもよいから、ぜひ。
・音声も少し聞こえるのでズレを感じる。

(4) 手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさへの満足度

現在の手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさへの満足度について尋ねたところ、「(1)手話通訳者が出演し、番組そのものを手話で構成している番組」については、「満足している」（8.8%）、「概ね満足している」（20.9%）を合わせた 29.7%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 13.7%で、「満足していない」（2.4%）と「あまり満足していない」（5.9%）を合わせた 8.3%が満足していないと回答している。

「(2)画面の一部に、手話映像を付与している番組」については、「満足している」（3.8%）、「概ね満足している」（13.3%）を合わせた 17.1%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 17.1%で、「満足していない」（5.2%）と「あまり満足していない」（13.5%）を合わせた 18.7%が満足していないと回答している。

図表Ⅱ-1-38　手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさへの満足度

Q9（単数回答）n=422

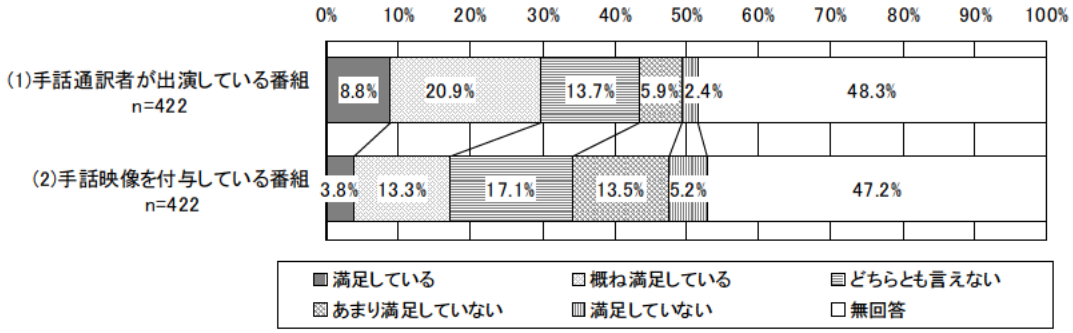

全日本ろうあ連盟に加盟している方（ろうあ者）について、現在の手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさへの満足度をみると、「(1)手話通訳者が出演し、番組そのものを手話で構成している番組」については、「満足している」（21.6%）、「概ね満足している」（37.9%）を合わせた59.5%が満足していると回答している。

「(2)画面の一部に、手話映像を付与している番組」については、「満足している」（9.5%）、「概ね満足している」（19.0%）を合わせた28.5%が満足している。

図表Ⅱ-1-39　手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさへの満足度
（全日本ろうあ連盟：ろうあ者）Q9（単数回答）n=116

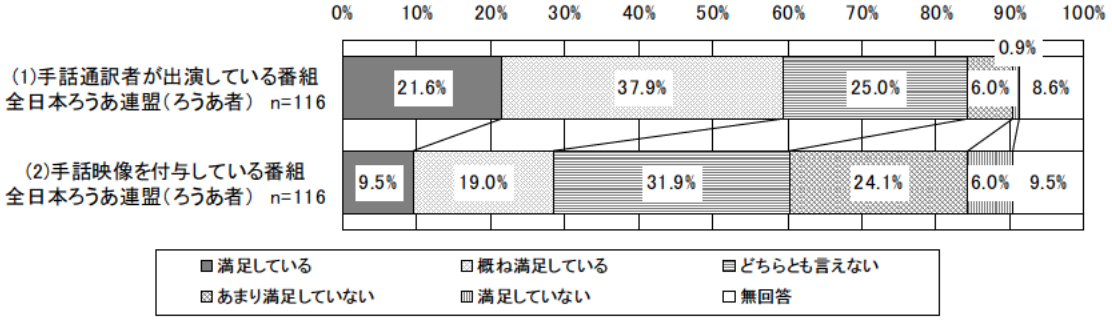

現在の手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさについて、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-40　手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさに満足していない理由 Q9（自由記入）

＜手話通訳者が出演している番組＞

■手話が早い

・手話番組は手話が早くて読み取れない。
・手話通訳が早すぎて理解しにくい。
・通訳者の方、もっとゆっくり訳して欲しい。初心者も多いはず。

■手話通訳者、手話が小さい

・手話通訳者が見えない時がある。画面が小さい。
・通訳者が小さすぎて読み取れない。
・手話通訳者の位置がよく配慮されていない。特に東日本大震災の際の内閣府の記者会見は画期的であるが、手話通訳者の位置を考えていなくて全然読めないときがあった。
・小さすぎる（手話も）。
・手話が小さく見にくい。

■番組進行で手話が考慮されていない

・手話通訳のタイムラグを考えずに司会者が番組を進めることが多いため、手話を読み取っている間、映像が見られない。

■手話で全てを伝えられない

・手話のみでは完全でないから。

・細かいニュアンスが伝わらない。手話通訳者の技術レベルの格差。

■その他

・手話ニュースはろう者に合わせた手話表現で速いし、中難者は字幕を見たり手話を見たり、同時読み取りは無理である。

・手話が付いているのに、話し手がアップになった時、手話が消えるのが不満。

・手話は地方によって合わない。

＜画面の一部に、手話映像を付与している番組＞

■手話映像が小さくて見にくい

・手話通訳者が小さいので見えにくい。

・手話映像が小さくて見にくい。もう少し大きく。

・ワイプでは小さくて見にくい。

・画面が小さすぎる。できれば 1/2 が望ましい。

・小さくて表現が見にくい。できれば画面の半分に平等化して欲しい。

・手話は顔の表情も入れて手話というもの。表情が見にくい。

・画面が小さいので、通訳者の手の動き、表情が読み取れない。

・口話が読み取れない。口の動きが小さい方が多い。

・口が読み取れない。

・手話通訳者の映像が小さい。ワイプの大きさを自分で希望する大きさに選択できるシステムがあるとよいと思う。

■映像が隠れてしまう

・背景が隠れていて楽しめないときもある（例えば、風景や美術などの番組で時々。大事なところが隠れてしまったような)。

・ニュース番組はいいが、ドラマやバラエティー番組では邪魔になる。これらは、字幕が受け入れやすい。

■その他

・ワイプが見にくいので、ワイプ抜きで手話映像を付けて欲しい。

・発言者のとなりに手話通訳者を置いて欲しい。発言者などの表情を見る余裕がない。

・手話がその時によって右だったり左だったりする。

(5) 文字情報による番組の理解度

テレビ番組において、文字情報（テロップ）が、番組の内容を説明したり演出効果を高めたりしているが、こうした文字情報により番組内容をどの程度理解できていると感じているかについて尋ねたところ、「(1)ニュースや情報番組」については、「理解できていると感じる」（22.7%）、「ある程度理解できていると感じる」（58.3%）を合わせた 81.0%が理解できていると感じている。

「(2)娯楽やバラエティー番組」については、「理解できていると感じる」（13.7%）、「ある程度理解できていると感じる」（51.9%）を合わせた 65.6%が理解できていると感じている。

「(1)ニュースや情報番組」と「(2)娯楽やバラエティー番組」を比較すると、「(2)娯楽やバラエティー番組」の方が理解度が低くなっている。

図表Ⅱ-1-41　文字情報による番組の理解度 Q10（単数回答）n=422

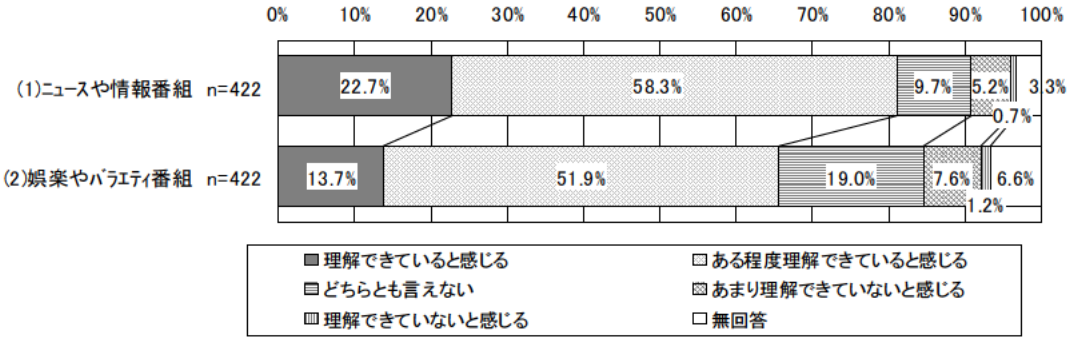

(6) リモコンやテレビの利用しやすさ

リモコンやテレビの利用しやすさについて尋ねたところ、「満足している」（15.6%）、「概ね満足している」（53.3%）を合わせた 68.9%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 19.9%を占めている。

図表Ⅱ-1-42　リモコンやテレビの利用しやすさ Q11（単数回答）n=422

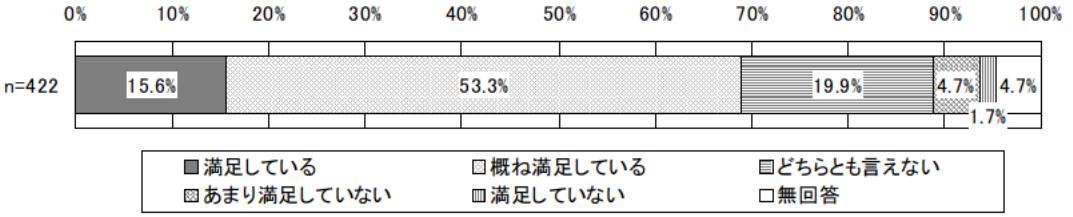

リモコンやテレビの利用しやすさについて、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 43　リモコンやテレビの利用しやすさに満足していない理由
Q11 1（自由記入）

■操作が複雑、分かりにくい
・ボタン操作が複雑すぎる。
・リモコンが複雑で使い方が分からない。
・リモコンの操作が難しい。
・たくさんのボタンがあるが、使い方、仕組みなどが分かっていないので、活用していない。
・デジタル、ＢＳ、ＣＳなど多数の局があるが、見たい番組があっても上手く選べない時がある（操作が分らない）。

■使い勝手が悪い
・操作ボタンの配置が悪い。
・私宅のリモコンは字幕ＯＮ・ＯＦＦの切り換えが「ふた」を開けないと操作できない。また、字幕付きとは画面に表示されないので、いちいちリモコンをＯＮ・ＯＦＦに切り換えて確認している。
・リモコンの「字幕」ボタン、フタを開けないとアクセスできず不便。
・年々リモコンの文字が小さくなり、昨年のＴＶのリモコンは、字幕ボタン等、夜に見にくい。もう少し大きく、数年前ぐらいに戻して欲しい。

■その他
・テロップが字幕付き番組の字幕と重なったときに、リモコンで字幕を画面のどこにでも瞬間的に移動できるようになっていない（できれば、テレビで自動的に移動する機能があってもよい）。
・専用のリモコンがあればと思う。

1.2.4　緊急時・災害時の情報提供について

(1) 緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの

緊急時・災害時情報入手手段として期待しているものについて尋ねたところ、「テレビ」が 88.2%で最も割合が高く、ついで「メール（災害時情報提供サービスなど）」が 59.7%、「家族や知り合いなどから教えてもらう」が 43.8%で続いている。

図表Ⅱ-1-44　緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの Q12
（複数回答）n=422

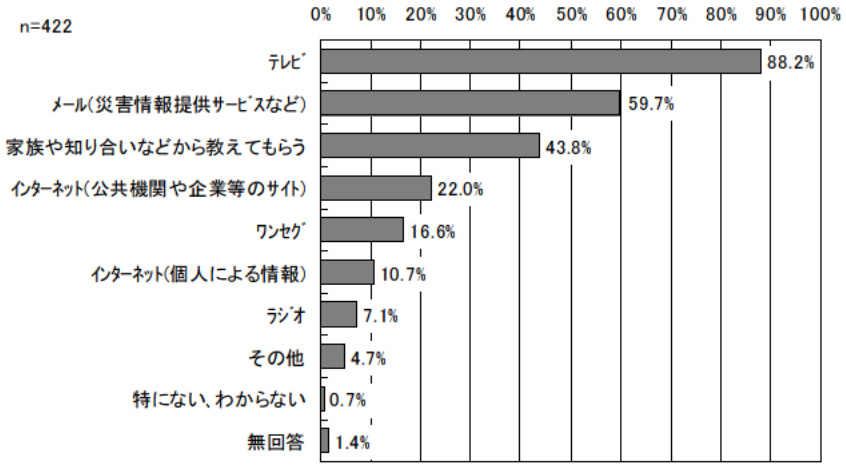

(2) 緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法

緊急時・災害時において、テレビ番組の放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあるが、テロップで第一報を見て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段、どのような対応をしているかについて尋ねたところ、「そのままテレビを見て、情報を得る」が 48.6%と約半数を占めている。

図表Ⅱ-1-45　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q13
（単数回答）n=422

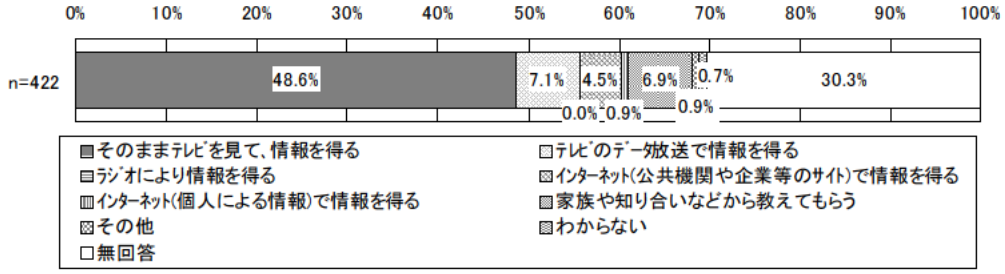

※単数回答の設問のため、複数回答したものは「無回答」としている。

単数回答のところ、複数選択した人が多かったため、参考値として複数回答での集計を行ったものをみると、「そのままテレビを見て、情報を得る」が 71.6%で最も割合が高く、ついで「家族や知り合いなどから教えてもらう」が 26.3%、「テレビのデータ放送で情報を得る」が 15.4%、「インターネット（公共機関や企業等のサイト）で情報を得る」が 12.6%となっている。

図表Ⅱ-1-46　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q13
（複数回答）n=422

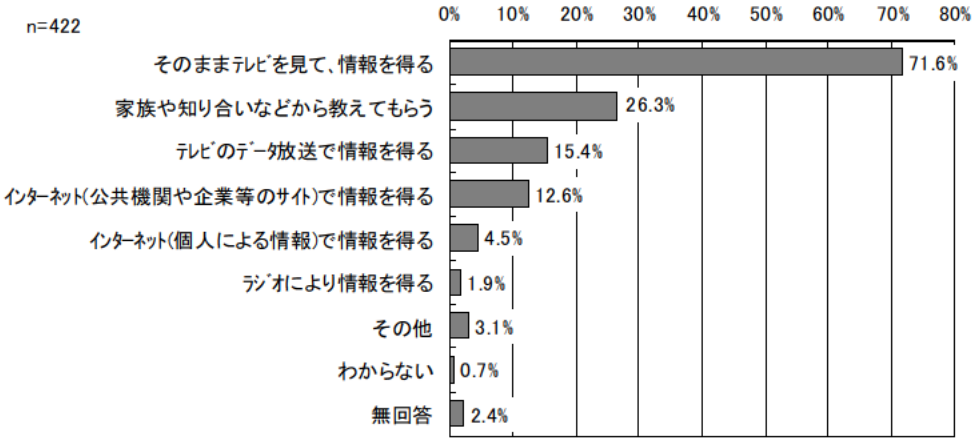

(3) 緊急時・災害時の臨時報道番組での字幕や手話の付与の必要性

緊急時・災害時の臨時報道番組について、画面上にＬ字型画面で文字情報が表示されたり、日本地図等の図表が表示されることがあるが、このように様々な情報が表示されている中で、臨時報道番組の内容について、字幕や手話を付ける必要性があるかについて尋ねたところ、「必要だと思う」（72.3%）、「まあ必要だと思う」（12.3%）を合わせた 84.6%が必要だと回答している。

図表Ⅱ-1-47　緊急時・災害時の臨時報道番組での字幕や手話の付与の必要性 Q14
（単数回答）n=422

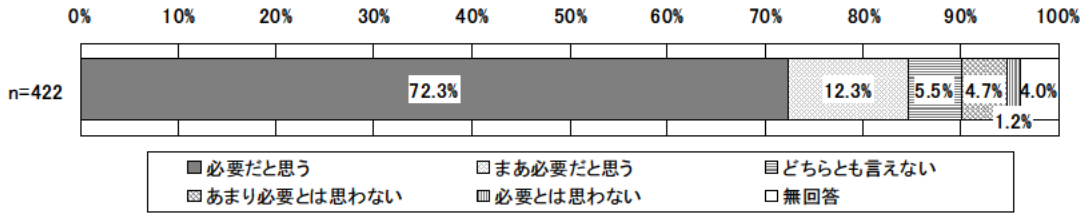

(4) 緊急時・災害時の字幕・手話付与への要望

緊急時・災害時の情報提供に関する、字幕・手話への要望について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 48　緊急時・災害時の字幕・手話付与への要望 Q15（自由記入）

■手話を付けて欲しい、手話通訳者が見えるように

・メールで情報提供、ＴＶで手話通訳を表現して欲しい。文字を見ても分かりにくい。
・政府のインタビューの中継の時の手話通訳が全く見えない。生放送の時もニュースで流す時も、手話通訳がテレビ画面に入るようにして欲しい。
・今回の災害で内閣府の説明に手話通訳者が脇にいながら、手話は見えずに官房長官がアップになった。何のための情報保障か理解できなかった。ずっと後になって通訳者も映ったが。字幕と手話が頼りの聴覚障害者には、一貫して映し出して欲しい。
・福島の原発の事故の際、政府の発表があった時、発表している人の隣に、手話通訳者がいたが、ＴＶは発表者のみを映していた。何のための手話通訳者だったのか。
・右下画面に手話をぜひ付けて欲しい。

■字幕を付けて欲しい

・緊急時・災害時のニュースなど同時字幕を付けて欲しい。
・緊急時は緊急として字幕を付けて欲しい。
・特に臨時報道番組には字幕がないので、要点でよいので、字幕を付けて欲しい。
・突発的な災害時における政府の会見などには字幕がつかず、内容が全く理解できない。どんな場面でも必ず字幕を付けて欲しい。
・ろう者や手話受講生の中でもまだまだ手話の勉強不足がある。字幕は大きく、分かりやすく付けるべき。
・L 字型情報はもちろんだが、ニュースアナウンサーなど音声も字幕化してもらいたい。情報は常に次へ次へと変わるため、その新しい情報を把握する必要がある。
・L 字型画面で文字情報が表示されても中の情報と同じなら必要ないが、映されている画面（臨時報道）の内容は同一とは限らない。その時には報道の内容も字幕を付けて欲しい。
・緊急時・災害時であっても最低限字幕は必要。ＴＶの場合、同じシーンが繰り返し放送されるため、キャスターの声がその都度その都度新しい情報を伝えても、耳の聞こえない人は情報が分からない。そのため、耳の聞こえない人は、聞こえる人よりも情報を得られることが少ない。

■字幕と手話の両方が必要である

・字幕、手話の両方が付いていないと困る。必ず必要である。
・政府の行動や演説など、全てに手話・字幕を付けて欲しい。通訳付きなのに、見にくかったので情報が取れず、すごく残念だった。
・緊急時・災害時は、24 時間体制（全ての番組・テレビ局）で字幕・手話を付けて欲しい（情報確保のため）。
・地震後の復興期の行政情報・生活情報には必ず字幕・手話の付与が必要である。

■迅速に、正確に提供して欲しい

・このような場合こそ必要。内容を要約して直ちに表出して欲しい。

・テロップでもいいから迅速に。
・文字情報に命がかかっている人たちがいることをテレビ局は常に頭に入れて必要性に応じて即時対応できるシステムを確立して欲しい。
・聞こえないと目が頼り。特に緊急時・災害時には一刻も早く目による情報が欲しい。音声を文字に変換する装置が完成して緊急ニュースは自動的に字幕が表示されるようになればと思う。
・より早く：アナウンスの声と同時の字幕テロップが見たい。
小さな情報:少数の人のための情報になったとしても、見逃さず情報を伝えて欲しい。

■繰り返し、継続して流して欲しい

・あまり速い流れではなく、ある程度の間隔で繰り返し流す形を。聞こえないため、視覚のみで捉えなければならないとなると一度では見落すことは多い。「緊急」などには色彩的効果の研究も。
・とにかくずっと字幕や手話を流して欲しい。情報が欲しいので、入れたり切ったりはしないで欲しい。
・緊急が解除されるまで、字幕を小さく残して欲しい。
・何度も繰り返し同じ内容を流すのはいいと思うが、その内容を流す初日には、初めて流すということが分かればなおよい（新着情報だということ）。
・人によって見る時間が違うので 1 日単位で流して欲しい。

■情報が多すぎても理解しにくい

・耳の障害者は、耳の代りに視覚情報を使っている。しかし、視覚情報は、字幕・手話・映像・その他と情報が多く、逆に理解しにくいときもある。工夫を願う。
・L 字型、テロップ、字幕と、いろいろ付けられても読み取れず画面が変わってしまうので、私は字幕に統一して欲しい（一つのもので充実した内容の情報が欲しい）。
・L 字型画面に関して、見る人によっては、見にくいとの意見が出ると思う。難聴者やろう者のために、込み入った画面にならない字幕か、手話の放映を選択できるように工夫があるとよいかなと思う。
・テロップや字幕が多すぎると、どこを見たらいいか分からなくなってしまう。

■ポイントだけでは分かりにくい

・ポイントだけでは分からないことがあるので、できるだけ説明文を付けて欲しい。
・付与される場合もあるが、ほとんど見出し程度で、事の詳細が分からないことが多い。もう少し詳しく内容を表示（付与）して欲しい。

■地方局でも字幕や手話を付けて欲しい

・災害地の地方局は緊急を要するので、ニュース等では必ず字幕、手話放送を義務づけて欲しい。
・地方の番組にも字幕を付けてもらいたい。福島原発爆発の時、福島テレビに字幕がなく情報が分からなくて大変困った。地方のテレビにも字幕が付くようお願いしたい。
・被災地近くの人が必要とする地元のニュースなどに字幕や手話がない。地方局発信番組に字幕等を付けて欲しい。

■その他

・映像画面にかぶせるのではなく、緊急レベルに応じて画面全部、画面の 1/2、1/3 というように、きっちりと分けて字幕画面の放送をお願いしたいです（できれば各局統

一を）。
・見逃した字幕はリモコン等で全体ログを見られるようにして欲しい（リモコンを押すと、画面全体で字幕（5 分ぐらいまでの内容を全部）をずらりと表示して欲しい）。
・自分の住んでいる地域の細かい情報が欲しい。例えば東部、南部と字幕で表われても理解が難しい。○○区、○○県で表わしてもらえるとわりやすい。
・大震災のとき、車内にいた。カーナビを見ようと思ったが、字幕がなく、とても困った。

(5) 緊急時・災害時における各種メディアからの必要な情報入手

緊急時・災害時において、テレビ番組に字幕や手話が付けられていない場合であっても、①L字スーパー、②データ放送、③ラジオ、④インターネット、⑤ワンセグによって情報が提供されている場合があるが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思うかについて尋ねたところ、「①L字スーパー」については、「できると思う」（32.5%）、「ある程度はできると思う」（35.3%）を合わせた 67.8%ができると思うと回答しているが、「②データ放送」は 36.7%（「できると思う」12.1%、「ある程度はできると思う」24.6%）、「③ラジオ」は 7.8%（「できると思う」3.1%、「ある程度はできると思う」4.7%）、「④インターネット」は 32.2%（「できると思う」12.1%、「ある程度はできると思う」20.1%）、「⑤ワンセグ」は 22.3%（「できると思う」7.6%、「ある程度はできると思う」14.7%）となっている。

図表Ⅱ-1-49　緊急時・災害時における各種メディアからの必要な情報入手
Q16（単数回答）n=422

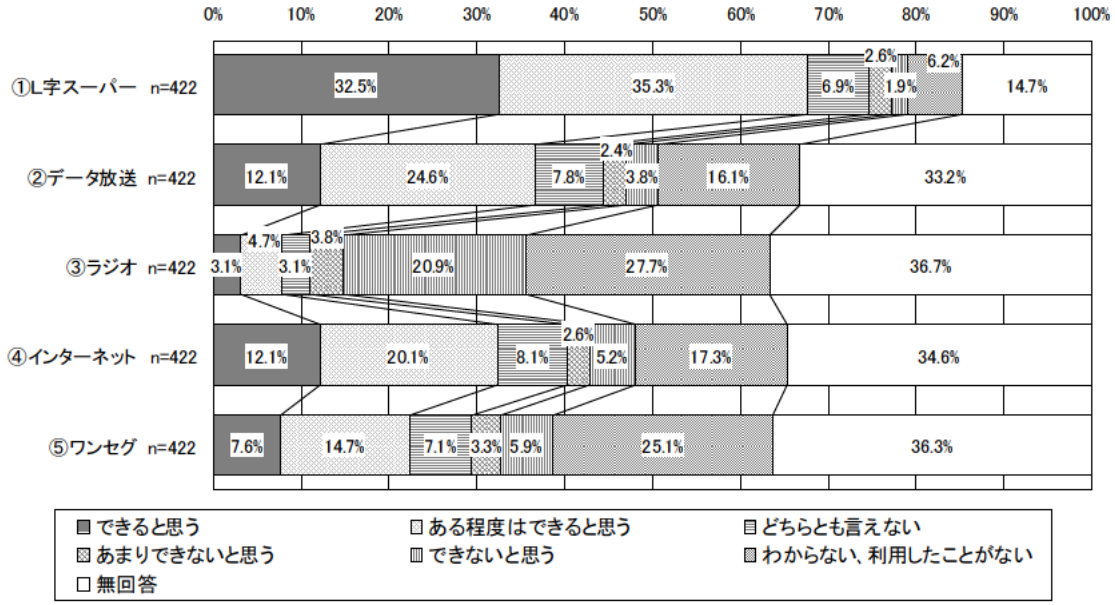

上記の方法による情報入手について、「あまりできないと思う」「できないと思う」と回答した人にできないと思う理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 50　緊急時・災害時に各種メディアからの必要な情報が入手できていないと思う理由 Q16 1（自由記入）

■①Ｌ字ス　パ
・情報更新があまりにも遅く、その場での情報がない。
・実際に被災地にいた時に特に地震が起きると、一瞬のうちに停電するので、見ることが不可能。

■②デ　タ放送
・使い方が分からない。
・情報更新があまりにも遅く、その場での情報がない。

■③ラジオ
・「見えるラジオ」が対象だろうが、受信機を持っていることが条件に。常時「見られる」状況が難しい。持っている人は少ない。
・感音性難聴者にとっては言葉がはっきり区別できない。特に早口の場合はなおさら。
・人工内耳装用者なので、ゆっくりはっきり話してもらえないと聞き取ることができない（ラジオの場合は特に早口の傾向があるように思う）。
・ラジオが有効と聞くが、目で分かるラジオの開発も進めていくべきでは（特に停電時の情報源として）。

■④インタ　ネット
・インターネットは信用性に疑問がある。パソコンを立ち上げるのに時間がかかる。
・インターネットは信憑性の問題で情報が正確なのか分からない。
・インターネットは後で見る時は便利だと思うが、急いで見る時には開けるまでに時間がかかる。
・緊急・災害時にはインターネットは接続しにくかった。
・インターネットは手元にパソコン（インターネット接続可の）がなければ利用不可。
・常時接続している人は少ないはず。日頃利用していないツールは緊急時等には期待できない。

■⑤ワンセグ
・ワンセグは画面が小さくて、文字はさらに小さいので読めない。
・ワンゼグは、字が小さくて見にくい時がある。
・操作がややこしい。
・電波が悪いのか、ワンセグを利用したが受信できなかった。
・表示の乱れがあり見にくい。
・ワンセグは電波が悪くて映像が止まったりする。

■①～⑤全般
・停電した時のことを考えると、ＴＶやラジオ・ＰＣからの情報は難しいのではないか。

・停電時には、電気製品は使えない。

■情報入手手段を知っているかどうか

・情報の入手手段を知っているかが左右する。

(6) 緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題

緊急時・災害時の情報入手に関する要望や課題等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 51　緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題 Q17（自由記入）

■緊急を伝える工夫

・聞こえない人へ「緊急」をまず伝える方法は、選択する、しないに関わらず「目に入る」環境が必要である。その上で短い文章で適確に指示、注意など行動できるよう簡潔な文章を。

・NHK では地震情報の放映に赤色のカラーで放送していた。注目させるのに有効である。文字を大きく、ゆっくりと放映するなどの工夫をして欲しい。

・緊急時・災害時の臨時報道については、できる限り事前にホーン等で注意をうながす方法を取って欲しい。

・難聴者なので、ライト（赤色）等で情報入手する方法しかないため、家族から情報入手するよう心掛けている。家族が亡くなり一人暮しになったら困ると思われる。

・目で見られる情報は大切だと思う。有線放送の音声のみでなく、テレビで番組放送中でも避難を呼びかけたり（強制的にテロップを流すとか）、街の有線スピーカーに赤のパトライトで光で知らせてみるなど。赤の場合はとにかく逃げるなど、日頃から訓練したり、周知も必要である。

■地方局の対応

・災害地の地方局は緊急を要するので、ニュース等では必ず字幕、手話放送を義務づけて欲しい。

・被災後にローカル局（NHK も）では地域情報を流しており、役立つ内容らしいが、例えば福島県では原発事故の状況や福島市内の状況など、知りたい情報があっても、難聴・ろうの方々は字幕がなく、ほとんど分からなかったそうである。地方局にも字幕が重要となる。

■地域の情報提供

・住んでいる地域の災害情報を得る方法が分からない。

・自分の住んでいる地域の情報をいかに早く正確に得ることができるかが、課題だと思う。

・聞こえないと字で確認できるのは有難い。ローカルの緊急時にも対応して欲しい（字幕で）。

■携帯電話での情報入手

・緊急情報を個人の携帯メールに自動的に送れないか（特別な契約なしで）。

・携帯は肌身離さず持っているので、こういう時は携帯でバイブでよいので知らせてくれると有難い。あとはテレビで、即文字を流すなど。

・今回の地震などは携帯（のエリアメール）がいち早く知らせてくれたため、テレビをつけて（難聴者・中失者）緊急状態を把握できた。
・3 月 11 日は市内の停電が長時間続いたため、テレビ、FAX などからの情報はダメ。市内有線放送や巡回放送が聞こえない。携帯のメールで情報を流して欲しい。
・携帯で緊急メールを送ってもらうしか手段はないと思う。今回も外出中の出来事で運転していたため、ラジオも付けられないし、周りに人もいなくて随分と後になって災害を知った。被災地にいたなら携帯も通じず、どうなったかと思うとぞっとする。
・能登半島地震を経験したが、停電で一時テレビが見られなくなった。こんな時に、情報を入手できる方法は、やはり携帯等が便利なので、こういった方面で、もっと便利になって欲しいと思う。

■問い合わせ先の表示

・問い合せ先は電話番号だけでなく、ファクスやメールアドレスも放送時流して欲しい。

■公共施設等での字幕・手話の表示

・公共施設や駅・ビル等に電光表示板（掲示板）を設置し、文字情報を流して欲しい。
・家だけではなく、病院や店など、どこにでも字幕・手話を付けて欲しい。
・人の集まるところ（駅とか公民館など）に、立看板で音声でなく文字で知らせる方法・手段を取って欲しい。耳（聴覚）でなく目（視覚）で知らせる方法だと聴覚に不自由な人は助かる。その数が多ければ多い程助かる。
・特に大きい街や、歩道者天国、県庁や市役所前、院内などに、大きめの電子看板を設けて欲しい。
・避難所や交通機関では音声情報ばかりのようなので、人が集まるようなところでは、バッテリーでも見られるようなＴＶや視覚情報を流せるようにすることを義務化して欲しい。

■文字情報・視覚情報の充実

・視覚情報をもっと増やすべき。音声に頼りすぎ。
・音声言語と対等のスピードで文字化情報提供を求める。
・こういう場合、音声情報でやっているようだが、失聴者には何の役にも立たない。せいぜい周りの様子をみて判断するしかない。避難所などで、食料や飲料水の配給その他情報は文字情報で同時に流すことが絶対必要。津波情報・地震情報も可視化が必要。
・難聴者は文字を見ると安心できるので、目で見て分かるようにしてもらえると嬉しい。
・聞こえない私達はとにかく目で分る情報が欲しい。災害メールなども少しずつ進んで有難いと思っているが、まだまだ不安である。

■字幕、手話の充実

・一番の情報源はテレビなので、即、字幕・手話で対応できるようにして欲しい。
・字幕放送番組の一層の充実を願う（全番組）。特に緊急時に字幕が付かないことが多い。この点をしっかり反省し、付与して欲しい。
・字幕にタイムラグが出ても、緊急時・災害時には気にしない。誤字・脱字も読む方で補うので、とにかく字幕を付けて欲しい。
・政府の公表なども全て聞こえない人にも分かるように、すぐに手話通訳の配置・字幕を付けて欲しい。日本トップにいる政府からの公表内容は日本人として聞こえる聞こえない関係なく知りたいと思う。地上デジタル放送でも手話通訳を横に付けて欲しい（ニュージーランドを参考にして欲しい）。

■停電時の対応

・停電時、情報入手はどうするか。

・緊急時・災害時にテレビをつけていない場合。また、災害時はほとんど停電する。障害者はとても困る。

・万一の停電では、まったくお手上げである。先の地震では情報は全て手話通訳の方からメールでもらった。しかも、携帯が使用可能になったのは半日後だった。健常者は、必要な情報は全てラジオから入手したようだ。また、自分から、市役所などに直接行って（福祉課）情報入手するろう者もいた。その情報をさらに携帯メールで連絡するなどがあった。

■その他

・ライフラインとともに、障害者へのサポートができるような団体や人の情報が欲しい。

・現在は、健聴者と一緒に生活しているので、特に心配はない。難聴者・中途失聴者が一人生活になった時は、自分の地区の民生委員の方と前から相談しておく必要があると思う。

・テレビ、ラジオ等の機器だけでなく、支援団体（要約筆記・手話など）が充実し、障害者団体と連絡を取り合えること。地域の人たちが、当該地域に聴覚障害者がどこにどれだけいるかを把握していて、いざという時、情報を提供してくれることが必要。

・電気が使えない時に携帯の SNS の情報通信でのやりとりが盛んだったので、そういったサイトポータルの強化。

・データ放送について、地域のお天気くらいしか利用していなかったので、情報として今後使ってみたい。

・L 字型画面の文字情報は有難い。

・文字が見えるラジオを復活させ、もっと作って欲しい。

1.2.5　字幕付き番組・手話付き番組への要望等について

(1) 今後のテレビ利用の関係

①字幕付き番組と今後のテレビ利用の関係

字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについて尋ねたところ、「増えると思う」（47.9%）、「多少は増えると思う」（35.8%）を合わせた 83.7%が増えると思うと回答している。

図表Ⅱ-1-52　字幕付き番組と今後のテレビ利用の関係 Q18（単数回答）n=422

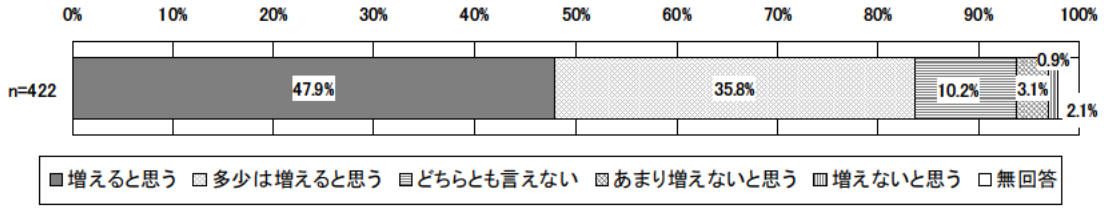

団体別に字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについてみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（難聴者・中途失聴者）とも、「増えると思う」「多少は増えると思う」を合わせた「増えると思う」と回答した人が８割以上を占めるが、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（難聴者・中途失聴者）は、「増えると思う」の割合がより高く、53.1%を占めている。

図表Ⅱ-1-53　団体別　字幕付き番組と今後のテレビ利用の関係 Q18（単数回答）n=422

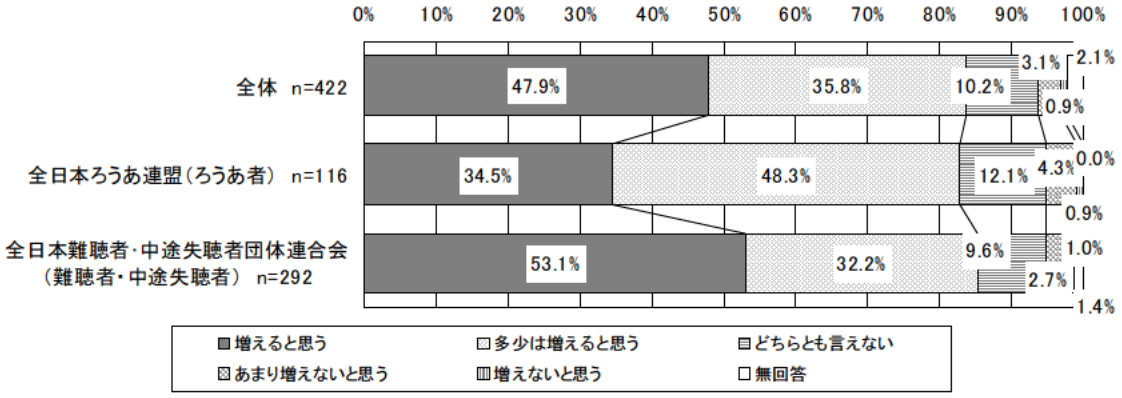

字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについて、上記で回答した理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-54　字幕付き番組と今後のテレビ利用の関係の理由 Q18-1（自由記入）

＜増えると思う＞

■理解できるようになるため

・字幕があれば内容を理解できるので。
・内容がよく理解できるようになる。
・自分でも理解できるから楽しめる。
・聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）の多くは情報に飢えているので、字幕が付くと内容を理解できるようになる。そして新しい情報を得ることができる。テレビを見る時間も増えて行くだろうと思う。
・内容を把握でき、積極的に録画などをすると思う
・やはり内容が良く理解できれば見る時間は増える。

■見たい番組が増える、見ることを諦めていた番組を見ることができるため

・番組の選択範囲が広がるから。
・見たい番組が増えるから。
・字幕が付いていなくて見るのを諦めている番組もあるので。
・以前から見ると字幕付き番組はずいぶん増えたが、まだまだ足りない。見たいＴＶも字幕なしでは諦めてしまう。

・実際に字幕が今までより増え、ドラマ・映画など見るようになったので、全ての番組（再放送も含めて）に字幕があればもっと見ると思う。
・「字幕が付けば」と思うような番組がかなりある。
・最近、字幕付き番組が増えたおかげで、テレビを見る時間が増えてきた。以前はほとんどテレビを見なかった。
・何を見ようか考え選ぶ時に、必ず「字」と表示されていることを確認し、もし表示がなければ見たくても諦めているので。

■興味がわく、楽しいため

・文字に興味がわき、内容が理解できるため、より知りたいと好奇心がわく。
・いろいろな情報が入ってくることはいいことだし自分としては楽しいことだから。
・やはり目に見える言葉で中身が分かると嬉しい。聞こえる方と話題を共有できるから。
・話題が増える。また、健常者との話にも入れそうだから。
・内容が理解できるので、楽しみが増える。
・番組の内容が理解できるから、興味のある番組は見るようになる。
・知りたい、勉強したいなどと思う番組が見られるようになる。実際、前より増えてきたため、見る時間も増えたから。
・楽しさが増えるので、字幕付きが増えると楽しみも増えると思う。
・現在はほぼ見たい番組に字幕が付けられていて楽しんでいる。他に興味ある番組に字幕が付けられて放映されたら、見る時間も増えると思う。
・今は「字」を選んで見ているので、増えれば視野が広がると思う。自然な生き物、神秘的な海山岩等、分からないことが本でなくテレビで分かれば嬉しい。

■欲しい情報が得られる

・テレビは、楽しいだけでなく、生活にも役立つ番組も多い。
・今何が流行なのか、そんなことが知りたい（同僚などと話題が合わない）。
・正確な情報が入りやすくなるから。
・普通の人と同じように情報を共有できる。

■増えると思う番組ジャンル等

・ドキュメンタリーやドラマを見る気になると思う。
・特にドキュメンタリー・トーク番組・昔の映画。諦めるものが多い。
・今はニュースやスポーツ中継など、見て分かるものを見ている。ドラマなども見てみたい。
・政治討論や国会中継など見たいと思う。
・ニュースの全部に字幕は付いていない。ドキュメンタリーにも字幕は付いていないものも少なくない。こうしたものは見られない。
・字幕が付かないドラマは全く見ないが、字幕が付けば見ると思う。
・私の場合、ドラマ中心だが、古いドラマは字幕が付いない。古いドラマの再放送にも字幕を付けて欲しい。付いたら見るので時間が増える。
・海外映画の利用の楽しみ、吹き替えではなく。
・生放送など、見たいと思っても字幕がないので、見ることをやめた番組も多いので。
・特に夜間の報道番組には字幕が付かないものが多いので、付いたら見ると思うから。在阪キー局のものは付いていないことが多い。

・特にニュースは、知りたい内容が多いから。CM にも字幕があったら嬉しい。
・CM も字幕が付いたら面白さが分かると思う。短い時間なので難しいが。
・再放送番組で、見たいと思っても字幕がないため、途中で諦めることがある。

＜どちらとも言えない・増えないと思う＞

■見る時間がない

・仕事柄、見る時間が限られているので。
・仕事をしているので見る時間帯はだいたい決まっている。
・忙しくて見る時間がない。
・普段字幕つき番組を探して見ているし、もともとＴＶを見る時間は限られている。

■番組内容による、見る番組が決まっている

・字幕が付くから見るのではなく、見たい番組に字幕が必要ということ。
・好きな番組だと見るがそうでないと見ないと思う。
・見る番組は決まっているので。
・見たい番組は大体字幕が付いている。

■字幕の付け方による

・ドラマなどは増えると思うが字幕が画面の邪魔をするようだと減。スポーツは字幕が出るタイミングが合わないので変化なし（主なデータがあればよい）。

②手話付き番組と今後のテレビ利用の関係

手話付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについて尋ねたところ、「増えると思う」（9.5%）、「多少は増えると思う」（22.0%）を合わせた31.5%が増えると思うと回答している。

図表Ⅱ-1-55　手話付き番組と今後のテレビ利用の関係 Q19（単数回答）n=422

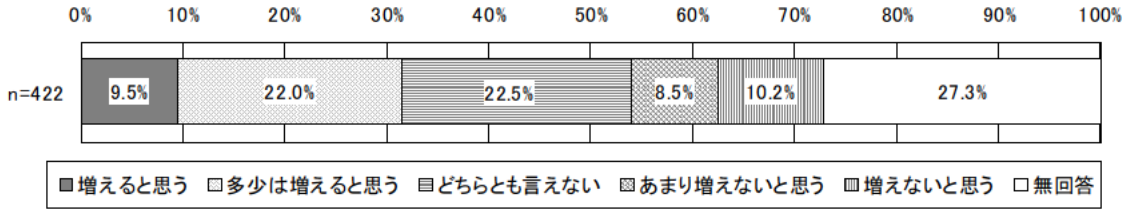

団体別（障害別）に、手話付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについてみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）をみると、「増えると思う」（20.7%）、「多少は増えると思う」（39.7%）を合わせ 60.4%が増えると思うと回答している。

図表Ⅱ-1-56　団体別　手話付き番組と今後のテレビ利用の関係 Q19（単数回答）

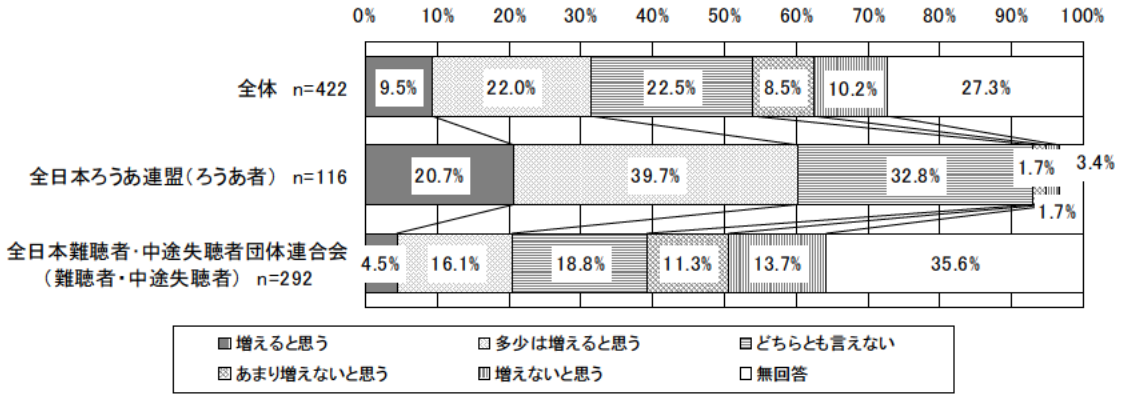

手話付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについて、上記で回答した理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-57　手話付き番組と今後のテレビ利用の関係の理由 Q19-1（自由記入）

＜増えると思う＞

■理解できるようになるため

・内容を理解すればこれからも多くの人が利用すると思う。
・内容を把握でき、積極的に録画などをすると思う。
・難しい内容でも、分かりやすいから。

■見たい番組が増える

・見たい番組が増える。

■興味がわく、楽しいため

・自分でも理解できるから楽しめる。
・知る喜びがある。
・楽しい、ストレス解消。

■手話の勉強になるため

・手話の読み取りの練習になるし、私にとって大切なコミュニケーション方法の一つだから。
・手話の単語の勉強にもなる（新しい手話がどんどん増えるので。日常会話の中から学ぶ機会が少ない）。
・難聴者として手話の勉強をしているが、さらに手話学習の向上のため有難いと思う。
・手話の勉強をしているので、時間があれば見ると思う。
・手話の勉強になるし、世の中に手話ができる人が増える。

・手話表現の勉強になるので。しかし長時間は疲れて無理。

■その他

・字幕にないニュアンスが手話だとよく分かるので。
・手話の分かる人は手話が付けば見たいものが多くなるだろうと思う。
・手話をアピールすることにより、耳の聞こえない人も見ているという宣伝効果にもつながる。

＜どちらとも言えない・増えないと思う＞

■手話が分からない

・手話が分からないから。
・手話付きでは充分内容が理解できない。
・手話を全て理解できないから。単語一つ一つをゆっくりなら理解できるが、ドラマなどになると無理。
・手話の内容が分かりにくい（場所によって手話の意味が分からない）。

■手話を読みとる負担感

・手話を読み取って文章（日本語）を考えるのがしんどい。
・ドラマなど本人が使う手話は見やすいが、通訳としてつく手話は、口元を見るのと手話を見るのとで、視力が分散してしまう。
・手話は読み取れるが、疲れる。手話だけが付く番組はあまり見ないと思う。

■手話通訳者の技術

・表現者の技術不足や日本語対応手話の場合、内容が分りにくくなるため。
・手話通訳者にもよる。どうしても上手と言えない通訳に苛立つ。

■見る時間がない

・仕事柄、見る時間が限られているので。
・一日に見る時間枠が決まっているので、これ以上は無理かも。

■見る番組、時間が決まっている

・テレビを見る時間は大体決まっているので、増えないと思う。
・ＴＶを見る時間が増やせれば見ると思うが時間が限られているので。
・番組を見るものが既に限られているため、新番組等に魅力を感じない。
・ニュース以外は見たいと思わないので。

(2) 字幕付き番組や手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

①字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 75.6%で最も割合が高く、ついで「ドラマ」が 67.8%、「ニュース以外の報道・情報番組」が 64.9%、「教育・教養番組」が 62.8%で続いている。

図表Ⅱ 1 58　字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q20（複数回答）n=422

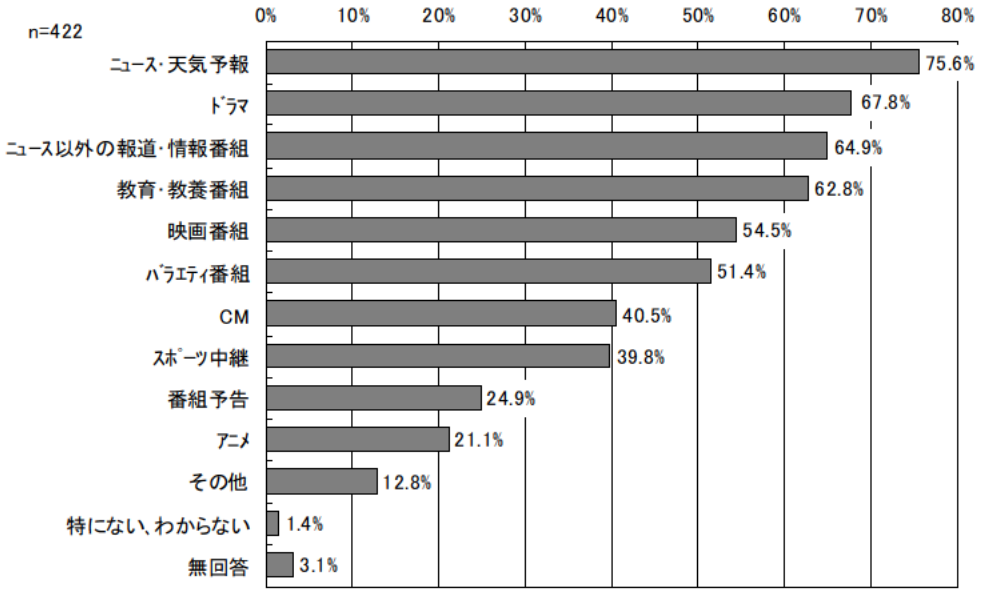

②手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 37.7%で最も割合が高く、ついで「ニュース以外の報道・情報番組」が 22.5%、「教育・教養番組」が 17.5%で続いている。

図表Ⅱ 1 59　手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q20（複数回答）n=422

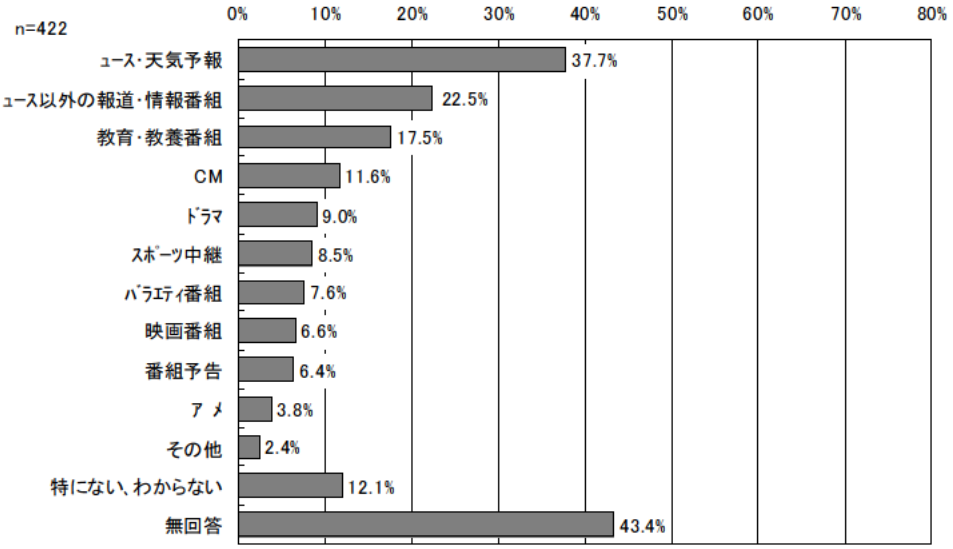

団体別（障害別）に、手話付き番組を増やして欲しい番組をみると、全日本ろうあ連盟（ろうあ者）は、「ニュース・天気予報」が 80.2%で最も割合が高く、ついで「ニュース以外の報道・情報番組」が 51.7%、「教育・教養番組」が 37.9%、「CM」が 28.4%で続いている。

図表Ⅱ-1-60　団体別　手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q20（複数回答）

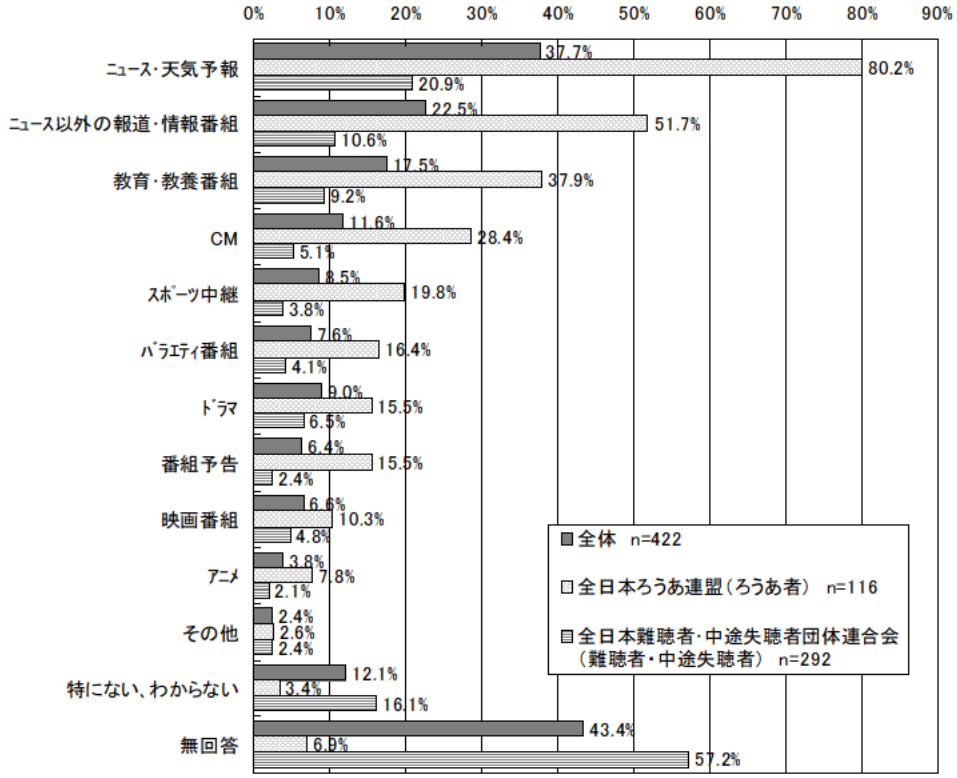

(3) 字幕付き番組や手話付き番組に対する要望等

①字幕付き番組に対する要望等

字幕付き番組に対する要望等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-1-61　字幕付き番組に対する要望等 Q22（自由記入）

■字幕の位置

・健聴の家族と一緒に見るので字幕は邪魔だと思われない場所に付けて欲しい。画面の真中に付けるのは利用する私でさえ邪魔である。

・字幕の表示位置について、数字が示されている場合の重なりが気になる。

・録画したものであれば、画面の下部に字幕が流れるように出てくれば理解しやすい（アメリカのＴＶのやり方と同じ方法）。

・顔のところに字幕がかからない工夫をして欲しい。特に主演者の場合、表情が分から

ないと興味が半減する。
・字幕の位置について最近、出演者の顔部分に出ることも多いので位置を考えて欲しい。
・字幕付き番組を見ていると、ニュースや、その他の情報（テロップ）が重なって見えにくくなる場合がある。このような時は重ねないで何か方法で見やすくして欲しい。
・テロップと重ならないように、L 字スーパーなどのように分かりやすく字幕を入れて欲しい。
・テロップとの共存をまじめに考えて欲しい。特にバラエティー番組のテロップは比較的スペースを取るため、字幕は画面中央に置かれていることが多い。画面が見えない。
・リモコンで字幕の位置が変えることのできる機能が欲しい。
・テロップに重ならないように字幕を画面中央に出すことがあるが、大切な画像が消えてしまい、結局何だか分からないことがある。サッカーの生中継は、下に出すより、サイドに縦書きに出して欲しい。サッカーは横に移動するので、ボールや選手の動きが見えなくなる。

■字幕の色、大きさ

・言う人によって色が変わる場合がある。あれは、すばらしいと思う。分かりやすい。
・最近は複数のセリフに色分けが見られるが統一されていない。
・できれば会話とナレーションをはっきり区別するため、ナレーションの位置と色を統一して欲しい（放送協会で統一が望ましいがせめてテレビ局ごとに）。
・人物によって色を変えてあるが、目が疲れる。
・字を大きくして欲しい分かりやすくきれいな字幕にして欲しい。
・字幕の大きさを変えることができるようにして欲しい。

■字幕のタイミング

・生番組の字幕はタイムラグをできる限り短くして欲しい。
・字幕は可能なかぎり、消すのを遅らせて欲しい。早過ぎて読み終る前に消えてしまうので。
・字幕が長い場合は読み終わらないうちに切れてしまうので、もうちょっと長く放映していただきたい。
・テレビニュースの字幕は、リアルタイムにできないか。
・スポーツ系の番組に対する字幕の出が遅い。故に理解するのに戸惑いを感じる。

■字幕の内容

・話し言葉そのままでなく、内容を伝えるものであって欲しい。要約筆記のように。
・要約をしてほしい。文章をもっと短くしないと 1/3 くらいしか読めないものがある。
・文字数に限度があると聞いているが、喋っていることをそのままに字幕を出して欲しい。
・誤字があるので、できるだけなくして欲しい。難しい漢字はルビを付けて欲しい。
・字幕の製作会社によって、句読点があったり、なかったりで読みにくい。テレビの場合、句読点は不要では。関西弁はニュアンスの違いで随分変ってくる。
・読みにくい漢字にはルビがあればよい。言葉が聞こえないので、違う読みをしてしまっていることがある（例えば韓流…ずっとかんりゅうと思いこんでいて恥をかいた。3D もサンディーなのかな、スリーディーなのかなと悩んだ）。
・ (笑)音を記載しているバラエティーは楽しめる。内容によってニュアンスも入ると

よいと思う。
・音楽が流れている場面では♪が出るが、その他、例えば画面には出ていないが、瀬の音、小鳥のさえずり、犬の鳴き声など「文字」でその情景を連想できるよう工夫して欲しい。
・（鳥の声）とか～♪と付くことがある。→チッチッとかピピとか具体的に出ているといい。どんな音、声なのかなあ、といつも思う。例えば（しんみりした音楽）とか（ワルツ）（ジャズ）とかあると。さらに題もあると嬉しい。どんな内容の音楽なのか調べられる。

■字幕を付与して欲しい番組等

・選挙立候補者の所信、挨拶、公報。地方局のニュース、災害地での情報の字幕。
・映画番組（特に日本映画）。
・邦画の場合は字幕が付いていないものもあり、邦画に字幕を付けて欲しい。
・スポーツ番組（高校野球、サッカー、世界陸上、水泳など）に字幕を入れてもらうともっと楽しめる。
・ニュース、スポーツ。
・バラエティー番組に字幕が付いたら一緒に笑えるかも。
・子ども番組等。子どもは楽しめても、聞こえない親が一緒に楽しめないので、それらの歌番組にも字幕は付けて欲しい。ドラマ等で字幕付が増えているのは大変喜ばしいし、評価する。
・時代劇など、特に言葉遣いは略さずに確実にテロップして下さると有難い。
・LIVE の場合や、緊急時は大変かと思うが、できるだけ付けて欲しい。
・生活全般に必要な番組には字幕付きにして欲しい。国会中継など政治家たちがトークする番組にも字幕付きにして欲しい。
・生きていくための情報はもちろんのこと、ドラマ等の娯楽番組、旅番組も見られると心が豊かになれるような気がする。
・この頃のドラマにはほとんど字幕が付いていて、見るのが楽しみ。選挙の時の候補者の放送にも字幕が付けば個々の演説もよく分かり投票しやすいかと。
・地方の番組（地方のニュース・バラエティ・情報番組）にも字幕付きを設けて欲しいと思う。地方の方言を字幕で出すことにより、方言があることを情報として得られる効果もある。
・ローカルニュース・ローカル情報に字幕を付けて欲しい。

■ＣＭへの字幕の付与

・CM にも字幕を付けて欲しい。
・CM で製品等を購入したいと思っていても、内容が分からず買えない。一体何のコマーシャルなのか分からないことが多い。見るだけで分かるのもあるが。
・CM も字幕を付けて欲しい。面白そうな内容なのに何を言っているのか、分からない。商品の良さも分からない。

■再放送時の字幕の付与

・再放送時に字幕がなくなる番組があったがナンセンス。
・民放各局のドラマには字幕が付くが、再放送には付かない。時間によっては再放送を見たい時がある。字幕を付けて欲しい。

・民放の再放送番組には字幕が付かない。東京のＴＶ局の番組の場合、地方では、どうしても再放送になるのかもしれないが、字幕は全国同一にして欲しい。

■ＢＳへの字幕の付与

・デジタル放送になり、ＢＳをよく見る。また見たいと思うことがあるが、ほとんど字幕がない。是非付けて欲しい。

・どの番組も字幕化させて欲しい。特にＢＳ放送には字幕がないがなぜなのか。知的向上をあおるようなよい番組がたくさんあるが、見られないのは残念。耳からの情報が少ない分、社会に向けた情報をＴＶで補いたいという気持ちも強い。是非ＢＳ放送にも字幕を広げて欲しい。教育番組には字幕も手話もないが子どもの成長のために（障害の）、是非付けて学びたい気持ちを充足させ、伸ばしてやりたい。

■全ての番組に字幕を

・テレビの言葉が理解できないので、字幕付きでない番組は、何を言っているのか分からないので見る気にならない。全ての番組を字幕にしていただければ幸せである。

・開発中と聞いているが、一日も早く音声を自動で文字にして、全番組を字幕付きにして欲しい。

・全ての番組に字幕を付けてもらいたい。字幕を見たくない時はオフにすればいいので。

■その他

・字幕付き番組を楽しんでいるが、継続して字幕が付いていないことがあり、楽しめなかったことがある。付いたり、付かなかったりということがないようにして欲しい。

・以前と比べたら文字の大きさが大きくなり、読み取りやすいようになり、大変便利になった。

・午後 7 時～10 時迄の間で曜日によって字幕放送が無い時がある。均等にして欲しい。

・ボタン 1 つで字幕付を見られるようにして欲しい。

・見たいテレビ番組が重なり、ビデオに録画したが字幕がつかなくてちょっとショックだった。

・テレビ局によって表示の仕方がまちまち。統一して欲しい。民放の字幕は読みにくい表示もある。

②手話付き番組に対する要望等

手話付き番組に対する要望等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 62　手話付き番組に対する要望等 Q22（自由記入）

■手話の大きさ

・枠が小さすぎる場合がある。聴覚障害者にとって、大切な枠だから、しっかり見えるように、画面から消えることのないように最後まで映して欲しい。

・手話通訳者をもっと大きくして欲しい。今のままだと目が疲れる。

・画面の中の手話、大きさを工夫して。

・手話の映像が小さすぎる。画面の半分位は手話にしないと見ても分からない。

■手話のスピ　ド

・手話は猛烈な速さで読み取れない。もっと効率のよい方法で示して欲しい。
・ろう者の表わす手話は速すぎて、読み取りは無理なので、中難者の皆さんが読み取れる分かりやすい手話を使ってくれると有難いが、手話の力はまちまちなので統一するのは難しいと思う。

■手話の理解不足

・「手話ニュース」については、手話の表現が分からず、字幕を見ないと理解できない。字幕もすぐに変わるので、口形をつけた一般的な手話もしていただきたい。
・手話の読み取り力が不足しているので、全てを手話で理解するのは難しいが、手話の勉強に役立つ。

■手話通訳者の技術や質の向上等

・表現者の技術レベルの向上。
・手話通訳者により表現の癖があるので、慣れるまで時間がかかる。服装はできるだけ統一して欲しい。
・通訳者によって表現が違うので読み取りにくい。
・特に手話付きについては、手話がまだ初歩の人、読み取りの難しい人のために 1 つ 1 つの手話の動作を大きくはっきりしてもらえるとさらに良く分かる。

■口話への対応

・手話が読み取りやすい人と読み取りにくい人がいる。唇を少しでも動かしながら表して欲しい。
・口の形を大きく動かすように望む。
・通訳者によっては、はっきり口話をしない、口元が読み取りにくい。自分は古い手話を使い慣れているため、週一回サークルに出ている。本も新しい手話を覚えるため、手元にいつも置いている。表現、表情をきちんと入れて下さることで違ってくる。
・難聴者なので、手話の他に口の動きも見て読み取る。なので、口を大きくゆっくり動かして欲しい。

■手話付き番組を増やして欲しい

・手話の読み取りは下手だが、時々、チャンネルを変えたりしている時に、たまたま手話を見てほっとする時がある。聞こえない人はあらゆるコミュニケーションの方法を学んでいる人も多いので、聞こえない人のために手話番組も増えて欲しい。

■手話と字幕の両方の付与

・1 つの番組に字幕と手話対応のものを入れて、リモコンで選択できるようになれば good。

■手話を付与して欲しい番組等

・特に官公庁（首相や官房長官）の話には、画面に入れて欲しい。
・ニュース、スポーツ。
・ニュースに手話が付くと有難いと思う（特に緊急ニュースの時が一番要望したい）。
・手話を使った映画も増えて欲しい。
・小さな子ども番組に手話を付けてやりたい。聞こえない子どもに番組を楽ませてあげたいし、聞こえる子どもも小さい時から目にしていることで、手話への気持が違ってくるのでは。教育番組には字幕も手話もないが、子どもの成長のために（障害の）、是非付けて学びたい気持ちを充足させ、伸ばしてあげたい。

■その他
・手話付きのため、周りの健聴者からは、ワイプが邪魔だというイメージがあるようだ。リモコンでワイプをつけたり、消したり選択できればいいと思う。
・手話を付ける付けないを選べるようにして欲しい。

(4) ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対する意見等

ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対して、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 1 63　ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対する意見等 Q23（自由記入）

■緊急時の情報提供
・ＣＳ放送の「目で聞くテレビ」では、地震発生直後からＮＨＫニュースに手話と字幕を付けた放送をしていたので、状況をよく理解できた。これからも続けて欲しい。

■字幕や手話を付与して欲しい番組等
・世界ニュースなどに字幕等があればよい。
・ＢＳ放送は世界の情報番組が多いが、字幕が付くと嬉しい。
・ＢＳテレビも、もう少し多く字幕番組を増やして欲しい。時代劇、サスペンス等。
・ＢＳ放送に字幕付きが少ない。昔の映画等、報道番組にも字幕を付けて欲しい。
・ＢＳ放送のドラマに字幕を付けて欲しい（地上波の再放送等）。
・ＢＳ放送のヨーロッパサッカーや米大リーグ試合に字幕を入れて欲しい。
・ＢＳ放送で古い日本映画を放映することがあるが、ほとんど字幕がない(時代劇など)。私の人生で、日本人なのに日本の映画を見ていない。ぜひ付けて欲しい。
・ＢＳで放送される古い映画などにも字幕を付けて欲しい。懐かしい映画やドラマも字幕があれば楽しめる。
・ＢＳ放送には、再放送のドラマが多いが、また新作のドラマでも衛星放送受信料を負担しているのだから、公平に字幕付きにするべき。
・ＣＡＴＶを利用しているが、映画など見たい番組には字幕が付いていないのが多いのでほとんど見ていない。残念。
・ＣＡＴＶで外国のものを字幕で見ているが地域密着の番組に字幕が付いていない。
・ＢＳ、ＣＳ、ＣＡＴＶは字幕放送が非常に少ない。特に地域の情報を流すＣＡＴＶには、字幕が欲しい。また有料放送の場合は全ての番組に字幕、手話をつけるべきである。そうしないと差別になるのではと感じる。

■字幕の付与
・字幕付き放送があれば、見るので、できるだけ多くの字幕付き番組となるようにお願いしたい。
・ＢＳ放送にも、字幕を付けて欲しい。
・ＢＳはほとんどの番組に字幕がなく、残念を通り越して、腹が立つ。
・ＢＳ放送はほとんど字幕がない。見たいものが多いのに。字幕放送を増やして欲しい。

・ＢＳ放送に字幕番組をたくさん作って欲しい。字幕の番組がたくさんあれば、ＢＳに入ってもよいと思う。今はまだ入りたくない。
・地上波では字幕が付いていても、ＢＳで再放送される時には、字幕が付かないことが多いので、同じように付けて欲しい。
・ＢＳ放送でも手話付き番組が増えればよいなと思う。
・ＢＳ放送は内容が良いものが多いので、字幕がもっと増えるとよい。
・例えば熊本のＣＡＴＶで熊本方言の番組がある。コミュニケーション力を上げるためにもよい番組を思うが、解説に字幕が少ない。
・ＣＡＴＶの番組には、字幕はほとんどなし。これが非常に困っている。
・ＣＡＴＶの放送番組はテロップもないのでまったく分からない。字幕を付けて欲しい。ほとんどの番組に付いてないので見ようと思わない。地域なのにちょっとショックである。

■その他

・ＢＳ放送の色つき字幕は見やすい。ＣＡＴＶは利用したことがないので、分からない。

２．視覚障害者アンケ　ト調査結果

2.1　アンケ　ト調査概要

<table>
<tr><td>実施期間</td><td>2011 年 8 月 4 日～2011 年 9 月 9 日</td></tr>
<tr><td>対象地域</td><td>全国 47 都道府県</td></tr>
<tr><td>配布対象者</td><td>視覚障害者 500 名</td></tr>
<tr><td>配布方法</td><td>社会福祉法人日本盲人会連合（日盲連）より各地区の盲人団体にアンケートを送付。日盲連の依頼を受けた各地区の盲人団体から回答者に郵便または直接手渡しで配布。回答は郵便にて回収。点字で返送されたアンケート票については日盲連にて通常の文字に変換。</td></tr>
<tr><td>配布内訳</td><td>配布対象者は以下のようになるよう配布した。
■男女比
「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」のデータを参考とし、ほぼ半数ずつのため、１対１とした。
※性別　視覚障害者数
<table>
<tr><th>総数</th><th>男性</th><th>女性</th><th>不詳</th></tr>
<tr><td>315,000</td><td>146,200</td><td>164,800</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>100.0%</td><td>46.4%</td><td>52.3%</td><td>1.3%</td></tr>
</table>
（資料）厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」より概算値を作成
■年齢構成
年齢は 20 歳以上を対象とした。
年齢構成は、「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」のデータを参考とし、「20～49 歳」を 15%、「50～64 歳」を 25%、「65 歳以上」を 60%で割り付ける。年齢の低い層の比率が低いため、「20～49 歳」「50～64 歳」の割合を実際よりも若干高めに設定した。
※年代別　視覚障害者数
<table>
<tr><th>計</th><th>20～49 歳</th><th>50～64 歳</th><th>65 歳以上</th></tr>
<tr><td>303,000</td><td>38,000</td><td>79,000</td><td>186,000</td></tr>
<tr><td>100.0%</td><td>12.5%</td><td>26.1%</td><td>61.4%</td></tr>
</table>
（資料）厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」より概算値を作成</td></tr>
<tr><td>有効回収数</td><td>350 件（70.0%）</td></tr>
</table>

2.2　調査結果

2.2.1　回答者属性

(1) 性別

性別について尋ねたところ、53.4%が男性、43.4%が女性である。

図表Ⅱ-2-1　性別　Q18（単数回答）n=350

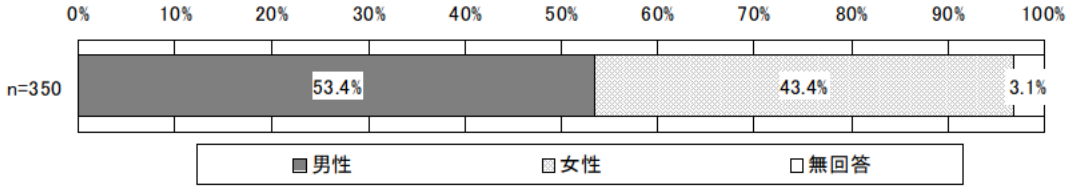

(2) 年齢

年齢について尋ねたところ、「20～29 歳」「30～39 歳」「40～49 歳」を合わせた 20～49 歳が 20.5%、「50～59 歳」「60～64 歳」を合わせた 50～64 歳が 35.2%、「65～64 歳」「70 歳以上」を合わせた 65 歳以上が 41.7%となっている。

図表Ⅱ-2-2　年齢　Q19（単数回答）n=350

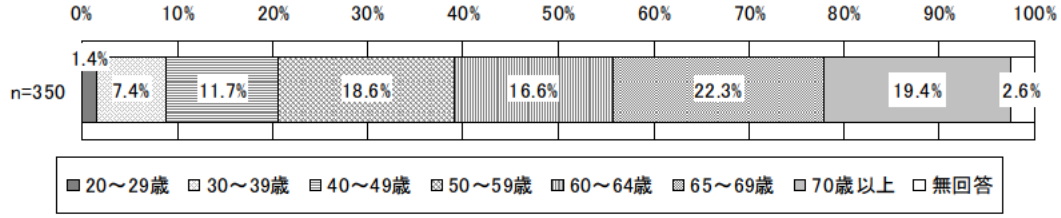

(3) 居住地

居住している都道府県別の回収状況は下表のとおりである。

図表Ⅱ 2 3　居住地 Q20（単数回答）n=350

都道府県名	件数	%
北海道	12	3.4
青森県	5	1.4
岩手県	5	1.4
宮城県	7	2.0
秋田県	6	1.7
山形県	0	0.0
福島県	8	2.3
茨城県	5	1.4
栃木県	5	1.4
群馬県	0	0.0
埼玉県	12	3.4
千葉県	16	4.6
東京都	21	6.0
神奈川県	33	9.4
新潟県	6	1.7
富山県	0	0.0
石川県	2	0.6
福井県	4	1.1
山梨県	2	0.6
長野県	5	1.4
岐阜県	3	0.9
静岡県	1	0.3
愛知県	16	4.6
三重県	8	2.3
滋賀県	6	1.7
京都府	7	2.0
大阪府	12	3.4
兵庫県	9	2.6
奈良県	5	1.4
和歌山県	8	2.3
鳥取県	9	2.6
島根県	4	1.1
岡山県	10	2.9
広島県	12	3.4
山口県	0	0.0
徳島県	7	2.0
香川県	5	1.4
愛媛県	7	2.0
高知県	3	0.9
福岡県	15	4.3
佐賀県	3	0.9
長崎県	5	1.4
熊本県	6	1.7
大分県	4	1.1
宮崎県	2	0.6
鹿児島県	3	0.9
沖縄県	5	1.4
無回答	21	6.0
全体	350	100.0

(4) 同居している健常者の有無

同居している健常者の有無について尋ねたところ、「健常者の同居者がいる」が57.7%、「同居の健常者はいない」が38.6%となっている。

図表Ⅱ-2-4　同居している健常者の有無 Q21（単数回答）n=350

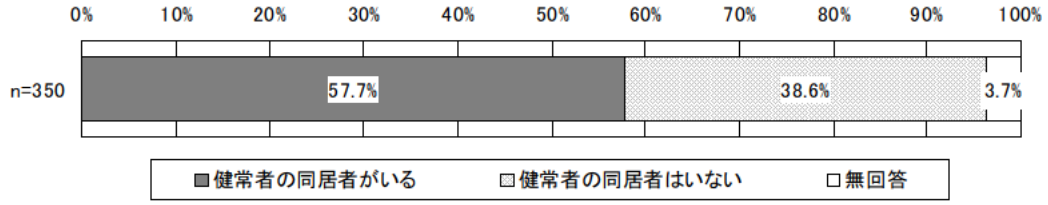

(5) インターネットの利用状況

インターネットの利用状況について尋ねたところ、「利用している」が 63.4%、「利用していない」が32.9%となっている。

図表Ⅱ-2-5　インターネットの利用状況 Q22（単数回答）n=350

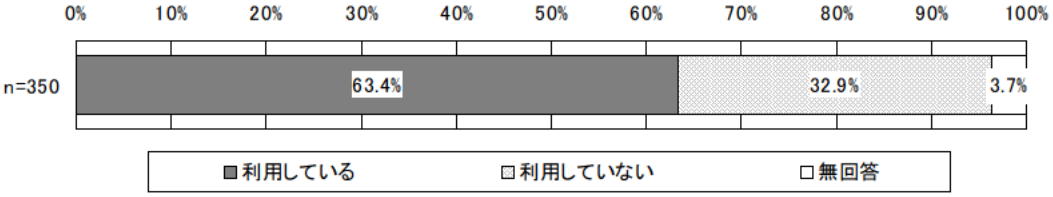

年齢別にインターネットの利用状況をみると、「20～49歳」は「利用している」が86.1%を占めている一方、「65歳以上」は46.6%に留まっている。

図表Ⅱ-2-6　年齢別　インターネットの利用状況 Q22（単数回答）

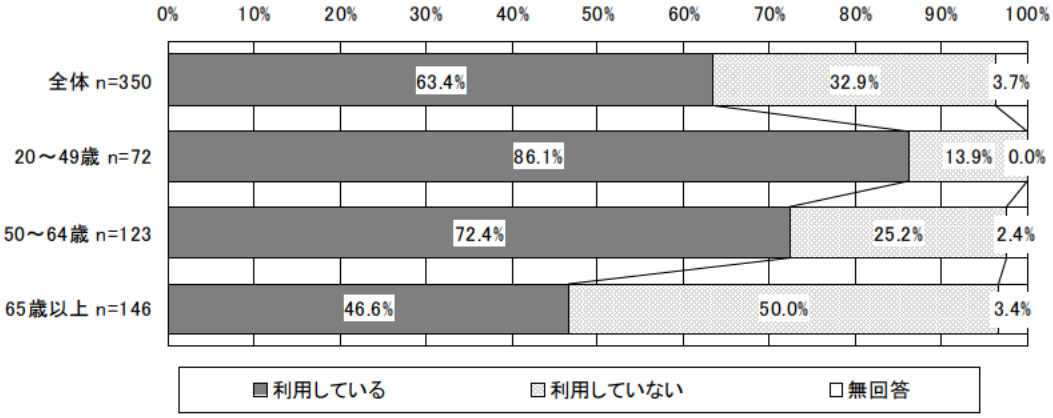

(6) インターネットの利用頻度

インターネットの利用頻度について尋ねたところ、「ほぼ毎日（１日１時間以上）」が 58.6%で最も割合が高く、ついで「ほぼ毎日（１日１時間未満）」が 16.2%で、ほぼ毎日利用している人が７割強を占めている。

図表Ⅱ-2-7　インターネットの利用頻度 Q22-1（単数回答）n=222

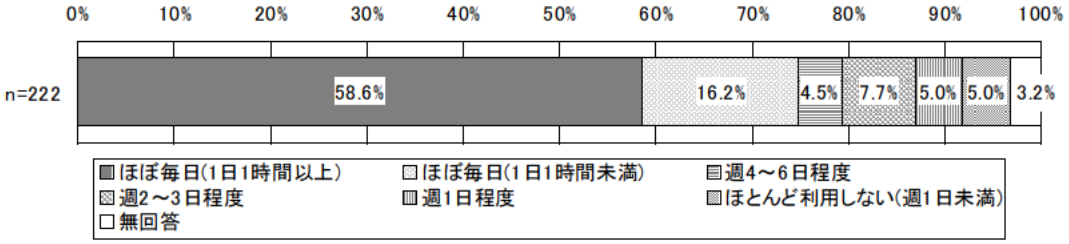

インターネットを利用している人について、年齢別にインターネットの利用頻度をみると、年齢が若いほど、利用頻度は高い傾向にあり、「20～49 歳」は「ほぼ毎日（１日１時間以上）」が 74.2%を占めている。

図表Ⅱ-2-8　年齢別　インターネットの利用頻度 Q22-1（単数回答）

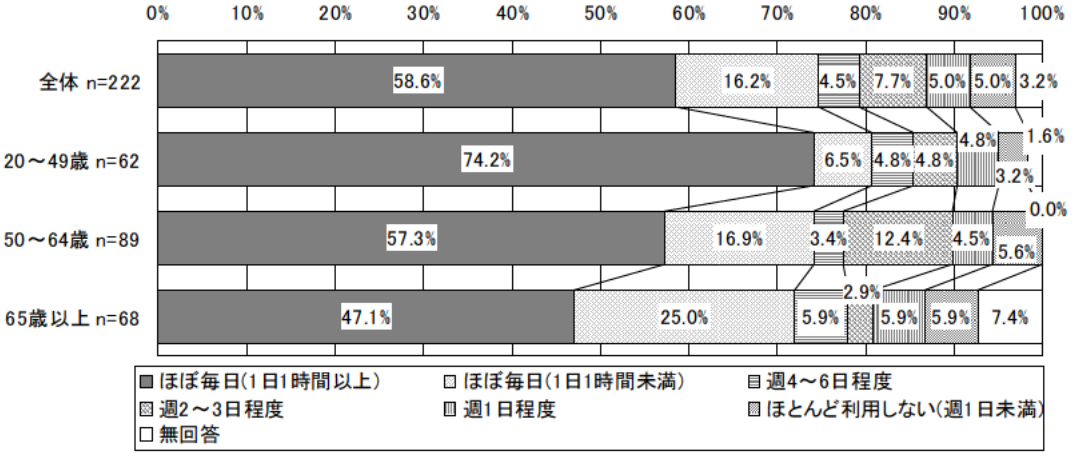

(7) 視覚を失った年齢

いつ頃から見えにくくなったかについて尋ねたところ、「生まれた時」が 34.3%で最も割合が高く、次いで、「20～49 歳」が 24.0%、「７～19 歳」が 13.7%で続いている。

図表Ⅱ-2-9　視覚を失った年齢 Q23（単数回答）n=350

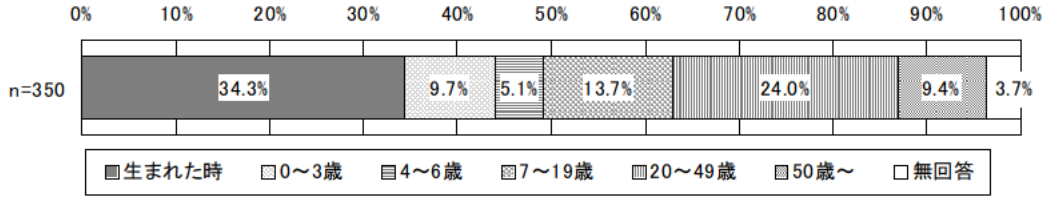

(8) 障害の等級

視覚障害の等級について尋ねたところ、「１級※」が 69.4%を占めている。

図表Ⅱ-2-10　障害の等級 Q24（数値回答）n=350

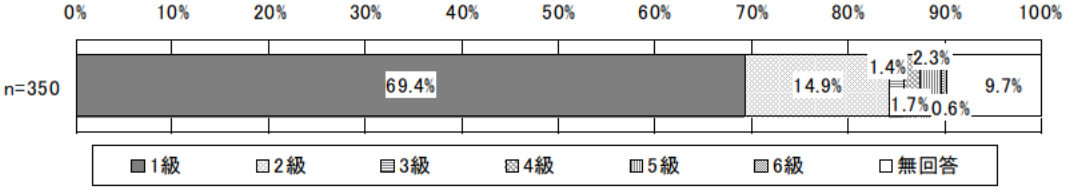

※「１級」：両目の視力の和が 0.01 以下。

(9) 普段の生活様式

普段の生活様式が在宅中心か外出中心かについて尋ねたところ、「在宅がほとんど」（31.4%）、「どちらかというと在宅が多い」（16.3%）を合わせた在宅が多い人が 47.7%、「外出が多い」（27.4%）、「どちらかというと外出が多い」（14.3%）を合わせた外出が多い人が 41.7%となっている。

図表Ⅱ-2-11　普段の生活様式 Q25（単数回答）n=350

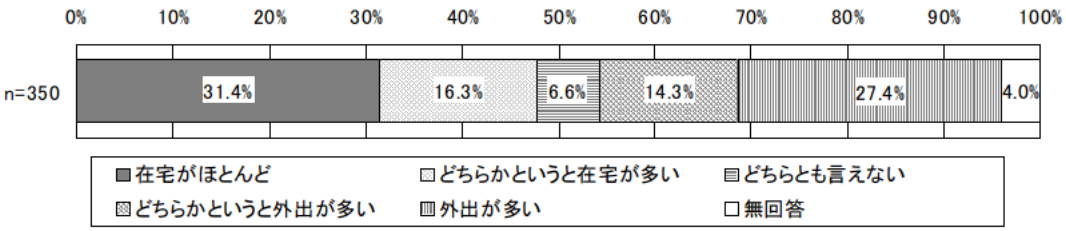

2.2.2　テレビ番組の利用状況について

(1) 普段のテレビの利用状況

平均すると、一日にどれくらいテレビを利用しているかについて尋ねたところ、平日は、「一日に１～３時間くらい」が 48.3%で最も割合が高く、ついで「一日に１時間以下」が 21.1%、「一日に４～６時間くらい」が 18.9%で続いている。休日は、「一日に１～３時間くらい」が 46.3%で最も割合が高く、ついで「一日に４～６時間くらい」が 23.4%で続いている。

図表Ⅱ-2-12　普段のテレビの利用状況 Q1（単数回答）n=350

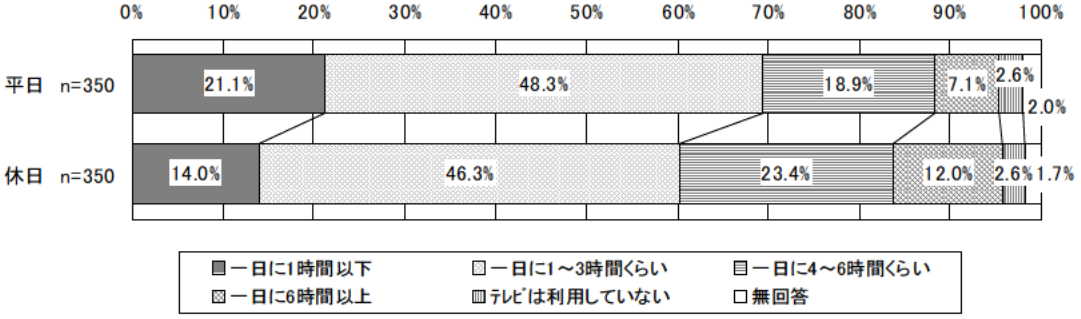

(2) テレビをよく利用する時間帯

１日のうちで、テレビをよく利用する時間帯について尋ねたところ、平日、休日とも「午後６時～午前０時」の割合が高く、平日が 69.7%、休日が 72.0%を占めている。

図表Ⅱ-2-13　テレビをよく利用する時間帯 Q1（単数回答）n=350

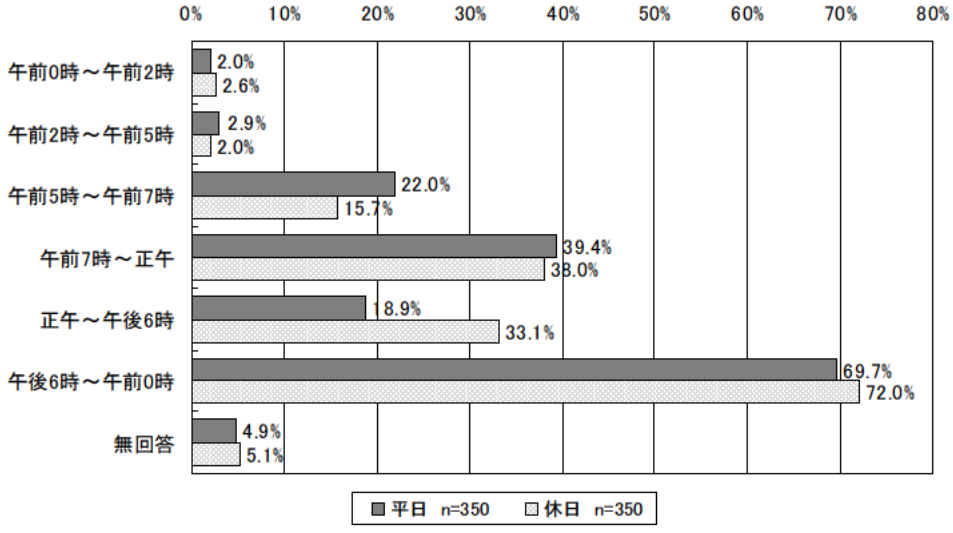

(3) 普段のラジオの利用状況

平均すると、一日にどれくらいラジオを利用しているかについて尋ねたところ、平日は、「一日に１～３時間くらい」が 24.9%、「一日６時間以上」が 23.1%、「一日に４～６時間くらい」が 21.4%と、それぞれ２割強を占めている。休日は、「一日に１～３時間くらい」が 25.1%、「一日に４～６時間くらい」が 22.0%を占めている。

図表Ⅱ-2-14　普段のラジオの利用状況 Q2（単数回答）n=350

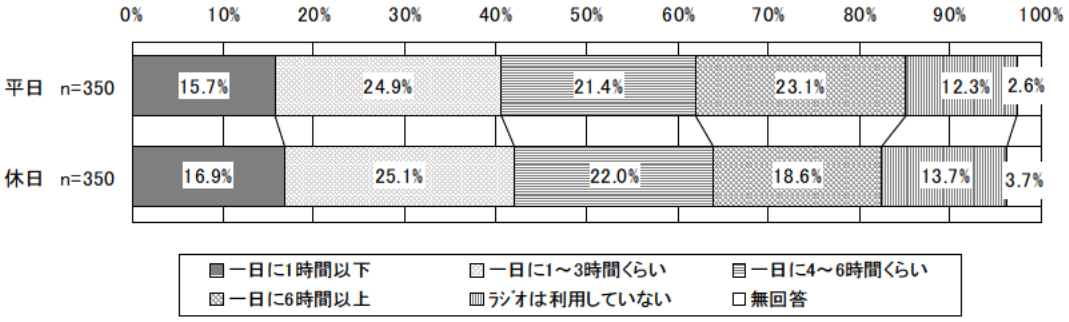

(4) ラジオをよく利用する時間帯

１日のうちで、ラジオをよく利用する時間帯について尋ねたところ、平日は「午前７時から正午」が 38.0%で最も割合が高く、ついで「午後６時～午前０時」が 37.7%、「午前５時～午前７時」が 36.6%で続いている。休日は、「午後６時～午前０時」が 37.1%で最も割合が高く、ついで「午前７時～正午」が 32.6%、「午前５時～午前７時」が 30.6%で続いている。

図表Ⅱ-2-15　ラジオをよく利用する時間帯 Q2（単数回答）n=350

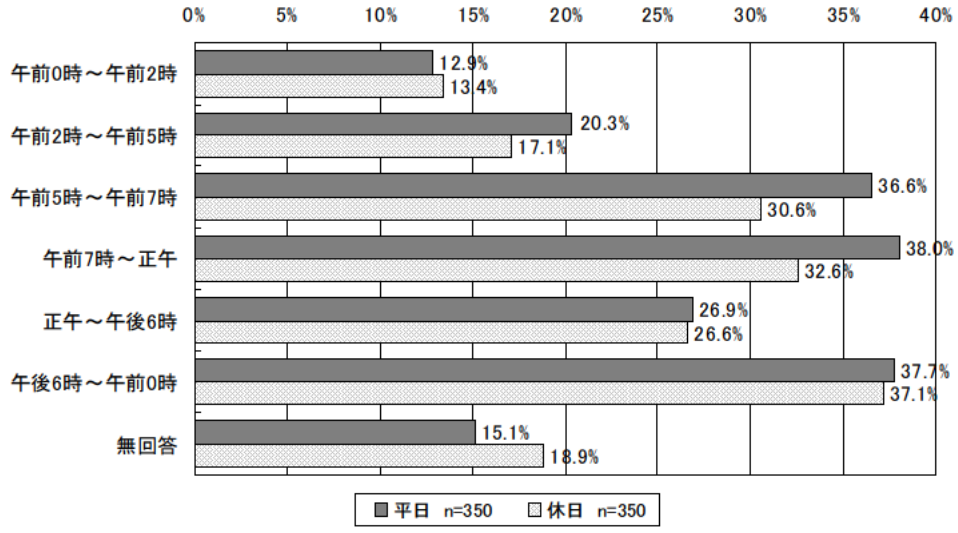

(5) 解説放送の利用状況

解説放送の利用状況について尋ねたところ、「利用している」が 39.4%と約４割、「利用していない」が 50.6%と約半数を占めている。

図表Ⅱ-2-16　解説放送の利用状況 Q3（単数回答）n=350

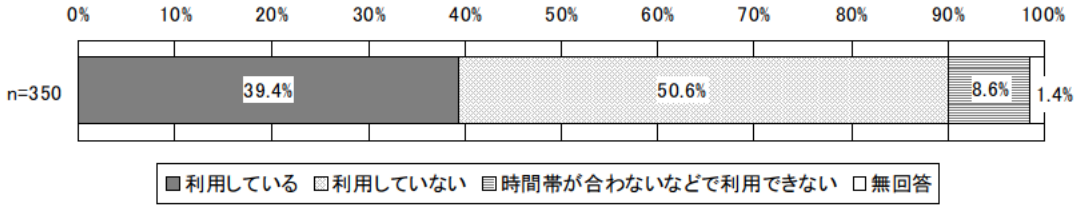

障害程度別に解説放送の利用状況をみると、「１級」の人は、45.3%が「利用している」と回答している。

図表Ⅱ-2-17　障害程度別　解説放送の利用状況 Q3（単数回答）n=350

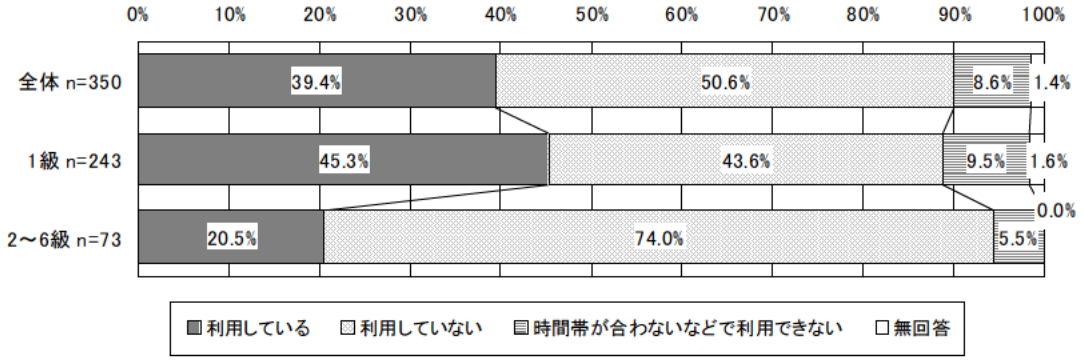

(6) 解説付き番組のスケジュ　ルの入手方法

解説付き番組を利用していると回答した人に対して、解説付き番組のスケジュールの入手方法について尋ねたところ、「視覚障害者団体等からの情報」が 45.7%で最も割合が高く、ついで「家族や知り合いからの情報」が 39.1%、「放送事業者から」が 36.2%で続いている。

図表Ⅱ 2 18　解説付き番組のスケジュ　ルの入手方法 Q3 1（単数回答）n=138

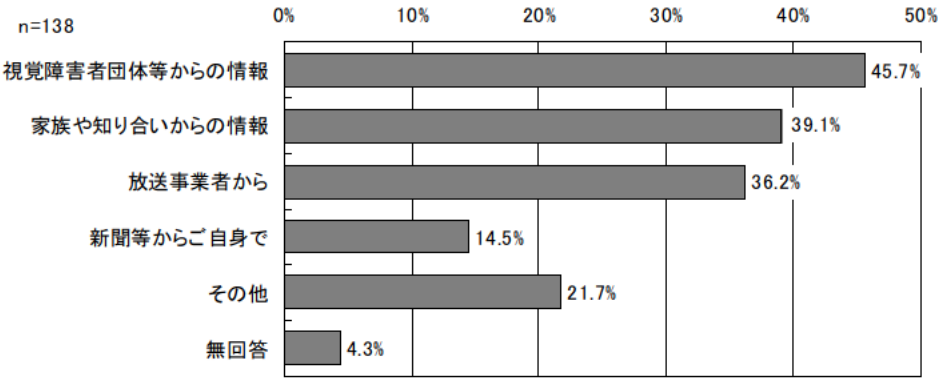

(7) 解説付き番組を利用していない理由

解説付き番組を利用していない人について、その理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 2 19　解説付き番組を利用していない理由 Q3 3（自由記入）

■どの番組で利用できるのかが分からない

・どの番組で解説放送がされているかの情報が少ない。また情報を取得しにくい。
・解説している番組と時間が詳しく分からない。
・解説付き番組の情報が得られない。
・わずかの視力で画面を見て楽しもうとしてしまうためと、解説付き番組かを示すテロップが見えていないため、つい聞き逃している。
・知らなかった。アナログ時代「目の不自由な方へ･･･」と表示があったドラマ等の副音声は利用していたが、地デジになってどれが解説付きか分からくなった。
・スケジュールを知らない。偶然見つけて利用する感じ。

■利用したい番組に付いていない、時間帯が合わない

・自分が利用したい番組には付いてないから。
・よく利用する番組では解説放送がされていない。ニーズに合った解説放送がされているとは思えない。
・番組自体が少なすぎて、興味が無いと利用しない。
・番組が少なく、時間が合わない。
・放送時間帯が合わない。

・時間帯やジャンルが合わない。

■解説が煩わしく感じる

・音声が二重に聞こえて非常に煩わしく迷惑だらけ。なくてよい。

・しつこさとリモコンを度々切りかえるのが面倒。

・せっかく解説していただきながら大変失礼と思うが、かえってうっとうしく感じるので利用していない。

・聞いていればおよそ分かる。ドラマなどは聞いていればよく分かるし、やたら解説が増えるとしらけるから。

■解説内容が不十分

・解説が不十分だから聞きたくない。

・あまり良くない解説が付いていることがある。

■使い方が分からない・分かりにくい、面倒

・テレビを買い換えて、使い方が分らない。

・新しいＴＶになって使用方法を把握していないため。

・操作が難しい。

・リモコンを使っての操作の仕方や設定のやり方が分からないので解説放送を利用していない。

・リモコンが複雑で操作しにくい。

・リモコン操作ができないから。操作を覚えたら利用しようと思っている。

・地デジ開始が間もないので、まだ勝手が分からず、せいぜいスイッチと音量調節とチャンネル変更しか分からないからである。

・設定が面倒。

■利用できない

・テレビに機能が付いていない。

・テレビが解説放送に対応していないので、解説を聴くことができない。

■解説が必要な番組は利用していない、解説がない状態で楽しんでいる

・ニュースや音楽番組で、特に解説は必要としない。

・ドラマなど解説が必要な番組は利用しない。また、どの番組が解説付きなのか分からない。

・ニュースが多くドラマは利用しない。

・見ている番組では、必要ない。

・解説がない状態に慣れており、なんとか番組を理解していると思っている。

・テレビの音声だけで楽しいから。また理解できるから。

・画面は見えないが、言葉から想像する楽しみを大切にしているので、静かに番組を聞きたいという気がする。

・自分でイメージを膨らませている。

・いろいろな場面を想像しながら聞くのが大好き。

■弱視のため、大よそ画面で分かる

・だいたい画面で分かるから。

・弱視で、画面に近づけば見えるから。

・ある程度見えているので、解説放送を利用していない。
・弱視なので解説がなくても画面が分かるため。

■家族に配慮して

・一緒に見る家族が晴眼者で少々耳が悪いので副音声を嫌がるため。
・地デジ化されるまでラジカセでテレビを聞いていた。家には地デジのテレビが 1 台あるが、家族と見たいものが違うため、今はワンセグチューナーで聞いていて、たぶんこれでは解説は聞けないと思っている。

(8) 普段よく利用するテレビ番組のジャンル

普段よく利用するテレビ番組のジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 88.9%で最も割合が高く、ついで「ドラマ」が 57.7%、「ニュース以外の報道・情報番組」が 50.3%、「教育・教養番組」が 48.9%で続いている。

図表Ⅱ 2 20 普段よく利用するテレビ番組のジャンル Q4（複数回答）n=350

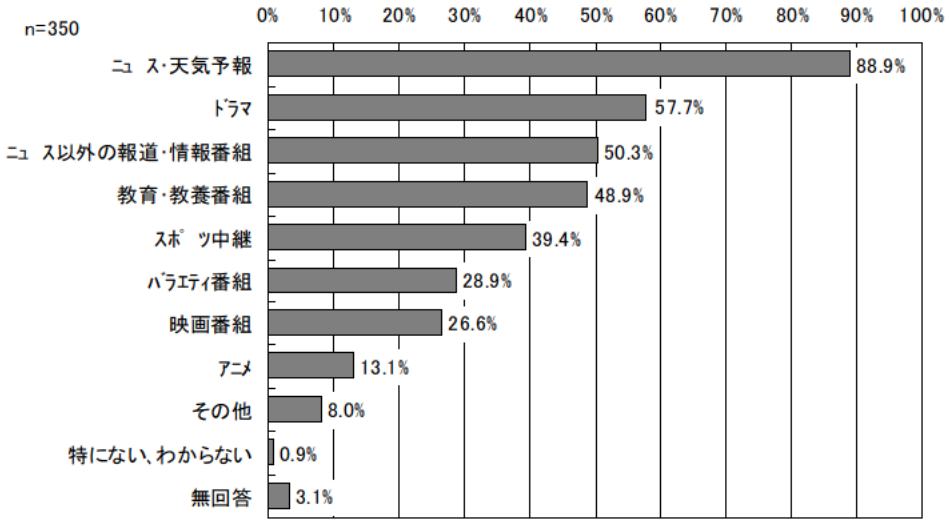

(9) インタ　ネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組の利用状況

インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度利用しているかについて尋ねたところ、「利用したことがない」が 84.0%を占めている。

図表Ⅱ-2-21　インターネットを通じて配信される日本のテレビ局の
テレビ番組の利用状況 Q5（単数回答）n=350

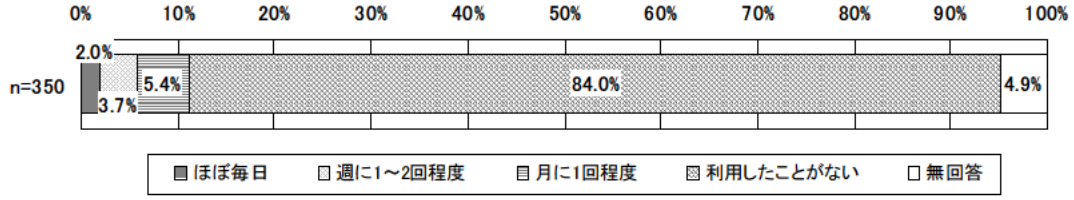

2.2.3　解説付き番組の分かりやすさ等について

(1) 解説付き番組における解説の分かりやすさへの満足度

解説付き番組における解説の分かりやすさへの満足度について尋ねたところ、「満足している」（11.7%）、「概ね満足している」（25.1%）を合わせた 36.8%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 24.3%で、「満足していない」（8.6%）と「あまり満足していない」（6.9%）を合わせた 15.5%が満足していないと回答している。

図表Ⅱ-2-22　解説付き番組における解説の分かりやすさへの満足度 Q6
（単数回答）n=350

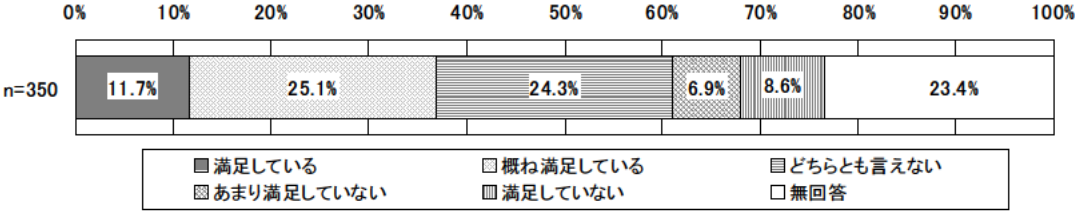

2006 年 2 月に実施した調査と比較すると、解説の分かりやすさについて「満足」「概ね満足」との回答は 2006 年時点の 50%から 2011 年時点では 36.8%に減少している。

図表Ⅱ-2-23　解説付き番組における解説の分かりやすさへの満足度の
2006年調査との比較

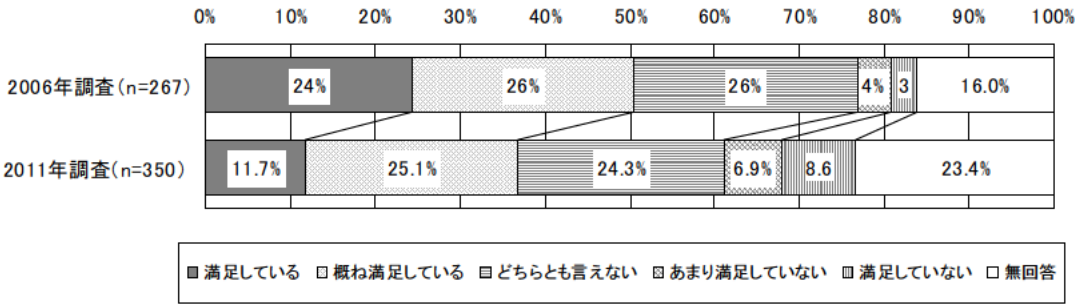

現在の解説付き番組における解説の分かりやすさについて、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 2 24　解説付き番組における解説の分かりやすさに満足していない理由
Q6 1（自由記入）

■解説を丁寧にして欲しい
・もう少し丁寧な解説が欲しい。
・説明が簡単すぎて理解できない。
・解説が簡単すぎて、いまいち分かりにくい。できれば背景や衣装など、もう少し詳しく解説して欲しい。
・効果音とそれにつながる描写が不足しているように思う。

■状況を上手く伝えられていない
・状況が適切に伝えられていない。
・情景があまり分からない。理解できないものが多い。
・状況を上手くイメージできない。

■英語が分かりにくい
・英語を略しているのが分かりにくい。例えばAEDとかいった後に、その意味を伝えて欲しい。
・ニュースの中の外国語放送は解説がない。不親切である。最近、外国語がそのままニュースになっているため、ニュースか分からなくなっている。

■解説の付け方がよくない
・ドラマなどで、解説が欲しいところには付いていなくて、あまり必要のないところに付いていたり、出演者の名前なども全部読んでくれない。また、説明ではなく、ドラマの心の動きまで言うのは好きではないなど。
・本当に解説して欲しい状況を解説していないことが多い。ニーズに合っていない。
・実際の場面と解説の間にずれが多少あって、しっくりこないことが多い。

■聞き取りにくい
・解説の音量がドラマと同じなので聞きとりにくい。
・聞きにくいことがある。
・音声が二重に聞こえて非常に煩わしい。

■その他
・見えないものにとっては、映像を音声化すると通常の会話などに影響がでるので、逆に面倒くささを感じる。
・ドラマやアニメの人物の動きは、その前後の会話を聞いて想像できる場合が多いのでイメージを楽しみたいため。
・バラエティー等は分かりにくい。

(2) 通常のテレビ番組の改善の必要度

解説付き番組ではない、通常のテレビ番組（特にニュース番組）を聴いていて、分かりにくくて改善が必要と思うことがあるかについて尋ねたところ、「そう思う」（46.0%）、「ややそう思う」（16.3%）を合わせた 62.3%がそう思うと回答している。

図表Ⅱ-2-25　通常のテレビ番組の改善の必要度 Q7（単数回答）n=350

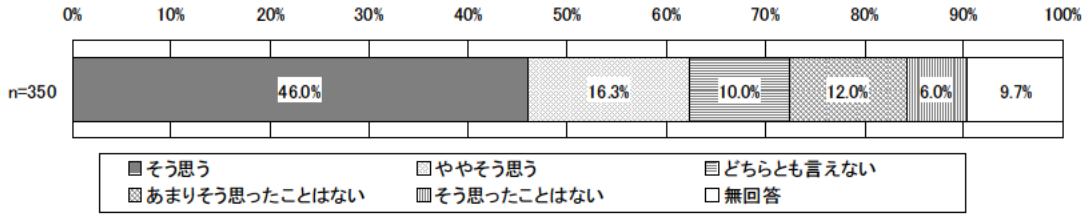

2006 年 2 月に実施した調査と比較すると、改善が必要と思うことがあるかについて、「そう思う」「ややそう思う」との回答は 2006 年時点の 82%から 2011 年時点では 62.3%に減少している。

図表Ⅱ-2-26　通常のテレビ番組の改善の必要度の2006年調査との比較

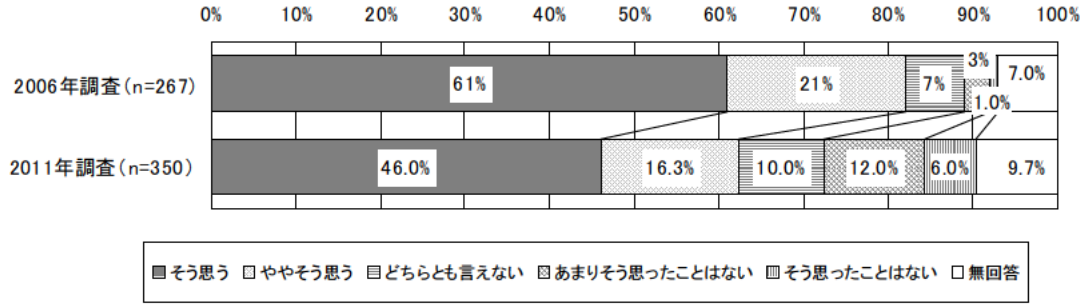

解説付き番組ではない、通常のテレビ番組（特にニュース番組）を聴いていて、分かりにくくて改善が必要と思うことがあるかについて、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人のそう思う理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-2-27　通常のテレビ番組に改善が必要と思う理由 Q7-1（自由記入）

■画像や映像について

・画面を見て知りうる情報が大変多い。
・画面や中継の場面の説明が少ないため。
・図などを「こそあど言葉」を使って指し示しながらの説明が多く、分かりにくい。
・ドラマで特に多いが、映像だけでセリフがないと場面がよく分からなくて、内容が分かりにくいことがある。バラエティーでも状況が分かったほうが笑える。

・図表の説明が不十分である。「･･･と言われています」とは誰が言ったのか、どこの団体が発表したのかはっきりしてもらいたい。
・黙って映像だけを見せ、音楽を流していると思われる画面がある。
・事故・事件の現場の様子について、映像の解説が簡単でよいので欲しい。
・リアルな映像、外国の方のコメントなど、できるだけ、そのまま放送する良さは理解できるが、字幕が多くなり、内容がいまいち分かりにくい。テレビとはいえ、写真やテロップのみで説明が不十分なことがあるので､解説でなくても出演者で工夫してくれると有難い。

■字幕、テロップ等への解説について

・テロップの部分を読みあげて欲しい。
・文字で表示されたものは、全て音声化していただきたい。
・「あて先はこちらです」のみがテロップで流れる。
・字幕が多くなってきているにも関わらず、それに対する説明がないので理解できないまま終わるという感じである。
・字幕スーパーが出ていると、人物紹介、また、内容コメントなど言わないことが多いため。

■外国語、新語について

・ニュース報道番組で特に海外の人が話す場面がでた場合、通訳がない。音声で流してもらうと分かりやすいと思う。
・ニュース番組に付いている副音声は日本語を英語に訳すもので、逆が可能であれば改善すべきかと思う。
・外人のコメントが分からない（下に言葉では出ているようだが、吹き替えにしていただきたい）。
・インタビューが英語だった場合､日本語訳をして欲しい(字幕だけのことがあるので)。
・外国語のインタビューなどで、音声での日本語訳を付けて欲しいと思う場面がある。
・海外のものの場合、字幕を見られないので、外国語では何を話しているのか分からない。
・外国人のキャスターの話に日本語の字幕が入るが、副音声で入れて欲しい。
・外国語や新語について、分かりやすい説明があると助かる。

■天気予報について

・天気予報であまりにも字幕が多い。
・天気予報で地域の名前は読みあげているのに内容は「ご覧の通りです」という場合。
・天気予報などで気温などを字幕で知らせているのが分からない。
・目が不自由なので、普通、見えているものとして話されているので、例えば「台風がこの方向に進む」と言われても、地名など具体的に出してくれないと分からない。
・解説がなく、天気予報や背景が流れている時。

■緊急速報について

・緊急案内のピンポン（テロップ）のような音とともに字幕が出るが、音だけでは何の速報なのか分からず不安。
・ニュースの途中でテロップが流れた場合、何が緊急なのか、どの地域なのか、簡単でもいいから音声で知りたい。実際、このアンケートを書いている途中でも何度となく

テロップが流れていた（東北での地震だった）。
・速報を知らせるビープ音だけでは、われわれ視力の無い人間は困ってしまう。目が見えないから情報を知りたくても知れないのは不公平な気がする。
・ニュース速報も文字と音だけでなく、言葉で伝えて欲しい。そうでないと速報としての意味がない。
・天気情報や警報情報が「ご覧の地域」とだけの説明では分からなかったり、緊急情報も音がなるが、文字情報だけで分からない。

■「ご覧のように」について、内容を解説して欲しい

・「こちらをご覧下さい」と言われても分からない。
・「ご覧のとおりです」の言葉が、時間は十分あるのに使われる。
・状況が分かるように説明をして欲しい。画面上の「ここに問い合わせください」といわれても「どこに？」になってしまうので読み上げて欲しい。
・「詳しい情報は以下の通りです」「ご覧のような状況です」など、目で見て判断しなくてはならない表現が多い。
・宛先はこちらとか、お問い合わせはこちらにといって、電話番号やメールアドレスを紹介しても視覚障害者には分からないので、やはり言葉で二度ほど繰り返し報じて欲しい。
・いろいろなところで思うが、特に選挙の開票速報の時など「ご覧の通りです」といわれ無音になり、見えない私達はさっぱりである。全てを読み上げるのは無理なら、せめて得票数の多い順に名前だけでも読み上げて欲しい。

■聞き取りにくい

・音声が聞き取りにくい。
・声にフィルターをかけたものは聞きにくいので他の人の声にして欲しい。
・取材対象者の声質を変えている時、聞き取れない。
・ニュースを読むスピードをもう少しゆっくりにしていただけると理解しやすいように思う。

■その他

・繰り返して聴くことができない。
・誰のコメントかよく分からない。
・キャスター以外の人がインタビューやコメントを話している時、誰が話しているのか名前や所属を知らせて欲しい。

(3) リモコンやテレビの利用しやすさ

リモコンやテレビの利用しやすさについて尋ねたところ、「満足している」（8.0%）、「概ね満足している」（25.4%）を合わせた 33.4%が満足していると回答している一方、「どちらとも言えない」が 18.6%で、「満足していない」（14.6%）と「あまり満足していない」（24.9%）を合わせた 39.5%が満足していないと回答している。

図表Ⅱ-2-28　リモコンやテレビの利用しやすさ Q8（単数回答）n=350

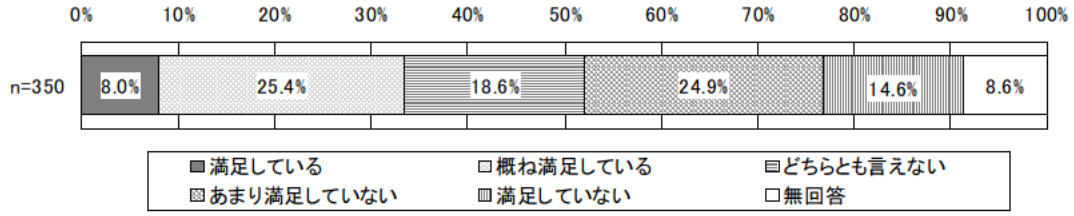

2006 年 2 月に実施した調査と比較すると、リモコンやテレビの使いやすさについて「満足」「概ね満足」との回答は 2006 年時点の 40%から 2011 年時点では 33.4%に減少している。

図表Ⅱ-2-29　リモコンやテレビの利用しやすさの2006年調査との比較

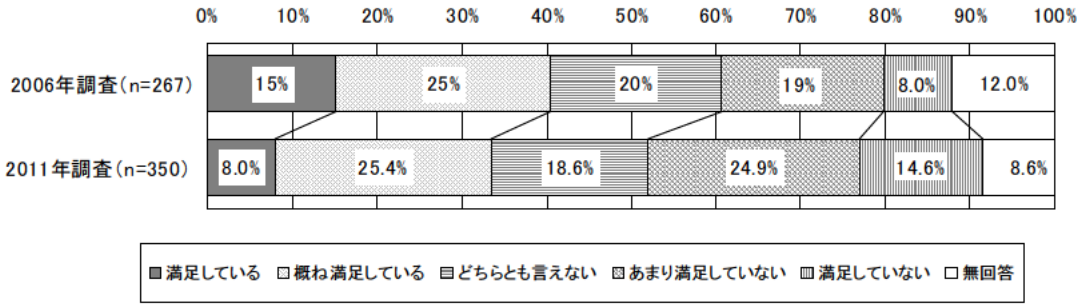

リモコンやテレビの利用しやすさについて、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した人に満足していない理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-2-30　リモコンやテレビの利用しやすさに満足していない理由
Q8-1（自由記入）

■使い方が難しい

・機能がリモコン一つで便利だとは思うが、複雑に感じてしまうので、なかなか把握できていない。視覚障害の人にはシンプルな製品がよいと思う。結局使いこなせない。

・リモコンについてはボタンがやたら多く、録画予約も家内にしてもらわないといけないので困っている。視覚障害者が使いやすいリモコンがあれば絶対購入したい。

・ボタンが多く、区別がしにくく、配列を覚えきれなかったり、忘れてしまう。
・リモコンボタンが多くて複雑。必要以上の機能がつきすぎて、全部利用できていない。
・リモコンに色々な機能が付いているのにそれが利用できない（例えばドラマをみながら天気予報や野球中継など）。
・ボタンが多すぎて覚えにくいものが多い。音声ガイドのあるものでも、全てを音声では操作できない。
・アナログの時であれば簡単だったが、地デジが難しい。弱視なので、少し見られるが大変。テレビとブルーレイと同じようで分かりにくい。

■操作しにくい

・視覚障害者には感知しにくい。
・同じ型のボタンが多くて分かりにくい。
・ボタンが多すぎる。0・9 を探す時が大変。テンキーと隙間をあけて欲しい。
・ボタンの機能が分かりにくい。ボタンを押した時の反応が分かりにくい。トグル式の場合、基準点が分かりにくい。音声の説明が本体から放送音と重なって聞き取りにくい。再度機能を聴きたいときの操作が分かりにくい。
・ボタンを押しても音が出ないので有効かどうかが分からない。ボタンが小さくて間隔がせまくて使いづらい。
・リモコンの操作ボタンが小さいので操作しにくい。ボタンとボタンの間がせまい。もう少しボタンを大きくしてオンオフや音の上下等を手でさわって分かるようにして欲しい。
・ボタンが多く、特にデジタル放送のメリットである情報が全く利用できない。しかし、録画機などのリモコンで、副音声に切り替えるボタンに 5 のボタンと同じ出っ張りの点が付いているので嬉しい。
・リモコンのボタンが多すぎて、使いこなせない。普段それほど使う必要のなさそうなところは、枠の中に入れるとか、通常よく使うと思われるもののボタンを大きめにするなど、触って分かりやすい工夫をして欲しい。ただ最近のリモコンは「5」のところに印があるので参考にしている。

■音声案内が欲しい

・音声対応を標準化して欲しい。
・リモコン操作中、音声による誘導が完全でない。
・今使っているリモコンでチャンネル移動や音量調節はできるが、複雑なことは音声がでないので確認できない。特に副音声にかえるボタンが分かりにくい。
・ボタンを押しても音声が出ないので、間違ったり分からなかったりする。
・メニューボタンを使う時、まったく音声によるガイドのないものが多い。アンケートの回答やクイズの答えなどを送信することが困難。
・ボタンが多すぎる。関係のないボタンを押してしまったりすることがよくあるので、間違えた場合には、いずれの場合でも音声で理由を報知して欲しいと思う。
・リモコンに表示されている内容が音声で確認できないのは不便だと思う。

■リモコンの共通化

・テレビの台数分リモコンが増えてしまうので、どのリモコンを使ってよいのか分からなくなるので、各メーカー共通の規格形状で操作できたらよいと思うため。
・メーカー各社により、デザイン・ボタンの形・並び順が様々で、統一性がない。あく

までも見ながら操作することが前提に作られている。

■初期設定に戻せない

・初期モードへ一括戻すボタンがない。

・指を少しでもずらしてしまって誤操作をして意志に反して設定が変ってしまったけれど、画面を見なければ設定が変わったことすら気付かない。設定を初期状態に戻せないので、結局操作をして設定が仮に変ってしまった後での独力での修正は無理である。

・うっかり他のボタンに触れると元に戻せなくなり、晴眼者にお願いすることになる。

・ミスタッチにより設定がかわり元に戻せないことがある。

■その他

・動作したかどうかの確認ができない。

・電源を入れても音声で確認ができず表示が分からない。

・ボタンを押しても反応が遅いため画面がかわったか判断できず何回も押してしまう。

・テレビから離れた位置からリモコンを操作するときの向きが的確にできず、付かないことがある。付けてから声が出てくるまでの間があって、ついたかどうかがすぐに分からない。

2.2.4　緊急時・災害時の情報提供について

(1) 緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの

緊急時・災害時情報入手手段として期待しているものについて尋ねたところ、「ラジオ」が 85.4%で最も割合が高く、ついで「テレビ」が 70.0%、「メール（災害時情報提供サービスなど）」が 43.4%、「家族や知り合いなどから教えてもらう」が 43.1%で続いている。

図表Ⅱ 2 31　緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの Q9
（複数回答）n=350

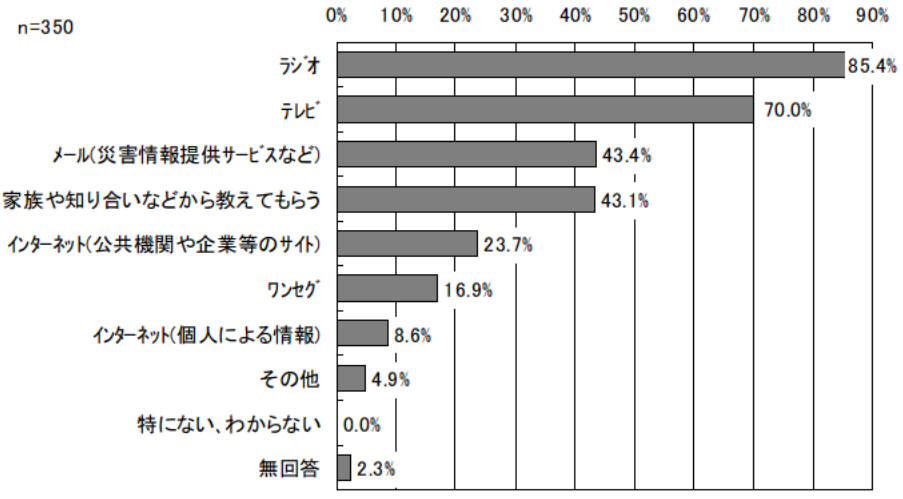

年齢別に緊急時・災害時情報入手手段として期待しているものをみると、他と比較して、「20～49 歳」は「インターネット（公共機関や企業等のサイト）」（40.3%）、「メール（災害時情報提供サービスなど）」（58.3%）の割合が高くなっている。

図表Ⅱ-2-32　年齢別　緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの Q9（複数回答）

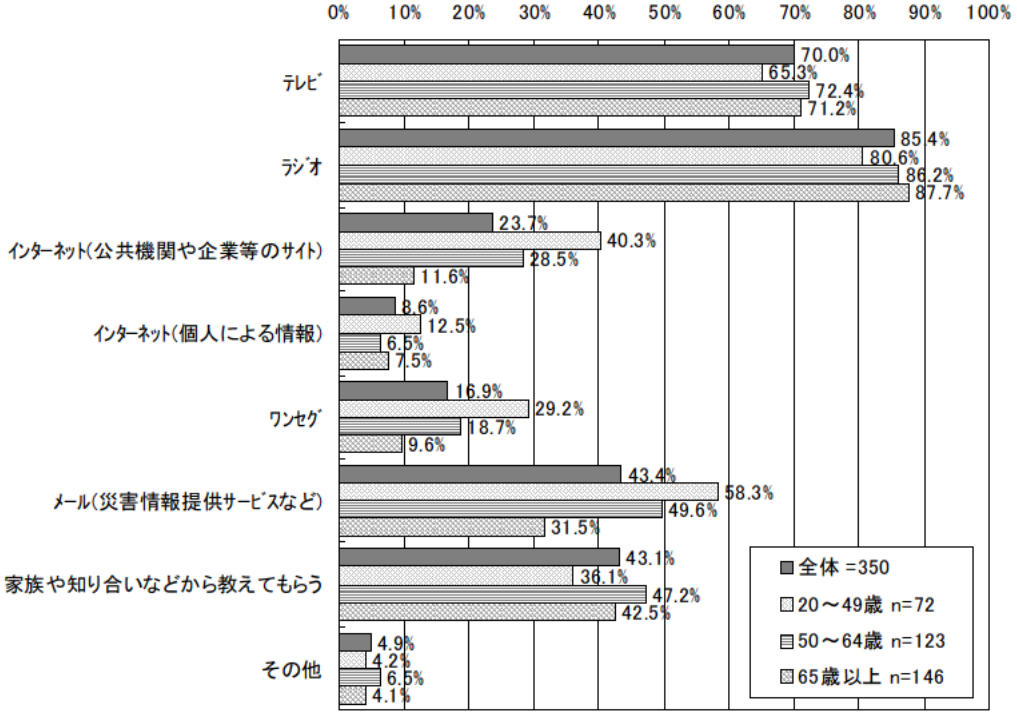

障害程度別に緊急時・災害時情報入手手段として期待しているものをみると、他と比較して、「１級」は、「メール（災害時情報提供サービスなど）」（46.9%）、「家族や知り合いなどから教えてもらう」（46.9%）、「２～６級」は「テレビ」（78.1%）の割合が高くなっている。

図表Ⅱ-2-33　障害程度別　緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの Q9（複数回答）

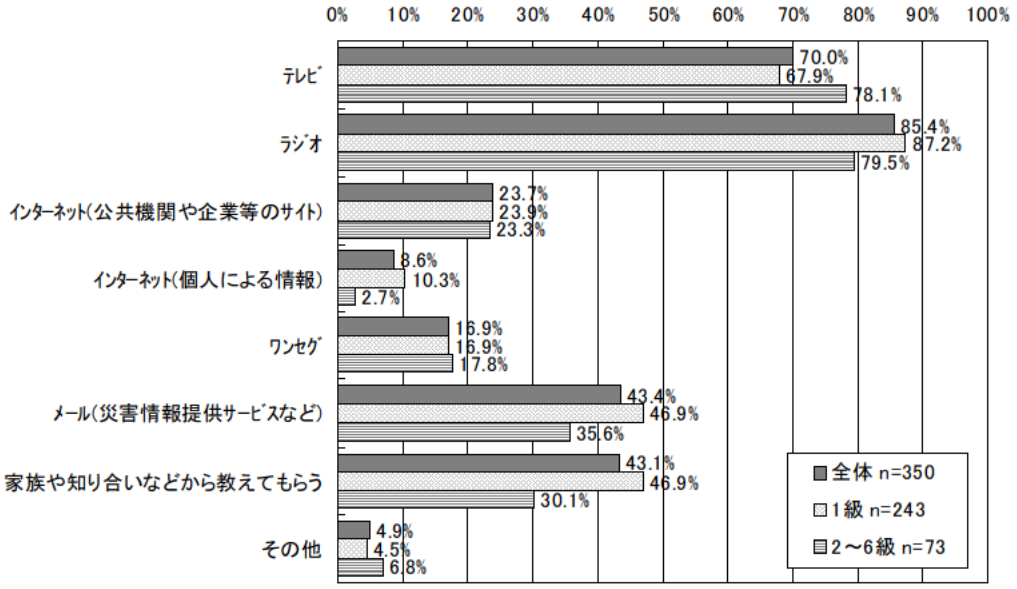

(2) 緊急時・災害時の緊急ニュースで、内容が判断できずに不便に思った経験

緊急時・災害時において、テレビ番組の放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあるが、警告音で第一報が流されても、どのような内容の緊急放送か（例えばニュース速報なのか、気象関係速報なのか）判断できずに、不便に思ったことがあるかについて尋ねたところ、「そう思う」が 64.6%を占めており、「ややそう思う」（11.1%）と合わせると、75.7%が不便に思ったことがあると回答している。

図表Ⅱ-2-34　緊急時・災害時の緊急ニュースで、内容が判断できずに不便に思った経験Q10（単数回答）n=350

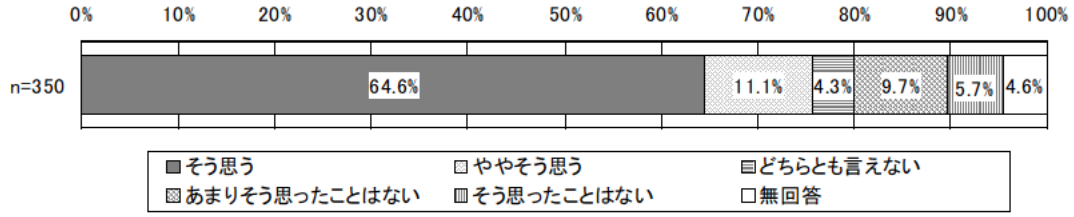

(3) 緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法

テロップで第一報を得て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段、どのような対応をしているかについて尋ねたところ、「ラジオにより情報を得る」が 46.9%で最も割合が高く、ついで「そのままテレビで情報を得る」が 22.3%を占めている。

図表Ⅱ-2-35　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q10（単数回答）n=350

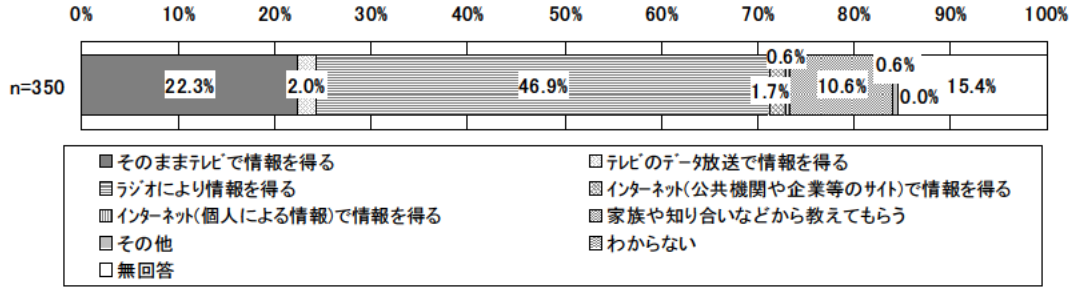

単数回答のところ、複数選択した人が多かったため、参考値として複数回答での集計を行ったものをみると、「ラジオにより情報を得る」が 55.7%で最も割合が高く、ついで「そのままテレビで情報を得る」が 29.4%、「家族や知り合いなどから教えてもらう」が 17.4%で続いている。

図表Ⅱ-2-36　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q10
（複数回答）n=350

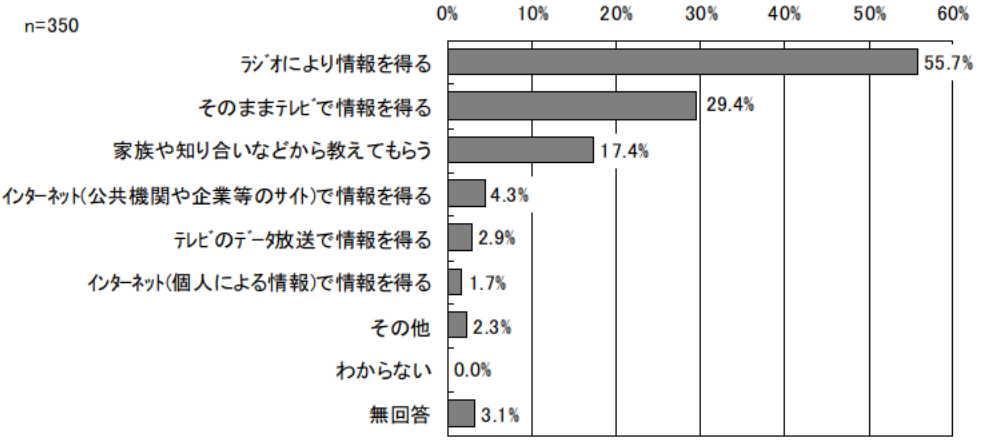

年齢別にテロップで第一報を得て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段、どのような対応をしているかをみると、他と比較して、「65 歳以上」は「ラジオにより情報を得る」が 56.2%と割合が高くなっている。

図表Ⅱ-2-37　年齢別　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q10
（単数回答）

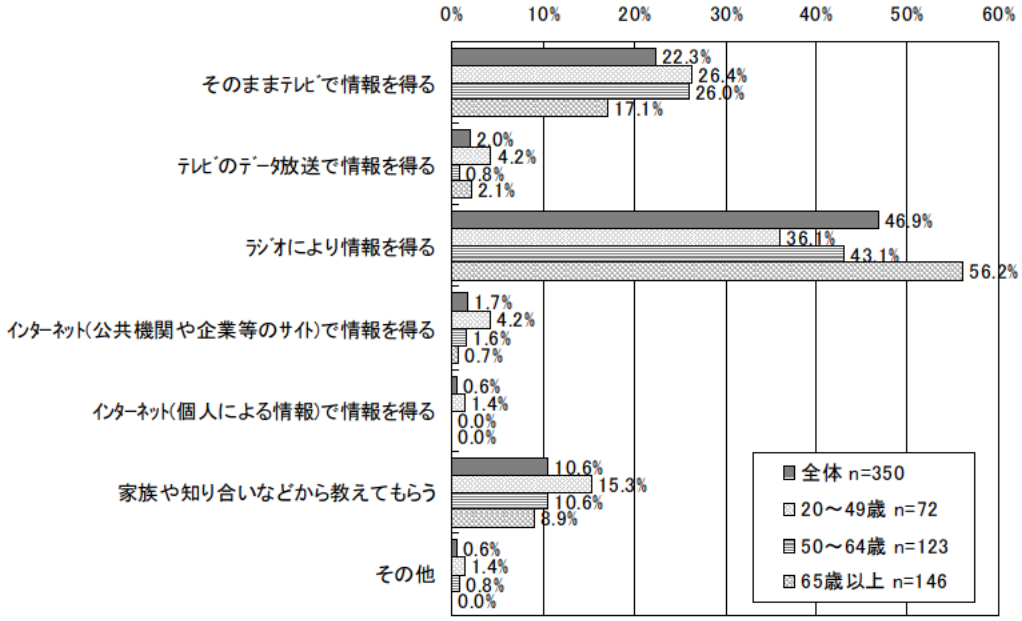

障害程度別にテロップで第一報を得て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段、どのような対応をしているかをみると、他と比較して、「１級」は「ラジオより情報を得る」（50.2%）、「２～６級」は「そのままテレビで情報を得る」（43.8%）の割合が高くなっている。

図表Ⅱ-2-38　障害程度別　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法
Q10（単数回答）

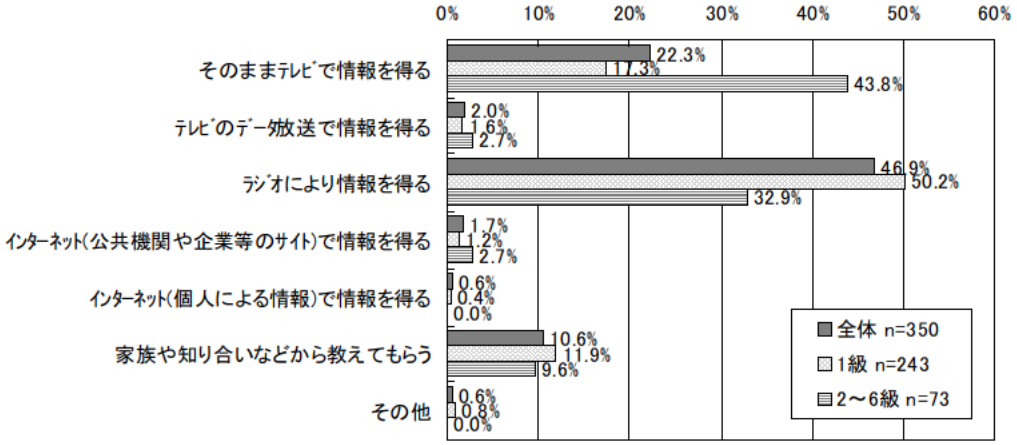

(4) 緊急時・災害時における各種メディアからの必要な情報入手

緊急時・災害時において、①L字スーパー、②データ放送、③ラジオ、④インターネット、⑤ワンセグによって情報が提供されている場合があるが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思うかについて尋ねたところ、「①L字スーパー」は、「できないと思う」（30.0%）、「あまりできないと思う」（4.6%）を合わせた34.6%ができないと思うと回答している。「②データ放送」についても、「できないと思う」（26.0%）、「あまりできないと思う」（5.1%）を合わせた31.1%ができないと思うと回答している。

「③ラジオ」は「できると思う」(66.3%)、「ある程度はできると思う」（18.0%）を合わせた84.3%ができると思うと回答している。

「④インターネット」は38.8%（「できると思う」19.1%、「ある程度はできると思う」19.7%）、「⑤ワンセグ」は23.2%（「できると思う」10.6%、「ある程度はできると思う」12.6%）が、できると思うと回答している。

図表Ⅱ-2-39　緊急時・災害時における各種メディアからの必要な情報入手
Q11（単数回答）n=350

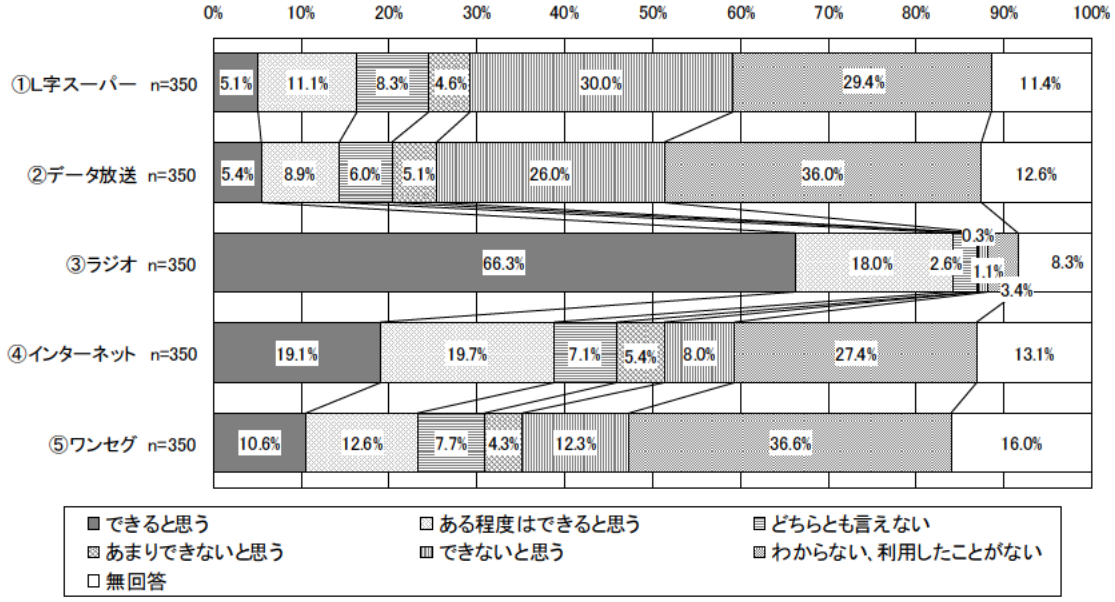

上記の方法による情報入手について、「あまりできないと思う」「できないと思う」と回答した人にできないと思う理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-2-40　緊急時・災害時に各種メディアからの必要な情報が
入手できていないと思う理由 Q11-1（自由記入）

■①Ｌ字スーパー
・Ｌ字スーパーが見えない（音声化を切に希望する）。
・Ｌ字スーパーは何についての情報が流れているのかを認識できない。
・Ｌ字スーパーの場合、何の情報かは大きな文字で見やすいのだが、実際の内容は文字の流れが速くて読み取れないことが多い。
・Ｌ字放送のみを読み上げる方法があればよいと思う。

■②データ放送
・ラジオ・ネットは音声での説明があるが、テレビ・データでは分からない。
・文字情報だけでは、内容が分からない。
・視力が無いので、視力を必要とする情報提供では、必要な情報が得られない。

■③ラジオ
・視覚障害者は耳からの情報が一番信用できるからラジオからの情報が一番よい。

■④インターネット
・普段、画面音声化ソフトを用いてネットを利用しているが、まだ音声で読めないサイトは多く、読めるものであっても目で読むよりはるかに時間がかかるので、緊急の際は間に合わない。

・目的のサイトへ行くまでに時間がかかりすぎる。
・インターネットは、回線の混雑等により情報にアクセスできない恐れがある。
・インターネットは、緊急時には使う余裕、暇がない。
・インターネットを立ち上げるまでに時間がかかるから。

■⑤ワンセグ

・見えないから、ワンセグは持っていない。
・電波障害を起こしやすい。
・ワンセグは電波が途切れることが多いから。
・ワンセグの場合は入手が困難な地域・場所がある。

■①～⑤全般

・メカニックなものには弱く、多機能なものが多すぎる。
・視覚障害であるため、音声で確認できない情報は利用できない。また、インターネットやワンセグ等は難しかったりで実用的でない。
・全盲であるため、字幕スーパーやデータ放送を見ることができないため。
・Ｌ字スーパーもデータ放送も文字情報なので視覚障害者には分かりにくいし、インターネットやワンセグについても興味のない人には操作ができない。
・警告音や文字だけでは情報が入手しにくい。音声でのガイドが欲しい。

(5) 緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題

緊急時・災害時の情報入手に関する要望や課題等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 2 41　緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題 Q12（自由記入）

■Ｌ字ス　パ　、テロップの読み上げ

・Ｌ字スーパーの情報の音声化を強く要望する。
・スーパーだけでなく、定時（30 分･60 分）で読み上げを。
・テロップの内容について音声での説明が必要。
・テレビでの地震速報について、テロップと同時に音声放送にして欲しい。
・緊急時に流れる字幕スーパーについても、音声による読み上げが可能なシステムの早急な開発と実用化を望む。

■副音声での情報提供

・テレビだと副音声で流して欲しい。
・インターネットやラジオを頼りにしているが、テレビはいつも利用しているので、字幕での速報だけでなく、副音声もしくは音声での割り込みをして欲しい。
・副音声でテロップを読み上げて欲しい。
・字幕を読んで欲しいにつきる。音声切り替えで字幕スーパーを読みあげて欲しい。
・特に重要な情報や身近な生活情報は音声で伝えて欲しい。テロップの内容は副音声で解説して欲しい。
・本来は音声で知らせていただきたいが番組の都合上そうもいかないと思うので、せめて副音声で解説して欲しい。

■音声で流して欲しい

・ＴＶでも緊急の場合は設定の有無に関わらず、音声が流れたら安心である。
・緊急の場合は、文字だけでなく、音声情報で情報を出して欲しい。
・テレビでも警告音でなく、音声付で流して欲しい。
・テロップとして流れる際に副音声には関係なく、全て声に出してくれると有難い。
・緊急速報をぜひ音声化して欲しい。警告音も各局で統一された方がよいように思う。地震速報は強いゆれが予想される地域まで音声で情報提供していただければと思う。

■警告音の後の情報提供

・警告音のあと最低限度、「災害の種類、場所、規模」だけでも音声で伝えて欲しい。
・緊急速報の警告音の後に地震の場合だけでも音声で知らせてもらいたい。その時点で分かるのであれば、ある程度の地域でも知らせて欲しい。
・現実的には難しいと思うが、緊急速報の音声解説あるいは速報の場合は、押しボタンで音声解説が聞けるテレビリモコンの研究開発をしていただきたい。
・通常番組のニュース速報などに流れるチャイムは、内容が分からないことから、苛立ちと不安感をつのらせる。即時に音声での対応をお願いしたい。
・テロップの後データボタンを押すとその内容を読み上げてくれるようにしていただきたい。NHK はテレビにテロップ音が出た後ラジオにてフォローしていただいて大変助かっている。

■警告音について、緊急度や内容の区別がつくように

・速報の場合、音の違いで緊急または災害の区別がつくようにしていただきたい。
・緊急度や危険度によって音を変える。
・情報の内容によって警告音を変えてあると助かる。
・災害なのか、天気予報、選挙なのかなど、まず分かるようにして欲しい。内容も読んでくれるとよい。
・緊急速報のチャイムを「地震情報」「ニュース」「気象」など、具体的に音声にしていただけると不安が少し和らぐように思う。
・緊急時であることが誰にでも分かる警告音をしっかりと伝えて欲しい。
・前もってアラーム音を鳴らし、緊急時の報道によってメロディーの研究をして、副音声などによってその内容を伝えて欲しい。
・緊急放送の場合、チャイムは不安感をあおるのみである。ぜひ音声化してもらいたい。

■内容が把握できるように

・誰にでも分かりやすい言葉で情報を伝える必要がある。指示・勧告・命令などの正しい意味が理解されているか疑問である。外出時にあっては自分の現在地がどの情報に該当するのか理解できるか心配である。それが分かるような情報の伝達が心配である。
・テレビは、視覚にだけ訴えるのではなく、子どもやお年寄りの利用状況も考えて、ゆっくり話すなど工夫をして欲しい。
・ラジオでもＴＶでも細かい情報を知りたい。この町とかいった細かい情報。
・もっと細かく分かりやすく伝えて欲しい。

■番組を中止して情報提供

・聞きやすい警告音を発して簡潔に正しく知らせる。なおその時、番組での映像、声は

一時中止とする。
・緊急放送などは通常放送をやめて音声と文字の両方で放送し、全ての利用者が分かるようにする。

■携帯電話やインタ　ネットでの情報入手

・携帯メールでデータを送信してもらいたい。
・緊急放送を読み上げないのであれば、メールによる情報提供を義務づけるようにして欲しい。
・携帯メールなどで情報を受けられるサービスを、もっと利用しやすくなるように、広報をしっかりして欲しい。また、携帯電話契約時などに、そのサービスのことや必要と思われる情報を伝えて欲しい。
・東日本大震災の時は、テレビ、ラジオ、インターネットで情報を得ていた。ラジオは一番信頼できるツールである。また東北の知り合いはネットが一番に復旧したと聞く。Twitter などリアルタイムであらゆる情報が得られるサイトは有難い。また、携帯電話は視覚障害者でも電話とメールは使っている。このことはよりメールでの情報配信は大変有用であると考える。
・携帯電話がもっとつながるようになって欲しい。それによるメールの情報が一番早いと思う。

■地域の情報提供、地方局からの情報提供

・必要な地域情報の入手方法が分からない。
・地元の放送局の情報を優先して音声で流して欲しい。
・居住地域のより詳しい情報を提供して欲しい。
・地域で身近で発生している災害について迅速に情報を提供して欲しい。

■公共の場、屋外での情報提供

・緊急時は市町村で（広報無線）放送して欲しい。
・自治体による屋外放送や広報車等による情報の拡散。
・地域の防災無線を利用することを忘れてはならないと思う。
・ラジオでの情報が一番確実だが、町の有線放送もあるので、できるだけ早い情報が得られたらと思う。

■ラジオによる情報入手

・ラジオからの情報入手が一番信頼できるので、今まで以上に充実して欲しい。
・ラジオの情報と携帯のメール情報を充実させて欲しい。
・緊急時に電源が遮断されたときに、小型で避難袋に収まるラジオ付きの地域防災放送が聴けるものがあればよい
・テレビ→何かがあったことが分かるが、緊急性のあるものはラジオに頼りたい。

■受信機の開発

・これから起こりうる東海・東南海・南海地震において、携帯電話は中継局が破壊されるので、確実に情報が入手できる独自の受信機を早急に製品化して欲しい。
・災害時、特に東日本大震災のような地震及び津波の際には、全ての情報手段が遮断する。その時、視覚障害者を含めた重度障害者に対する独自の信号を送れる受信機の開発をお願いしたい。
・緊急時における通報システムを多様化し、可能なメディアを総動員して緊急情報を伝

える努力をして欲しい。例えば、同報無線の個別受信機の普及、メールを利用した地域災害情報等。

■その他

・場所にもよるのだろうが、ワンセグの感度が悪い気がするが、情報入手後の問題、避難や避難所での問題の方がむしろ問題かも知れないと感じる。
・繰り返し情報を伝えて欲しい。
・地域とのつながりをもち、普段から民生委との情報交換。
・防災教室等で、具体的な指導が欲しい。
・緊急時、災害時に関してニュース専用のキャッチシステムがあればよい。

2.2.5　解説付き番組への要望等について

(1) 解説付き番組と今後のテレビ利用の関係

解説付き番組が増えれば、テレビを利用する時間が増えると思うかについて尋ねたところ、「増えると思う」（42.9%）、「多少は増えると思う」（22.3%）を合わせた 65.2%が増えると思うと回答している。

図表Ⅱ-2-42　解説付き番組と今後のテレビ利用の関係 Q13（単数回答）n=350

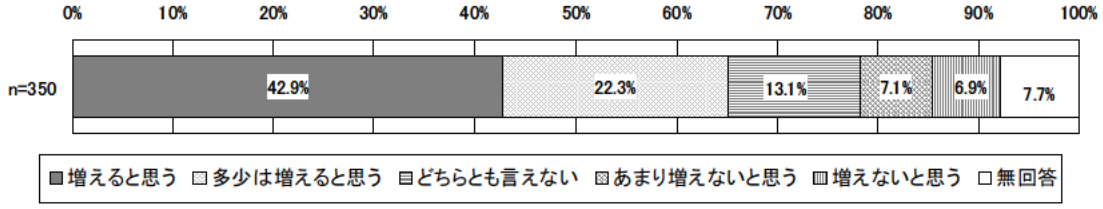

解説付き番組が増えれば、テレビを利用する時間が増えると思うかについて、上記で回答した理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-2-43　解説付き番組と今後のテレビ利用の関係の理由 Q13-1（自由記入）

＜増えると思う＞

■内容を理解できるようになる

・内容がよく理解できる。
・情報がプラスされることで理解しやすくなる。
・音声解説があれば、ＴＶを観て理解が深まると思う。今までは観ていても理解できないもどかしさや、見えないからいいやとＴＶを利用しないことが多いからである。
・場面情報が増えて理解しやすくなると思うから。
・情景が分かりやすくなるので助かると思う。
・番組（特にドラマ、映画）の内容が分かるようになるため。
・絵画、景色、旅行、動物の動きなどに解説が付けば、もっと利用する時間が増えると思う。

■内容を楽しめるようになる、興味を持つことができる

・もっと幅の広い情報が得られるようになるから。ドラマや映画をもっと楽しめるようになるから。
・内容がより正しく理解できて興味がわき、テレビを利用する楽しみが倍増するため。
・解説があることで、より分かりやすくなるので、楽しみも増えると思うため。
・内容が理解できることで、その番組に対する興味や関心も高まると思う。
・動きの激しいものや、ドラマの音のないシーンなど解説があれば、利用も楽しくなるだろうし、普通に見ている人との会話もスムーズになると思う。
・言うまでもなく、視覚障害者も家族や友人・知人と同じ番組を共有したいという思いが強く、解説付き放送が増えることによっての番組への興味が増してくると思う。

■番組の選択の幅が広がる

・現在の解説は一部であるが、全ての番組に解説が入れば、好きな番組を解説付きで聞くと思えるから。
・見たいと思う番組に解説が付けば、増える。
・理解できない番組として、諦めているものがあるから。
・見たい番組が増えると思う。
・解説があれば利用したいと思う番組がいくつかある。

■増えると思う番組

・ドラマなど、特に単発ドラマなどは利用すると思う。
・特にドラマは利用する機会が増えると思う。
・現在解説のないドラマはあまり見る気がしないが、解説があれば利用したいと思っている。
・ドラマ、ドキュメンタリーなどに解説があるといいと思う。
・今はドラマや映画をほとんど見ていないが、解説付きが増えると利用する機会が増えると思う。
・字幕のみの洋画の場合等、解説付きだと理解し易いため、利用する時間は増えると思う。
・外国映画などを見たいが、吹き替えでなかったりして利用することもできない。また、解説が付けば細かなところも分かり、より楽しめる。
・旅番組など情景が思い浮かぶようになるかと思う。
・もっと番組が楽しくなる。ニュース等が分かりやすくなる。

■その他

・弱視の者は、流れるテロップを読むのが困難で、より良い解説であれば利用したい。
・テレビの場合、長時間その場にいなければならないので、前もって、どの時間に何の番組を解説付きで放送すると予告していれば、利用する人が多くなると思う。
・解説が付けば、ラジオと同じように聴けるから。
・複数の方々と情報が共有できるから。
・目を頼りに見ていると見落としたり、見間違えたりすることが多いので、解説があれば疲れないし、もっと楽しくなると思う。
・全盲者が一人でテレビ観賞している際には解説付きは大変有難いものだが、健常者とともに同番組を鑑賞する場合には、健常者にはうるさく思われるかもしれない。しか

し視覚障害者にとって、やはり解説付きはこの上なく有難いサービスなので、今後も促進して欲しいと願っている。

＜どちらとも言えない・増えないと思う＞

■解説の音声が邪魔になる

・少し賑やかすぎる。情緒がなくなる。
・声が邪魔になる。

■その他

・ラジオの方が聞きやすい。
・ニュース・スポーツ以外についてあまり興味がないので。
・テレビを利用する時間がない。
・利用したい思う番組が見つからない。面白いと思う番組が少ない。
・テレビでなくてもインターネット等で情報を入手すると思うから。

(2) 解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 65.1%で最も割合が高く、ついで「ドラマ」が 57.1%、「教育・教養番組」が 50.3%、「映画番組」が 49.4%で続いている。

図表Ⅱ 2 44　解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q14（複数回答）n=350

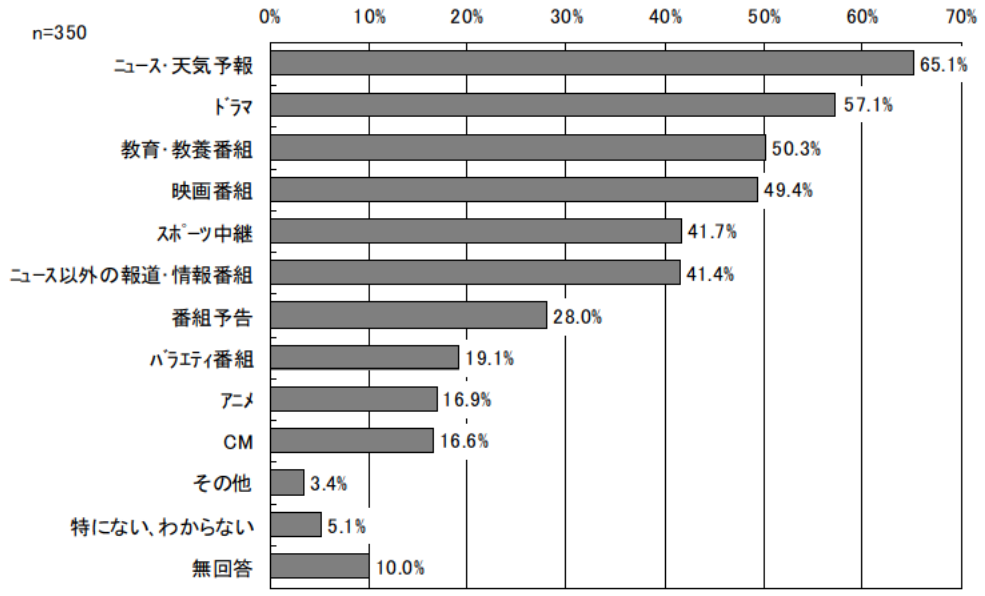

(3) 解説付き番組に対する要望等

解説付き番組に対する要望等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 2 45　解説付き番組に対する要望等 Q16（自由記入）

■文字の音声化

・ニュースの中の字を「ことば」に直して欲しい。

・料理番組では材料分量、ドラマなら主題歌名など番組に関するデータの情報が音で欲しい。

・ニュース速報のテロップを読んでもらいたい。

■解説付き番組を増やして欲しい

・デジタル化になったのだから、解説放送を増やし、ユニバーサルなテレビ放送にして欲しい。

・解説放送が標準となるよう、番組製作の企画段階から必ず検討して欲しい。

・できるだけ多くの番組に付けて欲しい。

・副音声による解説の仕方はよく工夫されていると評価している。全ての番組に副音声の導入されることを望む。

■解説の聞きやすさ

・解説する人を、あまりころころと変えないで欲しい。

・あまり入れすぎても聞きにくい。

■解説を付けて欲しい番組等

・国会中継は、画面に映し出された映像を細かく説明して欲しい。

・特に映画、ドラマに解説を付けて欲しい。

・話題のドラマなどに早く解説が付くと、友人や職場でのコミュニケーションに役立つので、その日を楽しみにしている。また、長寿アニメも子どもとのコミュニケーションのため、解説が付くことを期待している。

・特に洋画に解説を入れて欲しい。

・懐かしい洋画、ドラマ(日本)(韓国)(中国)。

・全ての報道ニュース番組を解説付き放送にして欲しい。

・絵画、景色など、できる範囲で解説があると楽しさや理解度が倍増すると思う。

・まずニュース番組に解説放送を付けていただきたい。特に外国語については字幕で提供されるものは、視覚障害者の基本的人権に関わると思う。優先的に取り組んで欲しい。

・ニュース、情報番組の解説を増やして欲しい。ドキュメントやドラマも増やして欲しい。過去の番組にも解説付きを加えて欲しい。

・料理番組に付けて欲しい。できる限り解説が付けば助かる。

・相撲中継で勝敗を全て音声化して伝えて欲しい。

■解説付き番組であることの情報提供

・どの番組に副音声が付いているのかが、予め分かるようになっているといい。番組表とか、番組開始前に副音声付であることを流して欲しい（現状では、切り替えなければ副音声であることが分からない）。

・番組情報、データ情報等の音声ガイドを。

・番組の中で（解説放送）があることを知らせて欲しい。

■解説の質の向上、分かりやすい解説に

・分かりやすい解説を付けて欲しい。
・丁寧に分かりやすくして欲しい。
・解説の質を上げて欲しい。また、どの解説も同じくらいの質であって欲しい。
・特にドラマ等、内容の流れを壊さないように雰囲気に合った解説が希望である。
・戦いなどしている場面で誰と誰が戦っているかとか、どちらが倒れたとか解説してくれるとよい。
・一つでも多くの解説放送が増えることを望む。100%の解説が付けられなくても配役・曲名やドレスなどの衣装の色などだけでもあれば嬉しい。
・ドラマの解説で周囲の状況や登場人物の服装などを説明して欲しい。
・出演者の名前を読んで欲しい。
・動作の説明ばかりでなく服装の説明、色やデザインなどを入れて欲しい。
・ニュース番組等において特に言語放送については音声通訳を願う。映画、ドラマにおいては情景描写、役者の衣装や表情を詳しく。
・外国語の字幕読みをして欲しい。ドラマではセリフだけは理解できるが、それ以外の場面の転換や表情等の説明。何のコマーシャルかを教えて欲しい。視覚的なクイズの解説をして欲しい。
・音がない場面でも解説して欲しい。
・ニュースや外国語の用語の意味を丁寧に解説してもらいたい。旅行記や取材等は現地状況を言葉で表現して見えなくても内容が分かるようにお願いしたい。

■操作性の向上

・テレビ本体で（オンオフ）できるようにして欲しい。
・早い実現を望むとともに、利用したい時に扱いやすいものにして欲しい。
・女性の声、男性の声の切り替えができるとよい。解説者の音量が、自由に調整できるとよい。

■その他

・視覚障害の友達には、場面の説明は、例えば「悲しそうに」とか「怒って」とか受け取り方を決めるのは利用している側なのだからという意見もあるが、私はそうは思わない。やはり、表情など分からない以上、台本のように解説に組み込んでくれているほうがいい。
・画面よりかなり早く解説が流れて、一緒に見ている健常者に嫌がられることがある。
・解説付き番組を増やして欲しいことはもちろんであるが、番組制作者や出演者（アナウンサーやコメンテーターなど）がテレビ画面を見ているだけではなく、音声のみを聞いている人もいることを念頭に置いていただければ、その番組内容はいくらかでも変わっていくのではないかと思うのだが。
・視覚障害者にとって本当に必要な解説について、当事者をメインに検討して欲しい。第 2 音声を有効に使って欲しい。

(4) ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける解説放送に対する意見等

ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける解説放送に対して、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 2 46　ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける解説放送に対する意見等 Q17（自由記入）

■解説を付けて欲しい

・ＢＳ放送にも解説放送を増やして欲しい。
・ＣＡＴＶで受信して地域番組をよく利用している。身近な番組だけにいつも解説があればと思うことがある。またＢＳ放送も解説付きの番組を増やして欲しい。
・ＢＳなどには解説の付いている番組がほとんどないように思うので、ぜひ付けて欲しい。
・ＢＳやＣＳも地上波テレビと同じく、誰が聞いても分かりやすい解説を。
・周囲の状況も解説して欲しい。
・ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自のチャンネルにおいても、地上テレビ放送と同様、解説放送を実施して欲しい。

■解説を付けて欲しい番組等

・特に映画、ドラマに解説を付けて欲しい。
・映画番組に関して日本語吹替版の方を増やして欲しい。
・全ての報道ニュース番組には解説付き放送にして欲しい。
・再放送（地上波）で解説があったのに、ＣＳなどで放送されると解説の無いものが多くて困る。ＣＳだからＢＳだからということで違いはないと思う。
・ショッピング番組で商品番号、電話番号を簡単に知りたい。
・ＣＡＴＶのショップチャンネルを利用しているが、商品番号が常に分かるようにして欲しい。
・スポーツ中継の時、もう少し詳しく解説して欲しい（サッカー・ラグビー等）。

■その他

・要望は地上波テレビ放送と同様であるが、地上波テレビ放送よりも視覚障害に対する配慮が遅れているように思う。速やかな対応を願いたい。
・視覚障害者が無料で利用できる解説放送専用のチャンネルを設けて欲しい。
・どんな方法や形であれ解説付き放送は増えて欲しいと思う。特に利用したい番組やどんな番組があるのかを一見で分かるような解説があれば、視覚障害者でももっともっとテレビに親しめるし活用もできるのではないか。
・特に有料の場合は解説を付加して欲しいと思う。
・有料のＣＳ放送を受信しているが、視覚的情報の部分を少なくすると同時に、解説付き放送を増やす分については、利用者から料金を取るほうを考えて、充実に努めて欲しい。

３．高齢者アンケ　ト調査結果

3.1　アンケ　ト調査概要

<table>
<tr><td>実施期間</td><td>2011 年 8 月 11 日～2011 年 9 月 7 日</td></tr>
<tr><td>対象地域</td><td>全国 47 都道府県</td></tr>
<tr><td>配布対象者</td><td>65 歳以上の男女 376 人</td></tr>
<tr><td>配布方法</td><td>特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ（NALC）の全国本部から、各都道府県支部に対して調査票を郵便で配布し、各都道府県支部から、各回答者に郵便または直接手渡しで配布し、郵便にて回収した。</td></tr>
<tr><td>配布内訳</td><td>配布対象者は以下のように配布した。
■男女比
全国の男女比はほぼ半数であることから、１対１とした。
※高齢者の性別人口（単位：千人）
<table><tr><td>計</td><td>男性</td><td>女性</td></tr><tr><td>29,007</td><td>12,401</td><td>16,606</td></tr><tr><td>100.0%</td><td>42.8%</td><td>57.2%</td></tr></table>（資料）総務省統計局「平成 21 年 10 月 1 日現在推計人口」
■年齢構成
65 歳以上の人口の年齢構成は、平成 21 年 10 月 1 日現在、「65 歳以上 74 歳以下」及び「75 歳以上」で 52.7%、47.3%であることから、半数ずつとした。
※高齢者の年齢別人口（単位：千人）
<table><tr><td>計</td><td>65～74 歳</td><td>75 歳以上</td></tr><tr><td>29,007</td><td>15,295</td><td>13,712</td></tr><tr><td>100.0%</td><td>52.7%</td><td>47.3%</td></tr></table>（資料）総務省統計局「平成 21 年 10 月 1 日現在推計人口」</td></tr>
<tr><td>有効回収数</td><td>339 件（90.2%）</td></tr>
</table>

3.2　調査結果

3.2.1　回答者属性

(1) 性別

性別について尋ねたところ、49.6%が男性、50.4%が女性である。

図表Ⅱ-3-1　性別　Q18（単数回答）n=339

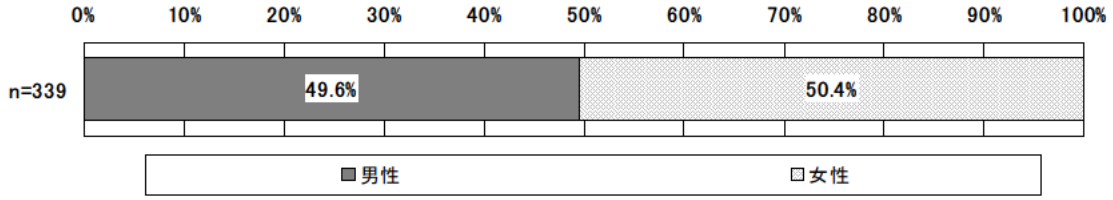

(2) 年齢

年齢について尋ねたところ、「65～74 歳」が 51.0%、「75 歳以上」が 48.9%となっている。

図表Ⅱ-3-2　年齢　Q19（単数回答）n=339

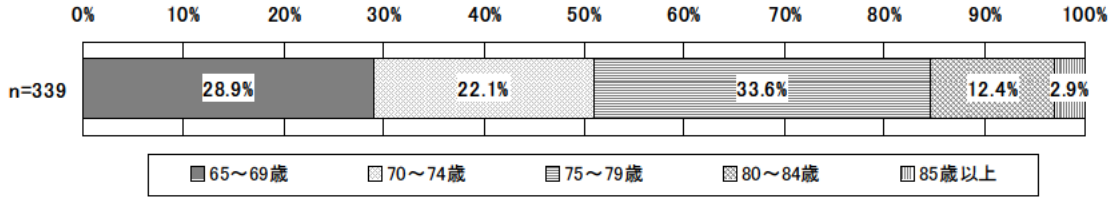

(3) 居住地

居住している都道府県別の回収状況は下表のとおりである。

図表Ⅱ 3 3　居住地 Q20（単数回答）n=339

都道府県名	件数	%
北海道	7	2.1
青森県	6	1.8
岩手県	6	1.8
宮城県	6	1.8
秋田県	6	1.8
山形県	9	2.7
福島県	6	1.8
茨城県	6	1.8
栃木県	8	2.4
群馬県	8	2.4
埼玉県	8	2.4
千葉県	9	2.7
東京都	15	4.4
神奈川県	6	1.8
新潟県	8	2.4
富山県	8	2.4
石川県	8	2.4
福井県	8	2.4
山梨県	5	1.5
長野県	8	2.4
岐阜県	7	2.1
静岡県	6	1.8
愛知県	7	2.1
三重県	8	2.4
滋賀県	6	1.8
京都府	6	1.8
大阪府	15	4.4
兵庫県	6	1.8
奈良県	8	2.4
和歌山県	6	1.8
鳥取県	8	2.4
島根県	6	1.8
岡山県	6	1.8
広島県	8	2.4
山口県	6	1.8
徳島県	8	2.4
香川県	6	1.8
愛媛県	8	2.4
高知県	6	1.8
福岡県	6	1.8
佐賀県	5	1.5
長崎県	6	1.8
熊本県	5	1.5
大分県	6	1.8
宮崎県	8	2.4
鹿児島県	8	2.4
沖縄県	6	1.8
無回答	1	0.3
全体	339	100.0

(4) 同居者

同居している人について尋ねたところ、「配偶者（夫婦）」が 68.7%、「一人暮らし」が 20.9%「子、子の配偶者」が 19.5%となっている。

図表Ⅱ-3-4　同居者 Q21（複数回答）n=339

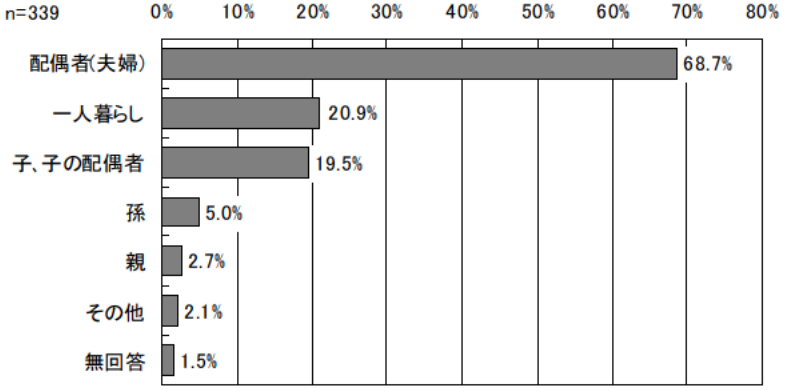

(5) インターネットの利用状況

インターネットの利用状況について尋ねたところ、「利用している」が 39.5%、「利用していない」が 58.1%となっている。

図表Ⅱ-3-5　インターネットの利用状況 Q23（単数回答）n=339

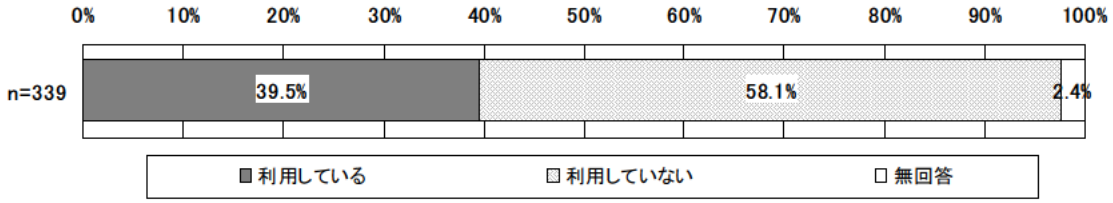

(6) インターネットの利用頻度

インターネットの利用頻度について尋ねたところ、「ほぼ毎日（１日１時間以上）」が 39.6%で最も割合が高く、ついで「ほぼ毎日（１日１時間未満）」が 20.1%で、ほぼ毎日利用している人が６割を占めている。

図表Ⅱ-3-6　インターネットの利用頻度 Q23-1（単数回答）n=134

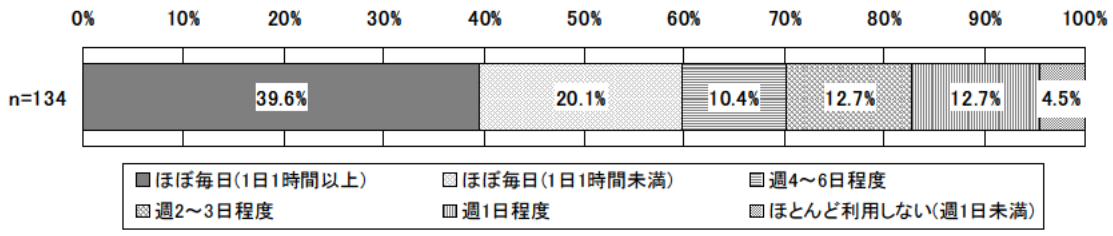

(7) 普段、テレビを視聴する際の音声の聞き取りにくさ

普段、テレビを視聴する時、音声の聞き取りにくさを感じるかどうかについて尋ねたところ、「普段から聞き取りにくいと感じる」（9.1%）、「たまに聞き取りにくいと感じる」（28.3%）を合わせた37.4%が聞き取りにくさを感じている。

なお、年齢別にみると、65～74 歳では、「普段から聞き取りにくいと感じる」（8.7%）、「たまに聞き取りにくいと感じている」（23.1%）を合わせた３割強（31.8%）が聞き取りにくいと回答している。一方、75 歳以上では、「普段から聞き取りにくいと感じる」（9.6%）、「たまに聞き取りにくいと感じている」（33.7%）を合わせた４割強（43.3%）が聞き取りにくいと回答している。

図表Ⅱ ３７　普段、テレビを視聴する際の音声の聞き取りにくさ Q22(1)
（単数回答）n=339

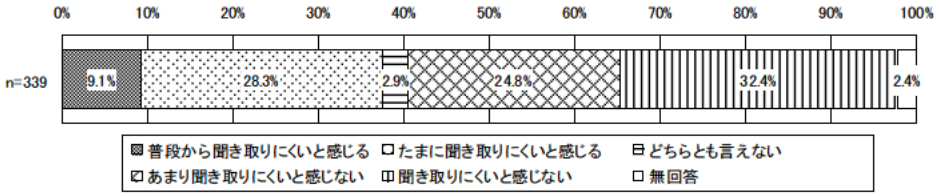

図表Ⅱ ３８　年齢別 普段、テレビを視聴する際の音声の聞き取りにくさ Q22(1)
（単数回答）n=339

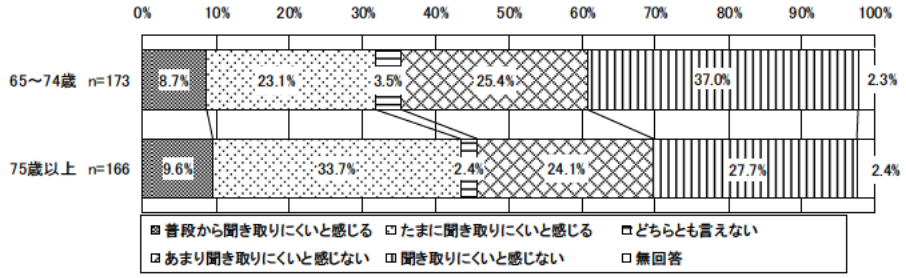

(8) 普段、テレビを視聴する際の画面の見にくさ

普段、テレビを視聴する時、画面の見にくさを感じるかどうかについて尋ねたところ、「普段から見にくいと感じる」（3.2%）、「たまに見にくいと感じる」（10.3%）合わせた 13.5%が見にくさを感じている。

図表Ⅱ-3-9　普段、テレビを視聴する際の画面の見にくさ Q22(2)（単数回答）n=339

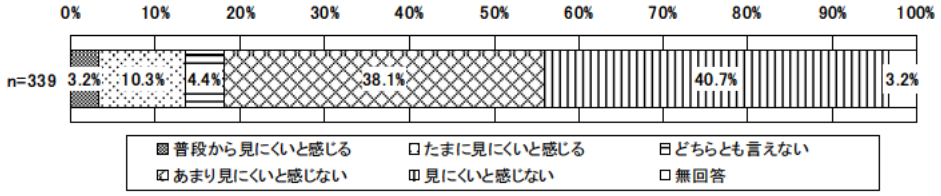

(9) 普段の生活様式

普段の生活様式が在宅中心か外出中心かについて尋ねたところ、「在宅がほとんど」（13.3%）、「どちらかというと在宅が多い」（28.6%）を合わせた在宅が多い人が 41.9%、「外出が多い」（6.2%）、「どちらかというと外出が多い」（27.7%）を合わせた外出が多い人が 33.9%となっており、在宅が多い人が若干多い。

図表Ⅱ-3-10　普段の生活様式 Q24（単数回答）n=339

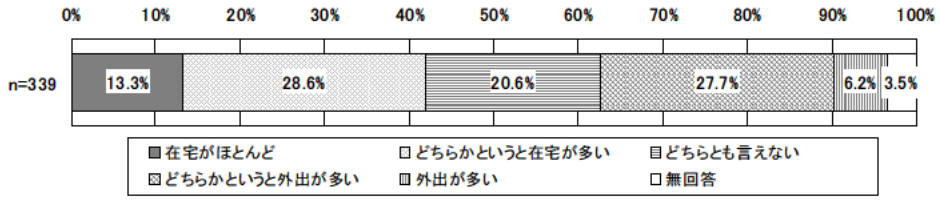

3.2.2　一般的なテレビ番組及び字幕・手話番組の視聴状況について

(1) 普段のテレビ視聴状況

平均すると、一日にどれくらいテレビをみているかについて尋ねたところ、平日は、「一日に１～３時間くらい」が 41.9%で最も割合が高く、ついで「一日に４～６時間くらい」が 34.2%となっている。休日は「一日に４～６時間くらい」が 39.2%で最も割合が高く、ついで「一日に１～３時間くらい」が 31.0%となっている。

図表Ⅱ-3-11　普段のテレビ視聴状況 Q1（単数回答）n=339

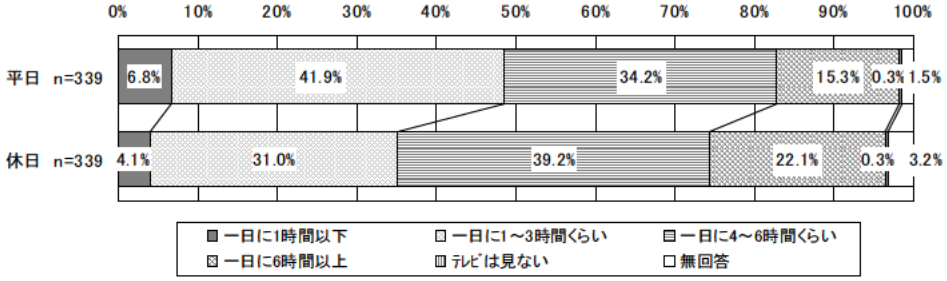

(2) テレビをよく見る時間帯

１日のうちで、テレビをよく見る時間帯について尋ねたところ、平日、休日とも「午後６時～午前０時」の割合が高く、平日が 69.9%、休日が 72.6%を占めている。

図表Ⅱ-3-12　テレビをよく見る時間帯 Q2（複数回答）n=339

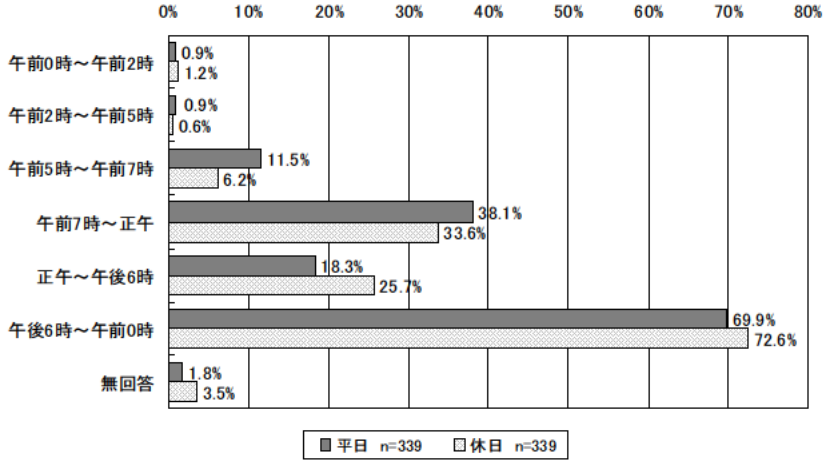

(3) 普段よく見るテレビ番組のジャンル

普段よくみるテレビ番組のジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 95.6%で最も割合が高く、ついで「ニュース以外の報道・情報番組」が 54.6%、「スポーツ中継」が 49.0%、「ドラマ」が 47.5%、「教育・教養番組」が 45.4%の順となっている。特に他の対象者の調査結果と比較すると、「ドラマ」の回答率が低位であることが特徴的である。

図表Ⅱ-3-13　普段よく見るテレビ番組のジャンル Q3（複数回答）n=339

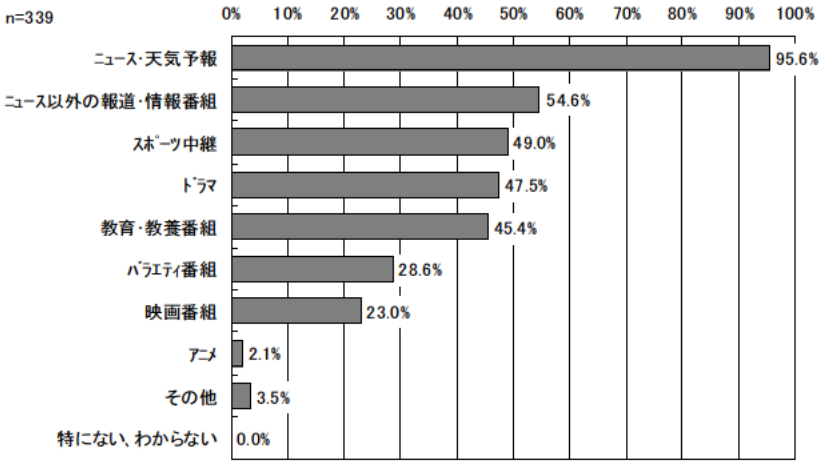

(4) インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組の視聴状況

インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度視聴しているかについて尋ねたところ、「利用したことがない」が 81.7%を占めており、一方、「利用している」は 14.8%と 1 割強となっている。

図表Ⅱ-3-14　インターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組の視聴状況 Q4（単数回答）n=339

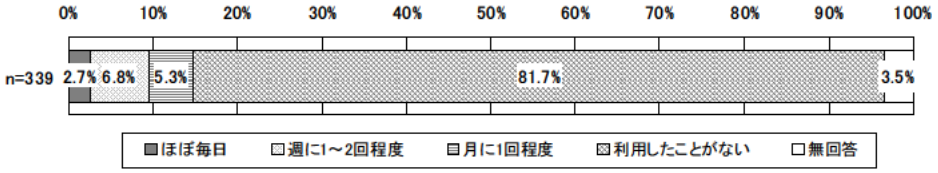

3.2.3　字幕付き番組について

(1) 字幕付き番組の認知状況

字幕付き番組の認知状況について尋ねたところ、「知っていた」（58.4%）、「聞いたことがある程度」（23.9%）、「知らなかった」（17.7%）となっており、８割の方は認知している。

図表Ⅱ-3-15　字幕付き番組の認知状況 Q5（単数回答）n=339

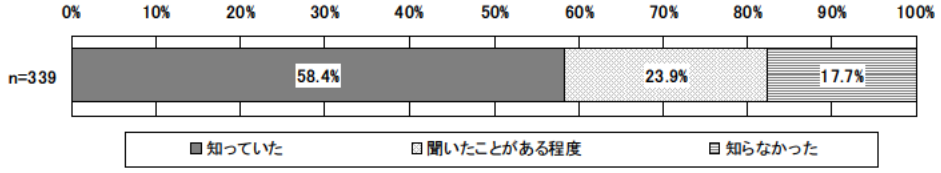

(2) 字幕付きで見られる番組の認知状況

字幕付き番組を「知っていた」と回答した人について、具体的にどんな番組を字幕付きで見られるか知っているかについて尋ねたところ、「知っている」（22.7%）、「ある程度は知っている」（34.3%）を合わせた半数（57.0%）が「知っている」と回答している。一方、「あまり良く知らない」（20.7%）、「知らない」（7.1%）を合わせた 27.8%が知らないと回答している。

図表Ⅱ-3-16　字幕付きで見られる番組の認知状況 Q5-1（単数回答）n=198

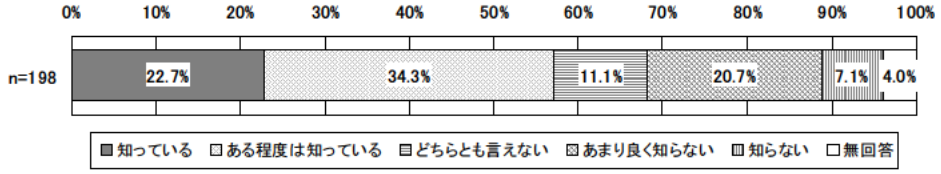

(3) 字幕を見るための操作方法の認知状況

字幕付き番組を「知っていた」と回答した人について、字幕を見るための操作方法の認知状況について尋ねたところ、「知っている」（23.7%）、「ある程度は知っている」（27.8%）を合わせた半数（51.5%）が知っていると回答している。

なお、年齢別にみると、65～74 歳では、「知っている」（21.9%）、「ある程度は知っている」（33.3%）を合わせた過半数（55.2%）が知っていると回答している。一方、75 歳以上では、「知っている」（25.8%）、「ある程度は知っている」（21.5%）を合わせた半数弱（47.3%）が知っていると回答している。

図表Ⅱ-3-17　字幕を見るための操作方法の認知状況 Q5-2（単数回答）n=198

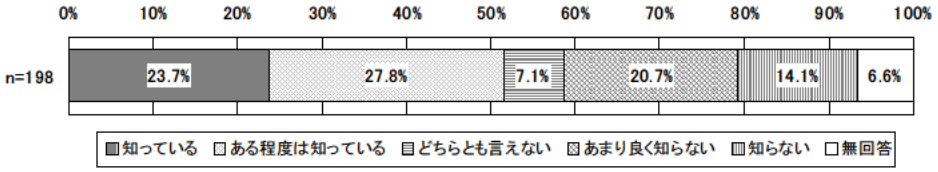

図表Ⅱ-3-18　年齢別 字幕を見るための操作方法の認知状況 Q5-2（単数回答）n=198

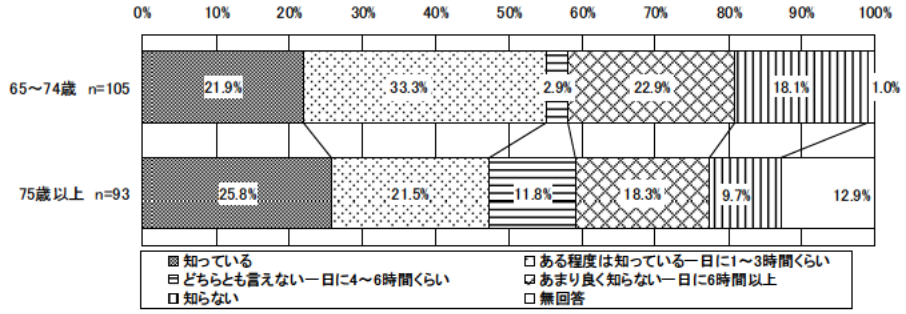

(4) 字幕付き番組を視聴することへの関心度

字幕付き番組を「知っていた」と回答した人について、字幕付き番組を視聴することへの関心度について尋ねたところ、「既に視聴している」（15.7%）、「今後視聴する可能性はある」（16.2%）を合わせた31.9%の人は関心をもっている。一方、「あまり関心はない」（32.3%）、「関心はない」（10.1%）を合わせた４割強（42.4%）は関心がない。

なお、年齢別にみると、65～74歳では、「あまり関心はない」（34.3%）、「関心はない」（13.3%）を合わせた半数弱（47.6%）は関心がないと回答している。一方、75歳以上では、「あまり関心はない」（30.1%）、「関心はない」（6.5%）を合わせた４割弱（36.6%）は関心がないと回答しており、75歳以上の関心の方が高い傾向がうかがえる。

図表Ⅱ-3-19　字幕付き番組を視聴することへの関心度 Q6（単数回答）n=198

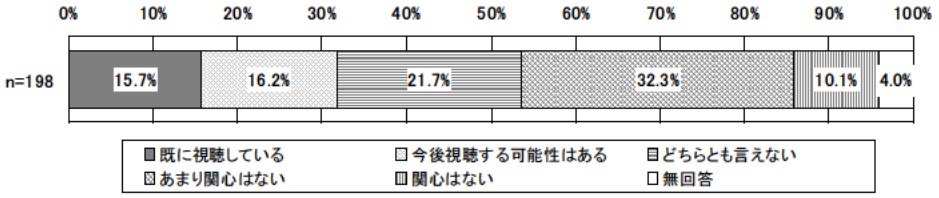

図表Ⅱ-3-20　年齢別 字幕付き番組を視聴することへの関心度 Q6（単数回答）n=198

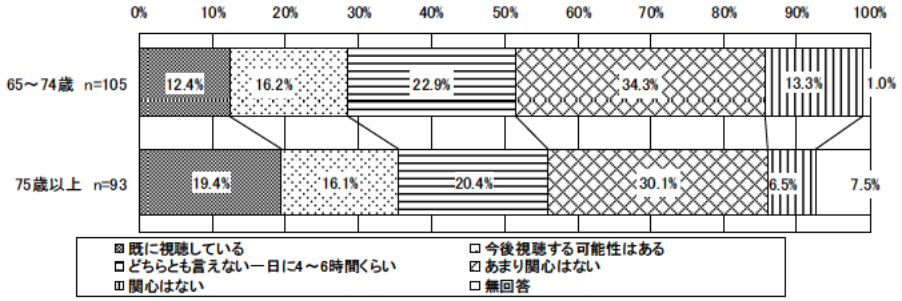

また、テレビを視聴する時の音声の聞き取りにくさ別にみると、聞き取りにくいと感じる人では、「既に視聴している」（24.4%）、「今後視聴する可能性はある」（21.8%）を合わせた半数弱（46.2%）の人は関心をもっている。一方、「あまり関心はない」（19.2%）、「関心はない」（7.7%）を合わせた 25%強（26.9%）は関心がない。一方、聞き取りにくいと感じない人では、「あまり関心はない」（43.5%）、「関心はない」（11.1%）を合わせた過半数（54.6%）は関心がないと回答しており、聞き取りにくいと感じる人の関心が高い傾向がうかがえる。

図表Ⅱ 3 21　音声の聞き取りにくさ別 字幕付き番組を視聴することへの関心度 Q6
（単数回答）n=186

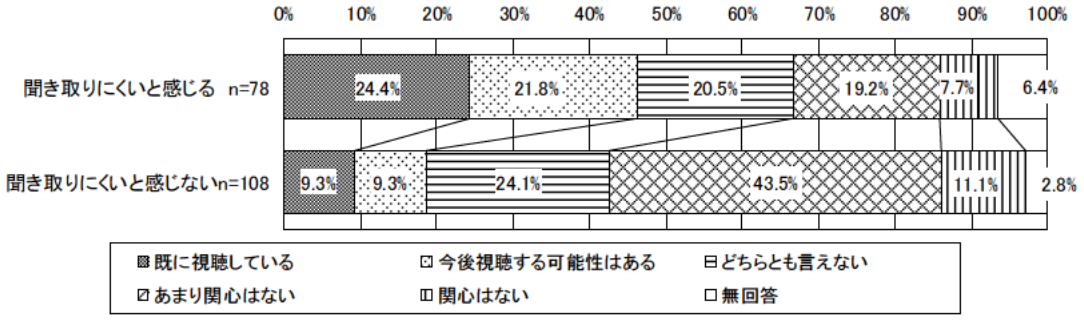

(5) 字幕付き番組の増加に伴ってテレビ視聴時間が増加すると思うか

字幕付き番組を「知っていた」と回答した人に、テレビ番組において、字幕付き番組が増えればテレビを見る時間は増えると思うかについて尋ねたところ、番組の内容を説明したり演出効果を高めたりしているが、こうした文字情報により番組内容をどの程度理解できていると感じているかをみると、「増えると思う」（5.1%）、「多少は増えると思う」（13.1%）を合わせた 18.2%が増えると思うと回答している。一方、「あまり増えないと思う」（26.8%）、「増えないと思う」（22.2%）を合わせた半数（49.0%）は「増えない」と回答している。

なお、年齢別にみると、65～74 歳では、「増えると思う」（2.9%）、「多少は増えると思う」（10.5%）を合わせた１割強（13.4%）が増えると回答している。一方、75 歳以上では、「増えると思う」（7.5%）、「多少は増えると思う」（16.1%）を合わせた２割強（23.6%）が増えると回答しており、75 歳以上の視聴時間が増える傾向がうかがえる。

図表Ⅱ-3-22　字幕付き番組の増加に伴ってテレビ視聴時間が増加すると思うか
Q7（単数回答）n=198

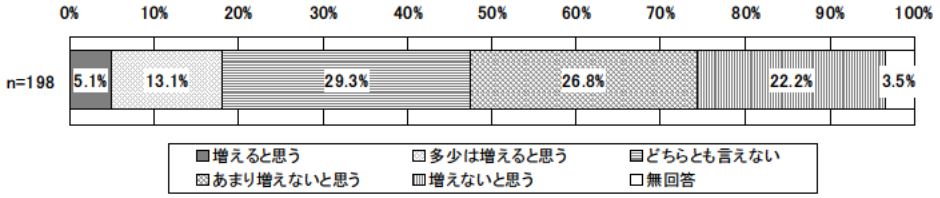

図表Ⅱ-3-23　年齢別 字幕付き番組の増加に伴ってテレビ視聴時間が増加すると思うか Q7（単数回答）n=198

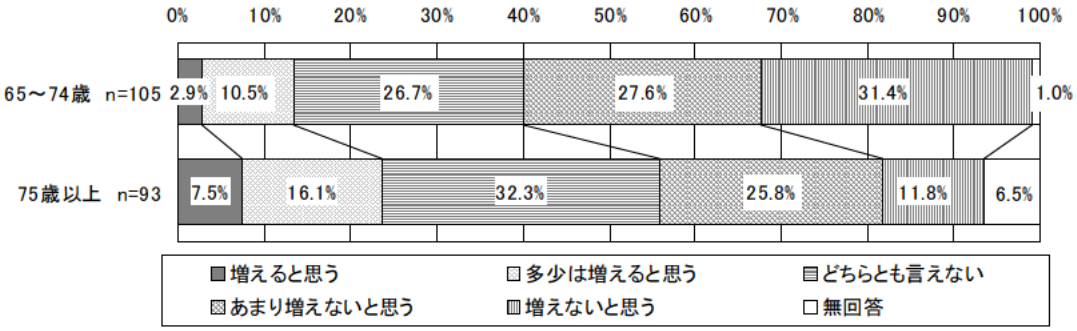

また、音声の聞き取りにくさ別にみると、聞き取りにくいと感じる人では、「増えると思う」（9.0%）、「多少は増えると思う」（21.8%）を合わせた３割（30.8%）が増えると回答している。一方、聞き取りにくいと感じない人では、「増えると思う」（1.9%）、「多少は増えると思う」（8.3%）を合わせた１割（10.2%）が増えると回答しており、聞き取りにくいと感じる人の視聴時間が増える傾向がうかがえる。

図表Ⅱ 3 24　音声の聞き取りにくさ別 字幕付き番組の増加に伴ってテレビ視聴時間が増加すると思うか Q7（単数回答）n=186

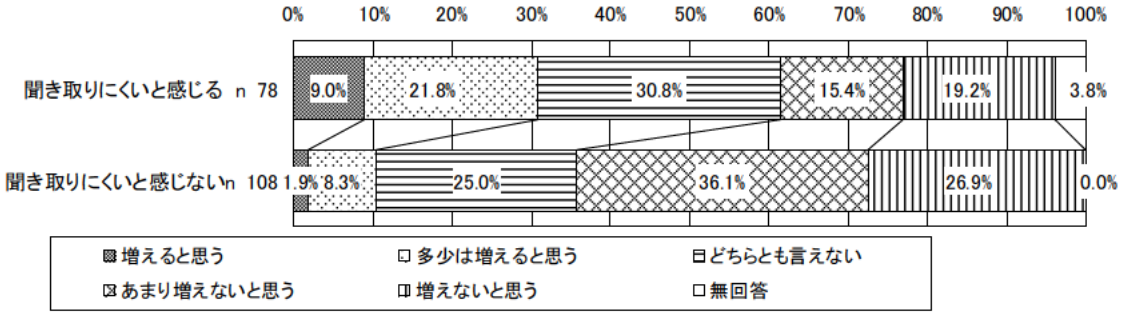

字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間が増えると思うかについて、上記で回答した理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 25　字幕付き番組の増加に伴ってテレビ視聴時間が増加すると思うかの判断理由 Q7 1（自由記入）

＜増えると思う＞

■理解が深まる

・言葉で聞き、同時に文章で見ることにより、より理解が深まるから。

■聴覚障害の人にとって役立つ

・聴覚障害の人や難聴の人、高齢のため聞き取りにくい人にはとても役に立っているから。

・耳が遠くなってきたから。耳が遠くなる人が増えるから。

＜どちらとも言えない・増えないと思う＞

■目に負担が増える

・目に負担が増えるから、見る時間は減少する。

・映像が付いていると、見るのに邪魔になる。

■文字が速すぎ追い切れない

・高齢になると読解力が低下するが、現在の字幕は速すぎる。

・高齢になるにつれ、文字を追ってまでしてテレビを見なくともよくなる。

■ながら仕事ができなくなる
・字幕では、ながらで、他の仕事ができない。

3.2.4　解説付き番組について

(1) 解説付き番組の認知状況

解説付き番組の認知状況について尋ねたところ、「知っていた」（21.2%）、「聞いたことがある程度」（38.6%）を合わせた 59.8%が認知している一方、「知らなかった」が 38.9%を占めている。

図表Ⅱ-3-26　解説付き番組の認知状況 Q8（単数回答）n=339

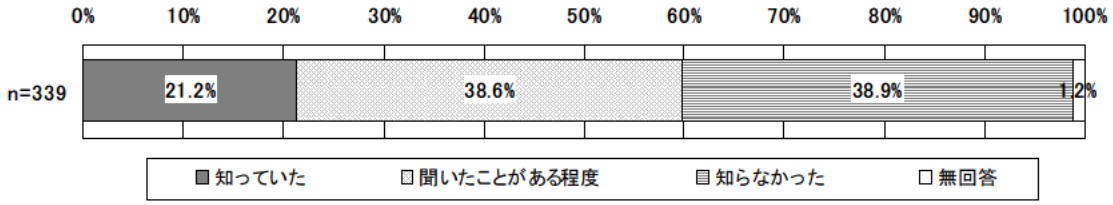

(2) 解説付きで利用できる番組の認知状況

解説付き番組を「知っていた」と回答した人（21.2%）に、解説付きで利用できる番組の認知状況について尋ねたところ、「知っている」（26.4%）、「ある程度は知っている」（40.3%）を合わせた 66.7%が認知している一方、「あまり良く知らない」（8.3%）、「知らない」（18.1%）を合わせた 26.4%は、どんな番組が解説付きで利用できるかを認知していない。

図表Ⅱ-3-27　解説付きで利用できる番組の認知状況 Q8-1（単数回答）n=72

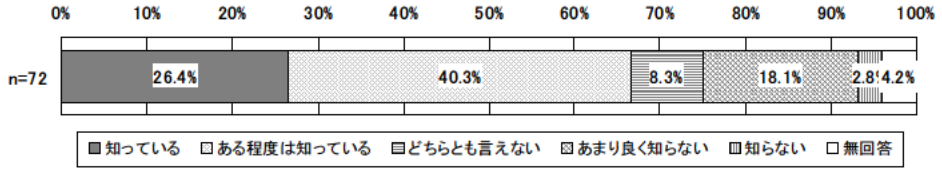

(3) 解説を聞くための操作方法の認知状況

解説付き番組を「知っていた」と回答した人（21.2%）に、解説を聞くための操作方法の認知状況について尋ねたところ、「知っている」（33.3%）、「ある程度は知っている」（29.2%）を合わせた 62.5%が認知している一方、「あまり良く知らない」（15.3%）、「知らない」（15.3%）を合わせた 30.6%は、解説を聞くための操作方法を認知していない。

図表Ⅱ-3-28　解説を聞くための操作方法の認知状況 Q8-2（単数回答）n=72

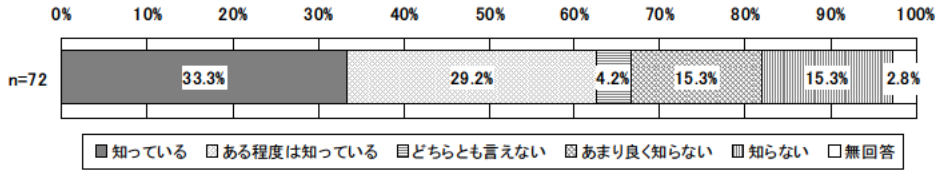

(4) 解説付き番組を利用することへの関心

解説付き番組を利用することに関心を持っているかについて尋ねたところ、「既に視聴している」（23.6%）、「今後視聴する可能性はある」（22.2%）を合わせた 45.8%は関心がある。一方、「あまり関心はない」（26.4%）、「関心はない」（9.7%）を合わせた 36.1%は関心がない。

図表Ⅱ-3-29　解説付き番組を利用することへの関心 Q9（単数回答）n=72

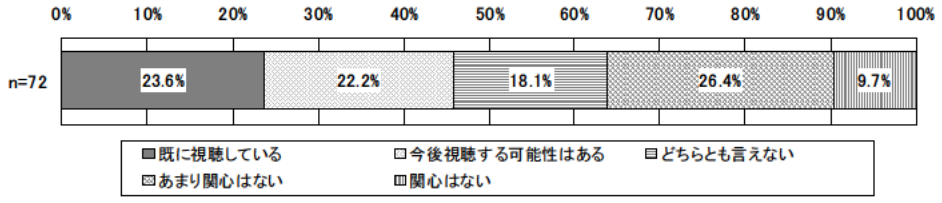

(5) 解説付き番組増加後にテレビの利用時間が変化すると思うか

解説付き番組が増えればテレビを利用する時間は増えるかについて尋ねたところ、「増えると思う」（11.1%）、「多少は増えると思う」（26.4%）を合わせた 37.5%は増えると思っている。一方、「あまり増えないと思う」（22.2%）、「増えないと思う」（20.8%）を合わせた 43.0%は増えないと思っている。

図表Ⅱ-3-30　解説付き番組増加後にテレビの利用時間が変化すると思うか
Q10（単数回答）n=72

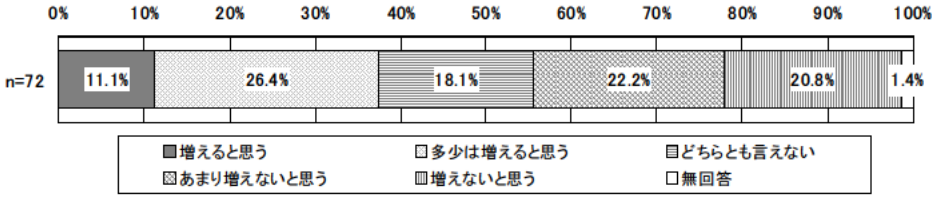

解説付き番組が増えれば、テレビを利用する時間が増えると思うかについて、上記で回答した理由について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ-3-31　解説付き番組が増えれば、テレビを利用する時間が増えると思うかの判断理由 Q10-1（自由記入）

＜増えると思う＞

■理解が深まるから

・美術、古典芸能等に解説があれば増えると思う。
・番組への関心、理解がより深まる。
・情報の多様化、最新の科学技術等解説が必要な場面が多くなるから。
・知識が増える。

■理解力の低下を補ってくれるから

・加齢とともに理解力や認知力が低下することを補ってくれる。

＜どちらとも言えない・増えないと思う＞

■加齢に伴い、テレビを見ること自体減る

・加齢に伴い、テレビを見る頻度が低下してきた。

■自分の見解をまとめる自由が減る

・情報を選択して自分の見解をまとめる自由が減る。
・いちいち説明があると、内容の理解に集中できない。
・解説者がいれば十分である。

3.2.5　緊急時・災害時の情報提供について

(1) 緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの

緊急時・災害時情報入手手段として期待しているものについて尋ねたところ、「テレビ」が 94.4%で最も割合が高く、「ラジオ」が 73.7%で続いている。

図表Ⅱ 3 32　緊急時・災害時に情報入手手段として期待しているもの Q11
（複数回答）n=339

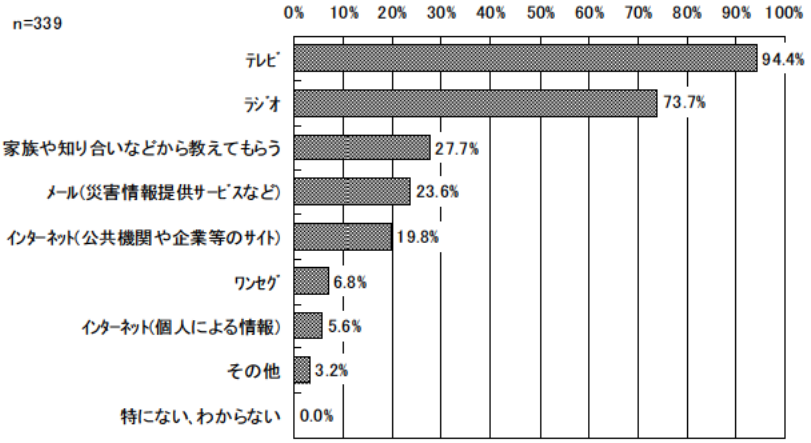

(2) 緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法

緊急時・災害時において、テレビ番組の放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあるが、テロップで第一報を見て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段、どのような対応をしているかについて尋ねたところ、「そのままテレビを見て、情報を得る」が 73.7%と 7 割強を占めている。その他の方法の回答はいずれもごくわずかである。

図表Ⅱ 3 33　緊急時・災害時により詳しい情報を知りたい際の対応方法 Q12
（単数回答）n=339

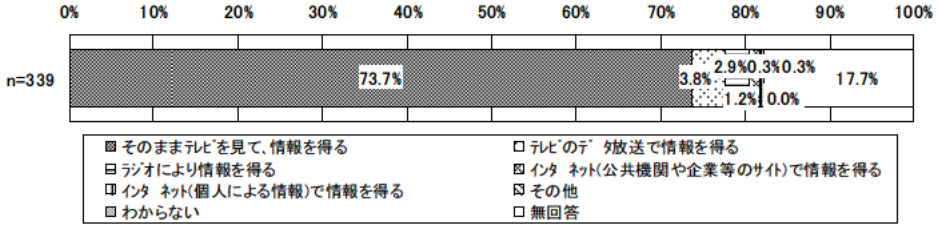

(3) 緊急時・災害時における各種メディアからの必要な情報入手

緊急時・災害時において、テレビ番組に字幕や手話が付けられていない場合であっても、①L字スーパー、②データ放送、③ラジオ、④インターネット、⑤ワンセグによって情報が提供されている場合があるが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思うかについて尋ねたところ、「①L字スーパー」については、「できると思う」（34.2%）、「ある程度はできると思う」（22.7%）を合わせた56.9%ができると思うと回答しているが、「②データ放送」は38.0%（「できると思う」16.8%、「ある程度はできると思う」21.2%）、「③ラジオ」は73.1%（「できると思う」50.7%、「ある程度はできると思う」22.4%）、「④インターネット」は29.5%（「できると思う」15.9%、「ある程度はできると思う」13.6%）、「⑤ワンセグ」は 16.0%（「できると思う」8.0%、「ある程度はできると思う」8.0%）となっている。

図表Ⅱ 3 34　緊急時・災害時、各種メディアから必要な情報を入手できると思うか
Q13（単数回答）n=339

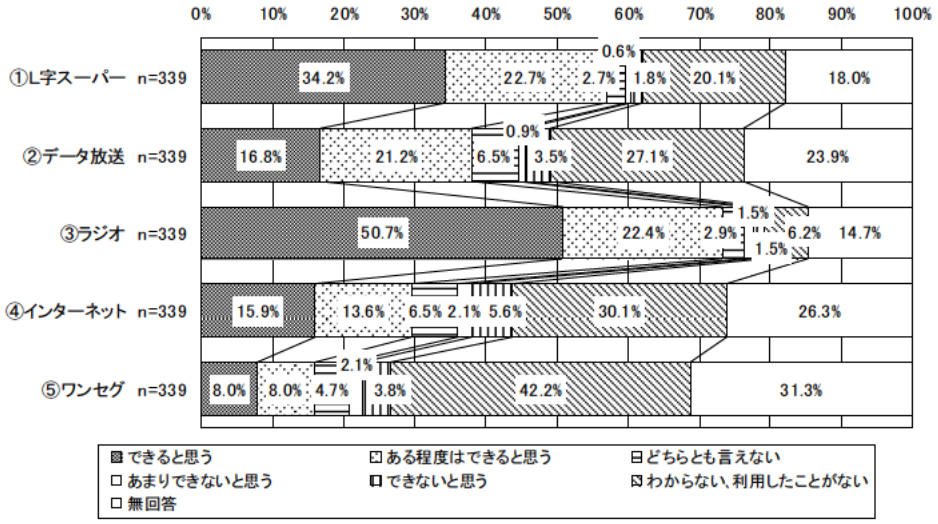

上記の方法による情報入手について、「あまりできないと思う」「できないと思う」いずれかに回答した人は、L字スーパー2.4%、データ放送 4.4%、ラジオ 3.0%、インターネット 7.7%、ワンセグ 5.9%であった。できないと思う理由としては、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 35　緊急時・災害時、各種メディアから必要な情報が入手できるかの判断理由 Q13 1（自由記入）

■①L字ス　パ
・停電になればできない。
■②デ　タ放送
・使い方が分からない。見たことがない。
■③ラジオ
・特に指摘事項なし。
■④インタ　ネット
・急いで見る時は起動まで手間がかかる。
・契約していない。
・高齢者にとって、テレビの方が便利である。
・使い方が分からない。使用経験がない。
■⑤ワンセグ
・移動しながらワンセグを見るのはしんどい。
・使用経験がない。
■①～⑤全般
・停電になれば利用できない。
・日頃身近に使用している機器以外では情報入手は無理。
■情報入手手段を知っているかどうか
・できる人もいれば、できない人もいる。要は情報の入手手段を知っているかが左右する。

(4)緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題

緊急時・災害時の情報入手に関する要望や課題等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 36　緊急時・災害時の情報入手に関する要望・課題 Q14（自由記入）

■情報は迅速に提供
・予測される被害の範囲、避難指示を迅速に出して欲しい。
・携帯電話で瞬時に状況が分かるようにして欲しい。
・行政から各自治会や町区に迅速に情報を提供し、それらの組織から、独居高齢者等に被災情報を知らせるようにして欲しい。

・緊急時は視聴していない場合でも自動的にスイッチが入り情報が提供されるとよい。

■情報は繰り返して流す

・できる限りテレビを消さないか、繰り返し放送して欲しい。

■住んでいる地域の情報の正確・詳細な情報提供

・交通情報、病院状況、障害者への対応等身近な地域のきめ細かな情報を繰り返し提供して欲しい。

・市等公の機関で一斉放送して欲しい。

3.2.6　字幕付き番組・手話付き番組への要望等について

(1) 字幕付き番組や手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

①字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 46.9%で最も割合が高く、ついで「教育・教養番組」が 28.9%、「ニュース以外の報道・情報番組」が 24.5%、で続いている。

図表Ⅱ 3 37　字幕付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q15(1)（複数回答）n=339

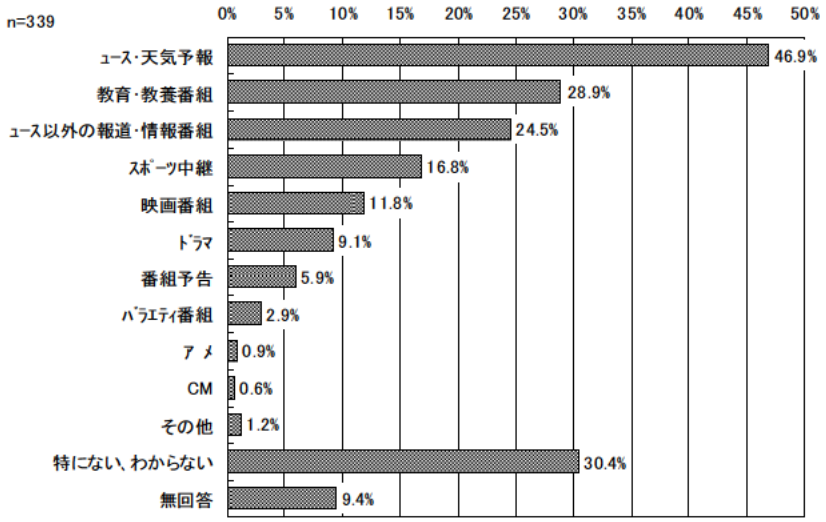

②解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル

解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンルについて尋ねたところ、「ニュース・天気予報」が 39.8%で最も割合が高く、ついで「ニュース以外の報道・情報番組」が 25.1%、「教育・教養番組」が 23.6%で続いている。

図表Ⅱ 3 38　解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル Q15(2)（複数回答）n=339

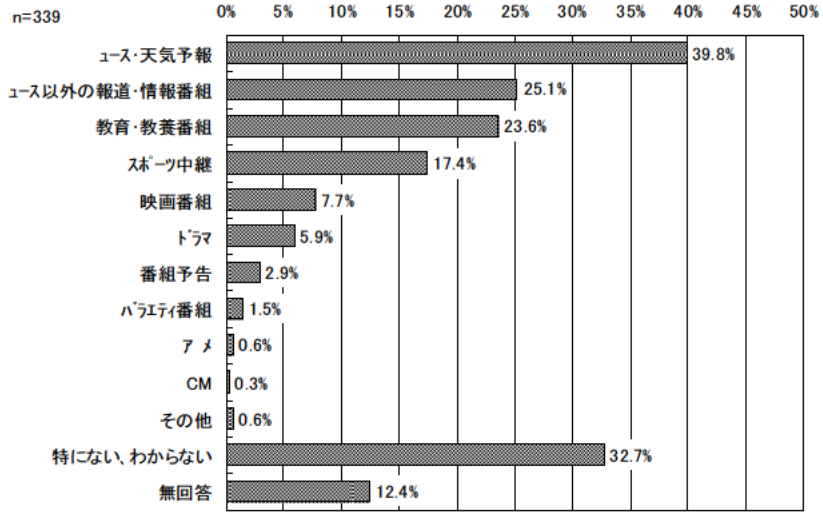

(2) 字幕付き番組や手話付き番組に対する要望等

①字幕付き番組に対する要望等

字幕付き番組に対する要望等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 39　字幕付き番組に対する要望等 Q16(1)（自由記入）

■字幕の位置
- 字幕が白のゴシック書体で、画面の白服上では読めない。
- 画面と字幕ブックを別にして欲しい。
- 画面中央に出ることがあるがやめて欲しい。

■字幕の速さ
- 字幕が速く消えるため読みにくい。ゆっくり流して欲しい。

■字幕の文字、文章
- 長文ではなく簡潔な文章にして欲しい。
- もう少し文字の大きさを小さくしてもよいのではないか。
- 字幕は大きい字であれば読みやすい。

②解説付き番組に対する要望等

解説付き番組に対する要望等について尋ねたところ、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 40　解説付き番組に対する要望等 Q16(2)（自由記入）

■解説の速さ
・ゆっくりとした口調でお願いしたい。
■解説の簡潔さ、分かりやすさ
・要点を短く正確に、簡潔に、くどくならないようにして欲しい。

(3) ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対する意見等

ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対して、以下の意見があげられている。

図表Ⅱ 3 41　ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶの独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送に対する意見等 Q17（自由記入）

■字幕の文字書体
・ＢＳ放送等で、画面によって字幕の文字が読みにくい場合がある。読みやすい書体でお願いしたい。
■字幕の速さ
・字幕が早く消えてしまうので、内容を十分理解できない。
■より多くの番組に対応されたい
・難聴者が増えるのであるから、より多くの番組に対応を図って欲しい。

Ⅲ．諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等に関する調査

１．米国における字幕放送等の実施状況・関連制度等

1.1　基礎情報

1.1.1　視聴覚障害者数

米国において、聴覚に何らかの障害がある 18 歳以上の人口は 3,448 万人（人口比 15%[1]）である[2]。年齢別では 18～44 歳が 30%、45～64 歳が 44%、65～74 歳が 11%、75 歳以上が 15%となっている。下表に 2005～2009 年における聴覚障害者数の推移を示す。

図表Ⅲ １１　米国の聴覚障害者数2005～2009年推移（年齢構成別）

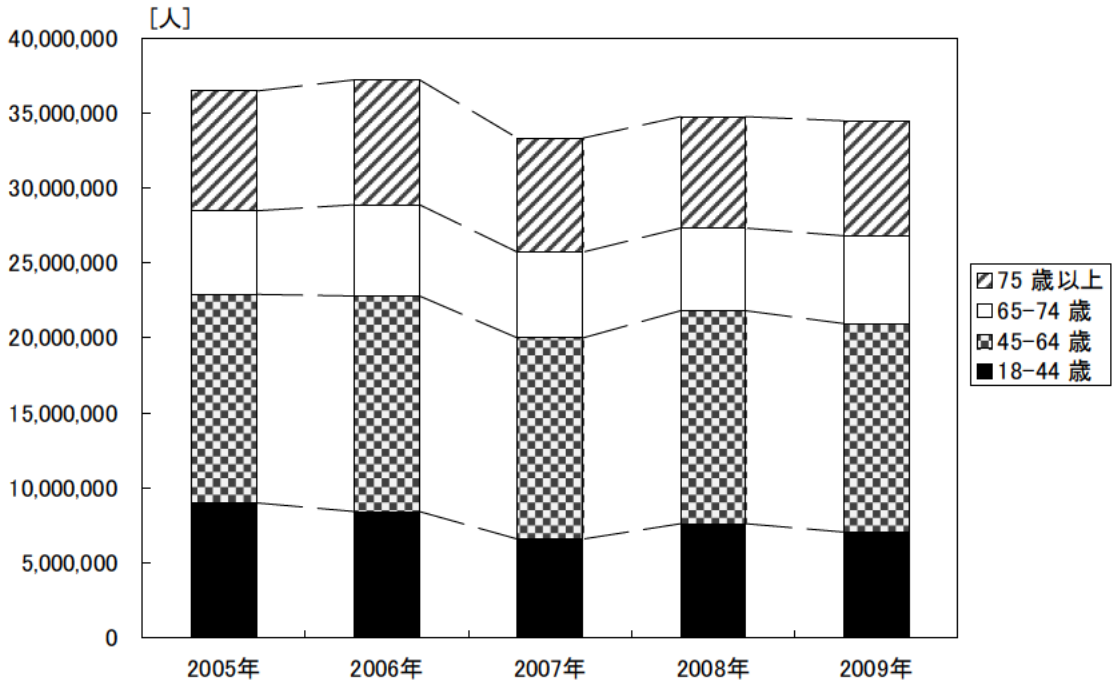

資料：Centers for Disease Control and Prevention　“Summary Health Statistics for U.S. Adults”, 2005～2009

また、全米のヒスパニック系聴覚障害者数は、約 350 万人である[3]。

---

[1] 18歳以上の米国全人口はNational Health Interview Survey 2009の227,371,000人を使用。
[2] 米国保健社会福祉省(Department of Health and Human Services)所管、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）”National Health Interview Survey”により。
[3] 1979 年設立の字幕制作 NPO National Captioning Institute(NCI)HP より。

また、視覚に何らかの障害がある 18 歳以上の人口は 1,940 万人（人口比 8.6%）である。年齢別では 18～44 歳が 20%、45～64 歳が 40%、65～74 歳が 17%、75 歳以上が 22%となっている。下表に 2005～2009 年における視覚障害者数の推移を示す。

図表Ⅲ １２　米国の視覚障害者数2005～2009年推移（年齢構成別）

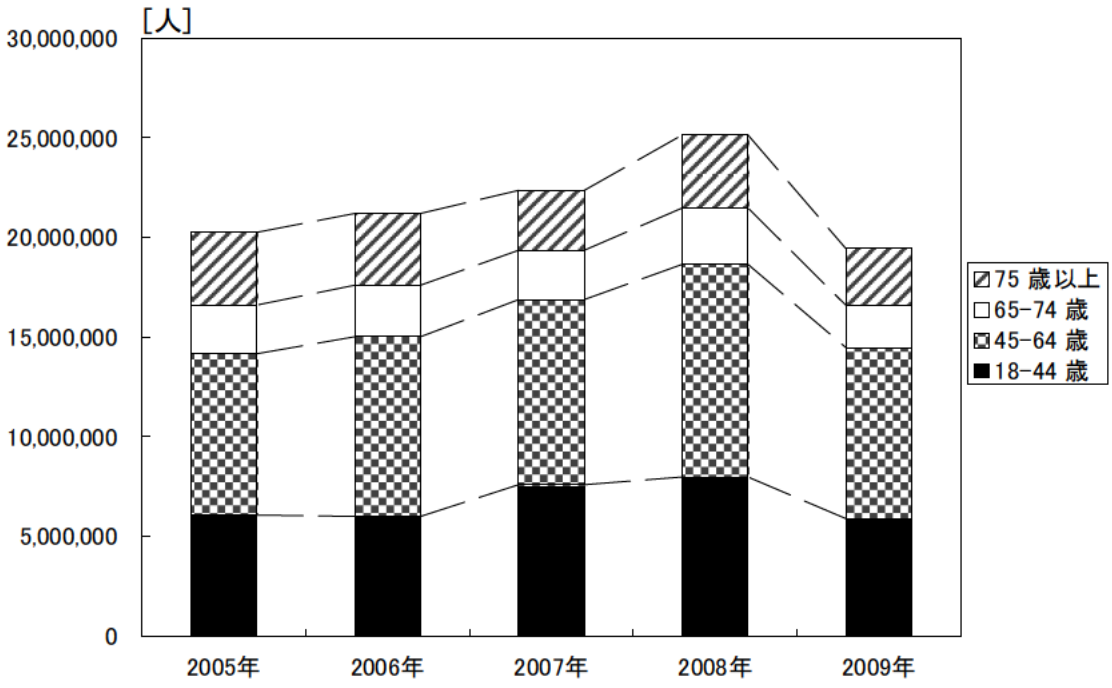

資料：Centers for Disease Control and Prevention　“Summary Health Statistics for U.S. Adults”, 2005～2009

1.1.2　放送事業者等の概況

米国では、1934 年通信法（The Communications Act of 1934）により設立された Federal Communications Commission(FCC）が、連邦政府機関として周波数割当や放送通信事業の規制を行っている。テレビ・ラジオ放送事業者に対しては、放送免許の付与・更新や事業内容に関する規制・監督をしている。

米国の地上波放送は、2009 年 6 月にアナログ波が停波され、現在では ATSC 方式のデジタル放送に移行している。英語全国地上波公共放送は、PBS が行っている。また、民間全国放送事業者には、英語放送を行う ABC、CBS、NBC、FOX（これらを総称し 4 大ネットワークと呼ぶ）などがあり、地域の系列局より番組放送を行っている。代表的なスペイン語民間全国放送事業者は、Univision や Telemundo 等である。他にも独立系地域放送事業者などがあり、地上波放送事業者は 2011 年 2 月時点で、合計 1,781 局となっている。

衛星放送については、DIRECTV と Ecostar Communications の 2 社がサービスを提供している。ケーブル放送については、ケーブルシステムを運用する事業者が 1,174 社（2011 年 6 時点）あり、ケーブルサービスの加入者数は 5,890 万世帯[4]（全世帯比 51.3%[5]）である。

[4] 2011 年 6 月時点米国ケーブル電気通信協会（National Cable & Telecommunications Association）より。

[5] 米国の全世帯数には、米国商務省「Projections of the Number of Households and Families in the United States: 1995 to 2010」より 11,480 万世帯を用いた。

1.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度

1.2.1　字幕放送等に関連する法規定

米国における字幕放送等は、法により付与が義務づけられ、付与率や適用範囲等はFCC 規則により規定される。

放送において、字幕（Closed Captioning）付与を義務づけている法は 1996 年電気通信法（The Telecommunications Act of 1996）であり、放送への字幕付与率や適用範囲等の詳細を定めているのは、1998 年 FCC 規則（FCC 98-236）である。また、画面解説（Video Description）の付与は 21st CVAA 法[6]により義務づけられており、適用範囲等の詳細が 2011 年 8 月 25 日 FCC 規則（FCC 11-126）により公表され、2012 年 7 月 1 日より施行される。

通信においては、21st CVAA 法により、インターネットで配信されるテレビ番組に字幕を付与することが義務づけられており、FCC は 2012 年 1 月に字幕付与率や適用範囲等の詳細を定めた規則を公表する予定である。画面解説放送に関しての法による義務づけはないが、インターネット配信映像への画面解説付与の技術的性能や手順について、検討を行う諮問委員会[7]の設立が義務づけられており、2012 年 4 月に検討結果が FCC へ報告される予定である。

なお、手話に関しての法・規制はない。

図表Ⅲ 1 3　放送・通信における字幕等の付与に係る法・規制

		放送	通信
字幕	法	1996 年電気通信法で義務づけ	21st CVAA 法で義務づけ
	規則	1998 年 FCC 規則(FCC 98-236)	FCC 規則制定予定（2012.1.）
画面解説	法	21st CVAA 法で義務づけ	なし
	規則	2011 年 FCC 規則(FCC 11-126) 2012 年 7 月 1 日より義務づけ	なし
手話		法・規制なし	

[6] 21st Century Communication and Video Accessibility Act of 2010、2010 年 10 月 8 日公布。
[7] Video Programming and Emergency Access Advisory Committee。21st CVAA 法により設立が義務づけられ、インターネット上での字幕・解説・緊急情報の付与に関する技術的検討を行う。

(1) 字幕放送に関する規定

①字幕付与の普及目標

字幕・画面解説・手話の中で、現在放送番組において義務づけられているのは、字幕のみである。

字幕放送は、1996 年電気通信法により付与することが義務づけられ、1998 年 FCC 規則（FCC98-236）により具体的な付与目標と期日、適用範囲が規定された。FCC 98-236 では、英語とスペイン語の言語による違いや、放送時期の違いを考慮した段階的な目標を設定している。2011 年現在では、英語とスペイン語で新たに放送される番組の全てに、字幕を付与することが義務づけられている。

なお、デジタル放送については、1998 年当時はデジタル放送受信機の基準が明確でなかったため、2001 年 12 月 31 日以前放送分の達成目標は低めに設定された。

図表Ⅲ １４　FCC1998年規定　字幕付与義務

1998.1.1 以降放送分	英語	2000.1.1～	最低 450 時間／四半期
		2002.1.1～	最低 900 時間／四半期
		2004.1.1～	最低 1350 時間／四半期
		2006.1.1～	100%
	スペイン語	2001.1.1～	最低 450 時間／四半期
		2004.1.1～	最低 900 時間／四半期
		2007.1.1～	最低 1350 時間／四半期
		2010.1.1～	100%
1997.12.31 以前放送分（アナログ） 2001.12.31 以前放送分（デジタル）	英語	2003.1.1～	30%
		2008.1.1～	75%
	スペイン語	2005.1.1～	30%
		2012.1.1～	75%

②対象除外

FCC 規則により字幕付与が義務づけられる対象は、ケーブル事業者（cable operators）、地上波放送事業者（broadcasters）、衛星事業者（satellite distributors）、その他、多チャンネル Multichannel Video Programming Distributors (MVPDs)[8] 放送事業者である。ただし、以下のような経済的理由により、適用が除外される。

[8] MVPDs とは、ケーブル・衛星を使って多チャンネル番組を提供する主体。

図表Ⅲ １５　経済的理由によるFCC規則適用除外

・総売上が$3,000,000 以下、もしくは字幕制作コストが総売上の 2%以上となる場合。
・新設 4 年以下の放送事業者。1998 年 1 月 1 日時点で開局より 4 年が経過していない事業者は、例外措置を 2002 年 1 月 1 日までとする。
・経済的負担を FCC に事前申請し、認められた放送事業者。

また、以下のような番組内容や権利、技術的理由により適用が除外される。

図表Ⅲ １６　番組内容によるFCC規定適用除外

・契約、権利の侵害にあたる場合。
・Electric Newsroom(ENR) [9]技術が適用できない英語・スペイン語以外の言語の番組。
・番組スケジュール等、情報が視覚的に表示されている場合。
・放送時間帯が午前 2:00～6:00 の番組。
・10 分以下の企業広告や政府公示[10]。
・ITFS ライセンス事業者発信の番組[11]。
・再放送価値のない、ニュースでない地域番組。
・小中高校向けの地域社会制作の教育番組。

③苦情申請制度

FCC では、字幕が付与されていないことや字幕の質について、視聴者の意見をくみ上げるため、FCC98-236 において意見申し立ての制度に関して規定している。2010 年 2 月には、そのプロセスが簡略化されている。

9 事前に原稿を字幕に起こし、放送に合わせて打ち出す方式。
10 政府公示には、政府が字幕制作を行うことが米国障害者法により規定されている。（118ページ参照）
11 マイクロ波を使用した、教育・指導情報を固定地点間で相互にやり取りする教育番組。

図表Ⅲ １７　苦情の申し立てに関する制度

1998 年 FCC 規則	2010 年 2 月 19 日修正
①視聴者は番組提供者に直接苦情を申し立てる。これに対する、番組提供者の返答期限は 45 日以内。 ②期日内に番組提供者から返答がない、もしくは回答が満足いくものでない場合は、期日末から 30 日以内に FCC に申し立てができる。 ③FCC を介した再申し立てに対し、番組提供者は 15 日以内に返答すること。	①視聴者は 60 日以内に FCC に申し立てを行うこと。 ②番組提供者は FCC 経由で受けた申し立てに 30 日以内に返答すること。

(2) 画面解説放送に関する規定

21st CVAA 法では、1996 年電気通信法の適用範囲外であるとして 2002 年に連邦最高裁判所で棄却された、画面解説放送に関する 2000 年 FCC 規則（FCC 00-258）を復活させることを決め、2011 年 10 月 8 日までに FCC 00-258 を修正・更新して公表することを FCC に義務づけている。

これを受け、FCC は 2011 年 8 月 25 日に画面解説放送に関する FCC 規則（FCC 11-126）を公表した。FCC 11-126 では、米国地上波テレビ市場[12]上位 25 地域（2011 年 1 月 1 日時点）にある 4 大ネットワーク（ABC、CBS、FOX、NBC）傘下の放送事業者と、上位 5 位の MVPDs[13]である USA Network、the Disney Channel、Turner Network Television (TNT)、Nickelodeon、Turner Broadcasting System (TBS) は、2012 年 7 月 1 日以降のプライムタイム[14]に放送される番組か子供向け番組[15]に、四半期毎最低 50 時間の画面解説付与を行うことが規定された。また、上記以外の放送事業者でも、画面解説放送を放送する機能を持つ場合は、画面解説をそのまま放送する必要がある。しかし、副音声がすでに他言語の放送に使われている場合は、他言語を優先することができる。

また、2015 年には画面解説の付与が義務づけられる米国テレビ市場を上位 60 地

12 米国テレビ市場とは Nielsen Media Research によりテレビ視聴者統計調査を行うために定義される地理区分。米国には 210 のテレビ市場があり、2011 年 1 月 1 日時点で 1 位 New York、2 位 Los Angeles、3 位 Chicago と続いている。それ以降は(http://www.stationindex.com/tv/tv markets)を参照。

13 画面解説放送に関する規則においては、50,000 以上の受信者を抱えている事業者のみが対象となっている。

14 現地時間で月~土曜：20:00～23:00、日曜：19:00～23:00。

15 対象年齢 16 歳以下の番組。

域に拡大し、対象となるケーブル事業者は 2015 年と 2018 年[16]に更新する予定である。

図表Ⅲ １８　画面解説の付与に関するFCC規則（FCC 11 126）

内容		・子供向け番組かプライムタイム放送番組に、四半期毎最低 50 時間の画面解説を付与すること。
対象	2012.7.1.	・米国地上波テレビ市場上位 25 地域における、4 大ネットワーク（ABC、CBS、FOX、NBC）傘下のテレビ放送事業者。 ・上位 5 位の MVPDs（USA Network、the Disney Channel、TNT、Nickelodeon、TBS）。
	2015.7.1.	・画面解説放送が義務づけられる 4 大ネットワーク傘下の放送事業者を、米国テレビ市場上位 60 地域に拡大する。 ・上位 5 位の MVPDs を更新（1 回目）する。
	2018.7.1.	・上位 5 位の MVPDs を更新（2 回目）する。
適用除外		・生放送、またはそれに近い番組[17]。 ・経済的負担となることを FCC に申請し、認められた場合。

現時点で、FCC 規則には取り入れられていないが、21st CVAA 法は画面解説の付与について、以下の点を FCC に義務づけ・許可しており、今後規制範囲が拡大されていく可能性がある。

図表Ⅲ １９　21st CVAA法による、FCCへの画面解説放送に関する義務・許可

2013 年	・画面解説放送の利用度や利点、技術上・制作上の課題、製作者にかかる経済的負担に関する調査を行い、議会に報告することを義務づける。
2015 年	・画面解説を付与する必要性・利点が、技術・経済的負担を上回ると判断される場合、最大週 7 時間の画面解説付与の義務づけを許可する。
2020 年	・追加で画面解説の付与を義務づける米国テレビ市場について、画面解説の利用度・利点・コスト等の観点から調査を行い、議会に報告することを義務づける。
2021 年	・画面解説の付与を義務づける米国テレビ市場が 100%になるまで、毎年 10 地域ずつ拡大することを許可する。

(3) 米国障害者法による規定

米国障害者法（American with Disabilities Act）は障害者全般に関わる法であり、

[16] 2015 年の順位更新は 2013 年 10 月～2014 年 9 月を、2018 年は 2016 年 10 月～2017 年 9 月が対象期間となる。

[17] 生放送に近い番組とは、番組収録終了時から放送までの時間が 24 時間以下である番組。

公共の場・サービスにおいて全ての人が平等にサービスを受けられるように、詳細な規定がされている。字幕放送に関しては、第 613 条で連邦政府・官庁機関が制作する、テレビ放送における公的告知における字幕付与に関して、以下のように規定されている。

図表Ⅲ 1 10　米国障害者法第613条「公的告知・放送番組への字幕付与」

連邦政府・官庁機関が、全部または一部を制作・資金援助する、テレビ放送における公的告知は、その音声内容の字幕を含むものでなければならない。放送免許を持つ者は、 (1)字幕が付与されていない告知に、字幕を付与することを義務づけられない。 (2)当該の告知に含まれていた字幕を意図的に放送しなかった場合を除き、字幕を付与せずその告知を放送したことについて、責任を負わない。

1.2.2　助成制度等の振興策

(1) 教育省による助成金

教育省（Department Of Education : DOE）では、1997 年に改正された障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act : IDEA）に基づき、その翌年から字幕番組等への助成が行われている[18]。助成の対象となるのは、教育上適切な内容であると認められた①テレビ②ビデオ③CD、DVD、ビデオストリーミング④2006 年 9 月 30 日以前のニュースに対する、字幕・画面解説の付与である。ただし、既に字幕か画面解説が付与されている番組や、他の財源により 100%の助成を受けている番組は助成の対象にはならない[19]。

字幕・画面解説の付与への助成は「Special Education National Activities Technology and Media Services」プログラムを通じて行われている。このプログラムは、障害をもつ子供向けの様々なメディア技術・サービスの向上を目指したもので、以下のような内容を含む。テレビ放送番組向け字幕・画面解説付与の助成プロジェクトは「Television Access」に分類される。

[18] 2004 年の障害者教育法の延長により、予算は 2011 年まで付いている。
[19] IDEA Section 674(c)(1)(B)、及び Section 674(c)(2)より。

図表Ⅲ 1 11 「Special Education National Activities Technology and Media Services」内容例

・障害者向けデジタル画像・コンテンツ教材に関する技術研究開発 ・視覚障害者用教育教材 ・テレビアクセス（「Television Access」はテレビ放送番組への字幕・画面解説付与） ・障害者の子をもつ家族向け技術サポート ・電子テキストによる障害者の数学能力向上 ・画面解説付与に関する研究開発 ・緊急情報に備えた、障害者向け読み書き能力向上

「Television Access」の 2010 年の新規助成先・助成額と、2006～2010 年における助成額の推移は下表のとおりである。

図表Ⅲ 1 12 2010年度「Television Access」助成先・助成額

助成先	助成額
プロジェクト内容	
新規プロジェクト	
CaptionMax, Inc.	$500,000
教育番組に、875 時間の画面解説を付与する。	
Closed Caption Latina dba Dicapta	$500,000
ヒスパニックの子供向け教育番組に、900 時間の字幕・画面解説を付与する。	
Narrative Television Network	$500,000
地上波・衛星・ケーブル・ストリームにより配信可能な形式で、855 時間の番組に字幕・画面解説を付与する。	
Bridge Multimedia, Inc.	$499,944
地上波放送されているアナログ形式の教育番組に、925 時間の画面解説を付与する。	
National Captioning Institute, Inc.	$500,000
未就学障害児を対象とする教育番組に、1435 時間の字幕・画面解説を付与する。	
継続プロジェクト	
Narrative Television Network	$376,650
番組制作者や字幕制作事業者と協力して教育番組に 700 時間の字幕・画面解説の付与を行い、教育現場で使用可能なビデオ・DVD 等による配信方法の開発も行う。	
CaptionMax, Inc.	$376,650
社会科教育番組に字幕・画面解説を付与する。	
CaptionMax, Inc.	$376,650
科学教育番組に字幕・画面解説を付与する。	

図表Ⅲ 1 13 「Television Access」助成額の推移（2006～2010年）

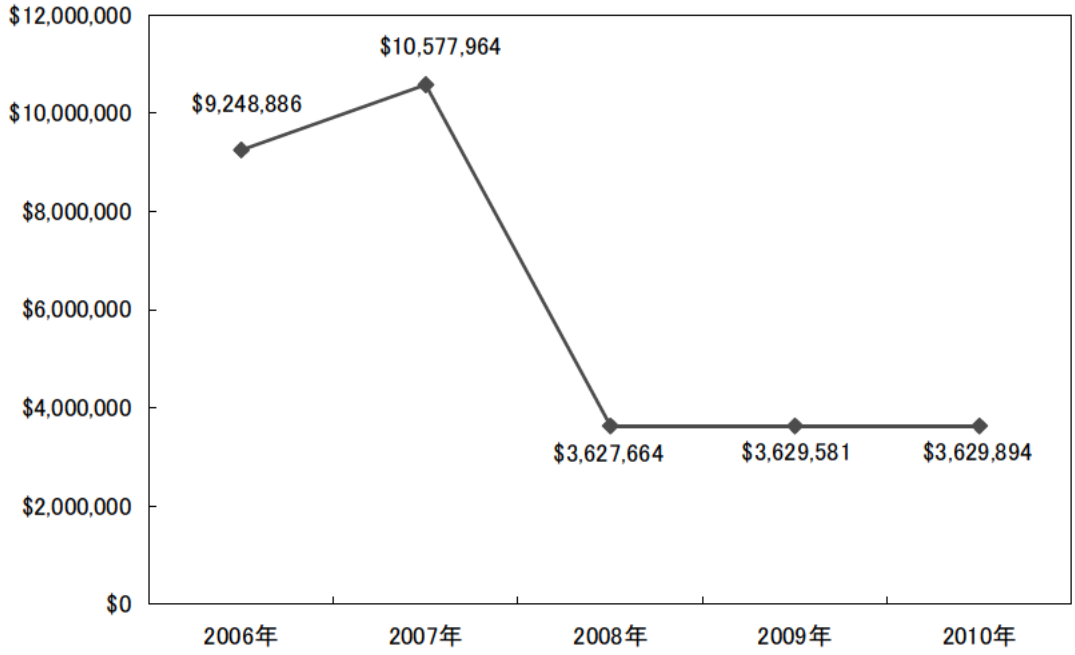

「Television Access」に分類されるプロジェクトの助成先は、NCI[20]、WGBH Media Access Group[21]、CaptionMax などの字幕・画面解説制作事業者が主である。NCI は教育省の助成を受けて、主に公共放送事業者 PBS 放送の教育番組に画面解説を付与しており、現在放送されている 15 のレギュラー番組と、17 の特別番組が助成の対象となっている。さらに過去に放送されたものでは、40 のレギュラー番組と、131 の特別番組を対象としている[22]。

その他法廷速記者育成のプログラムからも、人材が不足しているスペイン語の字幕速記者（ステノグラファー）育成向けに、助成が割り当てられている[23]。

(2) 字幕制作スポンサ

米国では、地域放送事業者や字幕制作事業者が、番組本編への字幕制作に企業スポンサーを募集している。字幕制作事業者が募集を行った場合は、番組の冒頭か最

[20] 111ページの脚注3を参照。
[21] 1972 年に設立された世界初の字幕制作事業者 The Caption Center が前身。解説制作は 1990 年より行っている。
[22] NCI が教育省(DOE)の助成を受け、画面解説を製作している番組リスト
http://www.ncicap.org/DescriptionPR0611.asp
[23] プログラム名「Training for Realtime Writers」

後に字幕制作のスポンサー企業名とキャッチコピーが字幕にて表示される[24]。また、放送事業者が募集を行った場合は、障害者以外の視聴者にも分かるよう、スポンサー企業名・ロゴと音声により字幕制作の提供を受けたことが紹介される。通常、番組スポンサー企業が字幕制作スポンサーになっている場合が多く、番組内での広告機会を増大する利点がある。

例えば、自動車メーカーの Ford は CBS のレース番組「The Amazing Race」、Johnson & Johnson は ABC のバラエティートーク番組「The View」と医療ドラマ「General Hospital」の字幕制作スポンサーとなっている。

また、テレビ放送される企業広告にも、広告主が自主的に字幕を付与している。企業広告に字幕が付与されている割合は 60～70%程度である。

1.2.3 関連法令・関連制度の制定・創設に係る経緯等

(1) 字幕放送

米国での字幕放送の始まりは 1970 年初頭である。公共放送事業者 PBS は Open Captioning (OC) での字幕放送を開始し、1972 年に放送を開始した「The French Chef」は、聴覚障害者にとっての初めてのアクセス可能な番組となった。また、1973 年には、PBS により ABC のニュース番組「ABC News」の再放送分に対して字幕が付与されたが、字幕付き映像の放送までにかかる時間は、生放送から 5 時間を要した。これと併行して、テレビ画面の走査線[25]のうち、21 本分を使用することにより、Closed Captioning(CC)を提供するための技術開発が行われており、1972 年に初めて放送試験で成功した。そこで、FCC は 1976 年、走査線 21 本分を字幕放送提供のために確保することを決定した。生放送番組での字幕表示が可能となったのは 1982 年で、ここから徐々に生放送ニュースやスポーツ番組への字幕制作が広まっていった。

米国で始めて字幕等の付与を義務づけたのは、障害者を差別することを禁じた 1990 年米国障害者法で、病院・バー・ショッピングセンター・美術館等の公共の場において提供する映像、写真やスライドショーに字幕・手話・画面解説を付与することが義務づけられた。さらに同法では、連邦政府・官庁機関が制作する、テレビ

[24] 字幕制作 NPO、NCI へのインタビューより。
[25] 走査線とは、テレビやディスプレイの画面の水平方向の線のこと。ちなみに、最近普及が進んでいるハイビジョンの場合、走査線は 1125 本ある。

放送における公的告知に、字幕を付与することも義務づけた[26]。

1990 年テレビデコーダ法（Television Decoder Circuitry Act of 1990）では、1993 年以降に米国で販売される 13 インチ以上のテレビに、字幕デコードチップ[27]を内蔵することを義務づけた。

1996 年電気通信法により、FCC は字幕を提供する対象・期限・適用除外等の調査をし、同法施行より 18 ヵ月以内に字幕付与を義務づける FCC 規則を制定することが義務づけられた。そして 1998 年に、現行の FCC 規則(FCC 98-236)が規定されるに至る。

(2) 画面解説放送

1996 年電気通信法は、画面解説を付与する方法・期限や地域について調査し、議会に報告することを FCC に義務づけた。1998 年に FCC は画面解説の付与を、規模の大きい放送事業者から求めていくこと、コスト等を考慮して画面解説の付与が有益な番組を決めていくことが望ましいと議会に報告した。

この報告を基に、2000 年 FCC により画面解説の付与に関する規則(FCC 00-258)が提案された。この規則は現在の 21st CVAA 法の元になる内容であったが、2002 年連邦最高裁判所は「1996 年電気通信法上、FCC に画面解説の付与を義務づける権限はない」という判決により制定を棄却した。その結果、PBS、CBS や FOX などの規模の大きい放送事業者では画面解説の付与を継続したが、一部の放送事業者は規制がないため画面解説の付与を停止した。2007 年、画面解説の付与に関する規則（FCC 00-258）を修正し、制定することを FCC に義務づける 21st CVAA 法が議会に提出され、2010 年 10 月に承認・公布された。その後、2011 年 8 月 25 日には、FCC00-258 を修正した FCC 規則(FCC 11-126)が公表され、2012 年 7 月より画面解説の付与が義務づけられる予定である。

(3) 通信における字幕等の付与

インターネットプロトコルやデジタル放送技術を使用した字幕等の付与に関して、National Association of the Deaf (NAD)や American Foundation for the Blind (AFB) [28]ら 230 以上の障害者団体により、障害者連合 Coalition of Organizations for

[26] 117ページ参照。
[27] 字幕デコード用のマイクロチップで、1989 年に ITT 社と NCI により開発された。
[28] 米国視覚障害者 NPO 団体。

Accessible Technology (COAT)が 2007 年に設立された。設立当初の問題意識は、連邦法が近年 20 年の技術動向に歩調が合わせられていないという点で、具体的には以下のようなことを例示している。障害者のブロードバンド・ワイヤレス・インターネット技術による情報入手を高める法や規則の制定を最終的な目標とし、FCC への意見書提出等を行っている。

図表Ⅲ 1 14 COATの映像アクセスにおける達成目標

- 1990 年テレビデコーダ法により規定されている、字幕デコーダーを内蔵すべき受信端末のスクリーンサイズ（13 インチ以上）の範囲を小型端末にも拡張する。
- インターネット配信される、テレビ番組への字幕の付与を義務づける。
- 2002 年に連邦裁判所により棄却された、画面解説の付与に関する FCC 規則を復活させる。
- 字幕や画面解説の切り替えを行う機器の操作を容易にする。（例：字幕をオンするリモコンの操作性）

1.3 字幕放送等の実施状況

1.3.1 総放送時間に占める割合

米国で地上波全国放送を行う多くの主要放送事業者では、ほぼ全ての番組に字幕の付与を行っている[29]。

米国４大ネットワーク（ABC、CBS、NBC、FOX）のひとつである ABC では、全ての番組に字幕を付与しており、プライムタイム放送のレギュラー番組には、スペイン語の字幕と画面解説を付与している。

また、CBS は 1998 年に FCC が字幕の付与を義務づける前から、レギュラー番組に平均週 95 時間の字幕付与を行っており、1990 年代半ばには 100%の字幕付与を達成している。さらに、CBS では、60 分テレビドラマの「CSI：Miami」に、英語字幕に加えてスペイン語字幕も付与している。

1.3.2 放送時間帯・番組ジャンル

米国では、現在 FCC により字幕を付与することが義務づけられている。字幕放送は、各ジャンルの多くで提供されている。画面解説放送についての義務規定はないものの、大手放送事業者により放送される番組の一部には、教育省の助成金を基に画面解説が付与されている。手話放送は、ほとんど提供されていない。

[29] 米国には字幕放送等の付与率に関する統計情報はない。

(1) 字幕放送

主要全国地上波放送事業者（英語：PBS、NBC、ABC、CBS、FOX。スペイン語：Telemundo 、Univision。）の 1 週間(2011 年 8 月 22 日～8 月 28 日)の字幕放送について調べた。調査地域には Nielsen Media Research による 2010 年度の米国テレビ放送市場調査で 1 位であった New York を選定した[30]。

①英語放送番組

公共放送事業者の PBS では、ほぼ 100%に字幕を付与している。付与していなかったのは、深夜時間帯(2：00～6：00)に放送される一部の映画、地域文化の紹介番組等であった。

NBC は、100%字幕放送を行っていた。

ABC でもほぼ 100%字幕放送を行っていたが、深夜時間帯の料理番組や映画等の一部に字幕が付与されていなかった。

CBS でも多くの番組に字幕付与を行っているが、一部平日の深夜時間帯又は土・日曜日の販促番組等への字幕付与はされていない。

FOX でも、付与されていなかった番組の多くが販促番組であり、放送スケジュールも平日の深夜時間帯か土・日曜日であった。

②スペイン語放送番組

スペイン語民間放送事業者の Telemundo では全ての番組に字幕を付与している。

また、Univision も多くの番組に字幕を付与していたが、一部の音楽情報・トーク番組や販促番組に字幕が付与されていなかった。字幕が付与されていなかった番組の多くは深夜時間帯に放送されていた。

(2) 解説放送

現在、画面解説が付与された番組は、教育省から助成を受ける子供向け教育・アニメ番組のみである。大手放送事業者の CBS、FOX、PBS、Nickelodeon[31]が放送する番組で、画面解説が付与されている例は以下のとおりである。

---

[30] 脚注12を参照

[31] 幼児・児童向け番組専門のケーブルテレビ放送事業者。

図表Ⅲ 1 15　画面解説付き番組例

放送事業者	番組名	番組内容
CBS	NCIS	海軍犯罪捜査局を舞台にした犯罪捜査ドラマ
	Criminal Minds	FBI による事件解決ドラマ
	CSI：Crime Scene Investigation	LA 警察による犯罪解決ドラマ
	Flashpoint	カナダのアクションドラマ
	その他映画等の特別番組	
FOX	The Simpsons	アニメ
PBS	NOVA	科学教育番組
	Nature	科学教育番組
	American Experience	米史教育番組
	Masterpiece Mystery!	ミステリードラマ
Nickelodeon	Dora the Explorer	子供向けアニメ
	Go, Diego, Go!	子供向けアニメ

資料：画面解説付与事業者 HPより作成

(3) 手話放送

米国では手話付番組はほぼない。

1.3.3　緊急時・災害時における実施状況

FCC は放送事業者とケーブル事業者に、マーケットの大きさや視聴者数に関わらず、緊急時の詳細情報（竜巻情報、学校閉鎖等）を視聴覚障害者が入手可能な形式で、視聴覚情報を提供しなければならないとしている。緊急情報とは、台風・地震等の気象情報、毒ガス排出・学校閉鎖等の地域情報等、生命・健康・安全を保護するための、緊急事態に対する避難・対応情報である[32]。

また、FCC は聴覚障害者がアクセス可能な様式として、字幕(OC 形式を含む)等により、緊急情報が視覚的に提供されることを義務づけている。視覚障害者に対しては、緊急情報を音声で発信すると共に、緊急情報を提供時に警告音を鳴らしラジオなどの使用を喚起することとしている。視覚障害者向けの緊急情報の提供様式に関しては、

[32] FCC “Emergency Video Programming Accessibility to Persons with Hearing and Visual Disabilities”

21st CVAA 法が諮問委員会の設置と報告書の提出(2013 年 4 月頃を予定)を義務づけており、報告書提出から 1 年以内に FCC は視覚障害者向けの緊急情報に関する規則を施行することになっている。

2005 年以降に、情報提供がアクセシブルでなかったために罰則を受けたものは 14 件あり、主な事例を下表に示す。同様の事例でも罰金が異なるのは、FCC が個別に罰則対象となる映像を検討し、規制違反の度合いを決定しているためである。

図表Ⅲ 1 16 FCCにより罰則を受けた事例

年月日	罰則対象者	罰金($)
	罰則理由	
2007/3/7	Waterman Broadcasting Corp. of Florida, Inc., WBBH-TV	36,000
	Montclaire Communications, Inc., WZVN-TV	36,000
	Fort Myers Broadcasting Company, WINK-TV	20,000
	2004 年 8 月にフロリダにハリケーンが上陸した際、避難勧告・警報や交通情報等の緊急情報を、聴覚障害者が入手可能な方式で提供しなかったため。	
2007/3/7	Midwest Television, Inc., KFMB-TV	18,000
	2003 年 10 月に南カリフォルニアで山火事が発生した際、交通・大気汚染等の緊急情報を、聴覚障害者が入手可能な方式で提供しなかったため。	
2006/2/22	NBC Telemundo License Co., WRC-TV	12,000
	2004 年 5 月にワシントン DC で竜巻が発生した際、「該当地区の住民は窓から離れて下さい」という避難勧告を、字幕等の聴覚障害者が入手可能な形式で提供しなかったため。	

1.3.4 字幕番組等の制作状況

(1) 制作方法

①字幕放送

米国には、多くの字幕制作事業者がおり、字幕の表示スピードや正確性等、字幕制作の基準を満たす事業者として、39 社が Described and Captioned Media Program (DCMP)[33]により認定を受けている。

生放送番組向けの字幕制作の多くの場合は、ステノタイプと呼ばれる速記用キーボードを使用し、タイプによる付与を行っている。ステノタイプキーボードを使用

[33] DCMP は視聴覚障害者向けの教育促進・支援を行う NPO で、教育省より助成を受けて、NAD により運営・管理されている。

する速記者をステノグラファーといい、発言を約 250 語／分の速さで入力し、生放送と同時に字幕を生成している。ステノタイプキーボードは 24 のキーから成り、その組み合わせと事前収録している辞書の対応付けにより、文字列が打ち出される。そのため、辞書に収録されていない語の場合には、スペルエラーになることも多い。

ステノタイプキーボードを使用した字幕制作の体制は、少人数で行われている。WGBH Media Access Group では各番組で 1 人のステノグラファーと 1 人のコーディネータの合計 2 人で行っており、コーディネータは、画面にでる字幕の正確性の確認と、小さなミスの修正を行っている。また、NCI では 1 時間以内の番組の場合は 1 人で生放送字幕のタイピングとモニタリングの役割を担っており、1 時間以上の番組の場合には 1 時間ごとに交代する。

打ち出される字幕の正確性は 98%以上である。

図表Ⅲ 1 17　ステノタイプキ　ボ　ドによる入力の様子

資料：字幕制作NPO NCIのHP

また、一部では音声認識を使ったリスピーク方式による字幕制作も行っている。NCI では、音声認識システム「Caption Mic」の開発を行っている。音声認識は音声を文字に変換する際に用いる事前収録辞書が、200,000 語以上を収録できる。そのため字幕の正確性は、辞書の収録語やリスピーカー個々の発音にもよるが、一般的には 2 日程度の訓練を受けた者であれば 96%以上になる。NCI がリスピーク方式を用いることのできる番組ジャンルは、スポーツ番組以外の全てのジャンルである。なお、NCI 以外でも VITAC[34]などいくつかの字幕制作事業者は、リスピーク方式を導入している。

一般に、事前収録番組への字幕制作は、以下の 5 つのステップで行われる。

①コピーテープの作成とビデオサーバーへ内容の取込

[34] 約 20 年間字幕付与を行う、米国における大手字幕制作事業者の一つで年間 170,000 時間の生放送番組と 35,000 時間の事前収録番組へ、字幕付与を行っている。

②字幕編集者による音声データの字幕起こし

③字幕編集者が字幕スペル・タイミングを確認

④上級編集者や監督者が字幕スペル・タイミングを確認

⑤字幕データを顧客に送り、番組と統合

作業時間は、一般的に 30 分番組に対し、8 時間程度の時間を要する。

図表Ⅲ 1 18　事前収録番組を字幕化（上記の工程②）する様子

資料：NCIのHP

②画面解説放送

米国に DCMP より認定を受けた、画面解説を付与する事業者は 27 ある[35]。

画面解説放送の制作方法は、事業者で大差がないようである。画面解説の付与を行う大手の WGBH Media Access Group によると、画面解説の付与には 3 段階の制作プロセスがある。まず、第一に画面解説放送の台本作成者が、番組を見て視覚情報を台本に起こす。次に、時間配分に気を配りながら画面解説の長さを適合させる。そして最後に、編集監督が編集し、画面解説と元の番組映像とを合成する。通常の制作時間は、60 分番組に対し、2～4 日程度を要すとのことである。

(2) 制作コスト

字幕等の制作コストについては、字幕の種類や事業者により幅がある。近年は、字幕制作事業者数の増加により、特に字幕制作コストは低下してきている。

世界初の字幕制作事業者 WGBH Media Access Group では、付与する番組や字幕

[35] DCMP「Description Service Vendors」より。

の種類にもよるが、英語生放送番組への字幕制作は 7,110～17,775 円[36]/時間で行っており、スペイン語の場合だと、英語に比べて字幕製作コストは高く、先の英語生放送番組への字幕制作コストの範囲だと、上限程度となることが多い。事前収録番組の字幕制作に関しては、一般的に 35,550～63,200 円/時間の範囲ということである。画面解説については、1 時間未満のものに関しては、7,900 円/分であり、1 時間番組では 237,000～474,000 円/時間の範囲ということである。

NCI では、英語生放送番組への字幕制作は 5,925～11,850 円/時間で行っており、付与する字幕の分量や、スポーツ番組等の番組内容により価格が決まるという。また、スペイン語に関しても通常は英語と同様に扱っている。事前収録番組への字幕制作は「Pop-on」か「Roll-up」形式化により価格帯が異なる。発言者のタイミングと位置を合わせてライン単位で表示する「Pop-on」形式の場合は 27,650～35,550 円/時間で、生放送用字幕と同様の方式で固定された場所に表示される「Roll-up」形式の場合は 15,800～23,700 円/時間で行っている。こちらもスペイン語と英語によるコストの違いはないようである。画面解説については、番組のジャンルやナレーター必要人員数により価格が 110,600～237,000 円/時間の範囲で決まるということである。

[36] 1 米国ドル=79 円で換算(日本銀行　報告省令レート(2011 年 9 月))

1.4　通信における字幕等の付与状況

1.4.1　通信における字幕等付与の状況

NBC Universal と News Corporation Ltd.の合併事業として立ち上げられたHulu[37]では、ABC、NBC、FOX をはじめとするテレビ放送事業者や映画会社から提供される動画をインターネットオンデマンド配信している。字幕は、Hulu が放送事業者より字幕データの提供を受けた番組に付与されており、字幕が付与されている動画は、検索画面で「Captions」のフィルタにチェックを入れることで検索することができる。字幕が付与されている番組には、以下のような「cc」という記号が表示される。

図表Ⅲ 1 19　Hulu動画検索画面（ABC放送の字幕付き動画の検索例）

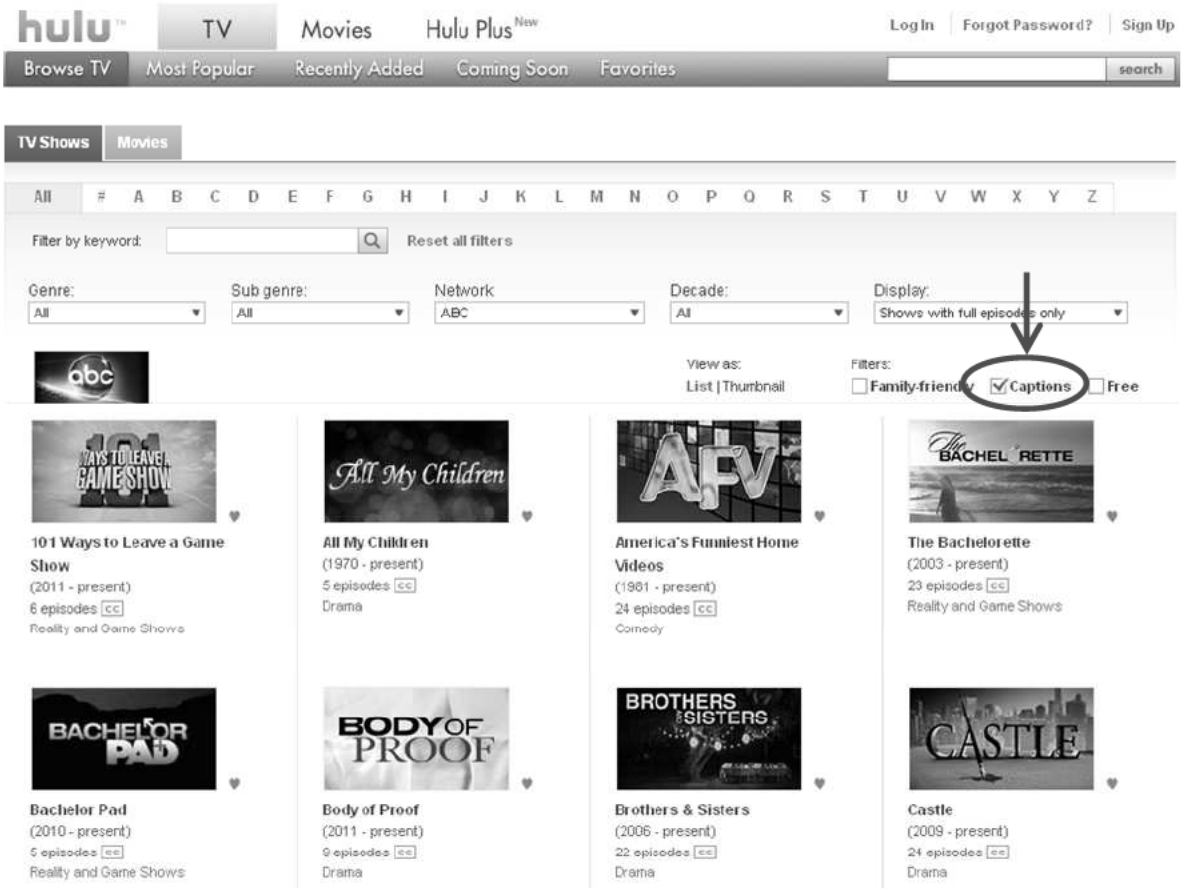

資料：Hulu　HP

動画プレイヤー内の音量ボタンの隣に位置する「cc」ボタンをクリックするか、動

[37] Nielsen Media Research のインターネット配信動画再生回数のランキングによると、2011 年 1 月時点で 1 位 You Tube(84.6 億回)、2 位 Hulu(8.1 億回)、3 位 VEVO(3.4 億回)であった。

画検索時の設定により、字幕の表示形式や言語を選んで字幕を表示することができる。

図表Ⅲ 1 20 Huluでの字幕表示設定

資料：Hulu HP

インターネット配信されるテレビ番組への字幕付与に関して、WGBH Media Access Group、NCI 等の字幕制作事業者は、インターネットで必要とされるファイル形式にあわせた字幕データファイルの変換を行っている。ただし、放送事業者が独自にファイル形式の変換行うこともある。

なお、字幕の著作権については、テレビやインターネットで配信される番組の保有者が保有する。

1.4.2 通信における字幕等付与の実施に係る関連法令・関連制度

近年のビデオストリーミング技術の発展により、インターネットに接続されたテレビ、タブレット、携帯電話等様々なデバイスで十分な長さの動画やテレビ番組を配信することが可能となった。21st CVAA 法ではこのような背景に基づき、FCC に対し通信で提供する字幕・画面解説・緊急情報に関する技術動向を調査する諮問委員会(Video Programming and Emergency Access Advisory Committee)の設立を義務づけている。

諮問委員会は、字幕・画面解説・緊急放送に関して以下の内容を含む報告書を、字幕に関しては第 1 回会議から 6 ヶ月以内に FCC へ提出することを義務づけられている。また画面解説・緊急情報に関しては、報告書の提出期限を 21st CVAA 法の制定から 18 ヶ月以内としている。

図表Ⅲ 1 21　諮問委員会に報告が義務づけられている項目

(A)字幕を提供する期限に関するスケジュールの勧告
(B)信頼のおける方法でコード化、送信、受信及び到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能及び技術的手順に関する性能要件の特定
(C)21st CVAA 法制定日において、(B)で特定される性能目標を満たすために追加で必要となるプロトコル、技術的性能及び技術的手順の特定
(D)(B)で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告
(E)インターネットプロトコルを利用して送受信される映像プログラムと、表示させる機器の互換性を保障するために必要となる規則に関する勧告

さらに 21st CVAA 法により、字幕が付与されたテレビ番組をインターネット上で配信する際にも、字幕を付与することが義務づけられた。2011 年 7 月 13 日に諮問委員会による報告書が FCC に提出され、テレビ番組に字幕付与を義務づける番組の種類とスケジュールが提案された。今後、2012 年 1 月を目処に、義務づけの範囲や映像配信者・プロバイダーが負うべき責任等を明らかにした FCC 規則が施行されるものと考えられる。

図表Ⅲ 1 22　諮問委員会によるFCCに対する提案

・FCC 規則制定から 6 ヶ月以内に、インターネット配信用に編集されていない事前収録番組に字幕を付与すること。
・FCC 規則制定から 12 ヶ月以内に、テレビ放送と同時に配信される生配信番組と、テレビ放送終了から 12 時間以内に配信を開始する生配信に近い番組に字幕を付与すること。
・FCC 規則制定から 18 ヶ月以内に、インターネット配信用に編集された事前収録番組に字幕を付与すること。

なお、諮問委員会のメンバーには、議長の Larry Goldberg が所属している WGBH Media Access Group を始めとする字幕・画面解説制作事業者の他、NAD、AFB 等の障害者団体、AT&T、CBS、Google、Microsoft、Sony Electronics、Verizon Technology Organization 等の電気機器・放送・通信事業者の代表計 45 人が選出されている。現在は、以下の 4 つのワーキンググループに分けて議論を進めている。

図表Ⅲ 1 23　諮問委員会ワ　キンググル　プ

ワーキング名称	共同議長所属	
IP 利用による字幕	NAD	聴覚障害者団体
画面解説	Comcast Cable	ケーブル事業者
緊急情報へのアクセシビリティ	ACB	視覚障害者団体
画面ガイド、スクリーンメニュー機器	Motorola	通信事業者

２．英国における字幕放送等の実施状況・関連制度等

2.1　基礎情報

2.1.1　視聴覚障害者数

聴覚障害者団体の Action on Hearing Loss（旧 the Royal National Institute for Deaf People：RNID）によれば、英国の強度／重度の聴覚障害者（Severe or Profound Deaf）数は約 82 万人であり、難聴者は全人口の 6 人に 1 人に相当する約 1,000 万人と推定している。地域別の強度／重度の聴覚障害者数はイングランドが 697,500 人、北アイルランドが 20,500 人、スコットランドが 69,500 人、ウェールズが 44,500 人となっており、イングランドが大半を占めている。

図表Ⅲ ２１　英国の2010年の聴覚障害者数

	難聴者 (Hearing loss)	補聴器利用者 (Hearing aids)	強度/重度聴覚障害者 (Severe/profound)
16-49 歳	1,157,500	522,000	36,000
50-64 歳	2,563,500	1,017,000	99,500
65-79 歳	3,768,000	2,293,500	211,000
80 歳以上	2,622,500	2,288,000	474,500
合計	10,111,500	6,120,500	820,500

資料：Action on Hearing Loss, "Taking action on hearing loss in the 21st century",(2011.6)

イングランド[38]の NHS[39] Information Centre の統計によれば、イングランドでろうあ者（Deaf）として登録する聴覚障害者は 2010 年 3 月末現在で 56,400 人（人口比 0.1%[40]）である。年齢別には 18～64 歳が 53%、65 歳～74 歳が 12%、75 歳以上が 31%となっている。難聴者（Hard of Hearing）として登録する聴覚障害者は 2010 年 3 月末現在で 156,500 人（人口比 0.3%）である。年齢別には 75 歳以上が 69%を占める。

[38] イングランドは英国を構成する四つの国の一つであり、人口は英国全体の 84%を占める。
[39] National Health Service
[40] 人口比は Office of National Statistics, "Mid-2010 Population Estimates"より算出。

図表Ⅲ ２２　イングランドにおける聴覚障害登録者数の推移

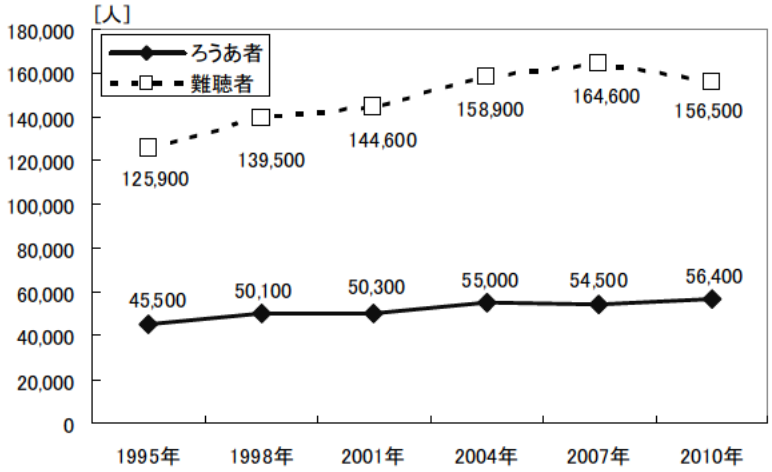

資料：The NHS Information Centre, "People Registered Deaf or Hard of Hearing Year ending 31 March 2010, in England", 2010.10

図表Ⅲ ２３　イングランドにおける聴覚障害登録者の年齢構成(2010年3月)

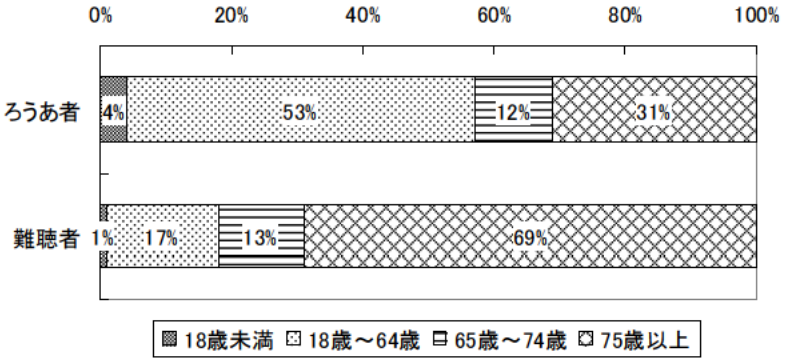

資料：The NHS Information Centre, "People Registered Deaf or Hard of Hearing Year ending 31 March 2010, in England", 2010.10

視覚障害者団体である Royal National Institute of Blind People（RNIB）によれば、英国の視覚障害者数は約 200 万人であり、全人口のおよそ 30 人に 1 人の割合となっている。

イングランドの NHS Information Centre の統計によれば、イングランドで盲人（Blind）、弱視（Partially Sighted）として登録する視覚障害者は 2008 年 3 月末現在で 153,000 人（人口比 0.3%[41]）、156,300 人（人口比 0.3%）である。

[41]人口比は Office of National Statistics, "Mid-2008 Population Estimates"より算出。

図表Ⅲ ２４　イングランドにおける視覚障害登録者数の推移

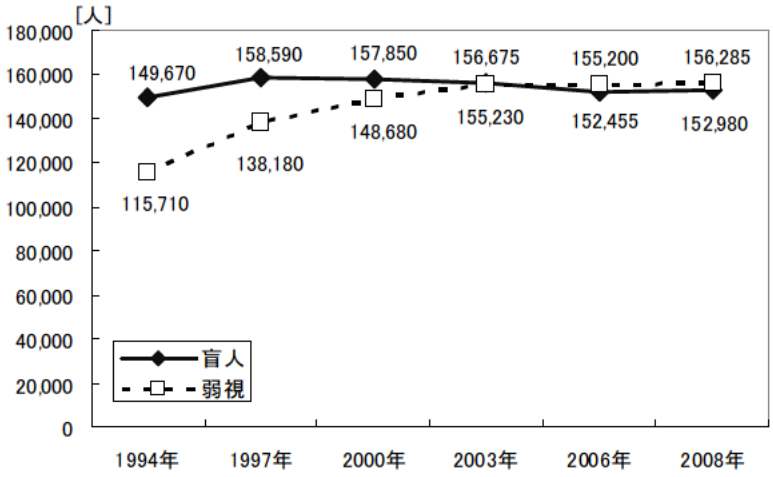

資料：The NHS Information Centre, "Registered Blind and Partially Sighted People Year ending 31 March 2008, in England", 2008.10

図表Ⅲ ２５　イングランドにおける視覚障害登録者の年齢構成(2008年3月)

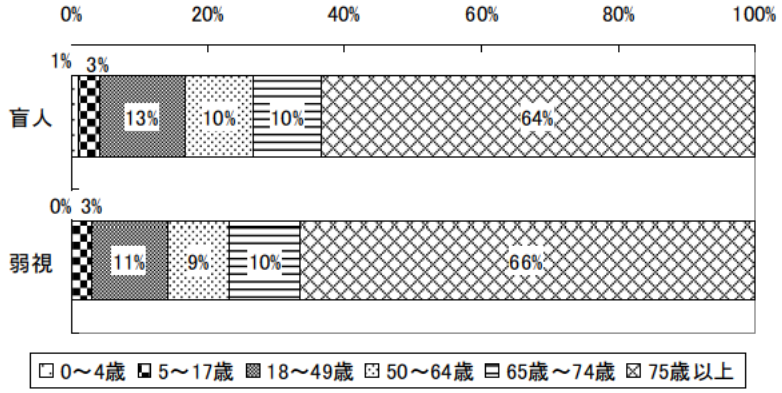

資料：The NHS Information Centre, "Registered Blind and Partially Sighted People Year ending 31 March 2008, in England", 2008.10

2.1.2　放送事業者等の概況

(1) 所管官庁

英国で放送を所管する官庁は、文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport : DCMS）、通信庁（Office of Communications : Ofcom）である。

DCMS が放送政策の策定等の政策形成を行い、政府から独立した規制機関である Ofcom が放送事業者の規制・監督をしている。

(2) 放送事業者

英国のテレビ放送産業の売上高は 2009 年に 111 億ポンドとなっている。

図表Ⅲ-2-6　英国テレビ放送産業の売上高推移

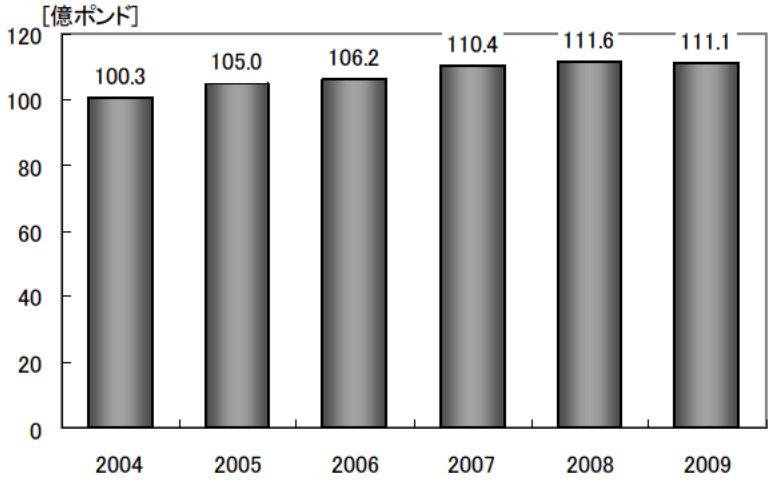

資料：Ofcom, “Communications Market Report 2010”

英国の公共放送には、英国放送協会（BBC）とチャンネル 4、ウェールズ地方の S4C がある。BBC とチャンネル 4 が全国放送を行っている。BBC は受信許可料（TV license fee）を財源とし、非営利法人のチャンネル 4 は広告収入等を財源としている。S4C は広告収入と政府からの補助金を財源としている。その他、商業放送では 15 の地方局と全国ネット 1 局によって構成される ITV（Channel3）と Five がある。英国ではこれらの放送事業者を、公共サービス放送（Public service broadcasting）[42]と呼んでいる。

図表Ⅲ-2-7　Public service broadcasting

	チャンネル名	主たる財源	視聴シェア(2009 年)
公共放送	BBC	受信許可料	28.4% （BBC One 20.9%、BBC Two 7.5%）
	Channel 4	広告収入等	6.8% （Channel4+S4C）
	S4C	広告収入・政府補助金	
商業放送	ITV	広告収入	17.8%
	Five	広告収入	4.9%

資料：視聴シェアはOfcom, “Communications Market Report 2010”による

[42] 英国では受信許可料を財源とする BBC だけではなく、ITV、Channel 4、Five、S4C も公共サービス放送と位置付け、全国どこでも無料で視聴できることが要求されている。

地上波デジタル放送では、無料の多チャンネルサービス Freeview が提供されている。Freeview 対応のセットトップボックス又は Freeview 対応のデジタル録画機、または Freeview 機能搭載のデジタルテレビを利用することで、無料で 50 チャンネル以上のテレビ放送とラジオ放送を視聴できる。Freeview は、BBC、BskyB、Channel 4、ITV、Arqiva の 5 社が出資する DTV Service 社により運営されている。Ofcom からライセンスを受けている地上波デジタルテレビは 100 チャンネルある。

衛星放送では BskyB が多チャンネル放送サービスを提供している。また、Freesat が無料の衛星放送サービスを提供している。ケーブルテレビの代表的な事業者は Virgin Media である。Ofcom からケーブルテレビ及び衛星放送のライセンスを受けているチャンネルは 886 チャンネルある。

2.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度

2.2.1　字幕放送等に関連する法規定

2003 年通信法（Communications Act 2003）[43]では、聴覚障害者、視覚障害者、盲ろう者がテレビ番組を理解し楽しめるようにするために、字幕（subtitling）、音声解説（audio-description）、手話（sign language）の付与に関して、5 年、10 年単位での目標を設定し、その達成を義務づけている。

なお、英国では字幕、音声解説、手話をテレビ・アクセス・サービス（television access services）と総称している。

2003 年通信法では、テレビ・アクセス・サービスに関する具体的な規定の作成と定期的な見直しを Ofcom に義務づけている。これを受けて Ofcom が作成したのが、テレビ・アクセス・サービスに関する規則（Code on Television Access Services : CTAS）である。

BBC に関しては文化・メディア・スポーツ省との間で締結した BBC 協定書（BBC Agreement）において、BBC は Ofcom による CTAS の規定を順守するとし、字幕放送等の提供に関する目標設定を行っている。

CTAS の適用対象は、公共サービスチャンネル[44]（public service channels）、デジタルテレビ番組サービス（digital television programme services）、衛星やケーブルテレビ等で免許を受けて番組配信を行っているテレビコンテンツサービス（television licensable content services[45]）等である。

(1) 対象除外番組

2003 年通信法、CTAS では、以下を字幕放送等の対象除外番組として定めている。

図表Ⅲ 2 8　対象除外番組

・電子番組表（EPG）
・広告により構成されている番組（ショッピングチャンネル等）
・英国以外から許可されているテレビ放送

[43] BBC の事業等は 2003 年通信法ではなく特許状（Royal Charter）及び協定書（Agreement）によって規定されている。

[44] 公共サービス放送事業者のチャンネルである BBS1、BBS2、ITV1、Channel 4、Five。

[45] 衛星や電気通信ネットワークを通じて配信され、公衆によって受信されるテレビ番組等の放送サービス

また、以下の事項を検討した上で、字幕等を付与しなくても良い番組を Ofcom が決定している。

図表Ⅲ 2 9　字幕等の付与の適用対象外となる番組を決定する際の考慮事項

・障害者支援のために字幕等を付与することによる視聴者の便益の度合い
・番組の想定視聴者数[46]
・字幕等の付与により便益を得る者の数及び便益の度合い
・番組の想定視聴者の内、英国以外の居住者の度合い
・字幕等の付与の技術的困難さ[47]
・上記に関連して、字幕等の付与に必要なコスト[48]

①技術的困難さによる対象除外

技術的困難さから字幕等の付与が非現実的であると Ofcom が認めた場合には、字幕放送等を行う義務が課せられない。具体的な例として CTAS には以下が記載されている。

図表Ⅲ 2 10　CTASに示されている技術的困難さから字幕等の付与義務の適用対象外となる例

・音楽やニュース番組に対する音声解説の付与（会話や音楽の合間に音声解説を入れるための余地が少なく、また、ニーズも低い）
・市販のセットトップボックスでサポートされていない言語（中国語やウルドゥ語等）の字幕の付与
・多言語放送への字幕や手話の付与（字幕や手話のために言語を選択することが難しい場合）

②視聴シェアによる対象除外

視聴者の便益の観点から、年間平均の視聴シェアが 0.05%以下のテレビサービスは、字幕放送等を行う義務を課せられない。

視聴シェアが 0.05%から 1%の間の事業者は、午前 7 時から午後 11 時までの間に毎月 30 分の手話番組を放送することによって、手話番組に関する目標を達成したと見なすオプションを選択することが可能である。また、その他 Ofcom の承認を得た代替措置を実施することにより目標達成と見なされることもできる。

---

46 以下の②で詳述
47 以下の①で詳述
48 以下の③で詳述

海外の視聴者向けを主目的としたテレビサービスには、字幕放送等を行う義務はない。

③コストの観点からの目標緩和、対象除外

Ofcom では、各放送事業者に対して英国で得た関連売上（relevant turnover）の1%を字幕等の付与に支出することを求めている。関連売上には、放送免許を保持することにより得られた売上が含まれ、加入費、広告費、スポンサー料等を含んでいる。また、Ofcom では字幕、音声解説、手話を付与するための時間あたりの平均コストを算出している。

Ofcom では、字幕放送等の平均付与コストと関連売上の 1%の支出金額とを使って、個々の事業者が字幕等の付与目標[49]をどの程度満たすことができるかを算定している。算定にあたっては、各放送事業者が毎日何時間放送し、どの程度の番組が字幕や手話、音声解説を付与することから除外されるか、再放送率がどの程度であるか等についても考慮している。これらをもとに、個々の放送事業者に対して求める字幕等の付与目標のレベルとして、以下の 3 段階を設定している。関連売上の 1%を支出しても最小限の目標となるレベル 3 の目標値を達成することも難しい事業者に関しては、コスト面から適用対象外とすることが認められる。

図表Ⅲ 2 11　関連売上の1%の支出金額に伴う目標のレベル設定

レベル１	字幕、手話、音声解説の付与目標の 100%を達成可能
レベル２	字幕の付与目標の 66%、手話、音声解説の付与目標の 100%を達成可能
レベル３	字幕の付与目標の 33%、手話、音声解説の付与目標の 100%を達成可能

④視聴シェア、関連売上の期中検討を通じた義務の付与、解除等

視聴シェア及び関連売上は Ofcom が期中に検討する。期中検討をもとに翌年、放送ライセンスを得ている個々の事業者が、①テレビ・アクセス・サービスを提供する義務を負う、②現在と異なるレベルの義務を負う、③テレビ・アクセス・サービス提供の義務から除外される、の何れに該当するかについて事前に通知している。

期中検討で視聴シェアが 0.05%未満に低下した場合にはテレビ・アクセス・サービスの提供義務が解除されることとなる。ただし、視聴シェアが 0.05%未満 0.04%以上の場合は、すぐには提供義務が解除されず、翌年も同じ水準の目標の達成が義

[49] 付与目標に関しては後述。

務づけられる。この場合でも、その次の年に再び視聴シェアが 0.05%未満になった場合には提供義務が解除される。

テレビ・アクセス・サービスの提供義務を解除された事業者が、視聴シェア、関連売上を回復し、再びテレビ・アクセス・サービスを提供する義務を負うこととなった場合には、当該事業者との協議のもと、Ofcom が適切な目標値を設定する。

万一、テレビ・アクセス・サービスの義務を履行することが、放送サービス事業を継続する上で障害となっている場合には、当該事業者が Ofcom に対して状況を立証することによって、目標値の軽減（reduce）や、義務の一次的中断（suspend）、義務の終了（terminate）を求めることができる。

(2) 字幕放送等の品質

Ofcom では字幕等の品質に関してガイドライン（Guideline on the provision of television access services）を定めて公表している。CTAS の適用対象であるか否かを問わず、放送事業者は当該ガイドラインに留意しなければならない。

また、放送事業者は定期的に放送をモニターし、字幕放送等が決められたスケジュール通りに適切に提供されているか、字幕放送等の品質はどうか確認しなければならない。

①字幕に関する基準

ガイドラインに記載された字幕に関する主な基準は以下のとおりである。

- Tiresias Screenfont[50]を使用するべき
- 標準解像度の地上デジタルテレビ向けの字幕では、大文字の V に対して水平解像度 20 本以上の大きさとすること。衛星放送、ケーブルテレビでも同様とすることを推奨する。
- 字幕の色は高いコントラスを得るために、黒色の背景に、白色、黄色、シアン、グリーンとすることを推奨する。
- 一文は 2 行以下とする。必要な場合には一文を二文以上に分割したり、途中で区切ったりする。区切りを入れる場合には、次に続く部分があることを明示するために、コロンやセミコロン等を入れる。
- 音声と字幕とは可能な限りシンクロさせる。生放送では 3 秒以内に正確な字

[50] 英国のデジタルテレビの字幕向けに開発されたフォント。欧州のデジタルテレビにも活用されている。文字相互が区別しやすくなるよう設計されている。

幕を提示するようにする。

- 字幕の速度は録画番組の場合には 160～180 語/分を超えないようにする。生放送の場合、字幕の上限速度を定めることは現実的ではないが、200 語／分を超える字幕は、ほとんどの視聴者にとって追っていくことが難しくなることに注意する必要がある。

②音声解説に関する基準

ガイドラインに記載された音声解説に関する主な基準は以下のとおりである。

- 音声解説では、ストーリーに関連する範囲で、登場人物、場所、時間、環境、容易に識別できない音、画面上のアクション、画面上の情報を説明すべきである。
- 登場人物の説明は効果的な音声解説に不可欠である。長く混乱を招く説明は避け、視聴者がすぐに識別できるよう人物の主な特徴を説明する必要がある。特に複数の登場人物が会話をしているような場合には、視聴者を混乱させないため、彼や彼女ではなく人物の名前を使用する。
- 可能な限りアクションが発生すると同時に説明する。特に、コミカルなシーンでは、健常者と視覚障害者とが同時に笑えることを可能にするためにも重要となる。
- 音声解説はリアルタイムのコメントとなるため、現在形、現在進行形、現在分詞を使用しなければならない。また、特に動詞のバラエティを重要すべきである。「彼女が部屋に入る」というよりも「彼女は部屋に駆け込む」とした方が、より鮮明なイメージを伝えられる。

③手話に関する基準

ガイドラインに記載された手話に関する主な基準は以下のとおりである。

- 手話は英国手話（British Sign Language：BSL）の使用を基本とする[51]。ただし、放送事業者は障害者団体と協議した上で、他の手話言語を使用することもできる。例えば子供向けの番組に Makaton を使用することや、中途失聴者向けの番組に Sign Supported English を使用すること等があり得る。
- 手話画面をテレビ画面上に重ね合わせる場合には、画面の右側に画面の 1/6

[51] 英国では BSL が最もよく使用される手話であるが、その他にも Sign Supported English、Makaton が手話言語として使用されている。

以上の大きさで表示しなければならない。

(3) 字幕放送等実施に関するモニタリング

Ofcom は、事業者がテレビ・アクセス・サービス提供に関する義務を遵守しているかどうかをモニタリングするため、事業者にテレビ・アクセス・サービスの提供実績の報告を求めている。事業者は 2005 年 1 月 1 日より、Ofcom が指定する四半期ごとの提供実績報告様式を提出しなければならない。

また、事業者は、全ての放送番組を音声と映像とを含んで録音録画し、放送日より 60 日間保存しておかなければならない。また、Ofcom の求めに応じて、そのコピーを提供する義務を負う。

放送事業者の達成状況は、インターネット上で四半期毎に情報公開されている。目標値を達成できなかった事業者に関しては、翌年の目標値に未達分を上乗せするという対応が取られている。さらに、悪質な場合には罰金、許可取消等のペナルティを課す。

2.2.2 普及目標

2003 年通信法第 303 条では、5 年、10 年単位での字幕、音声解説、手話に関する付与率に関する目標を以下のように設定し、達成を義務づけている。途中の目標値等の詳細は CTAS で規定している。

図表Ⅲ 2 12 2003年通信法における字幕放送等の目標値（第303条）

	字幕	音声解説	手話
5 年	60%		
10 年	ITV、Channnel4：90% その他：80%	10%	5%

※適用除外とされなかった番組に対する比率

BBC は文化・メディア・スポーツ省との間で締結した BBC 協定書（BBC Agreement）において Ofcom による CTAS の規定を順守するとしており、字幕放送等の実施目標を以下のように設定している[52]。目標値は、CTAS において対象外とする番組を除いた全番組の放送時間に対する比率として表されている。

[52] BBC ホームページ
http://www.bbc.co.uk/commissioning/tv/how-we-work/statement-of-operations.shtml

図表Ⅲ 2 13 BBC（BBC One、BBC Two）の字幕放送等の目標値

	字幕	手話	音声解説
2005	90%	3%	6%
2006	95%	4%	8%
2007	97%	4%	8%
2008	100%	5%	10%

図表Ⅲ 2 14 BBC（BBC Three、BBC Four、CBBC、CBeebies、News24）

	字幕	手話	音声解説
2005	70%	3%	6%
2006	80%	4%	8%
2007	90%	4%	8%
2008	100%	5%	10%

その他の放送事業者に関する字幕放送等の詳細な目標値は CTAS に定められている[53]。

図表Ⅲ 2 15 ITV1（regional licensees）

	字幕	手話	音声解説
2005	84%	3%	6%
2006	85%	4%	8%
2007	86%	4%	8%
2008	88%	5%	10%
2009	89%	5%	10%
2010	90%	5%	10%

表Ⅲ 2 16 ITV1（national licensee(GMTV)）

	字幕	手話	音声解説
2005	71%	3%	6%
2006	79%	4%	8%
2007	86%	4%	8%
2008	88%	5%	10%
2009	89%	5%	10%
2010	90%	5%	10%

[53] Ofcom, "Code on Television Access Services Statement by Ofcom",2004.7, Ofcom, "Code on Television Access Services",2010.12

図表Ⅲ 2 17 Channel 4

	字幕	手話	音声解説
2005	84%	3%	6%
2006	85%	4%	8%
2007	86%	4%	8%
2008	88%	5%	10%
2009	89%	5%	10%
2010	90%	5%	10%

図表Ⅲ 2 18 Five

	字幕	手話	音声解説
2005	66%	3%	6%
2006	72%	4%	8%
2007	76%	4%	8%
2008	80%	5%	10%

図表Ⅲ 2 19 S4C Digital

	字幕	手話	音声解説
2005	67%	1%	6%
2006	69%	1%	8%
2007	71%	2%	8%
2008	73%	3%	10%
2009	75%	4%	10%
2010	80%	5%	10%

図表Ⅲ 2 20 その他の放送事業者

	字幕	手話	音声解説
2005	10%	1%	2%
2006	10%	1%	4%
2007	35%	2%	6%
2008	35%	2%	8%
2009	60%	3%	10%
2010	60%	3%	10%
2011	70%	4%	10%
2012	70%	4%	10%
2013	70%	4%	10%
2014	80%	5%	10%

2.2.3 助成制度等の振興策

字幕放送等の実施に関する費用は、放送事業者が負担しており、特段の助成制度はない。

Ofcom では、2008 年に音声解説の認知度向上に関するキャンペーンを実施してい

る。2006 年に Ofcom が実施したテレビ・アクセス・サービスのレビューにおいて、音声解説の認知度が低いことがわかった。字幕放送、手話放送の認知度が 90%、86%であるのに対し、音声解説の認知度は、英国の成人で 40%、視覚障害者で 37%と低くなっていた。Ofcom は音声解説の認知度の低さが音声解説の普及を妨げていると考え、2008 年 2 月 1 日から 3 月 14 日にかけて、放送事業者 16 社と視覚障害者団体 RNIB とともに、認知度向上に向けた共同キャンペーンを実施した。各放送事業者は、音声解説がどのようなものなのかを説明するとともに、音声解説に関する詳しい情報を得るための問い合わせ電話番号と web サイトのアドレスを含む独自の広告放送を作成し、キャンペーン期間中に放映した。キャンペーンの結果、2008 年 3 月時点での音声解説の認知度は英国成人で 60%、視覚障害者で 72%に向上している。

2.2.4 関連法令・関連制度の制定・創設に係る経緯等

英国における字幕放送は BBC によって切り開かれた。1979 年にろうあ者の少年のドキュメンタリ（Quietly In Switzerland）に初めて字幕を付与したのを皮切りに、1986 年には初めて子供番組 Blue Peter に生字幕を付与、1990 年には初めてニュース番組に生字幕を付与している。

音声解説の開発は、欧州委員会の援助を受けた AUDETEL（Audio Described TELevison）Consortium を通じて行われた。視覚障害者との協力のもとに、ジャンル毎にふさわしい音声解説のスタイルの開発などが実施された。また、音声解説受信機のプロトタイプを開発し、1994 年には BBC、ITV によってフィールド試験が実施された。2000 年には、デジタル地上波テレビ放送の音声解説をサポートする商用受信機が提供されるようになっている。

字幕放送の提供に関する法規制は 1990 年放送法（Broadcasting Act 1990）によるものが最初である。同法では ITV、Five の免許条件として一定以上の字幕放送の提供を求めている。ITV に対しては 1998 年に週当たり 50%以上の字幕放送の提供を、Five に対してはサービス開始後 5 年時点で週当たり 50%以上の字幕放送の提供を義務づけている。Channel 4 に関しては字幕放送の提供に関する具体的な規定はなされていないが、Channel 4 は、ITV と同様に、1998 年に週当たり 50%以上の字幕放送を提供することに同意している。なお、この法律には音声解説、手話の提供に関する規定はない。

デジタル放送について規定した 1996 年放送法（Broadcasting Act 1996）では、聴

覚障害者、視覚障害者がデジタル放送番組を理解し楽しめるようにするために、字幕、音声解説、手話の提供の義務づけを行った。

さらに、現在の 2003 年通信法によってケーブルテレビや衛星放送チャンネルに対しても、テレビ・アクセス・サービスの提供が義務づけられるようになっている。

2.3　字幕放送等の実施状況

2.3.1　総放送時間に占める割合

2010 年に字幕放送等の実施目標の達成が義務づけられている放送サービスは 72 チャンネルある。その内、52 チャンネルは Level One[54]の目標達成が要求されている。6 チャンネルが Level Two、14 チャンネルが Level Three の目標達成が要求されている。これらのチャンネルにおける字幕、音声解説、手話の付与率の実績は以下のとおりである[55]。

図表Ⅲ 2 21　主要な放送事業者の字幕放送等の放送実績（2010年）

	字幕		音声解説		手話	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
BBC One	100%	99.8%	10%	15.6%	5%	5.6%
BBC Two	100%	100%	10%	13.0%	5%	5.7%
BBC Three	100%	100%	10%	29.6%	5%	5.3%
BBC Four	100%	99.9%	10%	30.5%	5%	5.5%
CBBC	100%	100%	10%	27.3%	5%	5.8%
CBeebies	100%	100%	10%	16.6%	5%	5.6%
BBC News	100%	99.9%	適用除外		5%	5.2%
ITV1(excl.GMTV)	90%	98.3%	10%	21.2%	5%	6.3%
GMTV/ITV Breakfast	90%	96.5%	10%	35.5%	5.1%	5.4%
Channel 4	90%	92.6%	10%	14.5%	5%	5.4%
Five	80%	95.2%	10%	17.0%	5%	7.0%
S4C	80%	85.9%	10%	10.5%	5%	5.1%
Level One						
Sky One	60%	68.7%	10%	28.2%	Alt	
Sky Sports1	60%	63.6%	10%	12.2%	3%	3.5%
Disney Channel	60%	97.1%	10%	11.9%	Alt	
Level Two						
MTV	40%	47.1%	10%	12.3%	Alt	
Discovery Channel	40%	43.0%	10%	13.9%	Alt	
Universal Channel	40%	49.6%	10%	18.6%	Alt	
Level Three						
FX	20%	36.7%	10%	19.8%	Alt	
Comedy Central	20%	33.1%	10%	23.7%	Alt	
Living TV	20%	49.3%	10%	16.6%	Alt	

（注）　Alt:視聴シェアが0.05%～1%の放送チャンネルは、毎月30分の手話番組を放送する、又はOfcomに承認された手話に関連する代替取り決めに従うことで手話放送の目標を達成するオプションがある。オプションの一つとして、英国手話放送トラストへの資金拠出が認められている。

資料：Ofcom, “Television Access Services: Full Year Cumulative Report 2010”

54 Level One、Two、Three については、2.2.1(1)③を参照

55 目標値が達成できなかった時は、目標値と実績値との乖離分が翌年の目標値に上乗せされる。また悪質な場合には罰金等が課されることもある。

2.3.2　放送時間帯・番組ジャンル

CTAS では、それぞれのチャンネルにおける視聴率の高い時間帯（peak viewing time）に、字幕、音声解説放送を放送するべきであるとしている。手話に関しては、現在は視聴率の高い時間帯以外で放送されることについても許容している。

番組に対して字幕、音声解説、手話のどれを付与するかに関しては、放送事業者は障害者団体の助言を得ながら、視聴覚障害者の便益を最大化するための方法を検討すべきであるとしている。

シリーズ番組については、字幕等のテレビ・アクセス・サービスを伴って放送開始した場合には、シリーズ番組の全てに、テレビ・アクセス・サービスを付与するよう努力することが求められている。シリーズ番組で予期せぬトラブルによりテレビ・アクセス・サービスが付与できなかった場合でも、すぐに再放送されるときには、その再放送日時について、字幕を付与してアナウンスをすべきであるとしている。

また、テレビ・アクセス・サービスの提供による便益を損なうことになるため、字幕等を付与した番組を数多く再放送することによって、目標を達成することはしないよう奨励している。

Ofcom が定めるガイドライン（Guidelines on the provision of television access services）では、字幕の付与に関して実施目標が低く設定されている放送事業者は、多くの視聴者の便益向上に繋がるよう、もっとも人気のある番組を中心に字幕を付けるべきであるとしている。また、字幕利用者の多くを占め、テレビを視聴することの多い高齢者が好む番組を意識することが重要であるとの指摘もしている。字幕の付与率が高まるに従い、様々な視聴者に向けて多様な番組、時間帯を選定する必要があるとしている。

主要地上波放送事業者（BBC One、BBC Two、ITV、Channel 4、Five）の 1 週間[56]の字幕放送、音声解説放送、手話放送の実施状況について調べた。

字幕放送については、ほとんどの放送番組に付与されているため、ここでは音声解説放送、手話放送の実施状況についてまとめる。

①音声解説放送

主要地上波放送事業者の音声解説放送の放送時間は、平日と土日で大きな差は無いが、金曜に少なく土曜に多いという傾向が見られた。土曜の放送時間が多くなっ

[56] 2011.7.18～2011.7.24 の 1 週間

ているのは、放送時間の長い映画が多く放送されているためである。

図表Ⅲ 2 22　主要地上波放送事業者の音声解説放送時間の平均（単位：分）
（2011.7.18～2011.7.24）

	月	火	水	木	金	土	日	計
音声解説放送	272	220.4	245	205.4	195.4	269	220	1627.2

放送時間帯では、平日、土日ともに 18 時～24 時の放送が多くなっているが、その他の時間帯の放送も少なくない。

図表Ⅲ 2 23　音声解説放送の放送時間帯（2011.7.18～2011.7.24）

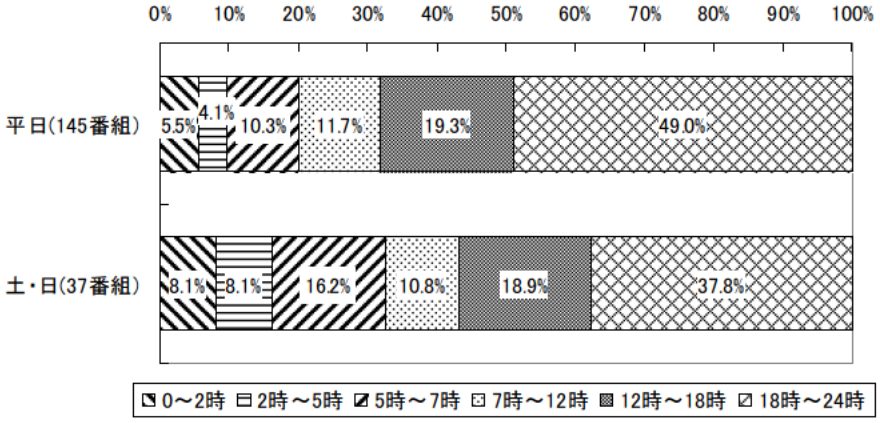

（注）番組数による比率

音声解説放送が提供されている主なジャンルは、ドラマ、映画、ドキュメンタリである。ニュースは全く提供されていない。

図表Ⅲ 2 24　音声解説放送のジャンル別放送時間の平均（2011.7.18～2011.7.24）

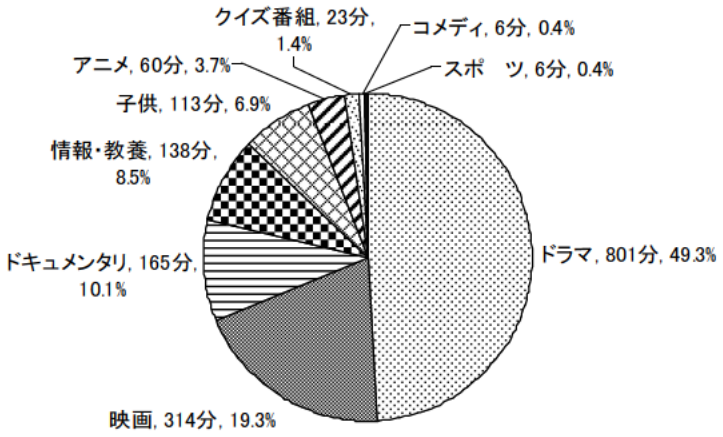

②手話放送

主要地上波放送事業者の手話放送の放送時間も、音声解説放送と同様、平日と土日での違いはあまりないが、月曜、水曜が少なく、木曜が多いという傾向が見られた。

図表Ⅲ 2 25　主要地上波放送事業者の手話放送時間の平均（単位：分）
（2011.7.18～2011.7.24）

	月	火	水	木	金	土	日	計
手話放送	69	81	70	123	82	83	82	590

放送時間帯は、音声解説放送とは異なり、深夜（2時～5時）や早朝（5時～7時）が多く、昼間（12時から18時）、夜（18時～24時）には全く放送されていなかった。

図表Ⅲ 2 26　手話放送の放送時間帯（2011.7.18～2011.7.24）

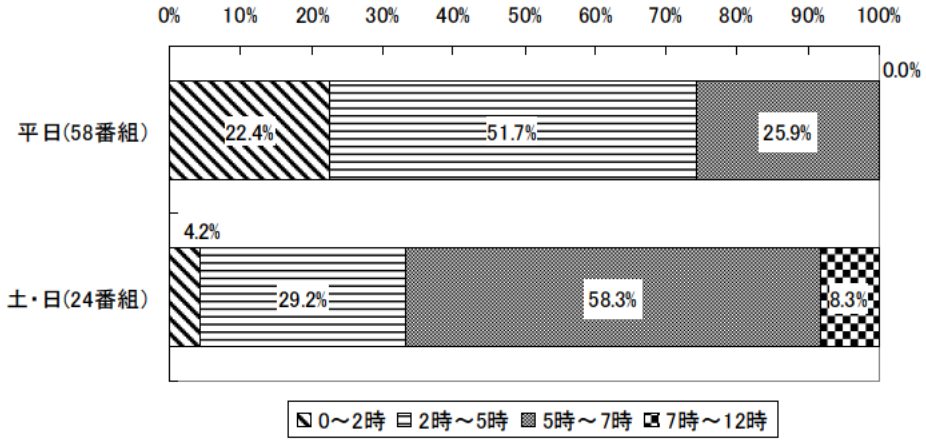

（注）番組数による比率

手話放送が提供されているのは、情報・教養、ドキュメンタリ、ドラマが多くなっている。また、子供番組も多い。

図表Ⅲ 2 27　手話放送のジャンル別放送時間の平均（2011.7.18～2011.7.24）

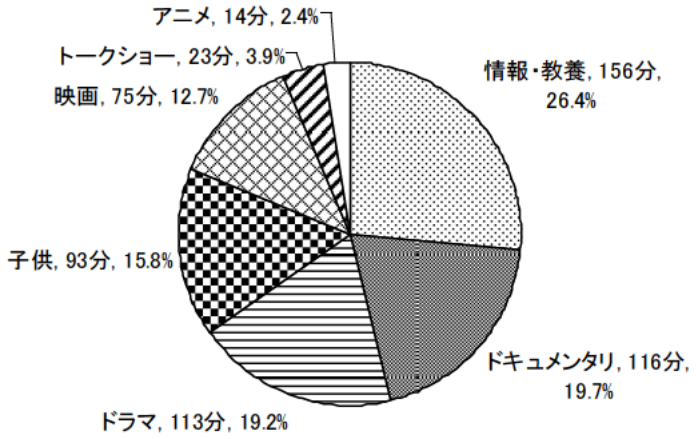

2.3.3　緊急時・災害時における実施状況

ガイドラインでは、字幕放送等の利用者が、国レベル・地方レベルの緊急事態に関する情報を入手し続けられるよう、関連する電話番号を含め放送によって提供される情報を、書きとめられるだけの十分な時間をとりながら、字幕、できればオープンキャプションを使って提示するとともに、音声でも伝えることが重要であるとしている。

BBC では緊急時・災害時にも字幕を付けている。緊急時・災害時の字幕の付与方法は生放送の字幕と同様に行っている。手話、音声解説は付与していない。緊急時・災害時放送が再放送される場合には、手話や音声解説の付与も検討するかもしれないが、緊急時・災害時の放送ではアナウンサーが常にしゃべっており、音声解説を付与する余地はないと考えている。

ITV では報道局が緊急時・災害時の放送を担当しており、字幕を付与している。画面上には、関連する電話番号などをテロップで表示しており、これらの読み上げも行っている。手話や音声解説は付与していない。手話は生放送には付けられず、音声解説はニュースには適していないと考えているためである。ITV では 5:30 から 23:00 の間は、生放送の字幕制作が行える体制になっている。この時間外に災害等が発生した場合には、生放送の字幕制作者を招集して字幕を制作することとなる。字幕制作者がいない場合には字幕無しで放送されるが、字幕制作者が到着しだい、字幕を付け加えることとなる。緊急時・災害時の字幕は、通常の生放送における字幕制作と同様の方法により制作する。ただ通常のニュース番組では、事前にニュースのストーリーが知らされているのに対し、災害時等ではこうした準備が無いため、通常のニュースよりも字幕が表示されるまでにかかる時間が若干長くなる。

2.3.4　字幕番組等の制作状況

(1) 制作方法

①字幕放送

英国の字幕制作を担っている主な事業者には、Red Bee Media[57]、itfc、IMX の 3 社がある。

BBC や Channel 4 の字幕制作を担っている Red Bee Media によると、現在の字幕放送はリスピーク方式で制作するのが主流となっている。リスピーク方式は、リスピーカーが番組音声を聞き取った上で、再度復唱して音声認識ソフトウェアを通じて字幕に変換するものである。ニュース等の早い速度の番組の場合には、内容を圧縮して復唱している。音声認識ソフトウェアが認識しやすいように、明瞭に、また、単語を明確に区切って発音するなど、ある意味不自然なしゃべり方をすることによって、認識率を高める工夫をしている。

リスピーカーは事前に自分の音声を音声認識ソフトウェアに入力し、自身の音声モデルを登録する必要がある。生放送の字幕制作に活用可能な水準まで音声モデルができたところで、番組の字幕制作に携わることになる。リスピーク方式による正確度は 97%となっている。

生放送への字幕付与には、BBC の研究開発部門が開発した K-live というソフトウェアが活用されている。K-live を使用することにより、リスピーカーは、字幕の伝送、画面上の適切な場所への字幕の配置、発話者毎に色分けした字幕の表示、自動修正機能等を活用することができる。また、K-live を使うことにより、リスピーカーは英国内や海外等の、どこに居ても字幕制作が行え、自宅から字幕制作に携わっている人もいる。こうしたリモートでの作業を可能にすることによって、地方局のニュース番組の字幕制作等にも対応することが可能になっている。

生放送の字幕付与は当初、リスピーク方式ではなかった。1980 年代の BBC の字幕番組収録済みのものを対象としており生放送は対象外であった。1990 年代には、ステノグラフを利用して生放送への字幕付与が行われた。ステノグラフは法廷速記者が利用する特殊な機械であり、1 分あたり 250 語の入力が可能である。

聴覚障害者のニーズと、1990 年放送法による字幕付与の義務化などを背景にして、生放送への字幕付与を拡大することへの要望が高まってきた。しかし、ステノグラ

[57] Red Bee Media は BBC の一部門が独立した最大手の企業

フの習得には最低 5 年以上の訓練が必要であることから、十分な人数のステノグラフ速記者を確保することが難しく、また、ステノグラフ速記者の人件費が高く、多くの番組に字幕を付与するには予算的な課題もあった。そこでステノグラフの代替として、リスピーク方式の研究開発が 2001 年 1 月から BBC で始められた。

リスピーク方式による生放送への字幕付与は、2001 年 4 月の世界スヌーカー選手権が最初である。翌年にはウィンブルドンの中継でも活用され、リスピーク方式はまずスポーツ番組で活用された。その後、ニュース等にも活用されるようになっている。2007 年 10 月現在では、BBC 番組の 60%がリスピーク方式で字幕制作されている。

生放送ではない番組の字幕制作にもリスピーク方式が利用されている。音声認識を利用して、事前収録された番組の台本を生成し、この台本をもとにして字幕ファイルが作られ、放送に活用されている。

Red Bee Media 社では、リスピーカーを 2 ヶ月から 3 ヶ月かけて養成している。録画番組と生放送のどちらにも対応できるよう、録画番組と生放送番組の両者に関する訓練を行っている。認識率 97%を達成することを目標に訓練している。

リスピーク方式での課題は外国人の人名等の認識である。ニュースでは例えばスペインの事故に関する報道が行われ、スペイン人の人名が多く取り上げられるが、こうした外国人の人名は正しく音声認識されないことがある。

また、利用者からは生放送の字幕に関して、ミスが多いとの指摘[58]がなされている。

②音声解説

Red Bee Media 社によると、音声解説では長い叙述による説明よりも、短い説明を行った方が効果的であるとのことである。Red Bee Media では、ストーリーや番組の情景を伝えるのに音楽や音を活用することも行っている。

また、同社では、対象となる番組のジャンルにあわせて音声解説のトーンやスタ

[58] 字幕のミスとして Stevie Wonder の代表曲である” Superstition”が、” very super tissues” と字幕表記された例が BBC による字幕制作紹介ビデオに紹介されている。
http://www.youtube.com/watch?v=u2K9-JPIPjg

イルを変えているが、同じジャンルであれば、放送事業者が異なっていても同じトーンやスタイルになるよう工夫している。

(2) 制作コスト

字幕制作コストは、録画されたものか生放送か、あるいは制作量によって異なる。字幕制作コストは事業者間の競争の激化やコスト低減に向けた取り組みの拡大、字幕付与の要求の高まりによる字幕制作の契約規模の拡大等によって、単価が下がっている[59]。2009 年時点における時間あたりの字幕制作コストは生放送で 314 ポンド（40,186 円[60]）、録画された番組では 254 ポンド（32,507 円）となっている。

音声解説の時間当たりの制作コストは、一般的な認識とは異なり、音声解説のコストは字幕と比較して大幅に高いものとはなっていない[61]。2009 年時点における音声解説の時間あたりの平均コストは 443 ポンド（56,695 円）であり、制作単価は今後も低下するものと考えられている[62]。

手話の時間あたりの制作コストは 537 ポンド（68,725 円）であり、2004 年以降低減傾向にある。

図表Ⅲ 2 28　時間当たりの平均制作コスト

	字幕（録画）	字幕（生放送）	音声解説	手話
2004 年	£370	£280	£590	£700
2006 年	£270	£260	£520	£630
2009 年	£254	£314	£443	£537

資料：Ofcom, “2009 Review of Television Access Services”, 2009.9

59 House of Commons Culture, Media and Sport Committee, “Analogue Switch-Off Second Report of 2005-06 Volume II”,2006.3

60 1 ポンド=127.98 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））

61 House of Commons Culture, Media and Sport Committee, “Analogue Switch-Off Second Report of 2005-06 Volume II”,2006.3

62 RNIB, ”Audio Description MP briefing”

2.4　通信における字幕等の付与状況

2.4.1　通信における字幕等付与の状況

BBC が提供するサービスであり、インターネット経由で過去 1 週間に放送されたテレビ番組[63]の視聴を可能にする BBC iPlayer[64]では字幕、音声解説、手話の付いた番組が提供されている。字幕は画面上の S ボタンを押すことで表示・非表示を切り換えることができる。

図表Ⅲ 2 29　iPlayerでの字幕表示ボタン

資料：BBC iPlayerホームページ

iPlayer のホームページには音声解説、手話の付いた番組一覧を表示させ、再生することができる。2011 年 9 月 22 日現在、音声解説が 122 番組、手話が 65 番組、利用できる。

図表Ⅲ 2 30　iPlayerでの手話放送の画面イメ　ジ

63 著作権上の問題等から提供されていない番組もある。放送と同時にインターネット上で提供される番組もあるが、ハイビジョン番組やライブ録画番組等、放送後、数時間後に提供されるものもある。

64 BBC iPlayer には 1 ヶ月に 1 億 3 千万以上の番組へのアクセスが行われている（BBC Executive's review and assessment for 2010/11）。

図表Ⅲ 2 31　iPlayerホ　ムペ　ジ上に表示された音声解説が付与された番組

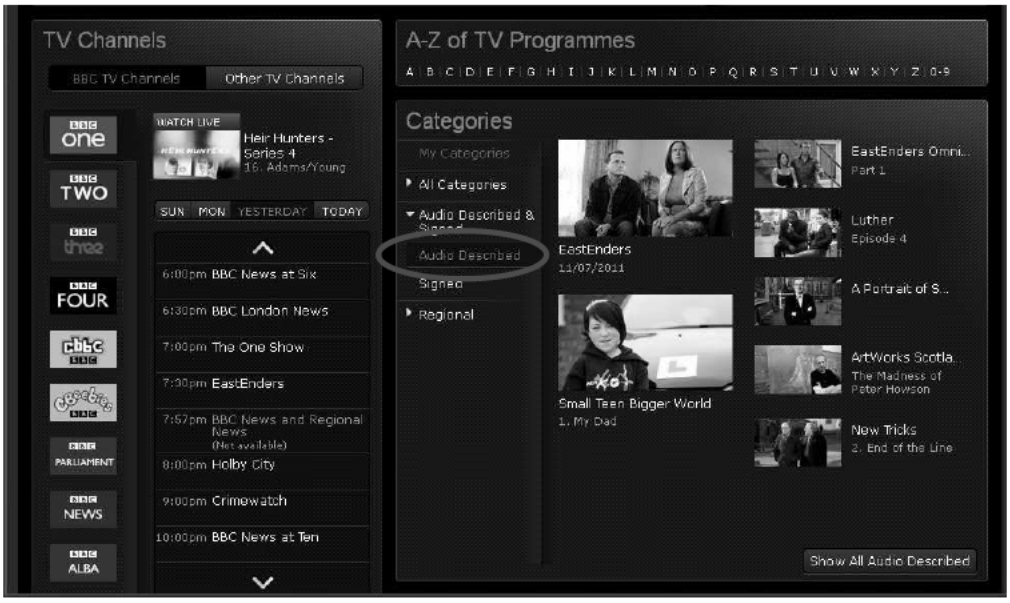

資料：BBC iPlayerホームページ

Channel4 や Five の同様のサービスである 4oD、Demand 5 でも、字幕を表示できる。字幕表示可能な番組では、ビデオプレイヤーに S ボタンが表示される。

2012 年には BBC、ITV、Channel4、Five と、通信事業者の BT 等による IPTV サービス YouView がサービス提供される予定である。利用者は、デジタルテレビにセットトップボックスとブロードバンド回線を接続することで、無料で地上デジタルテレビ番組を視聴できる。さらに見逃しサービスや VOD サービスを利用することも可能である。YouView ではサービス開始時から、テレビ放送番組の字幕と音声解説、VOD や BBC iPlayer 等の見逃し番組サービスにおける字幕と音声解説をサポートする予定である。さらに、セットトップボックスのソフトをアップデートすることによって、アクセスサービス機能を追加することも可能になっている。BBC の iPlayer と同様、字幕は画面上右上にある S ボタンを押すことにより表示・非表示を切り換えることが可能である[65]。

65 字幕表示・非表示の具体的な操作方法はサービスを紹介するプレビュー画面におけるもの。

図表Ⅲ 2 32　YouViewプレビュ　画面における字幕

資料：YouView社HP

2.4.2　通信における字幕等付与の実施に係る関連法令・関連制度

EU の Audiovisual Media Service Directive（視聴覚メディアサービス指令）を受け、英国では 2009 年視聴覚メディアサービス規則（the Audiovisual Media Services Regulations 2009）を制定し、2003 年通信法を改正した。

改正により、新たにテレビ番組のオンデマンドサービスに関する規定が 2003 年通信法に盛り込まれた。オンデマンドサービスに関しては、自主規制と直接規制との中間と言える共同規制（Co-regulation）が採用されている。共同規制は、直接的な法規制ではなく、業界の自主的な取組を尊重しつつ、政府機関も一定の規制権限を維持するスキームであり、Ofcom は適切な機関を共同規制者として指名し、規制の遂行を代行させることができる[66]。Ofcom はオンデマンドサービスに関する共同規制者として、オンデマンドサービス事業者の業界団体 the Authority for Television On Demand（ATVOD）を選定した。ATVOD には、オンデマンドサービスが視覚または聴覚障害者にとってアクセスしやすいものとなるようオンデマンドサービス事業者に奨励(encourage)することを義務づけている（第 368C 条）。

オンデマンドサービスには、放送事業者による見逃し視聴サービス（4oD、Demand5 等）、CATV 事業者／衛星放送事業者がウェブサイトやセットトップボックスを通じて提供する VOD サービスサービス（SkyPlayer 等）、コンテンツプロバイダーが提供する VOD サービス（Discovery Video On-Demand　等）等がある。

66 共同規制者に規制の遂行を代行させても、Ofcom は共同規制者と並行して、あるいは共同規制者に代わって、規制権限を行使することができる（第 368 条 B(3)）。

ATVOD では視覚または聴覚障害者を対象とするアクセスサービスを実現していくための Access Services Plan を策定している。この中で、聴覚障害者に対しては字幕を、視覚障害者に対しては音声解説を提供することに注力して、アクセスサービスの提供を図ることとしている。Access Services Plan では、2011 年 10 月までに実施する具体的な取り組みとして以下を掲げている。

- オンデマンドサービス事業者に対し、オンデマンドサービスにおける、アクセスサービスの実施状況に関する調査の実施[67]
- 必要に応じて、オンデマンドサービスのプラットフォーム事業者や視覚、聴覚の障害者団体等への追加的な協議
- 収集した情報をもとに戦略を策定し、必要に応じてパブリックコンサルテーションを実施
- サービスプロバイダー向けのガイダンスの公表

その他、ATVOD は現在、Ofcom の Guidelines on the provision of television access services を元にした Best Practice Guidelines for Video on Demand Access Services を策定中である。

[67] 調査は 2011 年 10 月末までに実施される予定

３．カナダにおける字幕放送等の実施状況・関連制度等

3.1　基礎情報

3.1.1　視聴覚障害者数

カナダ統計局（Static Canada）の 2006 年調査[68]によると、5 歳以上の聴覚障害者は 1,286,150 人（人口比 5.1%）、視覚障害者は 832,930 人（人口比 3.3%）、言語障害者は 557,970 人（人口比 2.2%）である[69]。

また、同調査ではカナダの将来の年齢別人口構成について推計しており、65 歳以上の高齢者の割合は、2010 年で 14.1%、2021 年 18.3～18.8%、2031 年 22.1～23.5%と増加していく見込みである。高齢者人口の増加に伴い、視聴覚障害者の割合も増加していくと予測される。

図表Ⅲ ３ １　カナダの視聴覚障害者数の年齢構成（2006年）

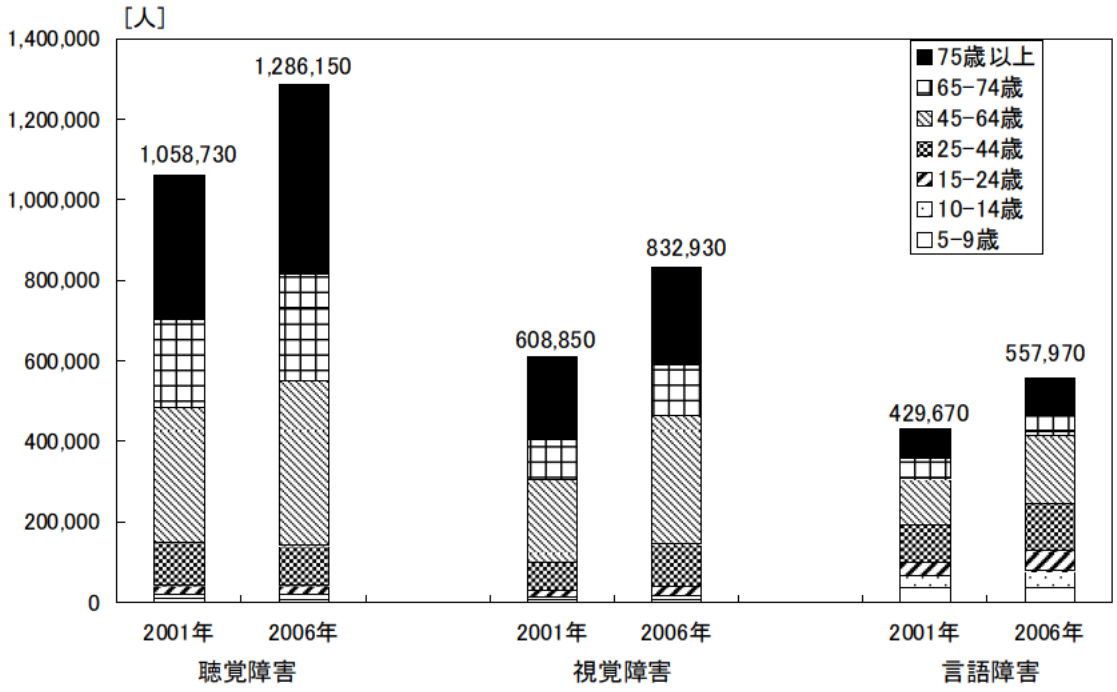

資料：Static Canada「Participation and Activity Limitation Survey 2006：Tables」

[68] Static Canada「PALS：The Participation and Activity Limitation Survey 2006」。
[69] 人口比は PALS 中の 5 歳以上全人口（27,428,090 人）を使用して算出。

3.1.2 放送事業者の概況

カナダでは 1968 年放送法（The Broadcasting Act 1968）に基づき設立された Canadian Radio-television and Telecommunications Commission（CRTC）が、電話・テレビ・ラジオ放送等の管理を行っており、公示による放送規制、放送免許の交付・更新・取消を行っている。

多言語国家であるカナダでは、英語・仏語に加えて、先住民言語や韓国語等の第三ヶ国語での放送も行われている。また、米国製番組が数多く放送されていることも特長であり、CRTC は放送番組の 55～65%をカナダ製番組にすることを義務づけている[70]。

カナダの地上波放送は、2011 年 8 月に一部地域を除いてデジタル放送へ移行した。番組の配信方法は 4 種類であり、それぞれの事業者数は、地上波放送 19、衛星放送（DTH：Direct-to-Home）2、ケーブル放送 216、インターネット配信（IPTV）19 である[71]。

地上波全国公共放送は Canadian Broadcasting Corporation（CBC）が英語放送を、la Societe Radio-Canada（SRC）が仏語放送を行っている。また、全国地上波放送を行う民間事業者は、英語では CTV、Global TV、仏語では TVA、多言語放送では APTN がある[72]。CRTC の承認を受けて配信されているテレビチャネル数は、英語 469、仏語 116、第三ヶ国語 131 ある。

---

70 CRTC ”Broadcasting Regulatory Policy CRTC 2011-288”
71 CRTC “Communications Monitoring Report 2011”
72 民間放送事業者を管理する NGO の The Canadian Broadcast Standards Council（CBSC）より。

3.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度

3.2.1　字幕放送等に関連する法規定

1991 年放送法 （Broadcasting Act 1991）[73]Section 3（1）（p）では、テレビ放送事業者は障害者がアクセス可能な形式で、番組を提供しなければならないとしている。

具体的な付与率や適用範囲といった内容は CRTC の公示（Public Notice）により規定され、放送免許の要件に課される[74]。

なお、免許要綱に違反した際は、1991 年放送法の Section 32～34 の規定に従い、以下のような罰則や罰金が課される。

図表Ⅲ 3 2　1991年通信法における放送事業者の罰則

Section32（1）：放送免許なしに放送を行った者は即決判決を科され、以下の責任を負う。 (a)個人の場合には、$20,000/日以下の罰金を違反日数分 (b)企業の場合には、$200,000/日以下の罰金を違反日数分 Section32（2）：放送法で定める規則に違反した者は即決判決を科され、以下の責任を負う。 (a)個人の場合、初犯であれば$25,000 以下、それ以降は$50,000 以下の罰金 (b)企業の場合、初犯であれば$250,000 以下、それ以降は$500,000 以下の罰金 Section33：放送免許を有する者は、放送免許で定める規則に違反した場合、即決判決を受ける。 Section34：Section32（2）と 33 における違反が認められる期間は、違反時より 2 年間とする。

(1) 字幕放送等の提供に係る規定

①字幕放送

カナダ放送番組における字幕（Closed Captioning）付与は、Public Notice CRTC1995-48 により、1995 年に初めて義務づけられた。英語全国地上波放送事業者を対象、免許期間内に日中時間帯に放送される番組[75]の最低 90%[76]、1998 年 9 月までに地域ニュース番組の 100%に字幕を付与することを義務づけた。ただし、放

[73] 1968 年放送法（The Broadcasting Act 1968）の改訂版。
[74] 放送免許の内容は、放送事業者の経済・技術状況に関するヒアリングをもとに決める。
[75] 日中時間帯に放送される番組とは、6:00 以降に放送を開始し 25:00 前に放送を終了する番組を指す。
[76] 字幕付与困難な状況（技術、番組内容等）のために、10%の余地が残された。

送事業者の経済的負担や技術的課題が考慮され、強制力の強さは義務（Require）、要求（Expect）、奨励（Encourage）に区別された。

その後、字幕制作に係る経済的負担や技術課題の変化を考慮しながら、字幕付与を義務づける対象は、1999 年に仏語全国地上波放送事業者[77]、2000 年に有料チャネル[78]へと広げてきた。

2007 年、Public Notice CRTC2007-54 により、2007 年以降に放送免許を交付・更新された英仏語放送事業者は、日中時間帯の放送番組に 100%字幕を付与することが義務付けられた[79]。また、第三ヶ国語番組に対しては、字幕の付与が義務ではないが奨励されている。ただし、多言語放送を行う全国地上波放送事業者 APTN は、全ての英語番組と 25%の仏語番組に字幕を付与することが義務づけられており、強制力の強さは放送事業者の経済・技術状況を基に決定される[80]。

ただし、以下は適用除外とされている。

図表Ⅲ 3 3　字幕付与の適用除外

①広告及び販促番組。 ②経済的困難を CRTC に証明できる場合。 ③字幕が表示されない原因が、機器やヒューマンエラー等、放送事業者の範疇外。

資料：Public Notice CRTC2007-54

Public Notice CRTC2009-430 では、ライセンス更新時の放送事業者へのヒアリングを反映し、次期免許期限までに上記適用除外①の広告・販促番組にも、広告主と協力して字幕を付与することを要求している。さらに夜間時間帯に放送される全ての番組にも、字幕付与を要求している。また、仏語放送番組において広く使用されるようになった音声認識等の技術発展を考慮し、技術的理由を適用除外の対象としないこととした。

②解説放送

カナダにおける解説放送は、画面背景や人物の衣装・動作等、主要な画面情報を言語化する画面解説「Described Video（DV）」と、ボイスオーバーや画面に表示

[77] Public Notice CRTC1999-97
[78] Public Notice CRTC2000-22
[79] 100%の番組に字幕を付与することが義務づけられていない放送事業者には、90%の義務づけが係っている。
[80] APTN H.P.（http://www.aptn.ca/corporate/producers/faq.php）参照。

されているテキスト・グラフを読み上げる音声解説「Audio Description（AD）」がある。前者は主に事前収録のドラマやドキュメント、後者はニュースや天気、スポーツスコアや投資情報に使用されることが多い。画面解説は Secondary Audio Program（SAP）・Multichannel Television Sound(MTS)[81]と呼ばれる副・多重音声放送により提供され、受信者は「SAP」又は「MTS」のメニューを選択することで画面解説を使用できる。

Public Notice CRTC1999-97 では、音声解説を付与することを強く奨励している。また、Public Notice CRTC2001-2 では画面解説を付与する最低基準を設けることを決定した。

Public Notice CRTC2004-2 は全国地上波英語放送事業者に、プライムタイム[82]放送の番組に週 2 時間画面解説を付与することから始め、5 年以内に週 4 時間に増やすことを義務付けた。さらに画面解説を付与する番組の半分を、自社作成番組にすることとした。放送免許を有する英語有料ニュースチャネルについても、最低月 1 時間の画面解説付与から始め、免許期間中に毎年月 1 時間ずつ増加させていくことを奨励した。

Public Notice CRTC2009-430 では、週 4 時間の画面解説付与が義務づけられる対象に、仏語地上波放送事業者と有料チャネルを加え、制定時点で少なくとも 15 の英語放送事業者と 5 の仏語放送事業者が対象となった。また、画面解説を付与することが義務づけられる放送事業者は、インターネットで番組配信する際にも画面解説を付与することが奨励された[83]。

③手話放送

カナダにおける手話は、英語では American Sign Language(ASL）、仏語では Langue des signes québécoise(LSQ）が使用されている。

CRTC は、手話放送に関して規定を定めていない。

---

81 SAP は日本ではアナログ放送の副音声に相当し、MTS はデジタル放送の多重音声に相当する。
82 20：00～23：00 の放送時間(東海岸)。
83 現在画面解説付与が義務化されている地上波放送事業者・有料チャネル
http://www.crtc.gc.ca/eng/info_sht/b323.htm
今後画面解説付与が義務化される地上波放送事業者・有料チャネル
http://www.crtc.gc.ca/eng/info_sht/b324.htm

(2) 字幕等の質に関する規定

近年、字幕の質を向上させることが重要視されるようになってきた。CRTC は Public Notice CRTC2007-54 で、CAB[84]にワーキンググループを設立することを義務づけており、Public Notice CRTC2009-430 により以下の点を継続的に検討することが義務づけられている。

図表Ⅲ ３４　字幕の質に関する評価項目

①表示形式：番組内容に応じた、適切な字幕表示速度・形式。
②表示速度：字幕の表示形式に合った、適切な字幕表示速度・形式。
③子供向け番組：子供向け番組での、適切な字幕表示速度。
④重複：字幕とテレビ画面情報の重なりを避けるための基準。
⑤緊急時の情報提供：緊急時の番組において、手話を含む適切な情報提供基準。
⑥表示エラー：許容可能な字幕エラー率と、再放送前に字幕エラーの修正が義務づけられる基準。

また、仏語についても、Public Notice CRTC2009-430 によりワーキンググループが設立され、上記を検討することが義務づけられ、2011 年 3 月に報告書を提出している。以下に字幕表示に関するガイドラインの一例を示す。

図表Ⅲ ３５　字幕の表示形式に関するガイドラインの一例

「Pop-on captions」
・フレーズや文単位でまとめて表示される。
・事前収録番組向けに使用され、特にフィクションや音楽番組に適する。
・字幕は 2 本以下のライン上に表示され、位置は発言者から近い位置に映像情報と重複しないよう、タイミングを発言に合わせて表示する。

「Roll-up captions」
・単語ごとに表示される。
・一般にスポーツやニュース等の生放送番組向けだが、事前収録番組に用いられることもある。
・ほとんどの番組では 3 本のラインを画面下部に表示するが、画面下部に映像情報があるときのみ 2 本のラインを画面上部に表示してよい。
・発言者が分かりにくい場合には、名前で表示する。

[84] Canadian Association of Broadcasters は、カナダ民間放送連盟。

3.2.2　助成制度等の振興策

字幕放送等の実施に関する費用は放送事業者が負担しており、政府による助成制度はない。

カナダでは米国と同様に、1992 年より放送事業者が番組の字幕制作コストを負担するスポンサー企業を募集している。字幕制作のスポンサー企業には、番組の最後に画面全体を使用して企業広告・商品宣伝を行う時間が約 10 秒程度設けられ、「本番組の字幕は～から一部資金提供を受けた」という音声とともに企業名・ロゴが表示される[85]。

3.2.3　関連法令・関連制度の制定・創設に係る経緯等

1995 年に CRTC により字幕付与が義務づけられるまでは、CAD[86]を中心に字幕放送の普及活動が行われていた。CAD による普及活動は 1970 年初頭「the Captioned Films and Telecommunications Program」の設立に始まり、字幕に関する会議を開催し、1978 年に CBC に字幕付与を開始させるように CRTC へ申し立てを行っている。また、1981 年にはカナダ初の字幕制作団体 Canadian Captioning Development Agency(CCDA）が設立され、翌年 CBC のテレビ番組「Clown White」に字幕制作を行った。1992 年になると、放送事業者同士で字幕制作のための連携や助成を行う動きが始まった[87]。

CRTC が字幕を義務化するきっかけとなったのは、1994 年に障害者団体[88]の代表として BCPIAC[89]が CRTC に対して、聴覚障害者がテレビ番組にアクセス可能でないことを差別であるとして非難し[90]、字幕付与を放送免許に義務づけるよう主張したことである。これを受けて CRTC は、Public Notice CRTC1995-48 で民間英語放送事業者に字幕を付与することを義務づけた[91]。

---

85 CTV ”Advertising with CTV Northern Ontario”
86 Canadian Association of the Deaf は 1940 年設立の聴覚障害者団体。
87 CAB”Closed Captioning Standards and Protocol for Canadian English Language Broadcasters”より。
88 the Canadian Disability Rights Council、the Greater Vancouver Association of the Deaf、the British Columbia Chapter of the Canadian Hard of Hearing Association
89 British Columbia Public Interest Advocacy Centre は、NPO 公益法律事務所。
90 主張内容は「テレビは今や安定的なデータベースや民主社会の意見交換ツールとして必要不可欠な技術である。ラジオ放送を聞く事のできない聾唖・難聴者は、テレビ放送をも分かりやすく受信することができず、市民権を大いに切り捨てられている」というものであった。
91 Canadian Association of Broadcasters “Closed Captioning Standards and Protocol for Canadian English Language Broadcasters”より。

3.3　字幕放送等の実施状況

3.3.1　総放送時間に占める割合

実施状況を調査したところ、主要な全国地上波放送事業者（CBC、CTV、Global TV、TVA）は、ほぼ全ての番組に字幕を付与しており、画面解説も義務づけ（週 4 時間）以上に付与している[92]。

なお、手話放送は実施されていない[93]。

3.3.2　放送時間帯・番組ジャンル

カナダでは、字幕・画面解説・手話のうち、CRTC により付与が義務づけられているのは字幕・画面解説である。

主要な全国地上波放送事業者（CBC、CTV、Global TV、TVA）について、1 週間[94]字幕・画面解説放送の実施状況を調べた。

字幕はほとんどの番組に付与されていたため、ここでは画面解説放送の実施状況についてまとめる。

①英語画面解説放送

公共放送 CBC は、週 40.75 時間（総放送時間の約 24%）の画面解説の付与を行っていた。画面解説放送の時間帯は午前中に集中しており、番組内容は全て未就学児向け番組であった。

民間放送事業者 CTV では、週 21.5 時間の画面解説の付与を行っていた。放送時間帯はプライムタイムに集中しており、ジャンルはドラマやコメディであった。

Global TV は、週 5.5 時間の画面解説の付与を行っており、ほとんどがプライムタイムのドラマであった。

②仏語画面解説放送

民間放送事業者 TVA は、週 7.9 時間の画面解説付与を行っており、全てがプライムタイムの映画で、土・日曜日を中心に放送されていた。

---

92 カナダには字幕放送等の付与率に関する統計情報はない。

93 CRTC に実施状況を確認したところ、手話放送の実施状況は把握していないとのことであった。

94 2011 年 7 月 11 日～7 月 17 日。

3.3.3 緊急時・災害時における実施状況

CRTC は、Broadcasting Order CRTC 2009-340 で、放送事業者が提供する緊急情報の提供システムに Pelmorex 社の National Alert Aggregation & Dissemination (NAAD）[95]を採用することを決めた。

また、民間放送連盟のワーキンググループは、緊急時における放送基準を定めている。基準によると、英仏語放送事業者は緊急時に即座にステノグラファーと連絡を取り、全ての情報を文字（字幕）・音声の両方で提供しなければならない。また、万が一（オープン形式の）字幕が即座に表示できない場合でも、避難手順等の情報はテキスト・グラフ等の視覚情報で表示すべきであるとしている[96]。さらに民間仏語放送ワーキンググループでは、仏語放送事業者に対し、テキスト情報を理解することが困難な聴覚障害者に手話翻訳を行わなければならないとしており[97]、CRTC は民間英語放送ワーキンググループにも緊急放送の手話翻訳について検討することを義務づけている[98]。

3.3.4 字幕番組等の制作状況

(1) 制作方法

①字幕放送

生放送番組に付与する字幕は、主にステノグラファー[99]によるタイプにより制作される。打ち込まれた文字列は、コンピュータに事前収録した辞書により通常の単語に変換され、字幕として表示される。

事前収録番組への字幕付与は、正確性に十分注意し、全ての固有名詞について誤りがないか時間をかけて入念に調べる必要がある。また、字幕を番組プログラムに載せる前にエラーがないかを 2 人で確認することも必要であるため、1 時間番組に対して 18 時間以上を要し、コストも割高となる[100]。

---

95 緊急情報を衛星・インターネットを通じてテレビ局に配信するシステム。
96 民間英語放送ワーキンググループ（English-language Working Group on Closed Captioning Standards）2008 年報告書「Closed Captioning Standards and Protocol for Canadian English Language Television Programming Services」より。
97 民間仏語放送ワーキンググループ 2011 年報告書"Universal Closed Caption Standards for French-language Canadian Broadcasters"より。
98 Broadcasting Notice of Consultation CRTC 2011-488
99 ステノグラファーとは、ステノタイプという 24 のキーから構成されるキーボードでステノコードという特殊な文字列を打ち込む速記者。
100 カナダ民間放送連盟 CAB 資料より。

カナダでは、仏語に対応できるステノグラファーが不足している課題があり、CRIM[101]では、2002 年よりリスピーク方式（音声認識）による字幕制作システムの開発を行っており、これまで 2004 年より TVA、スポーツ有料仏語チャネルの Réseau des Sports（RDS）、政治有料チャネルの Cable Public Affairs Channel（CPAC）等に当システムを導入している。

また、CRIM 自身でも 2006 年より仏語字幕を付与するサービスを開始している。当システムによる字幕制作は、放送事業者と電話回線により接続されたオフィスで、リスピーカー2 人が 20 分交代で行っている。字幕入力の速さは 1 分間 250 単語で、正確性は約 92%であり、リスピーカーの養成には 3 時間程度を必要とする。

なお、実際に放送されている生放送番組における字幕の正確性は 85%と報告されている[102]。

図表Ⅲ 3 6　リスピ　ク字幕制作システムの概略図

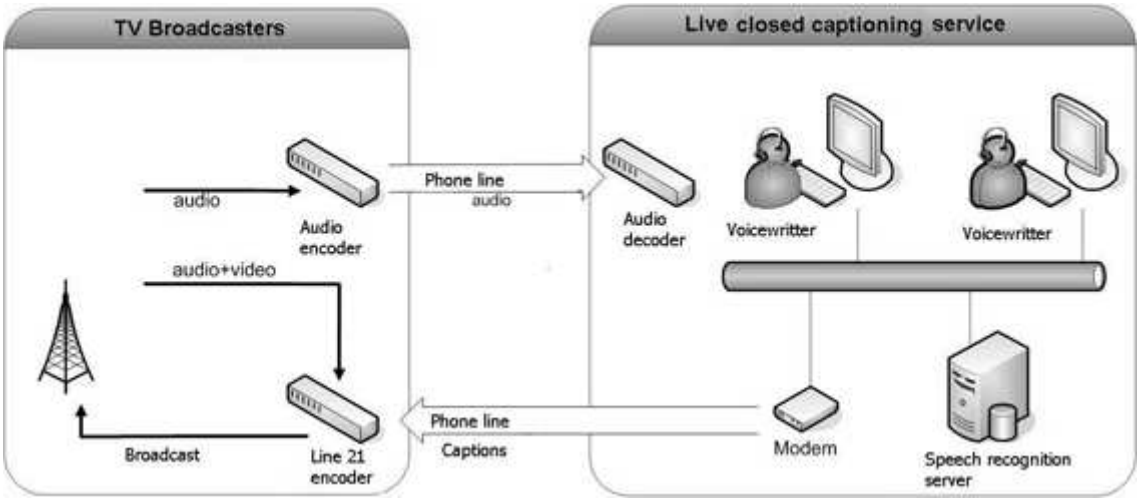

資料：CRIM HP

②画面解説放送

画面解説は事前収録された番組に対し、最低 2 ヶ月以上の訓練されたライターが、時間に合わせて適切な表現の画面解説放送の原稿を作成する。原稿制作に要する時間は、1 時間番組に対し 8～10 時間程度である。原稿制作後、番組内容に適合するナレーターを選択し、画面解説の収録を行う。画面解説付与にかかる期間は、番組の長さや顧客の番組制作スケジュールによるが、一般的には合計 3～7 日程度であ

101 Centre de Recherche Informatique de Montréal は、音声認識ソフト開発の大手。
102 民間仏語放送ワーキンググループ"Universal Closed Caption Standards for French-language Canadian Broadcasters"

る。

また、2010 年に生放送番組向けの音声解説（Live Audio Description）が、DVWorks[103]により音楽番組「The Junos 2010」に付与された。Live Audio Description は、テレビ局の音声収録スタジオで、ナレーターが生放送番組を見ながら重要な視覚情報を音声化していく。

図表Ⅲ 3 7 Live Television Audio Description 収録の様子

資料：DVWorks HP

(2) 制作コスト

1990 年の字幕放送開始当初は、1 時間あたりの字幕制作にかかるコストは、およそ 165,900 円[104]/時間と非常に大きな負担であったが、字幕制作事業者が増加し、最近では 9,954～16,590 円/時間が字幕制作の平均的なコストとなっている。

画面解説を付与するのに係るコストは、82,950～165,900 円/時間である[105]。

また、民間の地上波放送事業者における字幕制作への支出構成は下表のようになっており、ニュースがその割合の多くを占めている。近年は、字幕付与が一般化することで字幕制作にかかる支出額は、2009 年では 3.4 億円程度まで低下してきている。

---

[103] Descriptive Video Works は、2003 年設立で、カナダ・米国テレビ番組に解説を付与している。

[104] 1 カナダドル=82.95 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））

[105] 障害者連盟 Access 2020 Coalition のレポート"A bridge to the future"より。

図表Ⅲ ３８　民間地上波放送事業者の字幕制作に係る支出構成推移

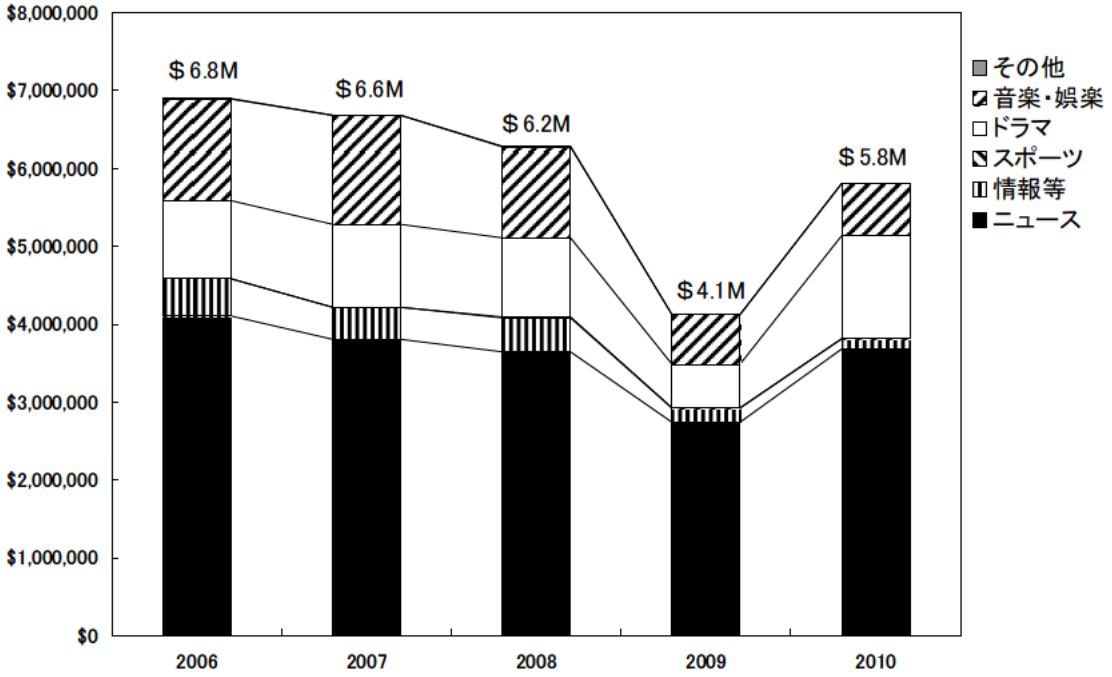

資料：CRTC HPより

3.4　通信における字幕等の付与状況

3.4.1　通信における字幕等付与の状況

カナダの全国地上波放送事業者の大手であるCBC、CTVやGlobal TVは、インターネットによる番組配信を実施しているが、それらの動画に字幕は付与していない。

3.4.2　通信における字幕等付与の実施に係る関連法令・関連制度

CRTCはPublic Notice CRTC 2009-430にて、放送事業者に可能な限りオンライン上で配信する番組にも、字幕・解説を付与することを奨励している。

3.5　その他

2010年に16の障害者団体の連合「the Access 2020 Coalition」が設立され、2020年までに日中放送時間の全ての番組情報が100%入手可能な状態を目標に、品質の高い字幕付与と解説付与によりその実現を目指している。具体的には、以下のような活動を行っていくこととしている。

図表Ⅲ 3 9 「the Access 2020 Coalition」具体策

①視聴覚障害者が番組内容を入手可能にするためのコストを削減する技術研究の財政的支援
②番組内容を入手可能にするためにかかるコストを吸収できるビジネスモデル
③インターネット配信において入手可能なコンテンツの統一基準の選定
④字幕の質と量を監視するシステムの開発

4．韓国における字幕放送等の実施状況・関連制度等

4.1　基礎情報

4.1.1　視聴覚障害者数

2010 年 12 月時点における韓国の視聴覚障害者数は、視覚障害者 249,259 人（人口比 0.5%）、聴覚障害者 260,403 人（人口比 0.5%）、言語障害者 17,207 人（人口比 0.04%）である[106]。視覚障害者、聴覚障害者ともに、近年増加傾向にある。

年代別には、高齢層が占める比率が高い。50 歳以上が占める比率は、視覚障害者が 71.6%、聴覚障害者が 83.1%となっている。

図表Ⅲ 4 1　視聴覚障害者数の推移

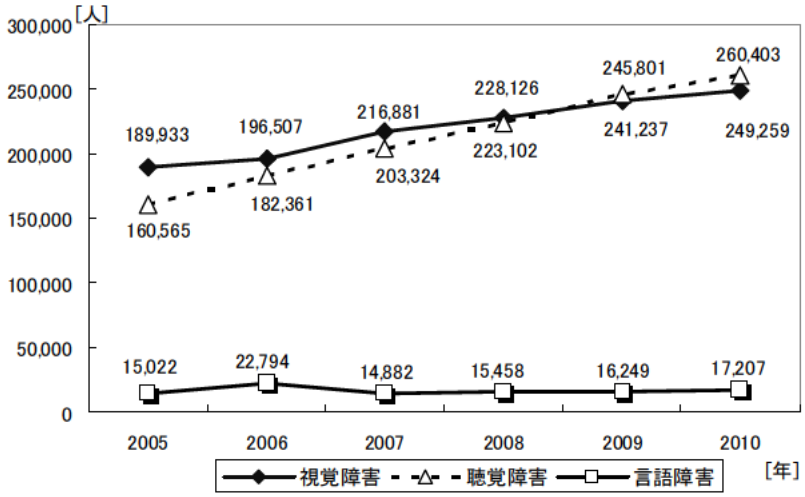

資料：韓国保健福祉健康部「障害者登録現況」より作成

図表Ⅲ 4 2　視聴覚障害者の年代別構成

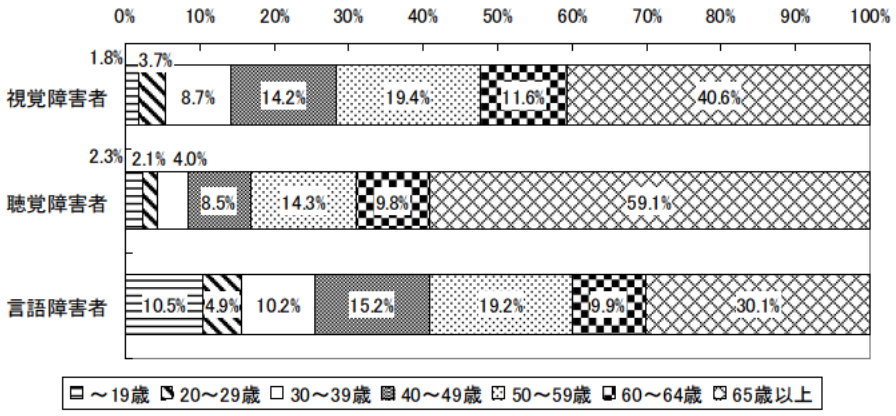

資料：韓国保健福祉健康部「障害者登録現況(2010年12月基準)」(2011.2)より作成

106 韓国保健福祉健康部「障害者登録現況（2010 年 12 月基準）」（2011.2）。人口比は統計庁調査管理局「人口住宅総調査（2010 年）」より算出。

4.1.2 放送事業者等の概況

(1) 所管官庁

韓国で放送を所管するのは放送通信委員会（Korea Communications Commission：KCC）である。放送通信委員会は、放送通信委員会の設置及び運営に関する法律に基づき、2008 年 2 月に設立された大統領直属の機関である。従来、放送関連を放送委員会、通信関連を情報通信部が管轄していたが、放送と通信の融合が進展する中で、放送と通信の双方を放送通信委員会に一元化することとなった。

放送通信委員会の所管事務は、「放送に関する事項」「通信に関する事項」「電波研究及び管理に関する事項」「その他法に定めた事項」と放送通信委員会の設置及び運営に関する法律第 11 条第 1 項に定められている。

(2) 放送事業者

韓国の放送事業者には地上波放送事業者、ケーブルテレビ事業者に相当する総合有線放送事業者（多チャンネル放送を行うための有線放送設備を管理・運営し放送を行う事業者）、衛星放送事業者、移動マルチメディア事業者（DMB[107]事業者）、IPTV 事業者に相当するインターネットマルチメディア放送事業者（以下、IPTV 事業者とする）がある。

地上波テレビ放送事業者は韓国放送公社（KBS）、韓国教育放送公社（EBS）、文化放送（MBC）と 19 社の地域 MBC、ソウル放送（SBS）を含む 11 社の地域民放事業者の 33 社である。KBS、EBS は公共放送であり、MBC と 19 社の地域 MBC は公営テレビ局である。その他の SBS を含む地域民放事業者が民営テレビ局となる。KBS（2 チャンネル）、EBS、MBC が全国放送を行っている。また、地域民放事業者の SBS が他の地域民放とのネットワークにより全国放送をしている。

地上波移動マルチメディア事業者は、地上テレビ放送事業者である KBS、MBC、SBS 以外に YTN DMB、韓国 DMB、U1 メディアの 3 社を加えた 6 社がある。地上波 DMB は、地上デジタル放送を携帯電話等の移動体端末で受信する放送であり、地上放送の再送信や独自コンテンツの提供が行われている。

ケーブルテレビの総合有線放送事業者は合併により事業者数が減少しており 2009 年には 100 社となっている。地上波放送、衛星放送を中継送信する中継有線

[107] Digital Multimedia Broadcasting

放送事業者の数も減少しており、2009 年には 99 社となっている。

一般衛星放送事業者は 2002 年 3 月に開局した韓国デジタル衛星放送の 1 社である。

衛星移動マルチメディア放送事業者は 2005 年 5 月に開局した TU メディア 1 社である。

地上波放送事業者や総合有線放送事業者、衛星放送事業者とチャンネルの使用契約を締結し、チャンネルを使う放送チャンネル使用事業者が 184 社ある（2009 年時点）。

IPTV 事業者には、KT（QOOK TV）、SK ブロードバンド（B TV）、LG U+（myLGtv）の 3 社がある。

図表Ⅲ 4 3　韓国の放送事業者概観(2009年度)

区分	事業者数	有料加入者数	売上高*1	放送事業収益*2
地上波放送事業者	33		3 兆 1,585 億ウォン	2 兆 9,596 億ウォン
地上波移動マルチメディア放送事業者	6		208 億ウォン	187 億ウォン
総合有線放送事業者	100	15,053,855	2 兆 5,252 億ウォン	1 兆 8,047 億ウォン
中継有線放送事業者	99	176,106	157 億ウォン	121 億ウォン
一般衛星放送事業者	1	2,457,408	3,975 億ウォン	3,503 億ウォン
衛星移動マルチメディア放送事業者	1	2,001,460	1,334 億ウォン	1,334 億ウォン
放送チャンネル使用事業者	184		10 兆 7,025 億ウォン	3 兆 3,004 億ウォン
ホームショッピング	5		2 兆 5,622 億ウォン	1 兆 9140 億ウォン
一般(TV／ラジオ)	150		2 兆 6,981 億ウォン	1 兆 3,215 億ウォン
データ*3	29		5 兆 4,422 億ウォン	649 億ウォン
IPTV 事業者	3	2,373,911	790 億ウォン	790 億ウォン

*1：売上高には受信料、広告、その他放送収益、放送以外のその他事業収益を含む

*2：放送事業収益には、売上高から放送以外のその他事業収益を除いた受信料収益、広告収益、協賛収益、番組販売収益、ホームショッピング放送売上収益等を含む

*3：放送チャンネル使用事業者（データ）の売上額5兆4,422億ウォンには大手通信社(LGテレコム、SKブロードバンド)の売上高3兆7642億ウォン(放送事業収益0.4億)が含まれる。

資料：放送通信委員会「2010年放送産業実態調査報告書」（2010.11）

4.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度

4.2.1　字幕放送等に関連する法規定

放送法と、障害者差別禁止及び権利救済などに関する法律(以下、障害者差別禁止法とする)に字幕放送等の関連規定がある。

放送法では、放送事業者に対し、字幕放送、手話放送、画面解説放送[108]を提供することについて努力義務を課している。

障害者差別禁止法では、字幕放送、手話放送、画面解説放送の提供について義務づけているが、履行方法等を定める詳細規定がまだ制定されていない。

法律レベルでは、放送法における任意規定と障害者差別禁止法における強行規定とが併存している状況にあるが、放送事業者に対し字幕放送、手話放送、画面解説放送の提供を義務づける放送法の改正が 2011 年 7 月 14 日に行われ、2011 年 10 月 15 日より施行される。

また、2011 年 5 月 19 日に障害者差別禁止法施行令が改正・施行され、字幕放送、手話放送、画面解説放送のサービス提供義務の履行に必要な基準、方法等については、放送通信委員会の告示によって定めることとされた。

これらの改正により、字幕放送等の提供が義務化で統一され、義務対象となる放送事業者や段階的な目標等の詳細については、放送通信委員会の障害者放送に関する告示で定められることとなった。

放送通信委員会では、字幕放送等の提供が義務化されることを受け、段階的な編成目標等を規定する障害者放送ガイドラインを 2011 年 6 月 29 日に公表をしている。このガイドラインをベースとして、放送通信委員会では、障害者放送に関する告示の制定に向けた検討を進めている。

図表Ⅲ 4 4　障害者放送に関する改正前、改正後制の制度概要

	改正前制度	改正後制度
強制の有無	任意規定	強行規定
対象範囲	災害・報道・選挙・祝日・記念日放送中心	義務対象放送事業者及び段階的編成目標など議論中

108 韓国では、字幕放送、手話放送、画面解説放送を障害者放送と総称している。

(1) 字幕放送等の提供に係る規定

①放送法等による規定

放送法では、放送事業者に対し、障害者の視聴を助ける字幕放送、手話放送、画面解説放送等を利用した放送を提供する努力義務を課している。

具体的には放送法第 69 条第 8 項に、「放送事業者は障害者の視聴を助けることが出来るよう努力しなければならない」と定め、放送法施行令第 52 条において、特定の放送プログラムに対し「手話・閉鎖字幕・画面解説等を利用した放送をするよう努力しなければならない」と定めている。

字幕放送、画面解説放送、手話放送の編成実績は、放送事業者の放送評価における評価対象となっている。例えば、地上波テレビ放送事業者に関しては総計 900 点の配点がなされている。内訳は、内容領域が 300 点、編成領域が 300 点、運営領域が 300 点となっている。障害者視聴支援プログラムの編成実績は編成領域に属し、60 点の配点となっている。60 点の具体的な配点は以下のとおりである。

図表Ⅲ 4 5　地上波放送テレビ事業者の障害者視聴支援プログラム編成評価の配点

■障害者視聴支援プログラム編成評価（60 点）
字幕放送編成比率（24 点）：70%を満点として 9 段階で評価
手話放送編成比率（12 点）：5%を満点として 9 段階で評価
画面解説放送編成比率（24 点）：5%を満点として 9 段階で評価

資料：放送通信委員会「放送評価に関する規則」

放送通信委員会は、評価に必要な関連資料の提出を放送事業者に要求することができる[109]。評価結果は毎年公表され、評価結果にもとづいて放送通信委員会が放送事業者に勧告等を行うことができる[110]。

障害者の放送アクセス権をより拡大するために、放送事業者に対し、字幕放送、手話放送、画面解説放送の提供について、改正前の努力義務（任意規定）ではなく、強行規定として義務づけを行うよう定める放送法の改正が 2011 年 7 月 14 日に行われ、2011 年 10 月 15 日より施行される。

改正された放送法では、「放送事業者は障害者の視聴を助けることができるよう

109 放送通信委員会「放送評価に関する規則」第 16 条第 1 項
110 放送通信委員会「放送評価に関する規則」第 17 条

に手話・閉鎖字幕・画面解説などを利用した放送（以下、障害者放送という）をしなければならない」と定めている。

改正された放送法では、零細な事業者の負担を考慮し、障害者放送をしなければならない放送事業者の範囲等については、施行令に別途定めることとしている。

図表Ⅲ 4 6　放送法第69条の新旧条文対応表

改正前	改正後
第 69 条（放送プログラムの編成等） ①～⑦（省略） ⑧放送事業者は大統領令が定めるところにより障害者の視聴を助けることができるよう努力しなければならず、必要な場合、放送通信委員会は「放送通信発展基本法」第 24 条による放送通信発展基金から、その経費の一部を支援することができる。	第 69 条（放送プログラムの編成等） ①～⑦（改正前と同じ） ⑧放送事業者は障害者の視聴を助けることができるよう手話・閉鎖字幕・画面解説などを利用した放送（以下、障害者放送という）をしなければならず、必要な場合、放送通信委員会はその経費の全部または一部を「放送通信発展基本法」第 24 条による放送通信発展基金で支援することができる。 ⑨第 8 項により障害者放送をしなければならない放送事業者の範囲、障害者放送の対象になる放送プログラムの範囲とその履行に必要な事項は大統領令に定める。 ⑩（改正前第 9 項と同じ）

②障害者差別禁止法による規定

障害者差別禁止法第 21 条第 3 項では、放送事業者とインターネットマルチメディア放送事業者に対し、障害者が健常者と同等に制作物またはサービスにアクセスし利用することができるよう閉鎖字幕、手話通訳、画面解説などの障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならないとしている。閉鎖字幕、手話通訳、画面解説などの障害者の視聴支援サービスの具体的内容やその履行に必要な事項等は障害者差別禁止法施行令に定めるとされている。

また、視聴支援サービスの具体的内容に関連し、2010 年 5 月に改正・施行された施行令では、詳細は放送通信委員会の告示に定めると規定している。

③放送通信委員会「障害者放送ガイドライン」

放送法の改正、障害者差別禁止法施行令の改正に伴い、字幕放送等の基準や方法等は放送通信委員会が告示として定めることとなっている。

告示制定に向けた準備として字幕放送等を提供しなければならない放送事業者の範囲や段階別のサービス水準、編成目標を定める障害者放送ガイドラインを、放送通信委員会が制定し、2011 年 6 月 29 日に公表している。

ガイドラインの制定目的は以下のとおりである。

図表Ⅲ 4 7　障害者放送ガイドラインの制定目的

○障害者放送サービスの提供義務化を通じた障害者の放送アクセス権の強化 ○障害者放送提供事業者及びジャンルの拡大を通じた利用者の情報欲求の充足 ○障害者放送編成目標の提示を通じた障害者放送サービスの安定的提供

障害者放送の提供に関する基本原則は、以下のとおりである。

図表Ⅲ 4 8　障害者放送の提供に関する基本原則

①障害者放送編成義務 障害者放送関連法令により放送通信委員会が告示に定める一定比率以上の障害者放送を編成して送信しなければならない。 **②障害者放送の誠実提供** 障害者放送物[111]を制作した放送事業者が他の放送事業者にその制作物を送信する場合には、字幕等の障害者放送信号もあわせて提供しなければならず、障害者放送物を受信して視聴者に再送信する放送事業者も、字幕等の障害者放送信号とともに提供しなければならない。 ドラマ等連続的に編成される番組の場合、障害者放送サービスが中断されないようにしなければならない。 **③障害者放送の類型表示** 障害者放送物を編成する放送事業者は該当プログラムが障害者放送を実施していることを視聴者が知ることができるよう障害者放送の編成可否と障害者放送の類型を表示すること。

111 閉鎖字幕、手話、画面解説信号が放送番組に挿入された放送物

ガイドラインでは障害者放送の編成目標を定めている。中央地上波放送事業者に対しては、字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話放送 5%を 2013 年まで（画面解説放送は 2014 年まで）に編成するよう求めている。地域地上波放送事業者に対しては達成期限を 2015 年までとしている。また、ケーブル放送会社などの有料放送事業者に関しては、1 年の猶予期間を設定し、2016 年までに放送通信委員会の提示する編成目標（地上波放送事業者の 50～70%）を遵守するよう定めている。

(2) 適用対象

①改正前の制度における適用対象

障害者の視聴を助ける字幕放送、手話放送、画面解説放送等の提供に関する努力義務の適用対象となっているのは放送事業者であり、具体的には放送法第 2 条第 3 号の定義規定より、以下の通りである。

図表Ⅲ 4 9　放送法による字幕放送等の提供に関する努力義務の適用対象事業者

・地上波放送事業者 ・総合有線放送事業者 ・衛星放送事業者 ・放送チャネル使用事業者 ・共同体ラジオ放送事業者

また、インターネットマルチメディア放送事業法において、放送法第 69 条が準用されており、インターネットマルチメディア放送事業者[112]にも努力義務が課されている。

障害者差別禁止法において、字幕放送、手話放送、画面解説放送等の提供が義務づけられている対象は、放送法と同じであり、放送事業者とインターネットマルチメディア放送事業者である。

放送法施行令第 52 条で、字幕放送等の提供に関する努力義務が課せられている放送プログラムは、以下の通りである。

[112] IPTV サービス放送事業者

図表Ⅲ 4 10　放送法施行令第52条の規定による字幕放送等の対象プログラム

・災害放送プログラム ・報道に関する放送プログラム ・選挙に関する放送プログラム ・祝日及び記念日の意識とそれに附随する行事の中継放送 ・障害者の放送視聴が必要と判断されて放送通信委員会規則に定められた放送プログラム ・その他障害者の福祉を目的に編成された放送プログラム

また、改正前の制度で、障害者放送の編成実績を算定する際に認められている適用除外番組は、以下のとおりである。

図表Ⅲ 4 11　改正前の制度における障害者放送編成実績算定時の適用除外番組

○字幕放送・手話放送適用除外番組 技術的に字幕を付与することが不可能な放送番組 大部分が楽器を演奏する音楽番組 大部分が映像で構成されている映像番組 ○画面解説放送には原則として適用除外番組はない

②改正後の制度における適用対象

法改正後における適用対象については、放送通信委員会が定める障害者放送に関する告示に定められることとなっている。

告示のベースとなる障害者放送ガイドラインに、適用対象が規定されているため、ここでは同ガイドラインの規定に則して、適用対象について整理する。

障害者放送ガイドラインでは、障害者放送提供義務事業者を「必須指定事業者」と「告示指定事業者」とに区分している。

必須指定事業者に該当する放送事業者は全て、字幕放送等を提供する義務を負う。告示指定事業者は、毎年、放送通信委員会が売上額を基準として、字幕放送等を提供する義務を課すかどうかを判断し、指定・告示される事業者である。英国のように視聴占有率を指定基準とすることも検討されたが、視聴占有率の実績データを確保することが難しい点を考慮し、基準としては活用されていない。移動マルチメディア放送（DMB）事業者については、放送技術環境の変化や事業経営条件等を考慮した上で、障害者放送の編成義務を課す事業者指定を行うかどうか、今後再検討を行

う。

図表Ⅲ 4 12　必須指定事業者、告示指定事業者

区分	プラットフォーム	チャネル使用事業者
必須指定事業者	地上波放送事業者 衛星放送事業者(直接使用チャネル対象)	報道、総合編成チャネル使用事業者[113]
告示指定事業者	総合有線放送事業者（地域チャネル対象）	一般放送チャネル使用事業者 インターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者

障害者放送ガイドラインでは技術的困難さ、著作権問題、制作が困難な特殊な状況等を適用除外基準とし、放送事業者が提出した説明資料をもとに、放送通信委員会が判断する。適用除外番組に関しては、障害者放送の編成実績資料の提出時に説明することを原則とするが、必要な場合には事前に説明することで承認を得ることができる。

また、ガイドラインには、障害者放送の編成対象から除外される番組として以下が例示されている。

図表Ⅲ 4 13　障害者放送ガイドラインに定められた適用除外番組

①技術的に障害者放送物を制作困難な番組
（例）バレー等の公演中継番組、大部分が楽器演奏や映像で構成された番組等
②著作権問題によって障害者放送物を制作困難な番組
（例）番組著作権者が当該番組に障害者放送物信号を挿入することを拒否する場合等
③その他、放送通信委員会が例外的に認める特殊な状況で、他の事業者にも共通して適用できる状況が発生した時

113 総合編成チャネル使用事業者は総合編成（報道・教養・娯楽等多様な放送分野を調和させて放送番組を編成）を行うチャネル使用事業者、報道チャネル使用事業者は報道に関する専門編成を行うチャネル使用事業者。一般の放送チャネル使用事業者が放送通信委員会への登録が求められているのに対し、総合編成、報道チャネル使用事業者では放送通信委員会の承認を得る必要がある。（放送法第 9 条第 5 項、放送法施行令第 10 条）

4.2.2　普及目標

放送通信委員会の障害者放送ガイドラインに目標値が定められている。

目標の起算点は障害者差別禁止法施行令と放送法及び下位法令（施行令及び告示）改正が実現される 2012 年 1 月 1 日としている。

また、障害者放送のサービス目標が達成された時には、視聴者の需要と放送事業者の制作条件等を考慮した上で、事業者別のサービス編成目標を再検討するものとしている。

必須指定事業者に関しては、地上波放送事業者は字幕放送 100%、画面解説放送 10%、手話放送 5%を最終目標として設定し、中央事業者と地域事業者とで目標達成時期を変えている。中央地上波放送事業者は 2013 年までに最終目標を達成（画面解説は 2014 年まで）しなければならないが、地域地上波放送事業者は 2015 年までに達成することを求めている。

報道・総合編成チャンネル使用事業者の達成目標は地上波放送事業者と同じ水準とし、衛星放送事業者の達成目標は地上波放送事業者の 70%の水準とする。また、それぞれ 1 年間の猶予期間を付与し、2016 年までの目標達成を求めている。猶予期間中には、障害者放送編成計画を策定しなくてはならない。既に障害者放送を実施している報道チャンネルは猶予期間の間、現在と同水準以上の実施を維持しなければならない。

告示指定事業者は、地上波放送事業者の編成目標の 50～70%の水準で年度別の編成目標を提示する。放送通信委員会が売上額を基準として指定・告示する事業者を対象に、当該年度の編成目標の遵守を求める。総合有線放送事業者の場合には、最終目標を地上波放送事業者の目標の 70%の水準とし、1 年間の猶予期間を付与する。チャンネル使用事業者の場合には、経営環境を考慮し、地上波放送事業者の目標の 50%の水準（字幕は 70%）とし、1 年間の猶予期間を付与する。

図表Ⅲ 4 14　字幕放送等の提供比率の目標・達成時期

	目標値（達成年）	備考
中央地上波放送事業者（KBS、EBS、MBC、SBS）	字幕：100%（2013 年） 画面解説：10%（2014 年） 手話：5%（2013 年）	
地域地上波放送事業者	字幕：100%（2015 年） 画面解説：10%(2015 年) 手話：5%（2015 年）	
衛星放送事業者	字幕：70%（2016 年） 画面解説：7%(2016 年) 手話：4%（2016 年）	2012 年は猶予期間
総合有線放送事業者	字幕：70%（2016 年） 画面解説：7%(2016 年) 手話：4%（2016 年）	2012 年は猶予期間 前年度売上額による告示指定事業者
報道・総合編成チャネル使用事業者	字幕：100%（2016 年） 画面解説：10%(2016 年) 手話：5%（2016 年）	2012 年は猶予期間
一般チャネル使用事業者	字幕：70%（2016 年） 画面解説：5%(2016 年) 手話：3%（2016 年）	2012 年は猶予期間 前年度売上額による告示指定事業者

事業者種別毎の年度別の編成目標は以下のように定められている。

図表Ⅲ 4 15　中央地上波放送事業者（KBS、EBS、MBC、SBS）の年度別目標

	2012	2013	2014
字幕	放送通信委員会が承認する事業者提示目標	100	100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者提示目標		10
手話	放送通信委員会が承認する事業者提示目標	5	5

図表Ⅲ 4 16　地域地上波放送事業者の年度別目標

	2012	2013	2014	2015
字幕	放送通信委員会が承認する事業者提示目標			100
画面解説	放送通信委員会が承認する事業者提示目標			10
手話	放送通信委員会が承認する事業者提示目標			5

図表Ⅲ 4 17　衛星放送、総合有線放送事業者（地域チャネル対象）の年度別目標

	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	猶予期間	30	45	60	70
画面解説		3	5	6	7
手話		1	2	3	4

図表Ⅲ 4 18　報道・総合編成チャンネル使用事業者の年度別目標

	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	猶予期間	30	50	75	100
画面解説		4	6	8	10
手話		2	3	4	5

図表Ⅲ 4 19　チャンネル使用事業者・インタ　ネットマルチメディア放送
コンテンツ事業者の年度別目標

	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	猶予期間	30	45	60	70
画面解説		2	3	4	5
手話		1	2	3	3

なお、必須指定事業者と告示指定事業者は半期毎（1 月、7 月）に、障害者放送編成実績を放送通信委員会に提出しなければならない。放送通信委員会は、提出を受けた障害者放送編成実績を点検し、その結果を半期単位で公表する。

4.2.3　助成制度等の振興策

放送通信委員会が障害者の視聴支援のための経費の一部を、放送通信発展基金から支援することは、放送法第 69 条第 8 項において認められている。また、放送通信発展基金の用途の一つとして、「放送通信疎外階層の放送通信アクセスに向けた支援」が、放送通信発展基本法第 26 条第 10 号に明記されている。

上記規定に基づいて放送通信委員会では、字幕番組等の制作費を支援する「障害者放送制作支援事業」、字幕放送等受信機の普及を支援する「放送疎外階層放送アクセス権保障事業」を実施している。

(1) 字幕・手話・画面解説放送の制作費支援制度

字幕・手話・画面解説放送の制作支援制度として「障害者放送制作支援事業」が放送通信委員会によって 2006 年から行われている。この事業は、中央地上波放送 4 社、地域地上波放送事業者、総合有線放送事業者、放送チャンネル使用事業者を対象に、字幕・手話・画面解説番組の制作費の一部を支援するものである。

障害者放送制作支援事業の予算額は、2006 年度の 15 億ウォンからはじまり 2011 年度には 33 億ウォンに増加している。2011 年度の予算の内訳は、字幕放送制作費が 20 億ウォン、画面解説放送制作費が 7 億ウォン、手話放送制作費が 4 億ウォン、その他[114]が 1.7 億ウォンとなっている。

図表 Ⅲ-4-20　障害者放送制作支援事業　予算額の推移

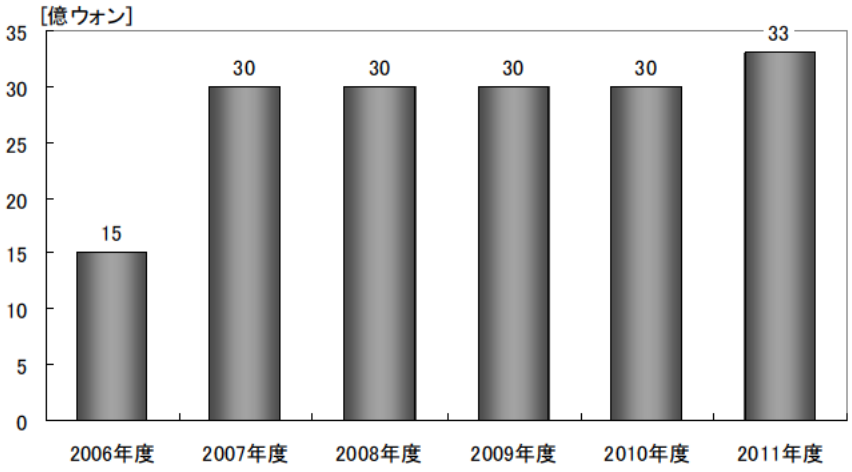

資料：放送通信委員会「障害者放送ガイドライン（案）」2011.5.11

114 教育放送物普及事業等。教育放送物普及事業は、視覚障害、聴覚障害をもった学生の学習環境を改善することを目的とした教育コンテンツの制作を支援する事業。

2010 年度には地上波放送、有料放送等の放送事業者 46 社に対して、障害者放送制作の支援が行われ、2011 年には 53 社に対する支援がなされている。

図表Ⅲ 4 21　年度別支援放送会社数（2006年～2011年）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011
中央地上波		5	5	5	5	5	5
地域地上波	KBS 地域局	0	3	4	6	11	17
	地域 MBC	1	4	8	10	12	12
	地域民放	2	8	10	10	10	10
総合有線放送事業者		0	0	0	2	3	6
放送チャンネル使用事業者		1	2	1	4	5	3
合計		9 社	22 社	28 社	37 社	46 社	53 社

資料：放送通信委員会「障害者放送ガイドライン（案）」2011.5.11

同支援事業を受けた放送番組では、開始前に「制作支援：放送通信委員会韓国放送通信電波振興院」という表記を 3 秒以上告知したり、終了後に「この（手話または字幕）放送は放送通信委員会と韓国放送通信電波振興院の放送通信発展基金に支援されて制作されたものです」という表記を視聴者にわかりやすく 3 秒以上告知したりしなければならない。画面解説放送の場合には、プログラム開始前または終了時に音声によって告知される。

(2) 字幕・画面解説放送受信機の普及支援制度

字幕放送受信機、画面解説放送受信機の普及支援を図る「放送疎外階層放送アクセス権保障事業」が放送通信委員会によって行われている。

2011 年の予算額は 29 億ウォンであり、2010 年の 24 億ウォンよりも 5 億ウォン増加している。

画面解説放送受信機は、視覚障害者 1 級から 6 級を対象とし、低所得層、重症障害者などの社会的疎外階層と、地上波放送直接受信世帯を優先して普及させる。

難聴高齢者用受信機は、障害者福祉法では聴覚障害等級に該当しない 65 歳以上の高齢者で聴力損失が 41～59dB 程度に該当する者に普及させる。

受信機を支給する際には、使用者に対して使用方法に関する教育を行い、使用説明書を配布する必要がある。また、受信機には「放送通信委員会の放送通信発展基金の支援を受け製作・普及された」との文言を表示する必要がある。

支援対象は非営利団体、非営利法人であり、審査委員会による審査を通じて選定する。審査委員会は、社会福祉、メディア、法律、会計など分野別の専門家 1～2 人を含む 7 人以内で構成される。

2011 年度に支援対象となった団体は以下のとおりである。

図表Ⅲ 4 22　2011年度放送疎外階層放送アクセス権保障事業　支援対象団体

団体名	支援対象事業
韓国視覚障害者連合会	視覚障害者のための DVS（画面解説サービス）受信機普及事業
韓国老人福祉振興財団	難聴老人用放送受信機普及事業
韓国老人総合福祉館協会	難聴老人用放送受信機普及事業
光州市民放送	障害者の放送アクセス権保障のための放送信号伝送実態調査及び改善案
ノドゥル障害者夜間学校	障害者の放送アクセス活性化のためのガイドブック及びマニュアル映像制作事業

資料：放送通信委員会・韓国放送通信電波振興院資料（2011.3.16）

2010 年まで放送疎外階層放送アクセス権保障事業の支援を受けた韓国聾唖者協会では、字幕放送受信機を無料で支給した。支給対象は聴覚障害者であり、低所得世帯を優先している。テレビ型字幕受信機と外付型字幕受信機の 2 種類を支給している。韓国聾唖者協会では、同事業により 2000 年から 2010 年の間に合計 44,963 台の字幕受信機を支給した。

図表Ⅲ 4 23　韓国聾唖者協会が支給する字幕放送受信機

テレビ型字幕受信機	外付型字幕受信機
21 インチ デジタルテレビ（標準画質） デジタル・アナログ字幕放送受信 スリム型完全平面ブラウン管 TV	デジタル・アナログ兼用 字幕の大きさ、フォント、位置調節機能 テレビ、PC モニターと接続可能

資料：韓国聾唖者協会資料

図表Ⅲ-4-24　韓国聾唖者協会の支給した字幕放送受信機台数

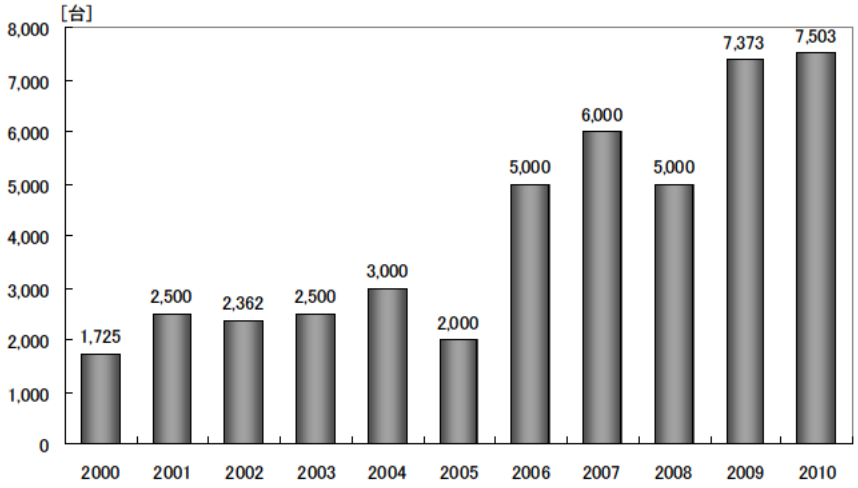

資料：韓国聾唖者協会資料

4.2.4　関連法令・関連制度の制定・創設に係る経緯

字幕放送等の提供に関連する法規制は、2000 年 1 月 12 日に全文改正、施行された放送法が最初である。

韓国における障害者福祉政策は、国連の勧告に基づき、はじめての障害者福祉事業に関する独自の法律である、心身障害者福祉法が制定されるなど、1981 年の世界障害者年を契機として進み始めた。その後、1988 年のソウルパラリンピックをきっかけとして心身障害者福祉法は障害者福祉法に置き換わった。その他、障害者雇用促進及び職業リハビリ法等関連法の制定や障害手当制度等、1981 年以降に政策が大きく進んでいる。

これに比べて放送・情報のアクセス権に関する取り組みは、1997 年頃からと、少し遅れて取り組まれることとなった。なお、アクセス権とは「障害者等は人間としての尊厳と価値及び幸福を追求する権利を保障されるために障害者等ではない人々が利用する施設と設備を同等に利用し、情報に自由にアクセスできる権利を持つ」と定義[115]された概念である。

1990 年代以降、米国等の諸外国では放送メディアに対する国民のアクセス性と参加性を高めようとする取り組みがなされており、韓国国内でも字幕放送等の技術や製品規格等の研究が進められていた。この時期、放送事業者が自主的に字幕放送等を実

[115] 1997 年 4 月に制定された、障害者・老人・妊産婦等の便宜増進の保障に関する法律第 4 条に定義されている。

施することへの期待が高まっていたが、地上波放送においても字幕放送等がなかなか実現しない状況の中、障害者団体等は字幕放送等の実現を要求するデモ活動等を行うようになった。

1997 年 11 月 12 日には、障害者参政権確保のための運動本部に所属する障害者と会員の約 30 名により、大統領選候補討論番組に直ちに障害者のための手話と字幕放送を付与することを要求に掲げた抗議が KBS ロビーにおいて行われた。この件に関しては、1 か月後、裁判所から、KBS、MBC、SBS の放送事業者 3 社が実施する大統領選挙関連の全ての放送番組に手話または字幕を挿入しなければならないという決定が下されている。これに続き 100 万人署名運動も展開されるなど、障害者団体等による体系的な運動が展開された[116]。

こうした中、1999 年 2 月 12 日に MBC が試験放送を経て、字幕放送を自発的に実施するようになった。

その後、2000 年の放送法全文改正時に、韓国聾唖者協会等の障害者団体と民主言論市民連合等の市民運動団体が連携することによって、障害者権益保護に関する条項が放送法に盛り込まれることとなり、字幕放送等に関連する条項が定められた。具体的には、第 69 条第 7 項であり、地上波放送事業者に対し障害者の視聴を助けるよう字幕放送等を実施する努力義務が課されるようになった。

4.3 字幕放送等の実施状況

韓国における字幕放送への取り組みは、1996 年に旧情報通信部と中央地上波放送事業者 4 社、家電企業間による研究によって始まった。1999 年には、地上波放送事業者 3 社（KBS、MBC、SBS）が聴覚障害者のための字幕放送を開始している。残り 1 社の地上波放送事業者である EBS は 2000 年から字幕放送を開始している。

手話放送は、1979 年に KBS が最初に行い、1990 年代半ばから限定的に実施されている。

画面解説放送は 2001 年に KBS と MBC が試験放送を始めた。本放送サービスは MBC が 2001 年に、KBS が 2003 年から開始している。

4.3.1 総放送時間に占める割合

中央地上波放送事業者（KBS、MBC、SBS、EBS）による字幕放送・解説放送・

116 韓国聾唖協会事務局長 イ・ジョンジャ,「放送と 21 世紀の障害者」

手話放送の編成比率は、2010 年に字幕 96.0%、手話 5.1%、画面解説 6.0%となっている。

地域地上波放送の場合、障害者放送を行っているものの、大部分が手話放送であり、編成率も低い。なお、地域地上波放送の編成比率は、自主制作プログラムを対象としたものである。

総合有線放送事業者、放送チャンネル使用事業者等の有料放送では、一部放送会社だけが障害者放送を編成しており、大部分の放送会社は提供していない。衛星放送及び IPTV では、自主放送で障害者放送編成をしないだけではなく、地上波放送で提供されている障害者放送についても、技術的理由から再送信できない事例もある。

図表Ⅲ 4 25　放送会社別障害者放送編成比率（2010年）

放送事業者		障害者放送編成比率	
		類型	比率(%)
中央地上波	KBS1・2、MBC、SBS、EBS	字幕	96.0
		手話	5.1
		画面解説	6.0
地域地上波	KBS 地域総局、地域局	手話	10.5
	地域 MBC	手話	4.7
	地域民放（OBS 以外）	手話	2.9
	OBS	字幕	53.9
		手話	9.2
放送チャンネル使用事業者	YTN	字幕	17.9
	希望福祉放送	字幕	100.0
		手話	100.0
		画面解説	18.8
	シルバー放送	字幕	0.7
		手話	1.7
	育児放送	手話	12.0
	韓国釣りチャンネル	手話	1.1
総合有線放送事業者	錦湖、ナラ、瑞草	手話	10.3

資料：放送通信委員会「障害者放送ガイドライン（案）」2011.5.11

障害者放送の編成比率は、放送委員会（現放送通信委員会）が障害者放送制作費支援事業を開始した 2006 年以降に高まり、中央地上波放送事業者の字幕放送の編成比率は 2006 年の 58%から 2010 年に 96.0%となっている。

2010 年の地上波放送事業者別の障害者放送の編成比率をみると、字幕放送は各局とも 9 割を超えて高い水準にある。特に KBS は KBS1（99.0%）、KBS2(100%.0)ともに高い。手話放送では、KBS1 が 8.4%と高い一方、KBS2 は 0.9%にとどまっている。MBC、SBS、EBS の手話放送比率は 4～6%である。画面解説放送は、KBS2

が 8.7%と他の局よりも高くなっている。

図表Ⅲ 4 26　地上波放送事業者における障害者放送編成比率の推移（2006年～2010年）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年（推定）
字幕放送	58%	78%	92.6%	94.6%	96.0%	96.5%
手話放送	3.6%	2.9%	3.8%	4.0%	5.1%	5.2%
画面解説放送	4.7%	4.9%	5.3%	5.5%	6.0%	6.2%

資料：放送通信委員会「障害者放送ガイドライン（案）」2011.5.11

図表Ⅲ 4 27　2010年の地上波放送事業者における障害者放送編成比率

	KBS1	KBS2	MBC	SBS	EBS	合計
字幕放送	99.0%	100.0%	92.1%	94.7%	94.2%	96.0%
手話放送	8.4%	0.9%	4.3%	5.7%	6.2%	5.1%
画面解説放送	4.1%	8.7%	6.4%	4.1%	6.6%	6.0%

資料：放送通信委員会「障害者放送ガイドライン（案）」2011.5.11

図表Ⅲ 4 28　字幕放送、画面解説放送、手話放送の放送時間（単位：分）

放送事業者	年	字幕放送	解説放送	手話放送
KBS 1TV	2006 年	272,290	15,270	19,825
	2007 年	308,370	18,880	33,795
	2008 年	376,015	22,070	38,015
	2009 年	396,785	22,200	33,980
KBS 2TV	2006 年	173,965	24,470	5,790
	2007 年	322,425	25,660	3,505
	2008 年	416,175	27,840	5,175
	2009 年	432,830	35,130	2,040
EBS	2006 年	270,400	0	26,260
	2007 年	273,400	0	3,380
	2008 年	323,175	7,426	0
	2009 年	320,054	15,105	14,670
MBC	2006 年	242,845	21,800	6,865
	2007 年	319,075	27,545	8,670
	2008 年	400,440	24,390	15,515
	2009 年	398,202	26,040	13,570
SBS	2006 年	246,100	22,400	6,445
	2007 年	320,542	31,495	12,745
	2008 年	380,495	25,475	14,735
	2009 年	402,800	21,195	18,070

()内の数値は、総放送時間に対する比率

資料：放送委員会「放送産業実態調査報告書」各年版より作成

改正前の制度では、放送事業者別や字幕放送等の種別毎に目標設定がなされていな

いことから、字幕放送等は放送事業者の判断によって制作・提供されており、事業者の経営状況や政府の支援金額によって制作状況が流動的であるという課題がある。

4.3.2 放送時間帯・番組ジャンル

2009 年の放送事業者別にみたジャンル別の字幕放送等の放送時間、編成比率は以下の通りである。字幕放送は、各ジャンルとも多く提供されている。一方、画面解説放送は娯楽分野で、手話放送は報道分野で提供されていることが多い。

図表Ⅲ 4 29 ジャンル別の字幕放送、画面解説放送、手話放送の放送時間（2009年）

	区分	年間放送時間（単位：分）			年間編成比率（%）		
		報道	教養	娯楽	報道	教養	娯楽
KBS1TV	閉鎖字幕放送	120,155	211,695	64,935	80.6	95.7	99.6
	画面解説放送	0	4,295	17,905	0.0	1.9	27.5
	手話放送	29,950	4,030	0	20.1	1.8	0.0
KBS2TV	閉鎖字幕放送	38,880	198,050	195,900	100.0	100.0	100.0
	画面解説放送	0	390	34,740	0.0	0.2	17.7
	手話放送	2,040	0	0	5.2	0.0	0.0
EBS[117]	閉鎖字幕放送	0	320,054		0.0	76.0	
	画面解説放送	0	15,105		0.0	3.6	
	手話放送	0	14,670		0.0	3.5	
MBC	閉鎖字幕放送	81,257	154,140	162,805	88.1	97.7	86.7
	画面解説放送	0	1,015	25,025	0.0	0.6	13.3
	手話放送	10,925	2,645	0	11.9	1.7	0.0
SBS	閉鎖字幕放送	79,605	150,425	172,770	82.1	96.7	89.5
	画面解説放送	0	0	21,195	0.0	0.0	5.0
	手話放送	18,070	0	0	4.0	0.0	0.0

資料：放送委員会「2010年放送産業実態調査報告書」（2010.11）

(1) 字幕放送

主要地上波放送事業者（KBS1、KBS2、EBS、MBC、SBS）の 1 週間[118]の字幕放送について調べた。

KBS1、KBS2 はほぼ 100%字幕放送を行っており、唯一字幕が付いていなかった

[117] 2009 年に EBS は娯楽分野の放送は行っていない。

[118] 2011.7.4～2011.7.10 の 1 週間

のはコンサート中継の番組であった。

SBS も字幕の付与率が高いが、一部のニュースとドラマに字幕が付いていない。平日は一日あたり 6 回ニュース番組を放送しているが、その内の 4 番組には字幕が付与されていない。ただし字幕が付いていないニュースには手話が付けられており、字幕の付いていないドラマには画面解説が付いている。その他で字幕が付いていなかった番組は、舞台中継で 1 番組、芸能番組で 1 番組である。

MBC では字幕が付いている番組の方が少なかった。字幕が付いている番組のジャンルはニュース、バラエティ、情報・教養が多くなっている。

図表Ⅲ 4 30 MBCの字幕放送のジャンル別構成（2011.7.4～2011.7.10）

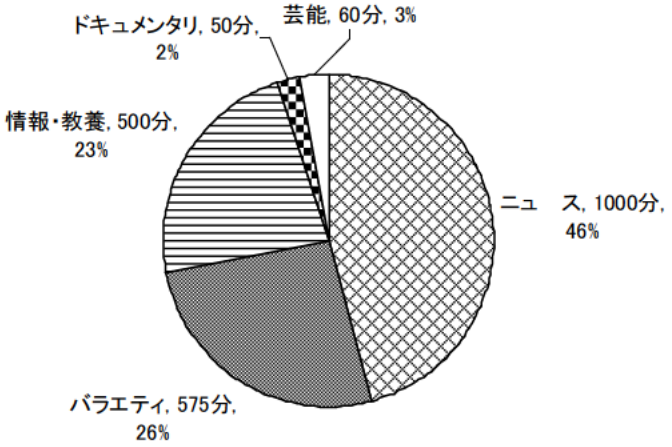

EBS は字幕放送がほとんど実施されておらず、ドキュメンタリーの 2 番組（合計 100 分）のみに付いていた。

(2) 画面解説放送

主要地上波放送事業者（KBS1、KBS2、EBS、MBC、SBS）の 1 週間[119]の画面解説放送について調べた。

画面解説放送の平均放送時間は、平日よりも土日の方が多くなっている。平日でも曜日によって 57.8 分から 92.8 分と違いは大きくなっている。

図表Ⅲ 4 31 主要地上波放送事業者の画面解説放送時間の平均（単位：分）
（2011.7.4～2011.7.10）

	月	火	水	木	金	土	日	計
画面解説放送	92.8	69	86.2	78	57.8	151	109	643.8

[119] 2011.7.4～2011.7.10 の 1 週間

放送時間帯では、昼間（12 時から 18 時）の放送が約 8 割を占めている。その他、早朝（5 時～7 時）の放送が約 1 割程度となっている。

図表Ⅲ 4 32　画面解説放送の放送時間帯（2011. 7. 4～2011. 7. 10）

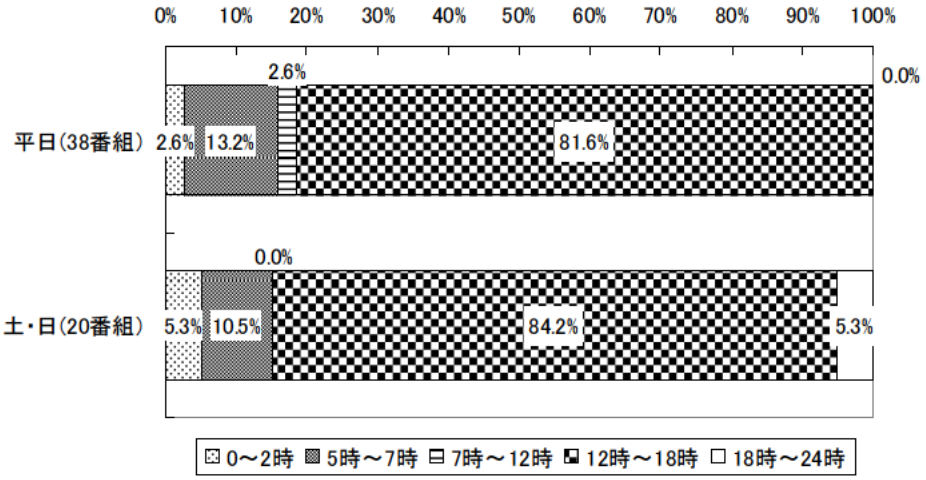

（注）番組数による比率

画面解説放送が提供されている主なジャンルはドラマ、ドキュメンタリーとなっている。ニュースや娯楽・芸能を含むその他の分野での提供は少ない。

図表Ⅲ 4 33　ジャンル別画面解説放送時間の平均（単位：分）（2011. 7. 4～2011. 7. 10）

	ドラマ	映画	ドキュメンタリー	情報・教養	芸能	アニメ	計
画面解説放送	381 (59.2%)	46.8 (7.3%)	144 (22.4%)	52 (8.1%)	14 (2.2%)	6 (0.9%)	643.8

（）内は構成比

(3) 手話放送

主要地上波放送事業者（KBS1、KBS2、EBS、MBC、SBS）の 1 週間[120]の手話放送について調べた。

手話放送の放送時間は、画面解説放送とは異なり平日の方が多くなっている。

図表Ⅲ 4 34　主要地上波放送事業者の手話放送時間の平均（単位：分）（2011. 7. 4～2011. 7. 10）

	月	火	水	木	金	土	日	計
手話放送	90.2	79.8	75.8	86	81	10	18	440.8

[120] 2011.7.4～2011.7.10 の 1 週間

放送時間帯では、平日は昼間（12 時から 18 時）の放送が 57.9%を占めている。その他、午前（7 時～12 時）の放送が 35.1%となっている。休日は昼間（12 時から 18 時）が 72.7%、午前（7 時～12 時）の放送が 27.3%となっている。

図表Ⅲ 4 35　手話放送の放送時間（2011. 7. 4～2011. 7. 10）

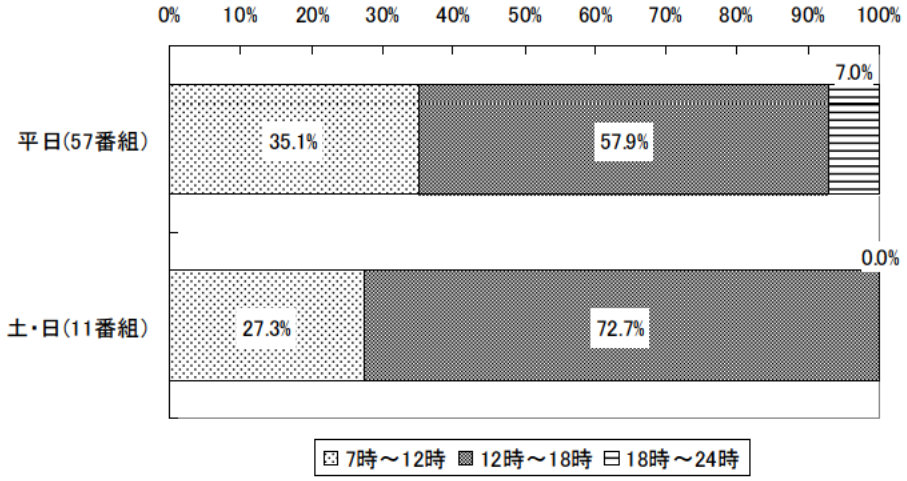

（注）番組数による比率

手話放送が提供されているのは主にニュース番組である。その他、情報・教養番組においても提供されている。画面解説放送で提供の多いドラマ、ドキュメンタリー等では提供されていない。

図表Ⅲ 4 36　ジャンル別手話放送時間の平均（単位：分）（2011. 7. 4～2011. 7. 10）

	ニュース	情報・教養	計
手話放送	324 (73.5%)	116.8 (26.5%)	440.8

() 内は構成比

4.3.3　緊急時・災害時における実施状況

改正前の放送法施行令第 52 条に、字幕放送等の努力義務の対象となるプログラムが列挙されており、災害放送もその内の一つに挙げられている[121]。

2007 年に KBS（KBS1）、MBC、SBS が災害放送の中で字幕放送等を実施した実績データは以下のとおりである。いずれの放送事業者も、災害放送において画面解説放送、手話放送は提供していない。字幕放送の付与率は、KBS が 45.0%、MBC が 100%、SBS が 5.9%となっている。

図表Ⅲ 4 37　災害放送における字幕放送等の実施状況（単位：分）（2007年）

	全体放送時間	字幕放送	画面解説放送	手話放送
KBS1	4,018	1,810	0	0
MBC	47	47	0	0
SBS	170	10	0	0

資料：放送法一部改正法律案（チョン・ヘゴル議員代表発議）（2008.8.6）

韓国における主な字幕制作会社である韓国ステノでは、テレビ放送時間内はリアルタイムで字幕制作を担う速記士を同社内の放送センターに待機させており、万一、緊急事態が発生し番組内容が変更となってもリアルタイムで字幕を制作することが可能になっている。なお、韓国ステノでは、放送が開始される午前 6 時から深夜の 1～2 時頃まで、3 交代制で字幕制作の速記士が勤務している。

KBS では、2011 年 6 月 27 日に KBS 災害放送情報センターを開設した。センターでは行政安全部、消防防災庁、気象庁等の災害関連政府機関からの災害情報をリアルタイムに受信し、テレビとラジオ、DMB、インターネット等のメディア特性にあった形に情報を加工して送信する。消防防災庁が運営する全国各地の無人カメラ 2,000 台あまりの映像を受信するシステムが設置されており、災害発生時の現場カメラをリアルタイムに放送することが可能になっている。センターには、災害速報情報の自動字幕生成設備も備えており、地震や津波発生時には、気象庁の発表情報を受信すると、直ちに地震の震源と津波予想地域等を放送画面に字幕で表示することができる。

[121] 4.2.1 (2)①図表Ⅲ-4-10 に詳細を記載。

4.3.4　字幕番組等の制作状況

(1) 制作方法

①字幕放送

韓国における字幕制作を行っている主な事業者は韓国ステノである。同社は国内のほとんどの番組における字幕制作を請け負っている。その他、韓国聾唖者協会がEBS の字幕制作をしている。

韓国スマート速記協会によれば、字幕放送の制作過程は、他の諸外国と大きく異なることはないとのことである。

リアルタイムでの字幕作成は、デジタル映像画面を見ながらリアルタイムで速記することで字幕の生成を行っている。具体的には、字幕放送速記士 4 人が一組となり、2 人が 3 秒間隔のシグナルにあわせて交代で速記し、残りの 2 人が速記された内容を同時に校正して、専用線を通じて放送事業者に転送している。韓国ステノには、約 100 名の速記士が所属している。

速記には、韓国で開発されたステノタイプの速記機 CAS（Computer Aided Steno-machine）が利用されている。CAS ではキーボード配列がハングルの子・母音で構成されているため、習熟しやすいという特徴がある。

図表Ⅲ 4 38　字幕放送速記士による字幕作成風景とCAS

資料：韓国ステノ資料

速記には字幕放送速記システムを利用している。字幕放送速記システムでは、一つのコンピュータに速記端末 2 台を接続することが可能であり、速記と修正を同時に行うことができる。放送事業者ではエンコーダを通じて映像データと字幕データとをあわせて処理し、放送送出する。

図表Ⅲ 4 39　韓国スマ　ト字幕放送システム

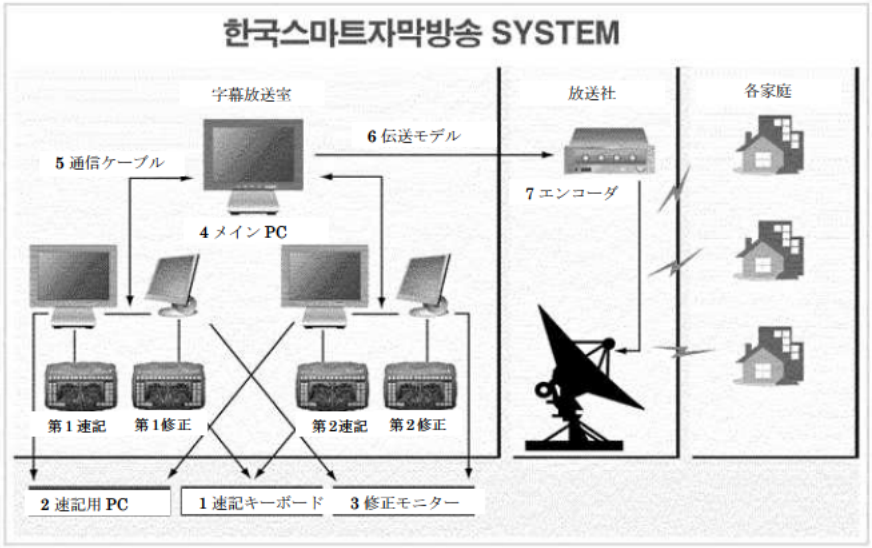

資料：韓国スマート速記協会資料

字幕放送の技術力は音声を文字に変換する際の遅延時間と正確度で評価することができるとしている。韓国ステノ社では、字幕放送の遅延時間 2～4 秒、98%の正確度を達成している。

KBS が韓国ステノ社と字幕制作に関して結んでいる契約では、字幕放送の品質について誤字脱字率 2%以内、遅延時間 4 秒以内と定めている。月平均の誤字脱字率が 2%を超えた場合には、1%超過する毎に月額サービス手数料の 3%が減額される契約となっている。

韓国には韓国労働部が所管するハングル速記国家資格試験がある。1998 年から実施され、現在、5,450 人が合格している。その内の 4,730 人が CAS を使用する速記士である。CAS を使用する速記士の育成は、オンラインでの速記教育機関 2 校と、27 校の速記学院が担っている。字幕制作に携わるにあたって、国家資格の取得が必須条件となっているわけではないが、速記士の採用条件として資格の保有が条件とされる場合も多い。

速記士を採用後、例えば韓国ステノ社では、6 ヶ月程度の研修を行った上で、字幕制作に携わらせている。

②画面解説放送

韓国における画面解説放送の制作は、韓国視覚障害者連合会メディアアクセスセンターで行われている。

韓国視覚障害者連合会メディアアクセスセンターによると、画面解説放送の制作は、画面解説作家が映像を分析することから始まる。視覚障害者の立場で放送物を分析し、基本のナレーションやセリフを損なわない範囲で、主人公が置かれた状況や感情を理解できるよう描写するようにしている。セリフなしで進行している場面では、登場人物の表情変化や目つき、歩き方等を説明し、重要な伏線や周辺の景色等の適切な語彙で説明しなければならない。作成された画面解説の原稿は、プロの声優がナレーションする。現職の声優が時間を割いて、画面解説放送の制作に協力している。

図表Ⅲ 4 40　声優によるMBCドラマの画面解説録画風景

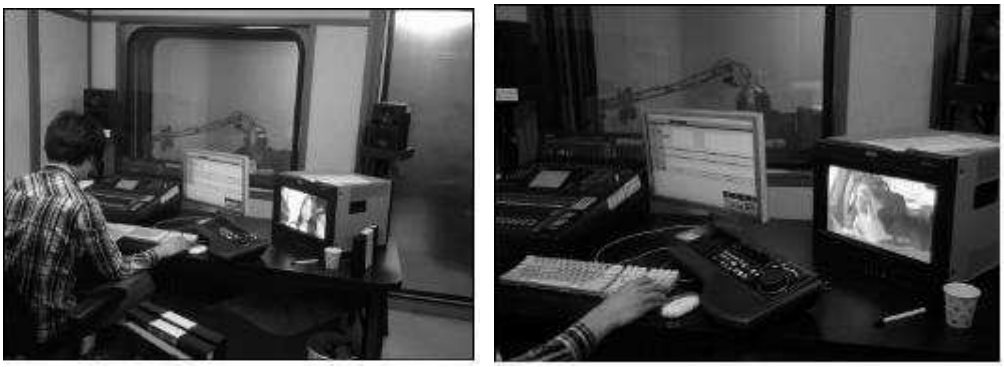

資料：放送通信委員会ブログ

制作された画面解説放送に関しては、視覚障害者からのフィードバックを得ながらモニタリングを行っている。画面解説の適合性、声優の朗読状態、解説の挿入のタイミング等がモニタリングされている。

画面解説の制作スタッフを養成するため、韓国視覚障害者連合会では、2008 年から画面解説作家講座を運営している。また、声優協会とも協力関係を結んでいる。

③手話放送

収録済みのテレビ番組をもとに、手話台本を作成した後、手話通訳士による手話を録画し、手話映像を付加して手話放送を実施している。

ニュース等の生放送の場合には、韓国聾唖者協会から手話通訳士を放送事業者に派遣し、手話放送を実施している。

(2) 制作コスト

韓国ケーブルテレビ協会では、韓国における障害者放送の平均制作コストを、手話放送が 1 分あたり約 9,000 ウォン（672 円／分[122]）、画面解説放送が約 14,577 ウォン（1,088 円／分）、字幕放送が約 3,000 ウォン（224 円／分）と推定している。

図表Ⅲ 4 41　障害者放送制作単価（韓国ケ　ブルテレビ協会推定値）

区分	制作単価（円／分）
手話放送	672
画面解説放送	1,088
字幕放送	224

資料：ハンナラ党ホ・ウォンジェ議員「専門チャンネル活性化方案模索懇談会」（2009.3.18）

障害者放送の実施に関して、2009 年の EBS の予算執行状況を示す資料[123]によると、EBS は字幕放送の実施に 7 億 8,909 万ウォン、画面解説放送の実施に 2 億 503 万ウォン、手話放送に 7,286 万ウォンを支出している。全体では 10 億 6,698 万ウォンとなっている。その内の 8 億 753 万ウォンは、放送通信委員会からの支援金によるものであり、2 億 5,945 万ウォンが自己予算によるものである。放送通信委員会からの支援金が約 75%を占め、残りの約 25%を自己予算で賄っている。

図表Ⅲ 4 42　EBSにおける障害者放送の予算執行状況(2009年)（単位：千ウォン）

	放送通信委員会支援金		自己予算		合計	
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額
字幕放送	653,707	651,932	131,320	137,155	785,027	789,087
画面解説放送	119,750	109,409	96,520	95,619	216,270	205,028
手話放送	46,495	46,184	43,779	26,680	90,274	72,864
合計	819,952	807,525	271,619	259,454	1,091,571	1,066,979

資料：韓国民主党 崔文洵議員(現江原道知事)報道発表資料（2010.10.18）

上記執行額と先述した EBS の 2009 年の障害者放送の放送時間数をもとに、制作単価を求めると、以下のようになる。

[122] 100 ウォン=7.4655 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））
[123] 韓国民主党崔文洵議員(現江原道知事)報道発表資料（2010.10.18）

図表Ⅲ 4 43　障害者放送制作単価（EBSの実績値からの推計）

区分	制作単価
手話放送	4,967 ウォン／分（371 円／分）
画面解説放送	13,574 ウォン／分（1,013 円／分）
字幕放送	2,465 ウォン／分（184 円／分）

4.4　通信における字幕等の付与状況

4.4.1　通信における字幕等付与の状況

通信における字幕放送等の提供に関して、改正前の制度では努力義務が課されているのみということもあり、ほとんど実施されていない。

KBS、MBC、SBS 等の放送事業者はホームページ上で放送番組の VOD サービスを実施しているが、字幕放送等は提供していない。

IPTV 事業者においても字幕放送等の提供は行っていないが、一部、子供の教育等の目的で字幕サービスを提供している例がある。例えば、LG U+の myLGtv では、VOD サービスで提供する子供向けの英語学習コンテンツなどに英語とハングルによる字幕サービスを提供しており、視聴者は、英語字幕、ハングル語字幕、字幕無しの 3 つを自由に切り換えて利用することができる。

4.4.2　通信における字幕等付与の実施に係る関連法令・関連制度

インターネットマルチメディア放送事業法において、放送法第 69 条が準用されている。改正前の制度では IPTV 事業者には、放送事業者と同様、字幕放送、手話放送、画面解説放送を提供することに対して努力義務が課せられていたが、放送法の改正により、字幕放送等の提供が義務づけられることとなった。障害者差別禁止法は、放送事業者と IP 放送事業者に対し、閉鎖字幕、手話通訳、画面解説などを実施することを義務づけている。

放送法及び障害者差別禁止法の改正に伴って制定された放送通信委員会の障害者放送ガイドラインでは、IP 放送事業者に関する字幕放送等の提供比率に関して以下の目標値が示されている。

図表Ⅲ 4 44　IPTV放送コンテンツ事業者の年度別目標

	2012	2013	2014	2015	2016
字幕	猶予期間	30	45	60	70
画面解説		2	3	4	5
手話		1	2	3	3

地上波放送事業者によるVODサービスに対して字幕放送等の編成義務を課すかどうかに関しては、今後検討するものとされている[124]。

[124] 放送通信委員会「障害者放送ガイドライン」（2011.6.24）

５．中国における字幕放送等の実施状況・関連制度等

5.1　基礎情報

5.1.1　視聴覚障害者数

中国では障害者統計調査を 1987 年、2006 年に行っている。2006 年の調査結果によると、聴覚障害者が 2,004 万人（全人口比[125]1.53%）、視覚障害者は 1,233 万人（全人口比 0.94%）であった。

図表Ⅲ 5 1　1987年、2006年障害者統計調査

	1987 年（第 1 回）		2006 年（第 2 回）	
総人口	105,397 万人		130,852 万人	
障害者数	5,164 万人	（4.9%）	8,296 万人	（6.34%）
聴覚障害者数	754 万人	（0.72%）	1,233 万人	（0.94%）
視覚障害者数	1,770 万人	（1.68%）	2,004 万人	（1.53%）

資料：中国身体障害者調査報告書

5.1.2　放送事業者等の概況

各テレビ局は、①中央政府、②省政府（直轄市、自治区を含む）、③市政府、④県の 4 つのうちいずれかの行政政府により設立される[126]。①は国レベルの中央電視台 CCTV、②は省レベルの局（北京放送テレビ局、上海放送テレビ局等）、③は市レベルの局、④は市以下の行政単位（県など）の局である。

各テレビ局のチャンネルは、ニュース、ドラマ、スポーツといった特定分野に特化した専門チャンネルが多数を占めている。中央政府に属する「中央テレビ局（CCTV）」と、主要な省政府[127]に属するテレビ局「上海放送テレビ局（SMG）」、「北京放送テレビ局（BTV）」、「広州放送テレビ局（GZTV）」の 4 局は 10 前後の地上波放送チャンネルを有している。各局の地上波チャンネル内訳は下表のとおりである。

125 各障害者の割合数字は全人口に対する各障害者の割合である。
126 中国は 22 の省、4 つの直轄市（上海、北京、重慶、天津）、2 つの特別行政区（香港、マカオ）、5 つの自治区（内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区）から構成されている。中華人民共和国国家放送映画テレビ総局(SARFT)が所管するテレビ局数は、合計 373 局ある。
127 JETRO の各市概況によると常住人口数は北京（1,755 万人（2009 年））、上海（1,888 万人（2008 年））、広州（1,033 万人（2010 年））。

図表Ⅲ 5 2　主要放送事業者の地上波チャンネル数構成

名称	チャンネル数		
	専門チャンネル	総合チャンネル	合計
中央テレビ局（CCTV）	13	2	15
上海放送テレビ局（SMG）	11	4	15
北京放送テレビ局（BTV）	7	3	10
広州放送テレビ局(GZTV)	4	3	7

CCTV は全国で視聴可能である。他方、省政府が管轄する上記 3 局の地上波放送は、基本的にその地域及び周辺地域でのみ視聴が可能であり、ケーブルテレビ経由での視聴がほとんどである。

なお、ケーブルテレビの加入世帯数は 17,523 万世帯で 43.9%の世帯がケーブルテレビに加入している[128]。

衛星放送は基本的に中国全土で受信可能であり、地上波放送と同様にケーブル経由で視聴する。省政府のテレビ放送事業者は、地上波放送チャンネルとは別に 44 の衛星放送チャンネルを保有している。

5.2　字幕放送等の実施に係る関連法令・関連制度

5.2.1　字幕放送等に関連する法規定

(1) 義務規定

現在、中国には放送事業者に字幕放送等を義務づける法律はない[129]。

障害者法の観点からみると 2008 年に改正された中華人民共和国障害者保障法[130]第 43 条 第 3 項には、「障害者の為に、映画・ドラマ等には手話や字幕を付与することを奨励する」と記載されている。さらに、国務院の通達[131]には 2020 年までに、障害者向け社会保障サービスを普及させることを目標としており、障害者向けサービスの一つとして「各地域のラジオ・テレビ放送事業者は、積極的に障害者向け番組や手話番組の制作を行い、映画・ドラマ等の番組には字幕を付与することを奨励

128 中国統計局 2009 年統計データ。
129 国・省単位でも法・制度が存在しないことを、広電総局、放送事業者(CCTV・SMG・BTV・GZTV)、障害者連合会(北京・上海・広州)へヒアリングにより確認した。
130 国務院発行。中国表記は「中国自民共和国残疾人保証法」。
131 国办发〔2010〕19 号。

する」と記載されている。

これらは強制力をもたないが、中国でも字幕放送を障害者向けユニバーサルサービスの一貫として捉えている。例えば吉林省では、国務院の法・通達を受けて、障害者向けのサービスとして字幕を重視していく意向を示している[132]。

(2) 普及目標

なし。

(3) 適用除外

なし。

5.2.2 助成制度等の振興策

なし。

5.3 字幕放送等の実施状況

中国では、地域ごとに発音に差があり、他地域の発音を理解することが困難なため、字幕は番組内容の理解に不可欠な手段となっている。字幕では簡体字[133]が用いられており、オープンキャプションにより行われている。

また、中国のテレビ局の収入の大半が広告収入であるため、視聴率の向上が不可欠である。そのため、視聴覚障害者の視聴も視聴率の向上には欠かせないと考えるテレビ局も多い[134]。

5.3.1 総放送時間に占める割合・番組ジャンル

(1)字幕放送

中央政府の中央テレビ（CCTV）と主要３省政府の北京放送テレビ局（BTV）、上海放送テレビ局（SMG）、広州放送テレビ局（GZTV）の平日の字幕放送についてモニター調査を行った。

---

132 吉林省 HP より。
(http://ns1.jilin.gov.cn/zwgk/yatabl/zxwyta2010/2011/201106/t20110605_1001698.html)

133 繁体字を簡略化した文字体系で、中国の出版物や教育で広く使用されている。現在、繁体字で表現されるのは広東省のみである。

134 テレビ局の技術運営センターにヒアリングより。

放送事業者単位で見ると、どの放送事業者も平均 6 割以上の字幕付与率である。ただ、チャンネル単位で見ると、同一の放送事業者が提供している中でも、字幕付与率にばらつきがあり、例えば、生中継のニュースやスポーツ等のチャンネルでは字幕付与率が低い。

また、前回調査(2006 年)を行った 6 チャンネル（CCTV 综合、CCTV 财经、CCTV 综艺、北京卫视、北京文艺、北京科教）の字幕付与率[135]は 80.1%で、前回(30.6%)から大幅に増加した。

図表Ⅲ 5 3　主要テレビ放送事業者の字幕放送時間

チャンネル名	ジャンル	放送時間（分／日）	字幕放送時間（分／日）	字幕付与率（%）
中央テレビ局(CCTV)				
CCTV 综合	娯楽、ニュース、映画	1,433	1,081	75.4
CCTV 财经	経済関連	1,439	1,303	90.5
CCTV 综艺	芸術、音楽、漫才	1,439	890	61.8
CCTV 电视剧	ドラマ	1,413	1,413	100.0
CCTV 新闻	最新ニュース	1,440	1.255	87.1
CCTV 少儿	子供、アニメ	1,140	970	85.1
北京放送テレビ局(BTV)				
北京卫视	ニュース	1,439	1,372	95.3
北京文艺	文芸	1,440	1,095	76.0
北京体育	スポーツ	1,440	1,310	90.9
北京科教	法律、科学、健康	1,225	978	79.8
北京动画	子供、アニメ	1,440	960	66.7
上海放送テレビ局(SMG)				
艺术人文	映画、娯楽、ドラマ	1,229	884	71.9
娱乐	ドラマ、娯楽	1,340	1,115	83.2
东方卫视	娯楽、ニュース、映画	1,440	895	62.1
财经频道	経済	1,364	1,364	100.0
体育频道	スポーツ	1,140	816	71.5
広州放送テレビ局(GZTV)				
广州综合	娯楽、ニュース、映画	1,440	1,135	78.8
广州英语	娯楽、科学、映画	960	690	71.8
广州竞赛	国内外スポーツ	1,020	0	0.0
广州经济频道	財政、ドラマ、映画	1,272	727	57.1

[135] 6 チャンネルの字幕放送時間合計÷放送時間より算出。

(2)解説・手話放送

中国では、テレビに副音声機能が無いため、解説放送は行われていない。手話放送については、ニュースのみ実施されており、手話映像はワイプ画面により表示されている。中央テレビ局（CCTV）では手話放送を実施しておらず、省政府に属すテレビ局の手話放送の実施状況は下表のとおりであった[136]。

図表Ⅲ 5 4　省政府テレビ放送事業者の手話放送時間

テレビ局	手話番組名	手話放送時間（分/週）
上海放送テレビ局	時事傳真	15
北京テレビ局	新聞手語	180
広東テレビ局	手語新聞	140
広西テレビ局	新聞在線	10
雲南テレビ局	我們同行	44
四川テレビ局	看世界	140
青海テレビ局	青海新聞聯播	210
内蒙古テレビ局	這 7 天	40

5.3.2　緊急時・災害時における実施状況

中国では以下の 4 つの緊急事態にテレビ放送を行う際には、字幕を付与することが奨励されている[137]。

① 特大自然災害（例：汶川地震）
② 他国と緊張状態にある状況及びその終焉（例：戦争開戦、戦争終結）
③ 国、共産党の重要指導者の死去
④ 大衆生活に深刻な影響を及ぼす状況（例：核問題、テロ）

上記以外の突発的な事故に関しては、各地の状況を判断して字幕放送を行う事になっており、実際には以下のような場合に実施されている[138]。

① 悪天候が大衆生活に影響を及ぼす場合（例：猛暑、黄砂、寒冷等）
② 突然的な事件が大衆生活に影響を及ぼす場合（例：停電等）
③ 重大事件が大衆生活に影響を及ぼす場合（例：デモ活動等）
④ その他、大衆生活に影響を及ぼす場合（例：大規模な交通事故等）

136 各放送事業者にヒアリング調査を実施。
137 中華人民共和国国家放送映画テレビ総局 マスコミ機構管理司にヒアリング調査を実施。
138 放送事業者へのヒアリング調査を実施。

⑤　SARFT[139]及び所在地の人民政府が臨時に字幕を放送する通知する場合

5.3.3　字幕番組等の制作状況

(1) 制作方法

中国の字幕は、オープンキャプションを採用している。主要なテレビ局では局内に技術運営センターを所有し、そこで字幕制作を行っている。

事前収録番組への字幕の制作手順は以下の 5 段階に分けられる。

①　フォーマット変換：番組がアナログ形式の場合、デジタル形式に変換する。

②　字幕入力:事前に用意された台本・会話記録に基づき、専用ソフトで入力を行う。

③　データ統合：番組と字幕データを統合する。

④　内部審査：合成された字幕付き番組は、内部審査担当により校正される。

⑤　外部審査：SARFT の審査を受ける。

⑥　放送：アナログ放送の場合はフォーマットを再変換して放送される。

生放送番組への字幕付与は、テキスト送出方式で行われ、原稿や台本により事前入力を行えるものについてのみ対応できる。そのため、ニュースやスポーツなどの生放送番組には字幕付与できない。手順については、上記③の番組と字幕データの統合を行わず、番組放送時に音声に合わせて送出する点が事前収録番組と異なる。

一般的に字幕データの入力には、五筆字型[140]のキーボードを使用している。一般に使用されることの多いピンイン型[141]よりも速く入力することができ、字幕制作者は 80 文字/分以上の速さで文字入力を行えることが求められる[142]。

(2) 制作体制

字幕入力に従事する専門人員はさほど多くない。下表は、主要テレビ局で事前番組に合計 15 分間の字幕を制作するために必要な人員体制の目安である。

---

139 中華人民共和国国家放送映画テレビ総局（The State Administration of Radio, Film and Television）。

140 五筆字型は部首の組み合わせで入力する方式。

141 日本語のローマ字入力に相当。

142 上海放送テレビ局で、字幕制作人員の採用基準とされている入力速度。

図表Ⅲ 5 5　主要局の字幕制作に係る人員体制

テレビ局	字幕制作者	審査員	合計人数
中央テレビ局	3	2	5
上海放送テレビ局	3	1	4
北京放送テレビ局	2	1	3
広州放送テレビ局	2	1	3

(3) 制作コスト

中国映画の字幕制作コストは、1,469 円[143]/分程度である[144]。

5.4　通信における字幕等の付与状況

5.4.1　通信における字幕等付与の状況

放送事業者の放送番組を、通信を介して流通させる形態としては IPTV、VOD（インターネット）がある。法律上、通信における字幕付与は義務づけられていないが、現状の IPTV、VOD 配信される番組にも、一部字幕が付与されている[145]。

なお、手話、解説放送は実施されていない。

5.4.2　通信における字幕等付与の実施に係る関連法令・関連制度

なし。

5.5　　その他

(1) 字幕付与率の増加

中国のテレビ放送における字幕付与率は、10 年前は約 20%程度であったのに対し、現在は放送事業者によっては、平均 70～80%程度に達しているところもある[146]。背景として、以下のような点が挙げられる。

・字幕付与により障害者の視聴を取り込み、視聴率の向上を図る。

・中国政府が障害者向けサービスとして、字幕付与を指示している。

---

143 1 中国元=12.245 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））

144 上海焦点文化伝播有限公司へのインタビューより。

145 中国最大の電気通信事業者 中国電信へのインタビューより。

146 上海テレビ局へのインタビューより。

(2) 障害者の字幕放送に対する評価

障害者団体は字幕放送に関して、以下のような問題意識をもっている[147]。

①字幕のスピードが速すぎる

②教育レベルや識字率の低さには地域性があり、地域によっては字幕で番組を理解することが困難な人が多い。

③手話放送を増やして欲しい。

147 中国身障者連合会、北京身障者連合会、上海身障者連合会、広州身障者連合会へのインタビュー調査より。

Ⅳ．国内における字幕放送等の今後の展望等に関する調査

字幕放送等に関連する技術開発状況や通信における字幕付与等の国内における状況について、既存文献やWebサイトの情報をもとに文献調査を行うとともに、テレビ局、字幕番組等を制作している事業者、研究機関等を対象としたヒアリング調査を実施した。

これらを踏まえ、国内における字幕放送等の今後の動向等を展望した。

１．字幕放送等に係る技術開発状況

字幕放送等に係る新たな技術開発の状況について調査を行った。特に、生放送での字幕制作における省力化など現在の字幕放送等における課題に対応する解決策の観点から調査を行った。また、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」における字幕付与の除外対象番組等を参考にして、字幕放送等の普及促進に当たっての課題を抽出し、運用面も含めてその解決策を整理した。

1.1　字幕等付与の状況

平成9年5月、字幕番組・解説番組の放送努力義務の創設等を内容とする放送法等の一部改正がなされ、同年11月、郵政省（当時）が平成19年までに字幕付与可能な放送番組について字幕を付すことを目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定した。平成18年度実績では、字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合はNHK（総合）で100%、民間放送キー5局平均で77.8%となった。

さらに、平成18年10月から、今後の技術・サービスの進展を踏まえ、字幕放送等の拡充の推進に向けた施策の立案に資するため、「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を開催し、同研究会における提言を踏まえ、19年10月、９年に策定した行政指針の字幕付与可能な放送番組の範囲を拡大するとともに、新たに解説放送に係る普及目標を追加した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定した。これを受け、ＮＨＫ、在京キー５局、在阪準キー４局、テレビ大阪、在名広域４局、テレビ愛知が字幕拡充計画及び解説拡充計画を策定した。

各局における平成22年度の字幕放送等の実績と、平成20～29年の字幕放送の拡充計画は下記の通りである。

1.1.1　字幕放送等の実績（平成 22 年度）

平成２２年度における各局の字幕放送等の実績（デジタル放送）は下記の通りである。

図表Ⅳ １１　各局の字幕放送等の実績（平成22年度）

＜行政指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合＞

	平成 21 年度	平成 22 年度
ＮＨＫ（総合）	52.7%	62.2%
ＮＨＫ（教育）	51.8%	52.5%
在京キー５局（注 1）	89.0%	88.9%
在阪準キー４局（注２）	88.0%	85.6%
在名広域４局（注３）	75.4%	77.5%
全国の系列ローカル局（注４）	62.4%	61.2%

※２週間のサンプル週（平成２２年５月３１日（月）～６月６日（日）及び１１月２９日（月）～１２月５日（日））における調査。

＜総放送時間に占める字幕放送時間の割合＞

	平成 21 年度	平成 22 年度
ＮＨＫ（総合）	47.6%	56.2%
ＮＨＫ（教育）	40.7%	42.6%
在京キー５局	43.9%	43.8%
在阪準キー４局	40.2%	41.4%
在名広域４局	37.9%	38.5%
全国の系列ローカル局	30.4%	31.4%

＜行政指針の普及目標の対象となる放送番組における解説番組の割合（注５）＞

	平成 21 年度	平成 22 年度
ＮＨＫ（総合）		7.6%
ＮＨＫ（教育）		11.2%
在京キー５局		1.4%
在阪準キー４局		1.0%
在名広域４局		1.4%
全国の系列ローカル局		0.8%

＜総放送時間に占める解説放送時間の割合＞

	平成 21 年度	平成 22 年度
ＮＨＫ（総合）	5.7%	5.9%
ＮＨＫ（教育）	10.0%	10.0%
在京キー５局	0.5%	0.6%
在阪準キー４局	0.4%	0.6%
在名広域４局	0.4%	0.6%
全国の系列ローカル局	0.4%	0.5%

＜総放送時間に占める手話放送時間の割合＞

	平成 21 年度	平成 22 年度
ＮＨＫ（総合）	0.0%	0.1%
ＮＨＫ（教育）	2.3%	2.4%
在京キー５局	0.1%	0.1%
在阪準キー４局	0.1%	0.1%
在名広域４局	0.1%	0.2%
全国の系列ローカル局	0.1%	0.1%

（注１）在京キー5局：日本テレビ放送網（株）、（株）TBSテレビ、（株）テレビ朝日、（株）フジテレビジョン、（株）テレビ東京

（注２）在阪準キー4局：（株）毎日放送、朝日放送（株）、讀賣テレビ放送（株）、関西テレビ放送（株）

（注３）在名広域4局：中部日本放送（株）、東海テレビ放送（株）、名古屋テレビ放送（株）、中京テレビ放送（株）

（注４）全国の系列ローカル局：在阪準キー４局及び在名広域４局を除く１０１社

（注５）行政指針の普及目標の対象となる放送番組における解説番組の割合については、平成22年度より新たに集計・公表を実施

資料：総務省「平成22年度の字幕放送等の実績」
（http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/01ryutsu05 01000012.html）
別添より

生放送については、「字幕放送普及行政の指針」において技術的に字幕を付すことができない放送番組としてニュース・スポーツ中継等も含めて対象から除外されていたが、平成 19 年に策定された「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」にて字幕付与可能な放送番組の定義が拡大されたため、新たに複数人が同時に会話を行う場合以外の生放送番組が字幕付与可能な放送番組に含まれることとなった。

（参考）行政指針における字幕付与対象に関する改正点

字幕放送普及行政の指針 （平成 9 年 11 月）	視聴覚障害者向け放送普及行政の指針 （平成 19 年 10 月）
対象：7 時から 24 時までの放送番組 ＜除外対象番組＞ ・技術的に字幕を付すことができない放送番組（例　ニュース・スポーツ中継等の生番組） ・オープンキャプション、手話等により音声を説明している放送番組（例　字幕付映画、手話のニュース） ・外国語の番組 ・大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組 ・権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組 ・再放送番組	対象：7 時から 24 時までの放送番組 ＜除外対象番組＞ ・技術的に字幕を付すことができない放送番組（例　現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組） ・外国語の番組 ・大部分が器楽演奏の音楽番組 ・権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

1.1.2　字幕放送の拡充計画（平成 20～29 年度）

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合、総放送時間に占める字幕放送時間の割合のそれぞれについて、NHK、在京キー局、在阪準キー4 局、テレビ大阪、在名広域 4 局、テレビ愛知のそれぞれが、字幕放送の拡充計画を提出している。ここでは、例として NHK 及び在京キー局の平成 20～29 年度における字幕放送の拡充計画を示す。

図表Ⅳ １２　NHK及び在京キ　５局の字幕放送の拡充計画（平成20～29年度）

＜字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合＞

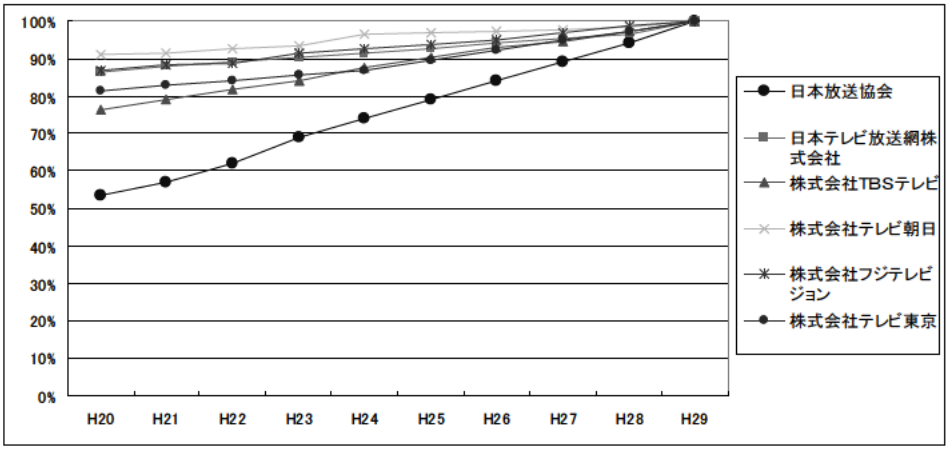

（注１）各社の字幕付与可能な放送時間（週）は、ＮＨＫ：7080分、日本テレビ：3788.5分、ＴＢＳ：4392分、テレビ朝日：4388分、フジテレビ：4355分、テレビ東京：4989分（7時から24時までの17時間は、1週間で7140分）

（注２）計画作成上、放送事業者の事情によらない突発的な事態が発生し、番組編成上の大きな変更があった場合は考慮していない。

＜総放送時間に占める字幕放送時間の割合＞

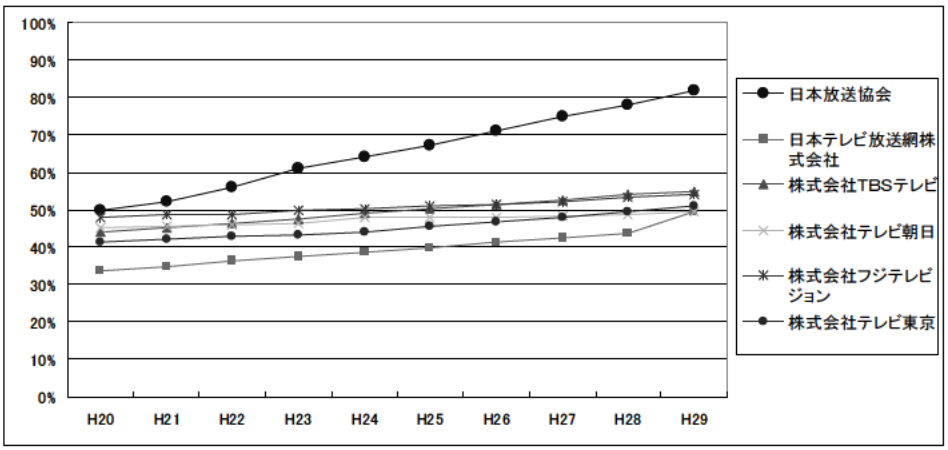

（注１）平成22年度まで、アナログ放送とデジタル放送で計画値が異なる場合、デジタル放送の計画値を記載。

（注２）計画作成上、放送事業者の事情によらない突発的な事態が発生し、番組編成上の大きな変更があった場合は考慮していない。

資料：総務省「平成22年度の字幕放送等の実績」
（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_01000012.html）
参考２をもとに作成

1.2　字幕放送等に係る新たな技術の開発状況

1.2.1　字幕放送

(1) 現状

字幕放送は、ＮＨＫ（総合）で総放送時間の 6 割弱、ＮＨＫ（教育）及び民間放送主要局では 4 割前後実施されている。

現在、NHK 及び民間放送主要局では、収録番組の場合、納品が放送直前となり字幕を付ける時間的余裕がない場合等を除き、ほぼ全ての番組に字幕が付与されている。

一方、1.1.1 で示した通り、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」にて字幕付与可能な放送番組の定義が拡大され、例えば、複数人が同時に会話を行う生放送番組のように、技術的に字幕を付与することができないような場合以外の生放送番組については、字幕付与可能な放送番組の対象とされたことによって、生放送番組に対する字幕付与が新たな課題となっている。各局では、生放送番組への字幕付与に対応するに当たり、ニュースといった生放送番組が集中する時間帯や、早朝・深夜といった体制が組みづらい時間帯における番組には、字幕付与に対応できないケースが出てきている。

これらの現状を踏まえ、まずは生放送番組での字幕付与に当たり、現在主に採用されている 4 つの方式について下記のとおり整理を行った上で、字幕放送等に係る新たな技術開発について、それぞれの技術・システムの概要、特徴、課題等を整理する。

図表Ⅳ １３　生放送での字幕付与方法

方式	ダイレクト方式	リスピーク方式	テキストデータ送出方式	リレー方式（キーボード入力）
概要	発言者の発話を直接音声認識エンジンでテキスト化し、校正のうえ字幕化。	発言者の発話をうけ、リスピーカーが要約等を行ったうえで再度発話して音声認識エンジンでテキスト化。	放送用原稿をあらかじめ字幕化し、タイミングをみて送出する方式。送出自動化も実用化。	発言者の発話を聞き、入力者がキーボードでテキスト入力し、校正のうえ字幕化。速記をベースにした入力装置（高速入力用キーボード）が実用化。
利用技術	音声認識技術	音声認識技術	字幕送出	高速入力用キーボード（速記用）
必要人員	・校正作業者：1	・リスピーカー：1 ・校正作業者：1～2	・字幕送出（手動）：1	・入力者：４６
メリット	・人員負担小	・音声認識向上（校正負担減）	・人員負担小（字幕送出１名）	・複数人が会話を行う場合であっても字幕付与可能
デメリット	・音声認識率が低い（校正の負荷大） ・単語登録等の事前準備が必要	・リスピーカーが必要 ・単語登録等の事前準備が必要	・放送用原稿が必須	・人員負担大（入力者の確保） ・速記タイプの場合、入力者の育成
適用番組	ニュース、野球中継（NHK）	スポーツ番組、歌番組、情報・バラエティ番組（NHK）	ニュース（民間放送局）	ニュース：速記タイプ（NHK、民間放送局）、ニュース：キーボード（民間放送局）、歌謡/情報番組：キーボード（NHK）、スポーツ番組：キーボード（民間放送局）

(2) ダイレクト方式

①現状

＜概要＞

音声認識技術を利用し、アナウンサーの発話を直接音声認識エンジンによりテキスト化し、校正のうえ字幕化する方式。

図表Ⅳ 1 4　ダイレクト方式による生字幕制作

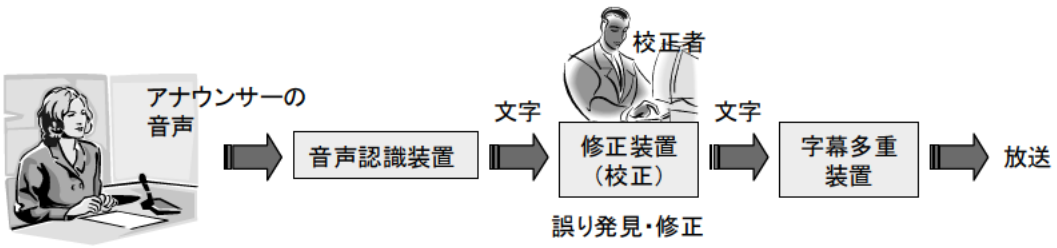

＜必要人員＞

校正作業者：1～4 名（NHK の場合はチーフプロデューサー1 名、技術者 1 名、校正者 1 名等の計 4 名程度）

＜メリット＞

・必要となるスタッフが少なくて済み、人員負担が小さい。

・原稿読み上げ部分については、一定の音声認識率（98%）が得られる。

＜デメリット＞

・音声認識装置において、単語登録等の事前準備が必要となる。

・原稿読み上げでなく自由発話部分については音声認識率が低い（校正の負荷が大きい）。ニュースでの街頭インタビューや中継は自由発話であるため、対応が困難。また、複数の話者がいる番組や雑音が多い場合には対応が困難。

＜適用番組＞

NHK では、解説、アナウンスのみで構成され、それ以外の雑音が入らない番組がダイレクト方式の対象となっており、現状では米メジャーリーグ野球中継で採用されている。野球、相撲をはじめとするスポーツ番組は用語も限られており、音声認識率が高く、実用段階にある。

ニュースで利用された実績もあったが、中継など対応できないパートはリレー方式に頼らざるを得ないことから、現在、ニュース番組ではリレー方式（速記タイプ）に一本化されている。

東日本大震災時には、平成 23 年 3 月 15 日～18 日の 4 日間に放送された一部の時間帯でダイレクト方式による字幕付与を試行した。

②技術開発例１

○名称（開発主体）

ハイブリッド型字幕制作システム（NHK）。

○技術開発の目的

ダイレクト方式では原稿読み上げ部分に限定されていた字幕付与可能範囲の拡大。

アナウンサーの原稿読み上げにはダイレクト方式を適用し、自由発話からなる街頭インタビューをはじめダイレクト方式では高い認識精度が得られない場合にリスピーク方式に切り替えることで対応する。

○技術・システムの概要

音声認識装置では、入力音声の波形をもとに発話区間を特定し、男女いずれの発話であるかを自動判別する。音声認識エンジンでは、電子化されたニュース原稿をもとに様々な単語の接続確率を事前に学習した言語モデルや、各単語の発音記号を収録した発音辞書等を利用して、発話内容に該当する文字列を探索し、認識結果を出力する。

音声認識装置が出力する単語列は、修正装置のタッチパネルモニターにリアルタイムで表示され、オペレーターが対応する音声を聞きながら確認する。誤認識の単語を発見すると、それを指でタッチして選択し、キーボード入力にて修正し、字幕となるテキストを送出する。

図表Ⅳ １５　ハイブリッド型字幕制作システムの概要

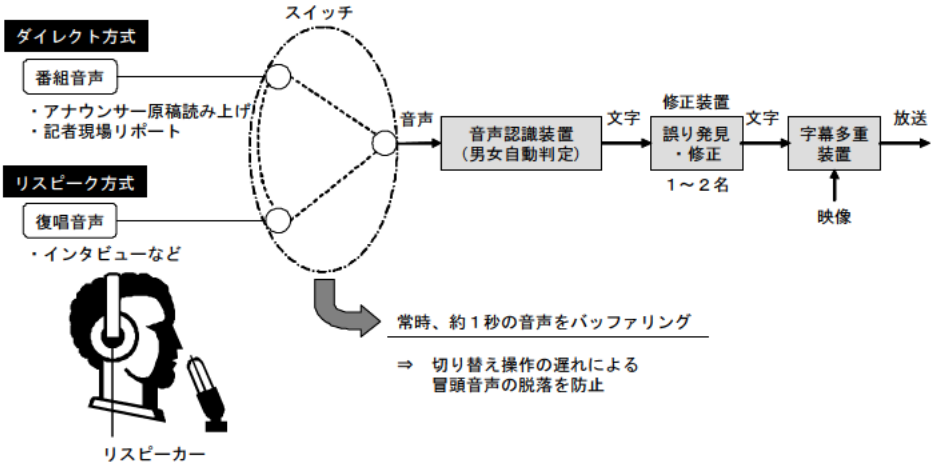

資料：本間真一（NHK放送技術研究所）「生字幕制作のための音声認識」
（http://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/rd122/pdf/P25-31.pdf）より作成

図表Ⅳ-1-6　ハイブリッド型字幕制作システムの修正装置画面

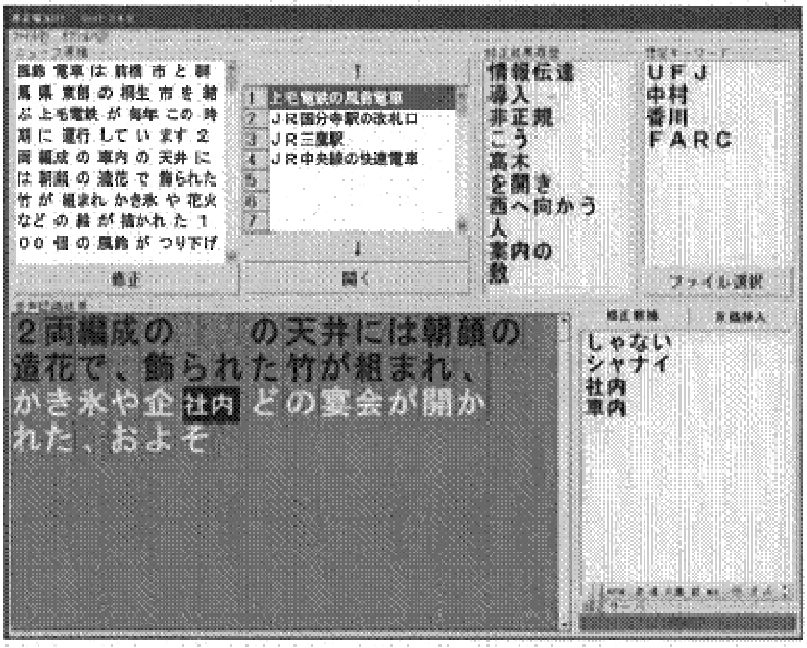

資料：本間真一（NHK放送技術研究所）「生字幕制作のための音声認識」
（http://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/rd122/pdf/P25-31.pdf）より

○技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

ダイレクト方式とリスピーク方式を組み合わせることで字幕付与可能な範囲が広がり、音声認識装置を番組全体に適用できるようすることができる。また、入力音声の男女自動判別機能の導入により、従来自動判別機能がなかったために男女別に必要であった音声認識装置が 1 台に統合された。

修正装置は従来誤り発見用と誤り修正用の端末をセットで運用していたが、本システムでは装置の台数を想定される音声認識精度に応じて変更できるようになった。さらに音声認識率も向上[1]し、発話内容がある程度限定された記者の現場リポートもダイレクト方式で認識可能となった。また、ダイレクト方式のみで対応する場合に 4 名程度必要としていたオペレーターを、ハイブリッド方式で対応することによって 1～2 名に削減できた。

○課題

ニュース番組に出演する解説者がニュース解説を行う部分はリスピーク方式で

[1] スタジオのメインアナウンサーの原稿読み上げ部分の認識率は 95%から 98%に向上。音声認識率は（（発言単語数－修正単語数）÷発言単語数）で算出しており、認識率 95%では 6 秒に 1 単語程度の誤認識に相当する。

対応するが、前述の原稿読み上げ部分をダイレクト方式で音声認識する場合よりも音声認識精度が低くなり、修正作業に負担がかかって遅延が生じるようになる。ニュースの場合には正確性が重視されるため、95%以上の認識率が求められるが、解説者がニュース解説を行う部分が増えると、この水準を下回ってしまうこともあるため、ハイブリッド方式による対応が難しくなる。

○実用化の状況（実用化の目途）

平成 23 年度末に導入予定。

③技術開発例２

○名称（開発主体）

自由発話音声認識（NHK）。

○技術開発の目的

自由発話部分の音声認識率向上及びリスピーク方式からダイレクト方式への移行。原稿・台本がなく、出演者が自由に発話する部分（自由発話部分）を多く含む番組については、従来リスピーク方式が適用されてきたが、ダイレクト方式により自由発話部分の音声を直接認識する精度を向上させ、字幕付与を行うことで、効率化に役立てる。

○技術・システムの概要

発声があいまいとなる傾向の強い自由発話音声に対する誤認識の傾向を学習することで誤認識の識別能力を高める手法を導入し、認識精度を向上させる。ニュース用の言語モデルの学習では、大量の電子化されたニュース原稿が利用できるが、自由発話である話しことばの学習では、大量の電子化されたテキストは存在しないため、新たに書き起こし文を作成する必要があり、コストがかかる。そこで、大量の電子化された原稿に少量の自由発話の書き起こし文を適度に混合したテキストを作成・利用することで、自由発話の特徴をモデルに反映させる方法を検討している。

○技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

報道情報番組「クローズアップ現代」のゲスト対談部分を使用した評価では、研究着手時点での認識率 75.5%から、モデルの改善により認識率が 88.7%に向上した。

〇課題

報道番組としては、まだ十分な認識率（報道番組において実用化可能なレベルは 95%程度）に達しておらず（前述の通り現状の認識率は 88.7%）、さらなる精度の向上が必要となっている。自由発話音声の不明瞭さ（早口等に見られる発声変形）や話しことばの対策による改善が進められている。

〇実用化の状況（実用化の目途）

認識精度向上を目指した研究を実施中。

(3) リスピ　ク方式

①現状

＜概要＞

専任の話者（リスピーカー）がアナウンサーの発話を中心とする番組音声を聞き取り、アナウンサーの発話内容のうち、番組の映像を見れば理解できる部分については要約・省略を行い、かつ、アナウンサーの発話内容に含まれない拍手や歓声等については補足したものを発話する。音声認識技術を利用して音声認識エンジンでテキスト化する（現状の認識率 95%）。民間放送局では、発話音声の認識結果を分割して複数の校正作業者に振り分けるシステムを自動化することで、各自の作業範囲を明確化し、作業者間でのコミュニケーションを不要にする作業分散化システムも実用化されている。

NHK では、アナウンサーやリポーターの OB・OG 等がリスピーカーを担当しており、それぞれスポーツ、情報といった得意分野を持っている。音声認識装置はリスピーカーごとに学習・適応させ、番組のジャンルに応じてコーパス（辞書）を作成する[2]ことで実用化が可能となる。

ワイドショー等の複数人が話す生放送の情報番組では、原稿や台本がなく、話題も変わっていくため、単語登録等の事前準備が十分にできず、ダイレクト方式による音声認識では対応が難しい。そこで、複数人が話す生放送の情報番組ではリスピーク方式での対応が進められている。NHK のアナウンサーOB がリスピーカーとなり、文字にした際にわかりやすい表現に言い換える。複数人の発話を全てリスピーカーがアレンジし、色分けされたボタンを押してから言い直すことに

[2] 例えばニュースの場合にはニュース原稿から収録語を取り込む。

よって、画面の字幕では発話者名とともに色分けされたテキストが表示される。

図表Ⅳ 1 7　リスピ　ク方式による生字幕制作

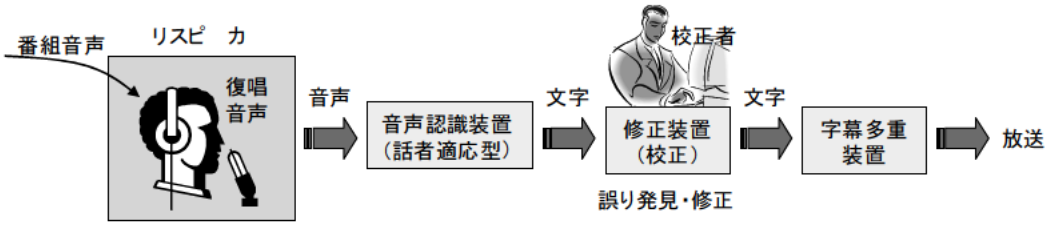

＜必要人員＞

リスピーカー：1 名、校正作業者：1～2 名。

＜メリット＞

・背景雑音の大きい番組、複数の出演者が話す番組にも対応できる。
・専任の話者に適応した音声認識装置を使うことで、音声認識率の向上（校正負担の軽減）が期待できる。
・発話にない拍手や歓声、状況等を補足できる。
・校正作業者の育成は 1～2 週間で可能であり、他の方式と比べて容易である。

＜デメリット＞

・要約、アドリブが入るため、番組音声を完全に再現するのが難しい。
・リスピーカーの人員負担。
・話者に合わせた音声認識を行うための音声登録、単語登録等の事前準備（2 時間程度）が必要となる。

＜適用番組＞

NHK では、歓声をはじめとする背景雑音、話しことば特有の不明瞭な発話等の原因により、番組音声を直接音声認識させることが困難な番組（スポーツ番組、歌番組等）を対象としている。音声認識装置に登録可能な語彙数を拡張（4 万語→10 万語）したことなどにより認識率が向上したため、適用可能な番組数が増えており、平成 22 年 4 月から「スタジオパークでこんにちは」での運用が行われるなど、近年では情報・バラエティ番組への適用も行っている。

また、一部民間放送局では、野球中継に利用している。

(4) テキストデ　タ送出方式

①現状

＜概要＞

放送用原稿からアナウンサー向けの注釈といった不要な情報を削除し、字幕表示に適したテキストデータに加工しておき、運用スタッフが放送の進行状況をモニターしながらタイミングに合わせて順に送出させていく方式。送出を自動化するシステムも実用化されている。

NHK では、台本どおりに進行される番組に適用されている。また、他の方式と組み合わせて利用されることも多い（放送時に原稿と異なる内容になりそうな部分については他の入力方式等で対応）。

＜必要人員＞

字幕送出（手動）：1 名　※送出を自動化した場合には不要。

＜メリット＞

・運用スタッフは、字幕送出が手動の場合でも 1 名（自動化した場合は不要）となり、人員負担が小さい。
・放送前の準備作業の時間が 30 分程度と、他の方式と比べて短縮される。
・送出を自動化した場合には運用人員は不要となり、字幕表示の遅延もほとんどないことから、緊急放送の字幕付与にもあらかじめ準備可能な定型的表現であれば適用できる。

＜デメリット＞

・放送用原稿が必須で、話者が原稿どおりに発話しない場合には対応できない。
・放送用原稿に作成者の癖がある場合、それを直すための手間がかかる。

＜適用番組＞

ニュース番組をはじめ、原稿や台本等が固まっているものを対象としている。最近では、原爆式典で採用された。

②技術開発例

○名称（開発主体）

全自動リアルタイム字幕制作システム（NTT コミュニケーションズ）。

○技術開発の目的

放送局における生放送番組に対する字幕付与作業の省力化。

○技術・システムの概要

放送用原稿は、自動変換機能によりワンクリックで自動的に字幕テキストに変換される。一方で、放送中のアナウンサーの発話は、NTT サイバースペース研究所が開発した音声認識技術（VoiceRex）により音声認識され、テキスト変換される。この技術は放送局との実験結果を反映して認識精度を高めており、アナウンサーが抑揚をつけて話した場合でも認識率 90%台に達する。

最後に、アナウンサーの発話の音声認識結果と、事前に自動生成した字幕テキストを照合した上で、アナウンサーの発話のタイミングに合わせて字幕をリアルタイムに自動送出する。

図表Ⅳ １８　全自動リアルタイム字幕制作システムの概要

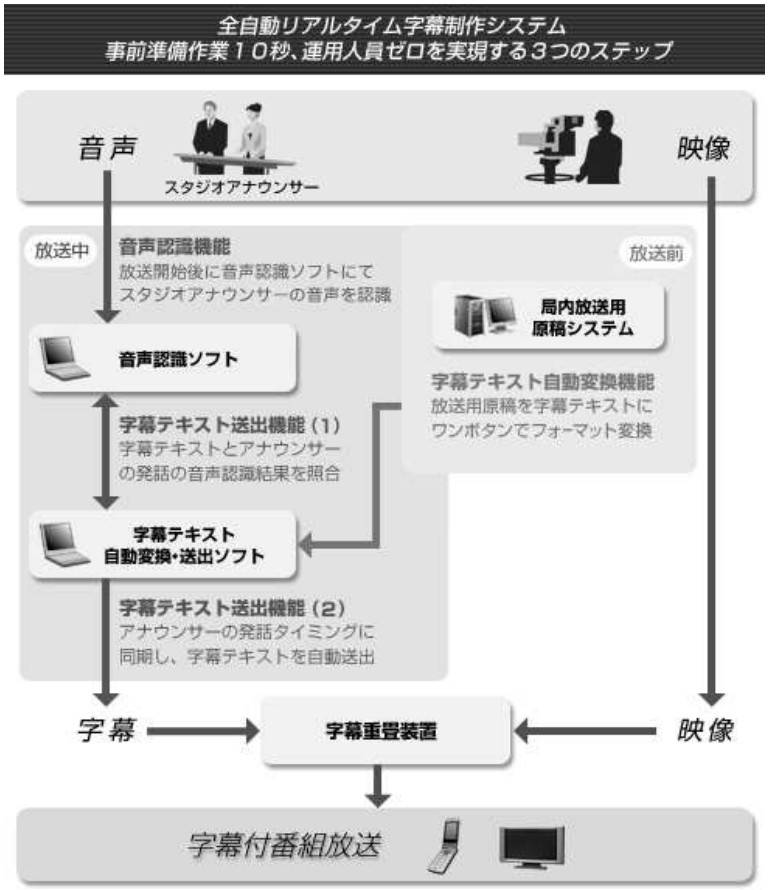

資料：NTTコミュニケーションズHP
（http://www.ntt.com/ict/library/future/jimaku.html）より

〇技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

放送前の事前準備としては字幕テキストへの自動変換に要する約 10 秒のみであり、運用スタッフが不要となる。また、字幕表示の遅延 1～2 秒と短く、ほぼリアルタイムで字幕が表示される。

〇課題

字幕テキストの作成のために放送用原稿が必要となるため、原稿がない番組には適用できない。また、複数人が同時に発話した場合は音声認識が困難になり、字幕を修正する人員が必要となる。実際に導入する際には自動変換機能と音声認識機能のカスタマイズが必要となり、特に地方局にとってはそのコスト負担が大きい。

〇実用化の状況（実用化の目途）

平成 20 年 1 月より商用化サービス開始（導入例はなし）。

(5) リレ　方式（キ　ボ　ド入力）

①現状

＜概要＞

アナウンサーの発話を聞き取り、入力者がキーボードでテキスト入力したものを、校正者が修正した上で字幕化する。速記をベースにした入力装置（高速入力用キーボード）が実用化されており、この装置を使って専門事業者が高速入力を行う方法と、局内やグループ会社で通常のキーボードで入力する方法がある。スタッフや設備を全て局内に配置する必要はなく、遠隔地での対応も可能である。

＜必要人員＞

入力・校正・送出スタッフ：4～10 名。

＜メリット＞

- 複数人が発話する場合や、放送用原稿・台本がない場合等でも字幕付与が可能であり、適用範囲が広い。
- 制作（字幕入力）現場とテレビ局が離れていても字幕制作は可能であることから、地方局にも適用できる。

＜デメリット＞

・入力者が必要となり、音声認識を利用する方式に比べて人員負担が大きい。
・高速入力を行う方法では、専門スタッフの確保が必要となる。専門のスタッフは限られており、育成にも時間がかかるため、需要が集中する時間帯には人手不足となる。

＜適用番組＞

NHK では、報道系を高速入力タイプ、歌謡番組・情報番組等を通常キーボード入力タイプといったかたちで使い分けている。

民間放送局では、いずれの方法についても、ニュース、スポーツ、情報・バラエティ番組等、幅広いジャンルで適用されている。

②技術開発例

○名称（開発主体）

高速入力用キーボード「ステノワード」（スピードワープロ研究所）。

○技術開発の目的

テレビ放送における発話内容の高速入力、リアルタイムでの字幕データ作成。

○技術・システムの概要

テレビ放送における発話内容を高速でテキスト入力し、リアルタイムで字幕データを作成する。

母音 5 種と子音 5 種の 10 種のキーが横に並び、この 10 個のキーの組み合わせで日本語の高速入力ができる。

図表Ⅳ １９　高速入力用キ　ボ　ド「ステノワ　ド」

資料：スピードワープロ研究所HP（http://www.speed-wp.co.jp/laboratory/）より

キーボード入力後、校正した文字データを放送局に送出する。入力者 1 名と校正者 1 名の組み合わせを 3 組配置し、発話を区切りながら順に入力していく方式

で字幕を制作している。3 組が並行して入力する際に抜けや重なりが出ないよう、ランプの点灯、ヘッドホンからの音声出力（両側／片側）、表示画面による確認、及び入力者による先頭文字の発声等により制御している。

図表Ⅳ 1 10　高速入力システムの概要

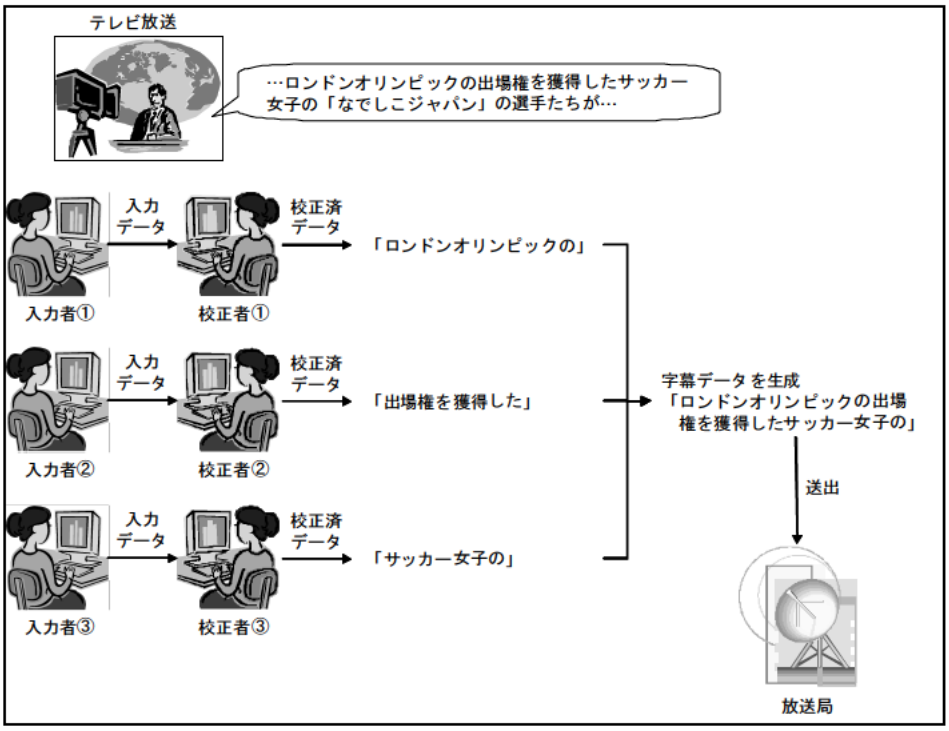

〇技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

習熟すると 1 分間に 300 文字以上[3]と、通常のキーボードよりも高速で入力が可能となる（実際の放送における発話の速度は 1 分間に 400 文字程度。）。リアルタイムで字幕オペレーターが入力する方式は、事前の作業負担や精度、情報量といった観点から、他の方式と比べて最も実務的である。

字幕データは、放送での発話後 1～2 秒以内に送出されている。（実際の放送では一定間隔で表示されるようテレビ局側で調整。）

〇課題

早朝から深夜まで様々な番組に字幕を付与するために、オペレーターのやりくりが課題となる。連続入力時間は 1 人あたり、1～1.5 時間程度としており、長時間の番組や 24 時間放送の場合には、交代要員・チームを確保する必要がある。

また、オペレーターの育成にも時間がかかる。生放送のオペレーターとしては、

[3] 日本情報処理検定協会主催のパソコンスピード認定試験では、最高位の初段で 10 分間で 1500 文字以上（1 分あたり 150 文字程度）の入力が要求される。

検定試験 1 級（320 字／分以上の入力ができる）が最低条件であり、そこまでの育成に 1～2 年程度を要する。さらに実地訓練が必要となるため、当初から現場に出るまでには 3～4 年かかる。放送用の原稿がない場合でも入力できるよう、オペレーターの国語能力も高めなければならず、そのために新聞の書き写しや国語辞典を使った全ページ書き取り学習も必要となる。

そのほか、放送時間帯が重なり、各局の需要が集中した場合には、それらに対応しきれないといった問題もある。特に、民間放送キー局の放送が優先されるため、地方局では受け皿がなくなる場合がある。

〇実用化の状況（実用化の目途）

既に実用化されており、NHK、民間放送キー局・地方局におけるニュース番組、報道番組、バラエティ番組の他、特別番組、緊急放送番組等でも採用されている。

1.2.2 解説放送

①現状

解説放送は、NHK総合で総放送時間の約6%、教育で10%程度実施されているが、民間放送局では大半の局で 1%以下という状況である。

解説放送が行われるジャンルとしては、ドラマ、バラエティが多い。

現在のところ、地上デジタル放送において、解説音声は全ての番組に付与できるわけでなく、設備上の理由により、解説音声を処理できない場合が２つある。１つは、例えばステレオ２カ国語放送のように、２つのステレオ音声を使用している場合である。この場合は、設備上、処理可能な音声サービス数は２つまでであるため、３つ目の音声サービスとなる解説音声を付与することができない。もう１つは、5.1チャンネルサラウンド放送番組の場合である。この場合は、設備上、別の音声サービスが処理できないため、解説音声を付与することができない。

解説放送の制作には、本編音声の隙間に解説音声を入れ込む台本作りをはじめ独特のノウハウが必要となる上、費用・体制面での負担が大きいことも課題となっている。また、解説放送の制作には 2 週間程度を要するため、放送直前に納品される収録番組には対応できず、結果として再放送の際に解説が付与される場合もある。ラジオドラマのスタッフやアナウンサーを起用して、スケジュールの空いたところで制作するケースもあり、その場合には放送用素材が 1 ヶ月前にできていなければ

難しい。

なお、視覚障害者のニーズが高い外国語のインタビューについては、主音声で可能な限り日本語の吹き替えを実施している局もある。

②技術開発例

○名称（開発主体）

解説放送番組制作支援技術（NHK）。

○技術開発の目的

視覚障害者向け解説放送番組制作の拡充・効率化。

○技術・システムの概要

平成 21 年度から、解説放送番組の制作者を支援する解説放送番組制作支援システムの研究を開始。高度な専門性が必要とされている解説放送番組を、経験豊富なスタッフでなくても効果的・効率的に制作できるよう、解説が必要なシーンについて画像認識技術を用いて自動検出する技術や、過去の解説台本をデータベース化して解説文の用例提示を行う技術の要求条件を決定した。

また、解説放送番組の台本作成に当たり、本編音声の有無を視覚化し、その隙間に解説音声を入力するといった作業を支援するエディターを開発した。

○技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

音声を視覚化することにより、高度な専門性の必要となる解説放送番組の台本作成を効率的に行うことができる。

○課題

本システムが適用できる工程は解説放送番組制作の一部にとどまる。解説放送番組の制作には全体で 1 週間程度を要するが、そのうち本システムでは、6 時間を要する解説台本作成工程においてのみ、効率化を図ることができる。そのため、その他の解説音声収録等の工程においては、本システムが適用できず、全体的な効果が小さいことから、試験的に利用されたものの、採用には至らなかった。

○実用化の状況（実用化の目途）

現在、研究開発は行われていない。

1.2.3　手話放送

①現状

手話放送は、現在 NHK 教育では総放送時間のうち、２%程度実施されているが、ＮＨＫ総合や民間放送局ではほとんど実施されていないのが現状である。民間放送局でもわずかに手話放送を付与している場合があるが、費用や体制面で負担が大きく、現状を維持しているような状況である。このように手話放送の普及が停滞している最大の原因は、放送時に常に手話画面が表示されるため、画面が一部制限されてしまうことにある。

②技術開発例

〇名称（開発主体）

CG による手話放送サービスに関する基礎的研究（NHK）。

〇技術開発の目的

聴覚障害者向け手話放送サービスの効率的作成・拡充。

〇技術・システムの概要

平成 21 年度より、日本語テキストからの手話への自動翻訳による手話 CG 放送サービスの技術的可能性について検討した上で、平成 23 年度よりアニメーションの自動生成の研究を開始した。手話を表現するための手指動作と顔表情のうち、手指動作について、手話通訳者の動きをモーションキャプチャーで録り、手話 CG モデルを構築した。また、日本語テキストからの翻訳に必要な日本語-手話対訳辞書を作成するとともに、類義語の使用により日本語語彙数を自動拡張する技術を用いて、約 4,900 語から約 86,600 語まで語彙数を拡張した。

図表Ⅳ-1-11　日本語-手話対訳辞書

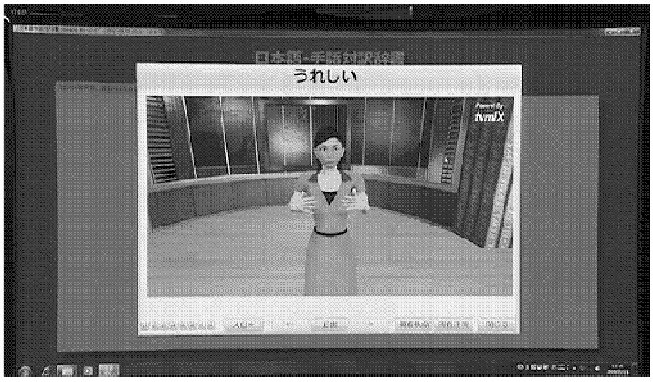

資料：NHK放送技術研究所ホームページ
（http://www.nhk.or.jp/strl/open2010/tenji/flv/jpn/16.swf）より

○技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

アニメーションにすることで、画面サイズの拡小、アングル、キャラクターの変更といったアレンジが可能となった。また、TVML（TV program Making Language）や言語処理の研究の蓄積を活かして、例えば、手話通訳者の動作に、手指だけでなく唇の動きまで取り込む等、自然で高品位な CG モデルを構築した。

○課題

手話の文法等を表現するための表情については、ようやく研究を始めた段階である。

表示については、丸ワイプ[4]で画面の一部に表示する方法は評判がよくない。テレビ放送にインターネットで送信される情報を追加し、同時に画面に表示するハイブリッド・キャスト[5]等の応用を検討する必要がある。

○実用化の状況（実用化の目途）

今後 5 年程度で気象番組のような定型表現が多いものに対応できるアニメーション手話の技術基盤の開発が目標。

1.3 今後の字幕放送等の普及促進に当たっての課題及びその解決策

ここでは、今後の字幕放送等の普及促進に当たっての課題及び解決策を、主に生放送での字幕付与に関連して示す。

1.3.1 音声認識技術を活用したダイレクト方式・リスピ ク方式における適用範囲拡大

字幕放送の普及促進のためには字幕付与のコストダウンが不可欠といえる。前述 1.2.1 で示した生放送での字幕付与方式のうち、リレー方式は相対的に多くの人員が必要であることから、それだけ人件費がかかる。そのため、音声認識技術を利用したダイレクト方式及びリスピーク方式の適用を増やしていくことが求められよう。ダイレクト方式及びリスピーク方式については、番組のジャンルによって発話者の特定／不特定、原稿や台本の有無、背景雑音の大きさ等が変わり、音声認識技術の特性上、認識精度に大きく影響するため、適用できる番組が限られてしまう。従って、適用で

[4] 画面上に丸型の小窓で映像を表示すること。
[5] デジタル放送システムに通信サービスを融合し、放送と通信が機能的に連携してテレビを軸にさまざまなサービスを展開するための基盤となるシステム。

きる番組の拡大が字幕放送等の普及促進に当たっての課題となる。

その解決策としては、前述 1.2.1(2)で示した通り、ダイレクト方式とリスピーク方式を組み合わせることでそれぞれの不得意分野をカバーした「ハイブリッド型字幕制作システム」の実用化を推進することで、適用範囲を拡大していくことが有効である。また、現在適用できていないジャンルの番組であっても、誤認識が一定程度少なくなれば校正作業の負担が軽減し、適用できるようになる可能性があるため、音声認識の精度そのものを向上することも重要となる。

また、本方式においては生放送中にリスピーカー、校正作業の人員が必要となるが、24 時間体制で人員を確保することは難しく、例えば早朝、深夜での番組や緊急放送が必要となった場合には対応が難しい。そこで、リスピークや校正作業の在宅対応を可能とするといったシステム開発等が求められる。

この点、海外では可能な限り字幕放送を実施するために、字幕付与作業の効率化を徹底している例がみられる。英国では多くの番組でリスピーク方式が採用されており[6]、最低限の人員で字幕を付与できる体制がとられている。英国では、字幕の正確さよりも、字幕付与番組を増やすことに重きが置かれているといえ、我が国においても、限られた予算のなかで効率的、効果的な字幕付与のあり方を検討するといったアプローチも必要であると思われる[7]。

1.3.2 リレー方式における専門スタッフの育成支援

リレー方式については、前述 1.2.1(5)で示した通り、放送中に入力・校正等の運用人員が必須となるが、一定の専門的技能を備えたスタッフの確保は容易でない。特に高速入力に対応できるオペレーターは限られており、また、その育成には数年を要することもあって、各局の需要に対して不足している状況にある。これに対しては、人材の需給バランスに考慮しつつ、専門スタッフ育成に係る検討が求められる。

1.3.3 地方局におけるインフラ整備支援

地方局においては、生放送での字幕放送等のための人員や設備を自ら確保できる局はごく一部であり、外部にも字幕制作の受け皿がほとんどない。従って、地方におけ

[6] BBC では 60%の番組でリスピーク方式によって字幕制作されている。

[7] ニュースなど特定のジャンルでは、報道機関がインターネットを通じて、テレビと同等かそれ以上の情報提供が行われている。テレビの字幕放送のあり方を検討する際には、こうしたインターネットなど新しいメディアの普及状況なども踏まえ、総合的に検討していくことも求められよう。

る字幕制作の人員と設備を整備することが課題となっている。このため、地域の放送局が共同で字幕制作を効率的に行う取組みの促進なども必要とされている。

【参考：字幕制作会社を放送局が共同で設立した事例】
　字幕放送の普及による情報のバリアフリー化と障害者に対する新たな職域の提供による地域社会への貢献を目的として、福岡県の放送局 5 社と九州電力等が共同で平成 16 年 7 月に「株式会社九州字幕放送共同制作センター」を設立。九州地域の自主制作番組を中心に、30 弱のレギュラー番組字幕付与を行っている。

1.3.4　再放送時の解説放送の付与促進

解説放送の制作には 2 週間程度を要するため、初回放送のときに解説付与が間に合わなかった番組に対して、再放送の際に新たに解説が付与されることがしばしばある。これを踏まえ、解説放送の普及に向けて、まずは再放送時の解説放送の付与を促進することが考えられる。

1.3.5　手話放送の表示／非表示を選択する機能の付与

手話放送においては、ワイプで手話画面が表示され、映像の一部が制限されることが普及促進の大きな課題となっている。そのため、字幕のように、視聴者側で手話画面の表示／非表示を選択できる機能が求められている。そのような機能を実現するため、前述のハイブリッド・キャストを可能とする規格づくりが求められる。

２．通信における字幕付与

テレビ番組のインターネット配信に代表される、通信における字幕付与の状況について調査を行った。さらに、通信媒体での字幕付与の推進に当たっての課題を抽出し、運用面も含めてその解決策を整理した。

2.1　通信における字幕付与の状況

2.1.1　通信における字幕付与の現状

NHK では、放送した番組を PC や高機能 TV 等に有料で配信する VOD（ビデオ・オン・デマンド）サービス[8]「NHK オンデマンド」を展開しており、PC 向けに計 15 番組（PC 向け全体の 13～15%程度）で字幕を付与している。

民間放送局でも同様の VOD サービスが行われているが、ビューアーに字幕データを重畳する機能が備わっていないことやニーズが把握できていないことから、配信番組での字幕付与が進んでいない。平成23年度に入り、字幕表示機能を備えたYouTubeを使ったネット配信が一部で試行されている。

YouTube を使って配信する場合には 2 通りの方法がある。1 つは、局側から動画データと合わせて字幕データを提供し、その字幕データをもとに YouTube 側の字幕表示機能を用いて字幕表示する方法である。もう 1 つは、局側から動画データのみ提供され、動画の音声を YouTube 側で音声認識することにより字幕データを作成し、作成した字幕データをもとに字幕表示する方法である。

前者では、YouTube からの要請で字幕データの提供に協力するかたちとなっており、字幕データは生字幕あるいはネットやモバイル配信の際に作成したもの等を適宜利用している。他の用途に使った字幕データを利用することで字幕の正確性が担保できる点がメリットであるが、事前に字幕データを準備する手間がかかるというデメリットがある。一方、後者の方法では、事前に字幕データを準備する必要はないが、音声認識が不完全であることから、字幕のクオリティ・コントロールが難しいという問題がある。

2.1.2　通信媒体で番組配信する際の字幕付与に関わる技術

NHK では、NHK オンデマンド（NOD）のリニューアルにあわせて、NOD 字幕自動変換技術を開発し、字幕付与機能を追加した。

---

[8] 利用者の要求に応じて、様々な映像コンテンツを配信するサービス。

○名称（開発主体）

NOD 字幕自動変換技術（NHK、エル・エス・アイ ジャパン）。

○技術開発の目的

放送で使用した字幕素材を NHK オンデマンドで利用できる形式に自動変換し、字幕付与の工程を効率化する。

○技術・システムの概要

放送用の字幕素材をパソコンの動画再生ソフトウェア（NHK オンデマンドではフラッシュビデオを使用）で表示可能な字幕形式 TTML（Timed Text Markup Language）に自動変換する技術を開発。テレビ放送と同様に、文字色、背景色、ふりがな、表示位置、点滅表示、下線表示、囲み文字等の設定ができるようにしている。

図表Ⅳ-1-12　字幕自動変換の流れ

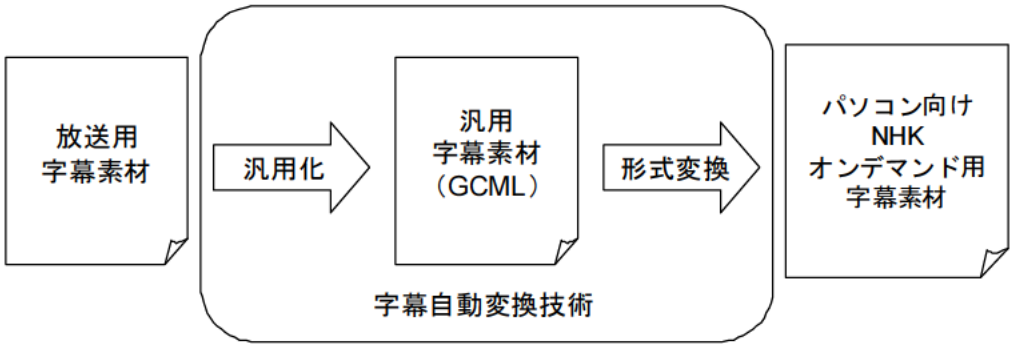

資料：NHK報道資料（http://www.nhk.or.jp/pr/marukaji/pdf ver/264.pdf）より作成

○技術・システムの特徴（従来技術との比較、効果）

変換技術で使用している汎用的な字幕言語 GCML（General Caption Markup Language）は、パソコンで扱いやすい XML（Extensible Markup Language）[9]構造であるため、字幕から抜き出したテキスト情報をメタデータとして活用できるようになる。これにより、番組のシーン検索等への活用の実現も期待できる。

○実用化の状況（実用化の目途）

平成 22 年 4 月より、1 日 4～5 本程度のドラマ番組においてパソコン向け字幕サービスの試行を開始。

---

9 目的に応じて文書やデータの意味・構造を記述するためのマークアップ言語の作成に当たって汎用的に使うことができる仕様。

2.1.3　課題

(1) クロ　ズド・キャプション機能の付いたプラットフォ　ムの構築

YouTube 等、通信を利用して配信する場合に、ユーザー側のビューアーで字幕の表示／非表示を選択するクローズド・キャプション機能が必要となる。字幕のあるものとないものの 2 通りのソースを提供することは局にとって負担が大きく、現実的ではない。民間放送各局においては、字幕放送や字幕データといった素材はあるので、クローズド・キャプション機能が備わった標準化されたプラットフォームがあれば、字幕放送の配信がしやすくなるとの意見が多い。

(2) 映像素材を加工した場合の字幕表示への対応

放送局が自ら VOD サービスにて番組を配信するに当たり、ネットでの配信が許諾されていない映像素材をカットしなければならないケースがある。また、有料サービスであることから一定の品質を担保する必要があり、番組中の間違った内容等も同様にカットする必要が生じる。このように映像素材が一部カットされた場合、字幕を表示するタイミングも変わってしまう。そのため、改めてタイミングのズレを調整する必要が生じることから、現在のところ、加工の必要がなく、放送時と同じものを配信する番組でなければ、字幕付与は難しい状況である。

2.2　今後の字幕付与推進に当たっての課題及びその解決策

今後は、各局においては、過去に放送した番組を通信媒体で配信するケースが多くなり、それに従ってＶＯＤサービスにおける字幕付与へのニーズも高くなっていくものと考えられる。

放送局において、ドラマをはじめとして字幕を付与した番組については字幕データをもっているため、まずは、クローズド・キャプション機能をもつビューアーの普及を進めることが求められる。そうした環境づくりを進めるとともに、ユーザーとなる障害者、高齢者のインターネット利用の状況に鑑み、インターネット配信でのテレビ番組での字幕付与を、地上波放送と同様に位置づけることの検討も求められよう。

また、通信媒体で配信する番組に対して字幕付与が進まない原因の 1 つに、著作権等の問題により放送時に使用した字幕素材をそのまま利用できない場合には、インターネット配信向けに編集しなければならないことがある。このため、映像を一部カットした場合に、もとの字幕データから、映像カットに合わせた字幕データを自動生成するシステムの開発など、効率的に通信媒体向け字幕番組を制作する仕組みづくりが求められる。

３．字幕デ　タを活用した新たなビジネスモデル創出の可能性

テレビ番組に付与される字幕データの二次利用の状況について調査を行った。さらに、字幕データを活用した新たなビジネスモデルの可能性について検討した。

3.1　字幕デ　タの二次利用の状況

現状、字幕データの二次利用は積極的に行われていない。テレビ番組を DVD やモバイルコンテンツ、デジタルサイネージ向けコンテンツ（ニュース）として提供する際に、以前作成した字幕データを利用するといった一部での活用にとどまっている。

3.2　字幕デ　タを活用した新たなビジネスモデルの可能性

テレビ番組に字幕を付与することは大きなコストがかかることから、今後字幕付与を促進するためには、字幕データを活用することによって新たな収益機会が得られるといったことが求められる。こうした観点から、いくつか新たなビジネスモデルの可能性を検討した。

3.2.1 モバイル端末/デジタルサイネ　ジ向けコンテンツでの活用

今後モバイル端末での動画視聴やデジタルサイネージの普及が拡大していくことが想定される。こうした用途向けにテレビ番組を提供していくに当たっては、屋外や公共の場でも音声を出力せず利用できるようにするために字幕は不可欠であり、テレビ番組の二次利用を積極的に進めているテレビ局では、モバイル端末やデジタルサイネージでの配信が想定されるテレビ番組には字幕を付与することが当然になっていくものと考えられる。そこで、モバイル端末やデジタルサイネージといった新しい媒体でのテレビ番組の流通を促進することは、テレビ番組への字幕付与が促進される側面がある。ただし、テレビ番組と、モバイル端末やデジタルサイネージで流通する番組では規格が異なるため、モバイル端末やデジタルサイネージ向けの番組にテレビ番組で付与した字幕データをそのまま使用できないといった問題があることから、規格の統一化を図ることが必要である。

3.2.2 テレビ番組の二次利用時の活用

海外からテレビ番組の放映権を得た場合、日本語字幕が付与されていない番組には、放映時にテレビ局が字幕を付与しているが、後日、同じ番組を他のテレビ局が

放映する場合には、海外から、番組に字幕が付与されていない状態のものが納品されるため、再度、字幕を作成して付与することがある。このような重複した字幕制作を避けるため、字幕データをアーカイブ化し、その番組の放映時に再利用（字幕データ販売）することが考えられる。

図表Ⅳ-1-13　字幕データのアーカイブ化イメージ

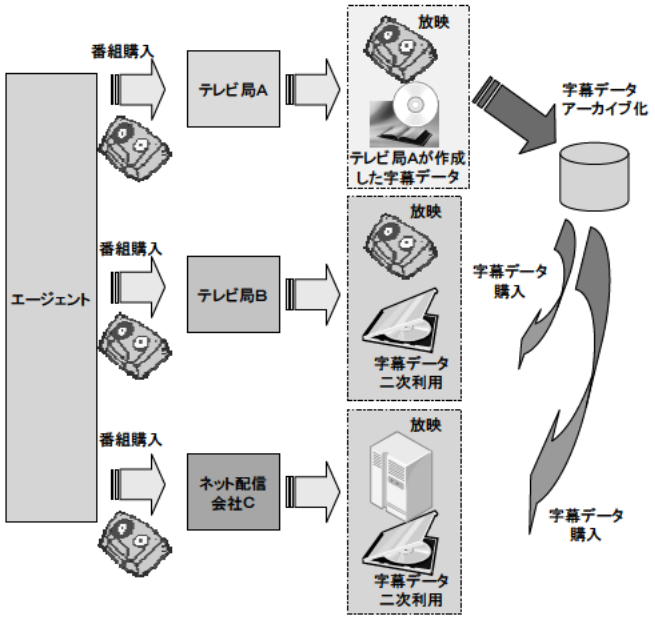

また、テレビの再放送だけでなく、インターネットを通じてアーカイブ化した字幕データを伝送することで、パソコン等ディスプレイで字幕付きの番組を利用することも考えられる。独立行政法人情報通信研究機構から助成を得てキューテック社は「聴覚障害者用字幕配信システム[10]」を開発、提供している。これは、DVD もしくはインターネット配信されているコンテンツに対して、字幕をサーバから配信、映像と同期させて表示させる技術である。また、テレビ画面にインターネット経由で取得した文字情報を重ね合わせて表示できるセットトップボックス（STB）がエンティス社によって開発されている。この STB を利用すれば、放送されているテレビ番組に、インターネット経由で取得した字幕を表示することができる。こうしたシステムの利用により、字幕付きの番組をいつでも利用することが可能となり、ユーザーの利便性向上につなげることができる。

10 キューテック社が提供していた DVD に聴覚障害者用字幕を配信するサービスは、現在 NPO メディア・アクセス・サポートセンターに引き継がれている。

図表Ⅳ-1-14　字幕データのネット配信イメージ

3.2.3 スポンサーの獲得

字幕制作についてのスポンサーを獲得することで収益機会を得ることが考えられる。字幕番組を放映する際、番組の最初と最後で字幕にスポンサー名を表示することや、字幕の下部に常時スポンサー名を表示することなどによって、スポンサーの広告効果につなげることができる。

米国では、番組のスポンサーが字幕のスポンサーとなるケースと、字幕制作会社が番組スポンサー以外のスポンサーを募るケースがある。スポンサーを得た場合には、番組の最初と最後で字幕にスポンサー名が表示される。我が国でもこうした字幕に対してスポンサーをつけるといった取組は参考になろう。なお、民間放送各局で試行的に行われている CM 字幕付与については、番組スポンサーにおける字幕放送への関心を高めるといった点から、テレビ番組への字幕付与を促進する上で有効であると思われる。

スポンサーの字幕表示については、スピードワープロ研究所等があらかじめ用意したテキストデータを本編字幕の上部もしくは下部に表示する「副字幕」システムを開発しており、技術的には本編字幕の表示中に常時スポンサーを表示するといったことが可能となっている。

図表Ⅳ-1-15　副字幕によるスポンサー表示のイメージ

3.2.4 字幕デ　タのメタデ　タとしての活用

字幕データをメタデータとして活用することが考えられる。テレビ番組において所望のシーンを呼び出す（検索）ことは非常に難しい。そこで、字幕データを利用して検索する。また、字幕データをＰＣ等にダウンロードすることができれば、必要なところだけ見るといった活用の仕方も考えられる。

１．聴覚障害者向け調査票

平成 23 年８月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

テレビの視聴状況等に関するアンケートのお願い

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、弊社（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）では、総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課の委託を受け、「国内外における字幕放送等に関する調査研究」を実施しております。その一環として「テレビの視聴状況等に関するアンケート」を実施することとなりました。

このアンケートは、字幕放送等についてその利用状況や要望を把握することで、今後の施策立案に役立てることを目的としています。

誠に恐縮ではございますが、アンケートにご回答のうえ、**平成 23 年8月 29 日(月)までに、**同封の返信用封筒にてご返送賜りますようお願い申し上げます。

アンケートの結果は統計的に処理されますので、個々の方の情報が公表されることはございません。

調査の趣旨をご理解頂き、回答にご協力賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

◆利用目的

ご回答頂いた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用致します。又、全て統計的に処理されますので、個々の方が特定されることはございません。

◆発送先(回答者)情報の収集方法・配布方法

財団法人全日本ろうあ連盟様および社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会様のご協力を得て、各地区の聴覚障害者団体様より直接、皆様に本アンケート調査票を配布いただいております。

本アンケート調査の具体的な配布先（回答者）の選定と実際の配布作業は、各地区の聴覚障害者団体様に実施いただいているため、弊社が、本アンケートを通じて、皆様の氏名や住所・連絡先などの個人情報を入手することは一切ございません。

◆回答方法等について

・このアンケートは、**平成 23 年8月 1 日**現在の状況でお答えください。

・お答えは、あてはまる番号を○印でかこんでください。「１つに」「該当するものすべてに」など回答数が指定されています。あてはまる項目にその数だけ○印をおつけください。
　また、質問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。

・自由記入欄については、ご負担のかからない範囲でご記入ください。

◆問い合わせ先

お問い合わせにつきましては、下記までご連絡をお願い致します。

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱
〒108-8248　東京都港区港南 2-16-4　品川グランドセントラルタワー
TEL：03-6711-1265　FAX：03-6711-1291

※問い合わせ時間は、月～金の 10:00～17:00 です。
（なお、8月 15、16 日は節電のため全社休業です。申し訳ございません。）

■用語や対象とする放送範囲等について■

【用語について】

◆「字幕放送」「字幕付き番組」

字幕放送とは、テレビ画面に出演者・アナウンサーの発言や台詞等を字幕で表示している放送です。（演出効果を目的としたテロップとは異なります。）字幕付き番組は、字幕が付いたテレビ番組です。

◆「手話放送」「手話付き番組」

手話放送とは、テレビの画面に手話通訳者や手話キャスターが映り、その場面で話されている台詞等が手話に訳されて提供されている放送です。手話付き番組は、手話が付いたテレビ番組です。

◆「テロップ」

ニュース番組等でニュースの内容の一部や、バラエティ番組で出演者のコメントの一部を、画面に表示するなど、テレビ画面に文字などを重ねる映像効果のことをいいます。

◆「L字スーパー（L字型画面）」

災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのＬの字の形で文字情報を流す画像手法のことです。

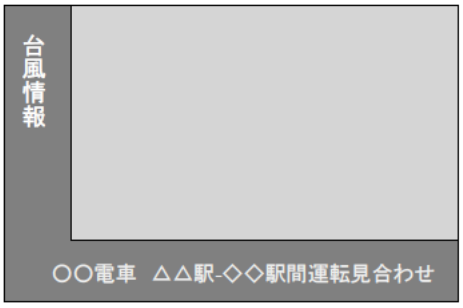

【本アンケートで対象としている放送について】

本アンケート調査は、地上波テレビ放送を対象としています。ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネルやＢＳ放送、ＣＳ放送は対象としていません。特に、特定非営利法人ＣＳ障害者放送統一機構様が提供している「目で聴くテレビ」は対象としておりませんので、ご注意ください。

テレビの視聴状況についておうかがいします。

問1. あなたは平均すると、一日にどのくらいテレビを見ていますか。（①平日、②休日、それぞれに１つ○）

	1. 一日に 1時間以下	2. 一日に 1～3時間くらい	3. 一日に 4～6時間くらい	4. 一日に 6時間以上	5. テレビは 見ない
①平日	1	2	3	4	5
②休日	1	2	3	4	5

問2. あなたが１日のうちで、テレビをよく見る時間帯はいつですか。（①平日、②休日、それぞれ該当するものすべてに○）

	1. 午前0時～ 午前2時	2. 午前2時～ 午前5時	3. 午前5時～ 午前7時	4. 午前7時～ 正午	5. 正午～ 午後6時	6. 午後6時～ 午前0時
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

問3. あなたは普段、字幕付き番組や手話付き番組を見ていますか。（①字幕付き番組、②手話付き番組、それぞれに１つ○）

	1. 見ている	2. 見ていない	3. 時間帯が合わないなどで見られない
①字幕付き番組	1	2	3
②手話付き番組	1	2	3

問3で、いずれかで「１」を選択した、字幕付き番組や手話付き番組を見ている方におうかがいします。（いずれも「２」「３」を選択した方は問3-5へお進みください。）

問3-1. 字幕と手話、どちらでテレビを見たいと思いますか。（１つに○）

1. 字幕	2. どちらかというと字幕	3. 同じくらい	4. どちらかというと手話	5. 手話

問3-2. 字幕付き番組や手話付き番組のスケジュールは、どのように入手していますか。（該当するものすべてに○）

1. 新聞	5. ＥＰＧ（テレビ画面に表示される番組表）
2. 雑誌	6. 口コミ
3. テレビ局のホームページ等	7. その他（　　）
4. 障害者団体の会報等	

問3-3. 字幕付き番組や手話付き番組のスケジュールの入手について、課題や要望はありますか。 自由に記入してください。

問3-4. あなたがよく見る字幕付き番組、手話付き番組があれば、具体的に番組名を教えてください。

	番組名（いくつでも）
(1) 字幕付き番組	
(2) 手話付き番組	

問3で、いずれも「２」「３」を選択した方におうかがいします。

問3-5. 字幕付き番組や手話付き番組を見ていない理由を教えてください。

問4. あなたが普段よく見るテレビ番組はどのようなジャンルのテレビ番組ですか。（該当するものすべてに〇）

1. ニュース・天気予報 2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等） 3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等） 4. スポーツ中継 5. 映画番組	6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等） 7. ドラマ 8. アニメ 9. その他（　　） 10. 特にない、わからない

問5. あなたはインターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度視聴していますか。（１つに〇）

1. ほぼ毎日	3. 月に１回程度
2. 週に１～２回程度	4. 利用したことがない

字幕付き番組・手話付き番組、文字情報等についておうかがいします

問6. 現在の字幕付き番組における字幕の見やすさ（字の大きさ、明るさ、位置等）について、満足していますか。（１つに〇）

1. 満足している	2. 概ね満足している	3. どちらとも言えない	4. あまり満足していない	5. 満足していない

問6-1.「あまり満足していない」「満足していない」に〇をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

問7. 現在の字幕付き番組における字幕の分かりやすさについて、満足していますか。（１つに〇）

1. 満足している	2. 概ね満足している	3. どちらとも言えない	4. あまり満足していない	5. 満足していない

問7-1. 「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

問8. 生放送の字幕付き番組の場合、字幕が画面に表示されるのは、出演者が実際に喋ってから少し遅れます。あなたは、この時間差（タイムラグ）がどの程度気になりますか。（１つに○）

1. 気になる	2. 若干気になる	3. どちらとも言えない	4. あまり気にならない	5. 気にならない

問8-1. 「気になる」「若干気になる」に○をつけた方におうかがいします。その理由を教えてください。

問9. 手話付き番組をご覧になっている皆さんにおうかがいします。
現在の手話付き番組における手話の見やすさ・分かりやすさについて、満足していますか。（それぞれに１つ○）

(1) 手話通訳者が出演し、番組そのものを手話で構成している番組

1. 満足している	2. 概ね満足している	3. どちらとも言えない	4. あまり満足していない	5. 満足していない

(1)-1. 「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

(2) 画面の一部に、手話映像を付与している番組

1. 満足している	2. 概ね満足している	3. どちらとも言えない	4. あまり満足していない	5. 満足していない

(2)-1. 「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

問10. 最近のテレビ番組では、文字情報（テロップ）が、番組の内容を説明したり演出効果を高めたりするために使われています。こうした文字情報により番組内容をどの程度理解できていると感じていますか。（それぞれに１つ○）

（1）ニュースや情報番組の場合

1.理解できていると感じる	2.ある程度理解できていると感じる	3.どちらとも言えない	4.あまり理解できていないと感じる	5.理解できていないと感じる

（2）娯楽やバラエティ番組の場合

1.理解できていると感じる	2.ある程度理解できていると感じる	3.どちらとも言えない	4.あまり理解できていないと感じる	5.理解できていないと感じる

問11. リモコンやテレビの利用しやすさについて、どのように感じていますか。（１つに○）

1.満足している	2.概ね満足している	3.どちらとも言えない	4.あまり満足していない	5.満足していない

問11-1.「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

緊急時・災害時の情報提供についておうかがいします

問12. 2011 年３月 11 日に東日本地域で大きな地震が発生しました。そのような緊急時・災害時において、あなたが情報入手手段として期待しているものは何ですか。（該当するものすべてに○）

1.テレビ	5.ワンセグ
2.ラジオ	6.メール（災害情報提供サービスなど）
3.インターネット（公共機関や企業等のサイト）	7.家族や知り合いなどから教えてもらう
4.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）	8.その他（　　）
	9.特にない、わからない

※ワンセグ：携帯電話等で視聴できるテレビ放送

問13. 緊急時・災害時において、テレビ番組の放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあります。あなたがテロップで第一報を見て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段はどのような対応をされていますか。（最もあてはまるもの１つに○）

1.そのままテレビを見て（字幕無しでも）、情報を得る
2.テレビのデータ放送で情報を得る
3.ラジオにより情報を得る
4.インターネット（公共機関や企業等のサイト）で情報を得る
5.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）で情報を得る
6.家族や知り合いなどから教えてもらう
7.その他（　　）
8.わからない

問14. 緊急時・災害時の臨時報道番組について、画面上に、Ｌ字型画面で文字情報が表示されたり、日本地図等の図表が表示されたりすることがありますが、そのように様々な情報が表示されている中で、臨時報道番組の内容について、字幕や手話が付けられることが必要だと思いますか。（１つに○）

1. 必要だと思う　2. まあ必要だと思う　3. どちらとも言えない　4. あまり必要とは思わない　5. 必要とは思わない

問15. 緊急時・災害時の情報提供に関する、字幕・手話の付与への要望はありますか。自由に記入してください。

問16. 緊急時・災害時において、テレビ番組に字幕や手話が付けられていない場合であっても、以下のような方法で関連の情報が提供されている場合がありますが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思いますか。（それぞれに１つ○）

	1. できると思う	2. ある程度はできると思う	3. どちらとも言えない	4. あまりできないと思う	5. できないと思う	6. わからない 利用したことがない
①Ｌ字スーパー	1	2	3	4	5	6
②データ放送	1	2	3	4	5	6
③ラジオ	1	2	3	4	5	6
④インターネット	1	2	3	4	5	6
⑤ワンセグ	1	2	3	4	5	6

問16-1. 「あまりできないと思う」「できないと思う」に○をつけた方におうかがいします。その理由を教えてください。

問17. 緊急時・災害時の情報入手について、要望や課題等はありますか。自由に記入してください。

字幕付き番組・手話付き番組への要望等についておうかがいします

問18. 字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間は増えると思いますか。（１つに○）

1.増えると思う	2.多少は増えると思う	3.どちらとも言えない	4.あまり増えないと思う	5.増えないと思う

問18-1. 上記のように思われる理由について、教えてください。

問19. 手話付き番組が増えれば、テレビを見る時間は増えると思いますか。（１つに○）

1.増えると思う	2.多少は増えると思う	3.どちらとも言えない	4.あまり増えないと思う	5.増えないと思う

問19-1. 上記のように思われる理由について、教えてください。

問20. あなたが字幕付き番組や手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル等について、教えてください。（それぞれ該当するものすべてに○）

(1) 字幕付き番組について

1.ニュース・天気予報 2.ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等） 3.教育・教養番組（ドキュメンタリー等） 4.スポーツ中継 5.映画番組 6.バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）	7.ドラマ 8.アニメ 9.ＣＭ 10.番組予告 11.その他（　　） 12.特にない、わからない

(2) 手話付き番組について

1.ニュース・天気予報 2.ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等） 3.教育・教養番組（ドキュメンタリー等） 4.スポーツ中継 5.映画番組 6.バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）	7.ドラマ 8.アニメ 9.ＣＭ 10.番組予告 11.その他（　　） 12.特にない、わからない

問21. 今後、字幕や手話を付けて欲しい番組がありましたら、最大３つまで具体的に番組名を教えてください。

番組名（３つまで）	字幕・手話のどちらを付けて欲しいか（１つに○）
	字幕　　手話
	字幕　　手話
	字幕　　手話

問22. 字幕付き番組や手話付き番組について、要望等はありますか。それぞれ、自由に記入してください。

(1) 字幕付き番組について

(2) 手話付き番組について

問23. これまで地上波テレビ放送についておうかがいしてきましたが、参考までに、ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネルにおける字幕放送や手話放送について、ご意見等があれば教えてください。

あなたご自身についておうかがいします

問24. 性別（１つに○）

1. 男性	2. 女性

問25. 年齢（１つに○）

1. 20～29 歳	4. 50～59 歳	7. 70 歳以上
2. 30～39 歳	5. 60～64 歳	
3. 40～49 歳	6. 65～69 歳	

問26. 居住地

都・道・府・県

問27. 所属団体　※加盟団体を含みます。（１つに○）

1. 全日本ろうあ連盟	2. 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

問28. 同居している健常者の有無（１つに○）

1. 健常者の同居者がいる	2. 健常者の同居者はいない

問29. あなたはインターネットを利用していますか。（１つに○）

1. 利用している	2. 利用していない

問29-1.「1.利用している」に○をつけた方におうかがいします。利用頻度はどの程度ですか。（１つに○）

1.ほぼ毎日（１日１時間以上）	4.週２～３日程度
2.ほぼ毎日（１日１時間未満）	5.週１日程度
3.週４～６日程度	6.ほとんど利用しない（週１日未満）

また、視聴行動との関係性を分析する際に参考とさせていただくため、差し支えなければ、以下の設問にもお答えください。

問30. よろしければ、いつ頃から聞こえにくくなったのかを教えてください。（１つに○）

1. 生まれた時	3. ４～６歳	5. ２０～４９歳
2. ０～３歳	4. ７～１９歳	6. ５０歳～

問31. よろしければ、あなたの聴覚障害の程度を教えてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿級

問32. よろしければ、普段、どのような方法でコミュニケーションをとっているか、教えてください。（主なもの１つに○）

1.手話	4.補聴器・人工内耳などの補聴機器を付けている
2.口話（読話）	5.その他（　　）
3.筆談・要約筆記	6.いずれも利用していない

問33. よろしければ、あなたの普段の生活が在宅中心（例えば自営業の方の場合等）か、外出中心（例えば外勤(勤め人)や学生の方の場合等）かを教えてください。（１つに○）

1.在宅がほとんど	2.どちらかというと在宅が多い	3.どちらとも言えない	4.どちらかというと外出が多い	5.外出が多い

ご協力ありがとうございました

２．視覚障害者向け調査票

平成 23 年８月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

テレビの視聴状況等に関するアンケートのお願い

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、弊社（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）では、総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課の委託を受け、「国内外における字幕放送等に関する調査研究」を実施しております。その一環として「テレビの視聴状況等に関するアンケート」を実施することとなりました。

このアンケートは、解説放送等についてその利用状況や要望を把握することで、今後の施策立案に役立てることを目的としています。

誠に恐縮ではございますが、アンケートにご回答のうえ、**平成 23 年9月9日（金）必着で、**同封の返信用封筒にてご返送賜りますようお願い申し上げます。

アンケートの結果は統計的に処理されますので、個々の方の情報が公表されることはございません。

調査の趣旨をご理解頂き、回答にご協力賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

◆利用目的

ご回答頂いた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用致します。又、全て統計的に処理されますので、個々の方が特定されることはございません。

◆発送先（回答者）情報の収集方法・配布方法

社会福祉法人日本盲人会連合様のご協力を得て、各地区の視覚障害者団体様より直接、皆様に本アンケート調査票を配布いただいております。

本アンケート調査の具体的な配布先（回答者）の選定と実際の配布作業は、各地区の視覚障害者団体様に実施いただいているため、弊社が、本アンケートを通じて、皆様の氏名や住所・連絡先などの個人情報を入手することは一切ございません。

◆回答方法等について

・このアンケートは、**平成 23 年8月 1 日**現在の状況でお答えください。
・お答えは、あてはまる番号を○印でかこんでください。「１つに」「すべてに（該当するものすべてに）」など回答数が指定されています。あてはまる項目にその数だけ○印をおつけください。
　また、質問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。
・自由記入欄については、ご負担のかからない範囲でご記入ください。

◆問い合わせ先

お問い合わせにつきましては、下記までご連絡をお願い致します。

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱
〒108-8248　東京都港区港南 2-16-4　品川グランドセントラルタワー
TEL：03-6711-1265　FAX：03-6711-1291

※問い合わせ時間は、月～金の 10:00～17:00 です。
（なお、8月 15、16 日は節電のため全社休業です。申し訳ございません。）

■用語や対象とする放送範囲等について■

【用語について】

◆「解説放送」「解説付き番組」

解説放送とは、テレビ番組の副音声チャンネルで、音声のみで番組の内容が理解できるよう、その番組に映っているシーンの様子や登場人物の動作等が音声により描写されて提供される放送を指します。地上デジタル放送対応のテレビの副音声で聴くことができます。解説付き番組は、解説が付いたテレビ番組です。

◆「L字スーパー（L字型画面）」

災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのＬの字の形で文字情報を流す画像手法のことです。

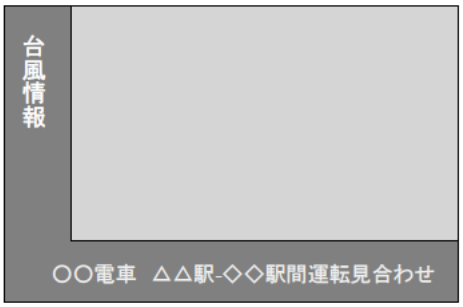

【本アンケートで対象としている放送について】

本アンケート調査は、地上波テレビ放送を対象としています。ラジオ放送や、ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネル、ＢＳ放送、ＣＳ放送等は対象としておりませんので、ご注意ください。

テレビの利用状況についておうかがいします。

問 1. あなたの普段のテレビの利用状況についておうかがいします。

（1）あなたは平均すると、一日にどのくらいテレビを利用していますか。（①平日、②休日、それぞれに１つ○）

	1. 一日に 1 時間以下	2. 一日に 1～3 時間くらい	3. 一日に 4～6 時間くらい	4. 一日に 6 時間以上	5. テレビは 利用していない
①平日	1	2	3	4	5
②休日	1	2	3	4	5

（2）あなたが１日のうちで、テレビをよく利用する時間帯はいつですか。（①平日、②休日、それぞれ該当するものすべてに○）

	1. 午前 0 時～ 午前 2 時	2. 午前 2 時～ 午前 5 時	3. 午前 5 時～ 午前 7 時	4. 午前 7 時～ 正午	5. 正午～ 午後 6 時	6. 午後 6 時～ 午前 0 時
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

問 2. 参考までに、ラジオについても、普段の利用状況についておうかがいします。

（1）あなたは平均すると、一日にどのくらいラジオを利用していますか。（①平日、②休日、それぞれに１つ○）

	1. 一日に 1 時間以下	2. 一日に 1～3 時間くらい	3. 一日に 4～6 時間くらい	4. 一日に 6 時間以上	5. ラジオは 利用していない
①平日	1	2	3	4	5
②休日	1	2	3	4	5

（2）あなたが１日のうちで、ラジオをよく利用する時間帯はいつですか。（①平日、②休日、それぞれ該当するものすべてに○）

	1. 午前 0 時～ 午前 2 時	2. 午前 2 時～ 午前 5 時	3. 午前 5 時～ 午前 7 時	4. 午前 7 時～ 正午	5. 正午～ 午後 6 時	6. 午後 6 時～ 午前 0 時
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

問 3. あなたが普段、テレビを利用する中で、解説放送を利用していますか。（１つに○）

1. 利用している	2. 利用していない 3. 時間帯が合わないなどで利用できない

<u>問 3 で「１」を選択した、解説放送を利用している方におうかがいします。「２」「３」を選択した、解説放送を利用していない・できない方は問 3-3 へお進みください。</u>

問 3-1. 解説付き番組のスケジュールは、どのように入手していますか。（該当するものすべてに○）

1. 視覚障害者団体等からの情報 2. 家族や知り合いからの情報 3. 放送事業者から（番組宣伝、ＰＲ番組、放送事業者のインターネットでの案内など）	4. 新聞等からご自身で 5. その他（　　）

問 3-2. あなたがよく利用している解説付き番組があれば、具体的に番組名を教えてください。

番組名（いくつでも）

問 3 で「２」「３」を選択した、解説放送を利用していない方におうかがいします。

問 3-3. 解説付き番組を利用していない理由を教えてください。

問 4. あなたが普段よく利用するテレビ番組はどのようなジャンルのテレビ番組ですか。（該当するものすべてに○）

1. ニュース・天気予報	6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）
2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等）	7. ドラマ
3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等）	8. アニメ
4. スポーツ中継	9. その他（　　）
5. 映画番組	10. 特にない、わからない

問 5. あなたはインターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度利用していますか。（１つに○）

1. ほぼ毎日	3. 月に１回程度
2. 週に１～２回程度	4. 利用したことがない

解説付き番組等についておうかがいします

問 6. 現在の解説付き番組における解説の分かりやすさについて、満足していますか。（１つに○）

1. 満足している	2. 概ね満足している	3. どちらとも言えない	4. あまり満足していない	5. 満足していない

問 6-1.「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

問 7.（解説付き番組ではない）通常のテレビ番組（特にニュース番組）をお聴きになっていて、分かりにくくて改善が必要と思うことがありますか。（１つに○）

1. そう思う	2. ややそう思う	3. どちらとも言えない	4. あまりそう思ったことはない	5. そう思ったことはない

問 7-1.「そう思う」「ややそう思う」に○をつけた方におうかがいします。改善が必要だと思う理由を教えてください。

問 8. リモコンやテレビの利用しやすさについて、どのように感じていますか。（１つに○）

1.満足している	2.概ね満足している	3.どちらとも言えない	4.あまり満足していない	5.満足していない

問 8-1.「あまり満足していない」「満足していない」に○をつけた方におうかがいします。満足されていない理由を教えてください。

緊急時・災害時の情報提供についておうかがいします

問 9. 2011 年３月 11 日に東日本地域で大きな地震が発生しました。そのような緊急時・災害時において、あなたが情報入手手段として期待しているものは何ですか。（該当するものすべてに○）

1.テレビ	5.ワンセグ
2.ラジオ	6.メール（災害情報提供サービスなど）
3.インターネット（公共機関や企業等のサイト）	7.家族や知り合いなどから教えてもらう
4.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）	8.その他（　　）
	9.特にない、わからない

※ワンセグ：携帯電話等で視聴できるテレビ放送

問 10. 緊急時・災害時において、テレビ番組放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあります。

（1）あなたは、警告音で第一報が流されても、どんな内容の緊急放送か（例えばニュース速報なのか、気象関係速報なのか）判断できずに、不便に思ったことはありますか。（１つに○）

1.そう思う	2.ややそう思う	3.どちらとも言えない	4.あまりそう思ったことはない	5.そう思ったことはない

（2）あなたはテロップで第一報を得て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段はどのような対応をされていますか。（最もあてはまるもの１つに○）

1.そのままテレビで情報を得る（解説無しでも）
2.テレビのデータ放送で情報を得る
3.ラジオにより情報を得る
4.インターネット（公共機関や企業等のサイト）で情報を得る
5.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）で情報を得る
6.家族や知り合いなどから教えてもらう
7.その他（　　）
8.わからない

問 11. 緊急時・災害時において、以下のような方法で関連情報が提供されている場合がありますが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思いますか。（それぞれに１つ○）

	1. できると思う	2. ある程度はできると思う	3. どちらとも言えない	4. あまりできないと思う	5. できないと思う	6. わからない 利用したことがない
①Ｌ字スーパー	1	2	3	4	5	6
②データ放送	1	2	3	4	5	6
③ラジオ	1	2	3	4	5	6
④インターネット	1	2	3	4	5	6
⑤ワンセグ	1	2	3	4	5	6

※Ｌ字スーパー：災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのＬの字の形で文字情報を流す画像手法のこと。

問 11-1.「あまりできないと思う」「できないと思う」に○をつけた方におうかがいします。その理由を教えてください。

問 12. 緊急時・災害時の情報入手について、要望や課題等はありますか。自由に記入してください。

解説付き番組への要望等についておうかがいします

問 13. 解説付き番組が増えれば、テレビを利用する時間は増えると思いますか。（１つに○）

1. 増えると思う　2. 多少は増えると思う　3. どちらとも言えない　4. あまり増えないと思う　5. 増えないと思う

問 13-1. 上記のように思われる理由について、教えてください。

問 14. 解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル等について、教えてください。（該当するものすべてに○）

1. ニュース・天気予報	7. ドラマ
2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等）	8. アニメ
3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等）	9. ＣＭ
4. スポーツ中継	10. 番組予告
5. 映画番組	11. その他（　　）
6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）	12. 特にない、わからない

問 15. 今後、解説を付けて欲しい番組がありましたら、最大３つまで具体的に番組名を教えてください。

番組名（３つまで）

問 16. 解説付き番組について、要望等はありますか。自由に記入してください。

問 17. これまで地上波テレビ放送についておうかがいしてきましたが、参考までに、ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネルにおける解説放送について、ご意見等があれば教えてください。

あなたご自身についておうかがいします

問 18. 性別（１つに○）

1. 男性	2. 女性

問 19. 年齢（１つに○）

1. 20～29 歳	4. 50～59 歳	7. 70 歳以上
2. 30～39 歳	5. 60～64 歳	
3. 40～49 歳	6. 65～69 歳	

問 20. 居住地

都・道・府・県

問 21. 同居している健常者の有無（１つに○）

1. 健常者の同居者がいる	2. 健常者の同居者はいない

問 22. あなたはインターネットを利用していますか。（１つに○）

1. 利用している	2. 利用していない

問 22-1. 「1. 利用している」に○をつけた方におうかがいします。利用頻度はどの程度ですか。（１つに○）

1. ほぼ毎日（１日１時間以上）	4. 週２～３日程度
2. ほぼ毎日（１日１時間未満）	5. 週１日程度
3. 週４～６日程度	6. ほとんど利用しない（週１日未満）

また、視聴行動との関係性を分析する際に参考とさせていただくため、差し支えなければ、以下の設問にもお答えください。

問 23. よろしければ、いつ頃から見えにくくなったのかを教えてください。（１つに○）

1. 生まれた時	3. ４～６歳	5. ２０～４９歳
2. ０～３歳	4. ７～１９歳	6. ５０歳～

問 24. よろしければ、あなたの視覚障害の程度を教えてください。

＿＿＿＿＿＿＿級

問 25. よろしければ、あなたの普段の生活が在宅中心（例えば自営業の方の場合等）か、外出中心（例えば外勤(勤め人)や学生の方の場合等）かを教えてください。（１つに○）

1. 在宅がほとんど	2. どちらかというと在宅が多い	3. どちらとも言えない	4. どちらかというと外出が多い	5. 外出が多い

ご協力ありがとうございました

３．高齢者向け調査票

平成 23 年８月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

テレビの視聴状況等に関するアンケートのお願い

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、弊社（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）では、総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課の委託を受け、「国内外における字幕放送等に関する調査研究」を実施しております。その一環として「テレビの視聴状況等に関するアンケート」を実施することとなりました。

このアンケートは、字幕放送等についての利用状況等を把握することで、今後の施策立案に役立てることを目的としています。

アンケートの結果は統計的に処理されますので、個々の方の情報が公表されることはございません。

調査の趣旨をご理解頂き、回答にご協力賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

★提出日については、拠点で一括して取りまとめされますので拠点の指示に従っていただきますようよろしくお願いいたします。（ナルク　担当者）

◆利用目的

ご回答頂いた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用致します。又、全て統計的に処理されますので、個々の方が特定されることはございません。

◆発送先(回答者)情報の収集方法･配布方法

特定非営利活動法人　ニッポン・アクティブライフ・クラブ様のご協力を得て、調査票を配布させていただきました。

本アンケート調査の具体的な配布先（回答者）の選定と実際の配布作業は、各地区の団体様に実施いただいているため、弊社が、本アンケートを通じて、皆様の氏名や住所・連絡先などの個人情報を入手することは一切ございません。

◆回答方法等について

・このアンケートは、**平成 23 年8月 1 日**現在の状況でお答えください。
・お答えは、あてはまる番号を○印でかこんでください。「１つに」「該当するものすべてに」など回答数が指定されています。あてはまる項目にその数だけ○印をおつけください。
　また、質問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。
・自由記入欄については、ご負担のかからない範囲でご記入ください。

（◆問い合わせ先）

お問い合わせにつきましては、下記までご連絡をお願い致します。

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱
〒108-8248　東京都港区港南 2-16-4　品川グランドセントラルタワー
TEL：03-6711-1265　FAX：03-6711-1291
※問い合わせ時間は、月～金の 10：00～17：00 です。
（なお、８月 15、16 日は節電のため全社休業です。申し訳ございません。）

■用語や対象とする放送範囲等について■

【用語について】

◆「字幕放送」「字幕付き番組」

字幕放送とは、テレビ画面に出演者・アナウンサーの発言や台詞等を字幕で表示している放送です。（演出効果を目的としたテロップとは異なります。）字幕付き番組は、字幕が付いたテレビ番組です。

◆「解説放送」「解説付き番組」

解説放送とは、テレビ番組の副音声チャンネルで、音声のみで番組の内容が理解できるよう、その番組に映っているシーンの様子や登場人物の動作等が音声により描写されて提供される放送を指します。地上デジタル放送対応のテレビの副音声で聴くことができます。解説付き番組は、解説が付いたテレビ番組です。

◆「テロップ」

ニュース番組等でニュースの内容の一部や、バラエティ番組で出演者のコメントの一部を、画面に表示するなど、テレビ画面に文字などを重ねる映像効果のことをいいます。

◆「L字スーパー（L字型画面）」

災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのＬの字の形で文字情報を流す画像手法のことです。

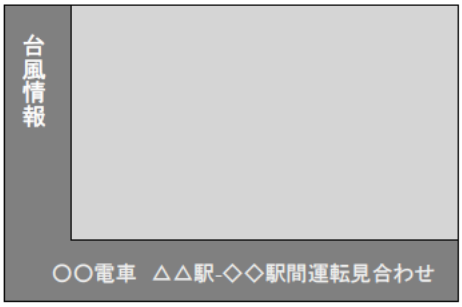

【本アンケートで対象としている放送について】

本アンケート調査は、地上波テレビ放送を対象としています。ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネルやＢＳ放送、ＣＳ放送は対象としていません。

テレビの視聴状況についておうかがいします。

問 1. あなたは平均すると、一日にどのくらいテレビを見ていますか。(①平日、②休日、それぞれに１つ○)

	1. 一日に 1 時間以下	2. 一日に 1～3 時間くらい	3. 一日に 4～6 時間くらい	4. 一日に 6 時間以上	5. テレビは 見ない
①平日	1	2	3	4	5
②休日	1	2	3	4	5

問 2. あなたが 1 日のうちで、テレビをよく見る時間帯はいつですか。(①平日、②休日、それぞれ該当するものすべてに○)

	1. 午前 0 時～ 午前 2 時	2. 午前 2 時～ 午前 5 時	3. 午前 5 時～ 午前 7 時	4. 午前 7 時～ 正午	5. 正午～ 午後 6 時	6. 午後 6 時～ 午前 0 時
①平日	1	2	3	4	5	6
②休日	1	2	3	4	5	6

問 3. あなたが普段よく見るテレビのジャンルについておうかがいします。(該当するものすべてに○)

1. ニュース・天気予報 2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等) 3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等) 4. スポーツ中継 5. 映画番組	6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等) 7. ドラマ 8. アニメ 9. その他（　　） 10. 特にない、わからない

問 4. あなたはインターネットを通じて配信される日本のテレビ局のテレビ番組（テレビで過去に放映した番組）を、どの程度視聴していますか。(１つに○)

1. ほぼ毎日 2. 週に１～２回程度	3. 月に１回程度 4. 利用したことがない

字幕放送についておうかがいします

問 5. あなたは、字幕放送をご存知でしたか。(１つに○)

1. 知っていた	2. 聞いたことがある程度 3. 知らなかった

<u>問 5 で「１」を選択した、字幕放送を「知っていた」方におうかがいします。「２」「３」を選択した方は問 8 へお進みください。</u>

問 5-1. どんな番組を字幕付きで見られるかご存知ですか。(１つに○)

1. 知っている	2. ある程度は知っている	3. どちらとも言えない	4. あまり良く知らない	5. 知らない

問 5-2. 字幕を見るための操作方法を知っていますか。（１つに○）

1. 知っている	2. ある程度は知っている	3. どちらとも言えない	4. あまり良く知らない	5. 知らない

問 6. あなたは字幕付き番組を視聴することに関心をお持ちですか。（１つに○）

1. 既に視聴している	2. 今後視聴する可能性はある	3. どちらとも言えない	4. あまり関心はない	5. 関心はない

問 7. あなたは、字幕付き番組が増えれば、テレビを見る時間は増えると思いますか。（１つに○）

1. 増えると思う	2. 多少は増えると思う	3. どちらとも言えない	4. あまり増えないと思う	5. 増えないと思う

問 7-1. 上記のように思われた理由について、教えてください。

解説放送についておうかがいします

問 8. あなたは、解説付き番組をどの程度ご存知でしたか。（１つに○）

1. 知っていた	2. 聞いたことがある程度 3. 知らなかった

問 8 で「１」を選択した、解説放送を「知っていた」方におうかがいします。「２」「３」を選択した方は問 11 へお進みください。

問 8-1. どんな番組を解説付きで見られるかご存知ですか。（１つに○）

1. 知っている	2. ある程度は知っている	3. どちらとも言えない	4. あまり良く知らない	5. 知らない

問 8-2. 解説を聞くための操作方法を知っていますか。（１つに○）

1. 知っている	2. ある程度は知っている	3. どちらとも言えない	4. あまり良く知らない	5. 知らない

問 9. あなたは解説付き番組を視聴することに関心をお持ちですか。（１つに○）

1. 既に視聴している	2. 今後視聴する可能性はある	3. どちらとも言えない	4. あまり関心はない	5. 関心はない

問 10. あなたは、解説付き番組が増えれば、テレビを見る時間は増えると思いますか。（１つに○）

1. 増えると思う	2. 多少は増えると思う	3. どちらとも言えない	4. あまり増えないと思う	5. 増えないと思う

問 10-1. 上記のように思われた理由について、教えてください。

緊急時・災害時の情報提供についておうかがいします

問 11. 2011 年３月 11 日に東日本地域で大きな地震が発生しました。そのような緊急時・災害時において、あなたが情報入手手段として期待しているものは何ですか。（該当するものすべてに○）

1.テレビ	5.ワンセグ
2.ラジオ	6.メール（災害情報提供サービスなど）
3.インターネット（公共機関や企業等のサイト）	7.家族や知り合いなどから教えてもらう
4.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）	8.その他（　　）
	9.特にない、わからない

※ワンセグ：携帯電話等で視聴できるテレビ放送

問 12. 緊急時・災害時において、テレビ番組の放送中に緊急ニュース（地震発生、天気の急変、重大ニュース等）が入った場合、テロップで第一報が流れ、場合によっては通常の番組を中断して臨時報道番組が放送されることがあります。あなたがテロップで第一報を見て、より詳しい情報を知りたいと思った時、普段はどのような対応をされていますか。（最もあてはまるもの１つに○）

1.そのままテレビを見て、情報を得る
2.テレビのデータ放送で情報を得る
3.ラジオにより情報を得る
4.インターネット（公共機関や企業等のサイト）で情報を得る
5.インターネット（SNS、ツイッター、ブログ等の個人による情報）で情報を得る
6.その他（　　）
7.わからない

問 13. 緊急時・災害時の情報提供において、以下のような方法で関連情報が提供されている場合がありますが、これらの方法によって必要な情報を入手することができると思いますか。（それぞれに１つ○）

	1. できると思う	2. ある程度はできると思う	3. どちらとも言えない	4. あまりできないと思う	5. できないと思う	6. わからない 利用したことがない
①Ｌ字スーパー	1	2	3	4	5	6
②データ放送	1	2	3	4	5	6
③ラジオ	1	2	3	4	5	6
④インターネット	1	2	3	4	5	6
⑤ワンセグ	1	2	3	4	5	6

問 13-1.「あまりできないと思う」「できないと思う」に○をつけた方におうかがいします。その理由を教えてください。

問 14. 緊急時・災害時の情報入手について、要望や課題等はありますか。自由に記入してください。

字幕付き番組、解説付き番組への要望についておうかがいします

問 15. あなたが字幕付き番組や解説付き番組を増やして欲しい番組ジャンル等について、教えてください。（該当するものすべてに○）

(1) 字幕付き番組について

1. ニュース・天気予報 2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等） 3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等） 4. スポーツ中継 5. 映画番組 6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）	7. ドラマ 8. アニメ 9. ＣＭ 10. 番組予告 11. その他（　　） 12. 特にない、わからない

(2) 解説付き番組について

1. ニュース・天気予報 2. ニュース以外の報道・情報番組（ワイドショー等） 3. 教育・教養番組（ドキュメンタリー等） 4. スポーツ中継 5. 映画番組 6. バラエティ番組（トーク、クイズ、お笑い等）	7. ドラマ 8. アニメ 9. ＣＭ 10. 番組予告 11. その他（　　） 12. 特にない、わからない

問 16. 字幕付き番組や解説付き番組について、要望等はありますか。それぞれ、自由に記入してください。

(1) 字幕付き番組について

(2) 解説付き番組について

問 17. これまで地上波テレビ放送についておうかがいしてきましたが、参考までに、ＢＳ放送やＣＳ放送、ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）の独自チャンネルにおける、字幕放送や解説放送について、ご意見等があれば教えてください。

あなたご自身についておうかがいします

問 18. 性別（１つに○）

1. 男性	2. 女性

問 19. 年齢

1. 65～69 歳	3. 75～79 歳	5. 85 歳以上
2. 70～74 歳	4. 80～84 歳	

問 20. 居住地

都・道・府・県

問 21. 同居者（該当するものすべてに○）

1. 一人暮らし	4. 子、子の配偶者
2. 配偶者（夫婦）	5. 孫
3. 親	6. その他（　　）

問 22. あなたは普段、テレビを視聴する時、音声の聞き取りにくさや、画面の見にくさを感じることがありますか。（それぞれに１つ○）

（1）音声の聞き取りにくさについて

1. 普段から聞き取りにくいと感じる	2. たまに聞き取りにくいと感じる	3. どちらとも言えない	4. あまり聞き取りにくいと感じない	5. 聞き取りにくいと感じない

（2）画面の見にくさについて

1. 普段から見にくいと感じる	2. たまに見にくいと感じる	3. どちらとも言えない	4. あまり見にくいと感じない	5. 見にくいと感じない

問 23. あなたはインターネットを利用していますか。（１つに○）

1. 利用している	2. 利用していない

問 23-1.「1. 利用している」に○をつけた方におうかがいします。利用頻度はどの程度ですか。（１つに○）

1. ほぼ毎日（１日１時間以上）	4. 週２～３日程度
2. ほぼ毎日（１日１時間未満）	5. 週１日程度
3. 週４～６日程度	6. ほとんど利用しない（週１日未満）

問 24. あなたの普段の生活が在宅中心か、外出中心かを教えてください。（１つに○）

1. 在宅がほとんど	2. どちらかというと在宅が多い	3. どちらとも言えない	4. どちらかというと外出が多い	5. 外出が多い

ご協力ありがとうございました

＜参考資料＞

４．諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等比較表

		米国	英国	カナダ	韓国	中国
字幕放送等関連法		1996 年電気通信法 21st CVAA 法	2003 年通信法[1]	1991 年放送法 CRTC 公示	放送法 障害者差別禁止法	中華人民共和国障害者保障法 （2008 年改正）
字幕放送等の義務付け状況	字幕	義務付け （放送は 1996 年電気通信法、通信は 21st CVAA 法で義務付け）	義務付け	義務付け	放送法：努力義務（2011 年 7 月の改正法で義務付け） 障害者差別禁止法：義務付け	奨励
	解説	義務付け （放送のみ 21st CVAA 法で義務付け）	義務付け	義務付け	放送法：努力義務（2011 年 7 月の改正法で義務付け） 障害者差別禁止法：義務付け	―
	手話	―	義務付け	―	放送法：努力義務 （2011 年 7 月の改正法で義務付け） 障害者差別禁止法：義務付け	奨励
義務付け対象		字幕：放送事業者 解説：4 大ネットワーク地上波放送事業者、ケーブル事業者[2]	公共サービスチャンネル デジタルテレビ番組サービス テレビコンテンツサービス[3] 等	字幕：英仏語放送事業者（地上波放送事業者、衛星放送事業者、ケーブル放送事業者、その他有料チャネル放送） 解説：英仏語地上波放送事業者、有料チャネル事業者	・放送事業者（地上波放送事業者、総合有線事業者、衛星放送事業者、放送チャンネル使用事業者、共同体ラジオ放送事業者） ・インターネットマルチメディア放送事業者（IPTV）	―
義務付けの適用対象外となる番組・事業者等		字幕 ○契約、権利の侵害になる場合 ○ENR[4]が適用できない言語番組 ○午前 2～6 時に放送される番組 ○10 分以下の企業広告 等 解説 ○生放送・それに近い番組 ※その他、売上額が少ない事業者は申請が承認されれば除外される。	○電子番組表（EPG） ○広告により構成された番組 （ショッピングチャンネル　等） ○英国以外から許可された放送 ○技術的に制作困難な番組 ○視聴シェア 0.05%以下のテレビ放送[5] 等 ※その他、放送関連売上額が少ない事業者に対する目標レベルの緩和規定あり	○広告、販促番組 ○経済的に困難な場合 ○午前 1～6 時放送の番組 ○字幕が表示されない原因が放送事業者の範疇を超える場合	○技術的に制作困難な番組 ○著作権問題によって制作困難な番組 ※障害者放送ガイドラインで告示指定事業者[6]を設定。告示指定事業者は売上額を基準として義務対象か否かが判断される。	―

[1] BBC は BBC 協定書（BBC Agreement）
[2] 地上波テレビ市場上位 25 地域における 4 大ネットワーク（ABC、CBS、FOX、NBC)傘下の放送局、視聴者数上位 5 位のケーブル事業者（USA Network、the Disney Channel、TNT、Nickelodeon、TBS）
[3] 衛星やケーブルテレビ等で免許を受けて番組配信を行っている事業者
[4] 事前に原稿を字幕に起こし、放送に合わせて打ち出す方式。
[5] 視聴シェア 0.05%～1%の事業者の手話番組の目標も緩和される
[6] 総合有線放送事業者（地域チャネル対象）、一般放送チャネル使用事業者、インターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者が告示指定事業者として設定されている

		米国	英国	カナダ	韓国	中国
普及目標		字幕（放送）：FCC 規則（98-236）で目標を設定。 ・字幕（通信）：2012 年制定予定 ・解説：FCC 規則（11-126）で目標を設定。	2003 年通信法で 5 年、10 年単位での目標を設定 ・Code on Television Access Services で詳細な目標を規定	CRTC の公示（Public Notice）で目標を設定、放送免許に科す。 ・字幕：公示 2007-54 ・解説：公示 2009-430	障害者放送ガイドラインで目標を設定	—
	字幕	・1998 年以降放送の英語番組（100%：2006 年） ・1998 年以降放送の西語番組（100%：2010 年） ・1998 年以前放送の英語番組（75%：2008 年） ・1998 年以前放送の西語番組（75%：2012 年）	・BBC（100%：2008 年） ・ITV、Channel4（90%：2010 年） ・S4C（80%：2008 年） ・Five（80%：2010 年） ・その他（80%：2014 年）	・2007 年以降放送免許を交付・更新された英仏語の放送事業者（100%：2007 年より） ・第三ヶ国語放送事業者は奨励（ただし、多言語放送を行う全国地上波放送事業者 APTN には、すべての英語番組と 25%の仏語番組への字幕付与を義務付け）	・中央地上波放送事業者（100%：2013 年） ・地域地上波放送事業者（100%：2015 年） ・衛星放送事業者（70%：2016 年） ・総合有線放送事業者（70%：2016 年） ・報道・総合編成チャネル使用事業者（100%：2016 年） ・一般チャネル使用事業者（70%：2016 年）	—
	解説	・プライム放送番組か子供向け番組（四半期毎最低 50 時間（2012 年 7 月より）） ・義務付けられる地上波テレビ市場を上位 60 地域に拡大（2015 年より）	・BBC、ITV、Channel4、Five、S4C（10%：2008 年） ・その他（10%：2009 年）	・英仏語の地上波放送事業者及び有料チャンネル（週 4 時間：2009 年より）	・中央地上波放送事業者（10%：2014 年） ・地域地上波放送事業者（10%：2015 年） ・衛星放送事業者：（7%：2016 年） ・総合有線放送事業者（7%：2016 年） ・報道・総合編成チャネル使用事業者（10%：2016 年） ・一般チャネル使用事業者（5%：2016 年）	—
	手話	—	・BBC、ITV、Channel4、Five、S4C（5%：2008 年） ・その他（5%：2014 年）	—	・全国地上波放送事業者（5%：2013 年） ・地域地上波放送事業者（5%：2015 年） ・衛星放送事業者：（4%：2016 年） ・総合有線放送事業者（4%：2016 年） ・報道・総合編成チャネル使用事業者（5%：2016 年） ・一般チャネル使用事業者（3%：2016 年）	—

	米国	英国	カナダ	韓国	中国
助成制度	教育省助成金（約 363 万 US ドル（2010 年度実績））	―	―	○字幕放送等の制作支援（障害者放送制作支援事業：33 億ウォン（2011 年）） ○字幕放送等受信機普及支援（放送疎外層放送アクセス権保障事業：29 億ウォン（2011 年））	―
緊急時・災害時の実施状況	・FCC 規則が障害者向けに緊急情報の提供を義務付け。 ・字幕放送（オープンキャプションを含む）を実施（画面解説は諮問委員会[7]にて検討中）。	・字幕放送等のガイドラインに字幕・音声による情報提供が重要であるとの記載あり。 ・字幕放送を実施（音声解説、手話は実施せず）。	・民間放送連盟のガイドラインに字幕（オープンキャプション）・音声による情報提供が不可欠と明記。 ・字幕放送を実施（画面解説は実施せず）。	・改正前の放送法[8]では字幕放送等の実施に係る努力義務の対象として、災害放送を明記。 ・字幕放送を実施（画面解説、手話は実施せず）。	・中華人民共和国国家放送映画テレビ総局は、字幕付与を奨励。 ・字幕放送を実施（画面解説、手話は実施せず）。
制作方法（生放送番組）	・ステノグラフでの制作が主 ・リスピーク方式による制作も行われている	・リスピーク方式での制作が主 ・ステノグラフによる制作も行われている	・ステノグラフでの制作が主 ・仏語放送ではリスピーク方式も使用されている	ステノタイプの速記機 CAS を使用（速記士 2 名、校正者 2 名で制作）	テキスト送出方式
制作コスト	字幕（録画）：＄200～800／時間（15,800～63,200 円／時間[9]） 字幕（生放送）：＄75～225／時間（5,925～17,775 円／時間） 画面解説：$1,400~6,000／時間（110,600~474,000 円／時間）	字幕（録画）：£254／時間（32,507 円／時間[10]） 字幕（生放送）：£314／時間（40,186 円／時間） 音声解説：£443／時間（56,695 円／時間） 手話：£537／時間（68,725 円／時間）	字幕：＄120～200／時間（9,954～16,590 円／時間[11]） 画面解説：$1,000~2,000／時間（82,950～165,900 円／時間）	字幕：3,000 ウォン／分（13,440 円／時間[12]） 画面解説：14,577 ウォン／分（65,280 円／時間） 手話：9,000 ウォン／分（40,320 円／時間）	字幕（映画）：120 中国元／分（88,164 円[13]／時間）
通信における字幕	・21st CVAA 法にて、インターネット配信するテレビ番組への字幕付与を義務付け。詳細な規則は今後（2012 年 1 月）制定予定。 ・VOD サービス大手の Hulu は、放送局提供の字幕付き番組を配信。	・2003 年通信法の改正により、VOD 事業者に対して字幕等の付与を奨励 ・BBC iPlayer（見逃し視聴サービス）では、字幕、解説、手話を提供。 ・見逃し視聴サービス 4oD（Channel4）、Demand 5（Five）では字幕を提供。	・インターネット配信されるテレビ番組への義務規定はなく、公示で奨励している。 ・ほとんどの VOD、IPTV サービスで未実施。	・インターネットマルチメディア放送事業者（IPTV）は、放送法、障害者差別禁止法の適用対象。VOD 事業者への義務付け今後検討。 ・ほとんどの VOD、IPTV サービスで未実施。	・通信における字幕等の付与は義務付けられていない。 ・IPTV や VOD で配信される一部の番組に字幕（オープンキャプション）が付与されている。
その他	・字幕制作事業者と地域放送事業者が字幕の企業スポンサーを募集。 ・CM は広告主が字幕付与。	―	・放送事業者が、字幕のスポンサーを募集。	―	・字幕はオープン形式で表示。

[7] 21st CVAA 法により設立された委員会（VPEAAC：Video Programming and Emergency Access Advisory Committee）
[8] 2011 年 9 月現在、施行令の関連規定の改正を検討中
[9] 1 米国ドル=79 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））
[10] 1 ポンド=127.98 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））
[11] 1 カナダドル=82.95 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））
[12] 100 ウォン=7.4655 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））
[13] 1 中国元=12.245 円で換算（日本銀行　報告省令レート（2011 年 9 月））